

公海を領海と誤認して日本側を壓迫する  
場合も少くない。

公海漁業の漁撈並に製造における技術  
の點では、日本は極めて優秀であつて、  
他の追隨を許さないものがあるが、露國  
は反對に尙著しく幼稚である。従つて、  
工船蟹漁業のために露國は年々多數の日  
本人熟練漁夫を雇傭し、日本人の技術的  
援助を得てゐたが、突如一九三三年に  
は全然日本人漁夫を雇傭しなかつた。

公海漁業の領域において發生した日露  
兩國の對立關係の故に日本側は露國の此  
弱點を利用して、一九三〇年末露國の蟹  
漁夫雇傭數に嚴重なる制限を付し、出願  
雇傭漁夫數の半數以下を許可しつゝある  
そこで露國側では五箇年計畫の標語の一  
たる「追ひ付き、追ひ越せ」の適用によ  
つて、自己の熟練技術家養成に努め且又  
外貨調達、プチチ島における漁夫紛争  
事件等々のために本年は前述の通り日本  
人漁夫を雇傭した。

公海漁業における日露の對立は、然し  
兩國に種々の不利をもたらしつつあるこ

とは否定し難い。殊に蟹罐詰の輸出市場  
に對して、從來の如き競争關係を排除し  
何等かの協定を結ぶことは、蟹の資源保  
護のため兩國間に協定を結ぶことと同様  
兩國有志の痛感しつゝあるところで、一  
部にかゝる計畫もあるが、而も未だ何等  
具體化さるゝに至らず、對立的寒圍氣の  
中に置かれてゐるのが現在の狀態である

### 日本の工船蟹漁業

#### 一、工船蟹漁業概説

##### 1. 工船蟹漁業の沿革

工船蟹漁業は農林省令の工船蟹漁業取  
締規則に依る許可漁業で、今のところ北  
洋の公海で營むものであるから、其の漁  
獲する蟹は漁區で漁るものと共通的のも  
のであり又其の操業區域は露國領海に近  
いけれども露領漁業とは別個の立場に在  
るものである。

此の漁業は大正三年水産講習所の實習  
船雲鷹丸がオホーツク海に航行したとき  
當時蟹罐詰製造上の問題であつた蟹肉の

工船業者は合同して資本金百九十萬圓の  
東工船會社を組織して再び蟹工船合同の  
機運をつくつたが、昭和六年末より七年  
初頭へかけ日本工船會社（資本金六百萬  
圓）昭和工船會社（資本金二百萬圓）東  
工船會社（百九十萬圓）林兼商店（工船  
一隻）の本邦カニ工船全體を網羅する大  
合同計畫が著しく具體化し、昭和七年一  
月十九日前記四社の代表者により合同  
の基礎的條件一致し、遂に調印を見るに  
至つた。

#### 日本合同工船株式會社

一、資本金 一千四百萬圓

一、株式數 二十八萬株

昭和九年四月七日、株主總會を開催し創  
立當初の資本金七百萬圓を増資し一千四  
百萬圓とし、右増資による株式は一株を  
金五拾圓とし、右増資による新株は一株  
に付金廿五圓とし第一回拂込は昭和九年  
六月一日之を了した。

昭和九年度漁況は一八、〇〇〇噸製造  
豫定の處天候不良の爲豫定數に達せず一  
六〇、〇〇〇噸の罐詰製造を見たり。

鮮度の保存と歩止の低下を防ぐ爲め漁獲  
したものを直に船内で罐詰に製造するこ  
とを試験したのにその起源を發し、大正  
九年富山縣水産講習所の練習船吳羽丸が  
蟹肉の洗滌には淡水でなければならぬや  
うに考えられてゐたのに海水を使用して  
罐詰の製造試験をして成功し三百噸を製  
造したのが事業化せられる動機となつて  
今の隆盛を見るに至つたものである。

大正十年には吳羽丸の試験に倣つて二  
三百噸の補助機關付帆船二隻が着業して  
罐詰二千七百噸を製造し翌十一年には一  
千噸足らずの汽船を混へ三隻の工船が出  
動して、罐詰七千二百噸餘の製品が出来  
た。

斯の如くにして工船蟹漁業は漸く勃興  
せんとする機運に至つたが本漁業の無節  
度な發達は延ひては蟹の蕃殖を阻害し又  
製品の濫造に由り蟹罐詰の市價を低落し  
斯業の前途を害する惧があつたので、之  
が取締の爲め大正十二年前記の取締規則  
が制定發布せられるに至つた。  
爾來、本漁業は取締規則に依つて工船

當年出漁工船は勘察加西海岸へ讚岐丸、  
神宮丸、博愛丸、美福丸、和歌浦、の五  
隻東海岸には大北丸、東天丸、榮徳丸の  
三隻合計八隻を配船し漁獲に従事した。

#### 役員

取締役社長 齋藤 治 介  
專務取締役 植木 憲 吉  
取締役 田村 啓 三  
同 眞藤 慎 太郎  
同 松崎 壽 三  
同 西村 有 作  
同 柳瀬 篤 二郎  
同 窪井 重 男

#### 監査役

國 司 浩 助  
新 家 光 麿  
本 川 藤 三 郎  
中 部 謙 吉  
鈴 木 英 雄

#### 相談役

#### 工船概説

工船の大きさは總噸數二、三千噸級の  
が多いが漸次大型になる傾向がある。



主として罐詰工場設備の外、副産物の製造が行はれるやうになつて之に要する設備をなさねばならぬからと、従業員の待遇改善などの爲めに船の面積や容積を大きく大きくとらねばならぬ關係からである。工船の速力は八哩乃至十哩のものであるが、最近の船では十三四哩も出るものがある。

工船内の罐詰設備は多くは中甲板に施される、罐詰機械は自動式のもので、船の大小に依つて規模にも大小がある。

船内には罐詰機械の外、肥料、採油などの副産物製造の爲めにミーキンス式の乾燥機の据えつけられたものもある。

工船では従業員の寝起きする場所の設備が相當重要視せられて来た。此の場所

は中甲板又はそれ以下の甲板に設けられる、現在従業員は海事關係法規に依つて臨時旅客として取扱はれるから、採光、通風、寢場、出入通路などについて海事官憲の検査を受ける。漁雑夫一人に要する面積は七乃至十平方呎容積四十乃至六十呎である。寢場は俗にいふ「おかい」棚式である。

此の外従業員の炊事場、浴室、便所など、特別に設けられてあることは勿論であり、又醫務室、病室などの設備もある。蟹工船としての特種の設備は前記の外漁艇(川崎船)を吊るダビット、漁網の乾燥の設備がある。

ハ、漁場と漁期

漁場は目下のところではオホーツク海の堪察加半島寄り以前から樞要なところで、此の漁場は南北約四百五十哩、東西約十三哩乃至五十哩、水深十二、三尋乃至四、五十尋のところである。之に次では日本海のチュコトスキー半島寄りのところで、此處は東西に約三百哩、南北には約三、四十哩位、水深は十五、六尋から六十尋位のところである。此の外には日本海の北部沿海區寄りの海面一帯があるが、此處は漁場の副員が割合に狭い。

農林省では蟹工船の漁場を操業區域として日本海、オホーツク海白令、海を十區に分つてある。

◇蟹工船の操業區域

区域別	名	稱	位	置	面	積
第一區	日本海西部		北緯四十三度以南			平方哩 七〇〇〇
第二區	日本海北西部		北緯四十三度以北同四十七度以南			四、〇〇〇

オホーツク海		白令海		オホーツク海			
第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區	第十區
日本海北部	オホーツク海西部	オホーツク海北部	オホーツク海東部	太平洋北西部	ベーリング海	ベーリング海北東部	ベーリング海南東部
北緯四十七度以北	北緯五十八度以南東徑百五十度以西	北緯五十八度以北	北緯五十八度以南東徑百五十度以東	北緯五十六度以南東徑百五十八度以東	北緯五十六度以北	北緯六十度以北東徑百八十度以東	北緯六十度以南東徑百八十度以西
一、〇〇〇	不明	不明	一〇、〇〇〇	一、六〇〇	一七、三〇〇	八七、〇〇〇	六四、〇〇〇

漁期は蟹の移動に依つて支配されるが實際は漁業の開始は流氷の虞のなくなる時からで、終了は秋季海上の荒れて居るときまでである。蟹工船の最も集中するオホーツク海東部では四月中旬から初まつて盛期は五月上旬から六月中旬迄、終了は九月中旬であり、又白令海方面では少しく遅れて開始せられ、終了も少々遅れるやうである。

日本海北西部や同北部方面は三月上旬

公海漁業關係

乃至四月上旬から初まつて十月乃至十一月の下旬に終る。此の間漁期は春漁と秋漁とに分れる。工船の函館港を出帆してオホーツク海方面に向ふものは大底四月上旬、白令海に向ふものは少し遅れて四月中旬から下旬までである。函館出帆後六七日乃至十日間で漁場に達し夫れから漁撈、製造作業をやつて早いのは八月中旬から九月下旬までに漁場を切り揚げ八月下旬から十月初旬までには函館港に歸

へつて来る。

蟹工船に附屬する漁船に川崎船と通常獨航船と稱するものがある。

川崎船は肩中九尺、敷長四十五尺位のもので中には發動機を附けたものもある。一隻の工船に五、六隻乃至十隻位ひ積んでゐる。蟹網の入れ揚げ、蟹の漁撈に使用せられるものである。

獨航船は五、六十噸の西洋型の發動機船で函館から漁場に往くまでは工船に塔



載して運搬され漁場で工船から下ろされ歸へるときには獨航して来る。又往復とも獨航するものもある。川崎船を曳航し又は漁網を入れる適所の調査などに使用せらる。

### 二、蟹工船の従業員

蟹工船には普通船員の外に蟹漁業の爲め幹部としては事業主任、工場、機械、漁撈係の各主任、醫師、其の他事務員があり、又、漁撈係員には船頭、漁夫、機關士、職工、雑役夫、工場係員には雑夫職工など、船の大小、仕事の規模に應じて一隻に二百名乃至四、五百名が乗船してゐる。乗船者の内で最も多ひのは漁、雑夫で全員の八、九割を占めてゐる。

漁夫は主に北海道出のもので、外に富山其の他東北地方出のものもある。雑夫は青森、秋田、岩手其の他の東北地方のものが多い。

漁雑夫の募集方法は露領漁業の場合と略ぼ同じである。  
漁雑夫の労働時間は漁期中の繁閑によ

従つて陸の方に移り終期になるとまた沖の方に移る。投網の位置が陸の方に陸近したときには、露國の領海即ち距岸三哩の線から内に入った、入らぬで、露國の漁業監視船などからとがめられて問題を起すことが往々ある。

蟹の漁獲に従事する川崎船一隻には普通船頭一人と漁夫が七乃至九人位乗り込み、蟹の刺網は一反の長さが二十五間位幅が十尺位ひである。網の目は一尺七寸以上と定められてある。網は蟹の澤山居りさうなところを見込んで一ヶ所に二百反位を一配とし、三分の一涇位の間隔で標識をつけて海底に下ろされる。工船一隻分で使用する網の延べ反数は平均十三四萬反である。

工船と他の工船との間隔は普通十涇と云ふことに取極められてあるが、漁場によつてはもつと接近することがある。こんなときには他人の網ともつれ合つたり重さなり合つたりするので網の争奪が行はれる。殊に露領漁業の蟹漁區の網との

つて相違はあるが平均は十二時間位ひである漁夫の労働時間は漁期中の繁閑によつて相違はあるが平均は十二時間位ひである。漁夫は拂曉から川崎船に乗つて工船を離れて蟹の漁撈を爲し正午前には本船に歸へる。それから網の手入れ翌日の漁撈準備をして夜に入ると仕事を終り、雑夫は、朝は漁夫よりも遅く仕事にかゝるが其の日に捕れた蟹の製造を終へてしまはなければならぬから、しまいが遅くなる。五、六月の最盛期では時には睡眠時間が二、三時間位ひのことがあるのである。

従業員の給與は漁業者の團體である工船蟹漁業水産組合で定められた規則に依るのである。従業員の最多數を占める漁雑夫について見ると一漁期百六十日間とすれば一人平均漁夫は百八、九十圓内外雑夫は百六、七十圓見當である。此の外配當として九一金がある。一人につき漁夫は二、三百圓、雑夫は百五、六十圓である。それで一漁期一人の収入は漁夫は三百八十圓乃至九十圓、雑夫は三百圓乃至

間に多いやうである。

網を下ろしてから四、五日経つて揚げ始める。蟹の獲つてる網は其のまゝ川崎船の中にとり入れて工船に持つて歸へる川崎船が蟹を積んで工船に着くと工船は其の蟹を網ぐるみ畚で甲板の上に巻き上げる、蟹は甲板上で網からはずされて製造場に移される。

### へ、罐詰の製造

蟹が製造場に移されると雑夫は腹甲を剥ぐ、背甲に着いてる脚を澤山一緒に鐵網で拵えたバスケットに入れて熱湯の入つてる槽の中に入れて煮る、煮えたものは海中につけるか又は海水の入つてる槽の内に入れて冷す。

冷えたら脚を背甲から切り離す。此の脚の中に在る筋肉が罐詰の原料となるのである。

蟹の脚は五對即ち十本である。然し第一の脚は螯になつており、第五脚が退化してゐるから脚と見るべきものが三對で六本である。此の三對と螯の内からとれる筋肉が罐詰にされるのである。

至三百三、四十圓位ひで、一日に平均すれば漁夫は二、三圓、雑夫は二圓餘に當るのである。給與金の二割乃至四割位ひは前貸金をして雇傭契約のときに渡される。

従業員の食料は總て雇主持で、作業に必要な被服道具は雇主が支給する。

従業員に對する救恤については露領漁業の場合のやうに制度立つたものがない。只だ現場で遭難死亡したときは雇主からの弔慰金がある位ひである。

船員の給與は高級船員については工船蟹漁業者の團體たる蟹工船漁業水産組合と海員協會、下級船員については同組合と日本海員組合との間で取極められる。

### ホ、蟹の漁獲

工船が目指す漁場に到着すると工船が積んで来た川崎船と獨航船を海上に下ろし、試験網を入れて蟹の厚薄を調べてから漁業に着手する。

投網の位置は蟹の移動に依つて漁期中沖の方と陸の方との間を動く、通常漁期の初めは沖の方でだん／＼期節の進むに脚には五節あつて脚肉は脚の着根の方から順に肩肉(座節)、一番脚肉(長節)、ツラキヨ(腕節)、二番脚肉(前節)とに分たれる。指節に在るものは極く少ないので罐詰には利用せられぬ。螯の中に在る節肉は爪肉と云ふ。

罐詰原料としては一番脚肉が最上で次は二番脚肉である。殻から抜き出した節肉には凝固した血液(血液と云ふても赤くはない、白色であるから俗に豆腐と云ふ)がついてゐるから之れを海水で洗ひ肉質の仕譯として硫酸紙で直接蟹の肉が罐の内面に觸れないやうにして一定の標準で罐に詰め合せる。

肉詰めされた罐は夫々の機械で罐の蓋をし、脱氣をし蒸釜に入れて攝氏百度以上の蒸気で殺菌して罐詰が出来るのである。こんな操作は組み合せられた機械で自動式に行はれる。

出来上つた罐詰は洗滌してラツクを塗り函に詰める。一函に一封度罐なら四打四十八罐、半封度罐なら八打九十六罐宛容れる。



製造した罐詰は工船の倉庫に貯藏して置いて、中積船が來ると之に積みかへ内地に送り残つた物は工船に積んだまゝ漁期が終ると其儘内地に持つて來られる。

出漁する工船の數に依つて相違はあるが、大體に於て昭和元年までは急激に増加した。然し昭和二年にオホーツク海に出漁する工船の數が十八隻に限定せられてからは、他の方面の出漁船の分も入れて其後兩三年間は三十萬噸臺であつたが、昭和六年には二十四萬噸に減じ、昭和七年には十七萬三千五百噸に減じ昭和八年は十八萬六千噸である。

昭和九年度の漁獲は成績面白からず僅に十五萬餘噸を製造したに過ぎない。蟹罐詰の販路は主として外國で殊に米國が大華客である。米國へは全生産の約半數が仕向られる其他は英國、濠洲、佛蘭西、丁抹、加奈陀、白耳義、獨逸等である。

昭和九年度工船蟹漁業出漁一覽表

經營者		船名	噸數	獨船航	噸數	川崎船
日本合同工船株式會社	讚岐丸	五、八六二	獨船航	二	一八	九
	美福丸	二、五五九	獨船航	三	一八	八
船株式會社	神宮丸	二、七四二	獨船航	三	一八	八
	和歌浦丸	二、四〇九	獨船航	四	一八	八
	博愛丸	二、六一四	獨船航	三	一八	八

二、ベリリング海方面

經營者	船名	噸數	獨船航	噸數	川崎船
日本合同工船株式會社	大北丸	八、二五三	獨船航	八	〇
新興水産株式會社	榮徳丸	二、九五一	獨船航	四	八
	長門丸	二、八二三	獨船航	四	八
新興水産株式會社	笠戸丸	六、〇二三	獨船航	三	八
	安北丸	三三三	獨船航	六	八
	北見丸	三三三	獨船航	九	八

昭和九年度母船承認一覽表

漁業者	母船噸數	承認番號	作業區域	期間	使用漁具	承認附屬船數
太平洋漁業株式會社	神武丸 五、一三一・四九	一九二	堪察加西岸 (イ)ノ區域 堪察加東岸 (イ)ノ區域 (ロ)ノ區域	自七、一六至八、三一 自五、一至六、二一 自七、二至七、二五 自六、二至七、一	流 流 流 流	獨 搭 獨 搭
	信濃丸 六、一五五・四四	一九二	東經一六二・七以西 北緯五五・五九以北 漁具ヲ定置セザルモノ	建	二	獨 一六
	廣南丸 一、三三四・九三	一九三	堪察加東岸 (イ)ノ區域 (ロ)ノ區域	自五、一至六、九 自七、一至八、三 自六、〇至六、三	流 流 流	獨 搭 二



榛名丸

一、五三七、一七噸

一九四

漁具ヲ定置スルモノ

東經一六二、二四以西  
同 一六二、二四以北  
北緯 五六、〇〇以北

建

三五八  
三搭獨

一七三

袴信一郎

帆船金刀比羅丸

一六九、七五噸

二二二

堪察加西岸

自五、一至八、三

流

五〇〇

五

藤木治郎平

帆船第二天東丸

三二四、四〇噸

二二二

堪察加西岸

自七、六至八、三

流

五〇〇

五

帆船天神丸

一九二、二〇噸

三一

堪察加西岸

自五、一至七、五

流

五〇〇

五

平出漁業株式會社

瑞鳳丸

一、〇〇一、〇〇噸

四五

堪察加西岸

自七、六至八、五

流

一〇〇〇

二

沖取合同漁業株式會社

幸生丸

五、四三〇、二八噸

四六一

堪察加西岸

自七、一至八、三

流揚

五〇〇

四三

第六播州丸

六七四、四七噸

四六二

堪察加西岸

自八、一至八、三

流

一四〇〇

一四

ゑびす丸

一九五、七五噸

四六三

堪察加西岸

自八、一至八、三

流

一〇〇〇

一〇

坂本 作平

北征丸

一、二七五、七九噸

五九一

堪察加西岸

自八、六至八、三

流

一、二〇〇

二

大同漁業株式會社

神洋丸

四、七三六、五二噸

六九一

堪察加西岸

自八、一至八、三

流

四、八〇〇

四八

日露年鑑

三五九



大安丸	噸	六九二	堪察加東岸 (イ)ノ區域	自五、一五至七、三流	三、八〇〇	獨	三八
第一海王丸	噸	六九三	堪察加西岸 (イ)ノ區域	自五、一五至八、三流	八〇〇	獨	八
英丸	噸	七〇一	堪察加西岸 (ロ)ノ區域	自五、一六至八、三流	七八一	獨	八
宮城漁業株式會社	噸	二、七〇七、〇七	堪察加東岸 (イ)ノ區域 堪察加東岸 (ロ)ノ區域	自七、三三至九、一五流	一、四〇〇	獨	一四
合計 八社	噸	十六隻		自七、二至七、三流	九〇、三〇一	獨	四五四 (搭三五七)

北千島鮭鱒流網漁業

最近二ヶ年漁獲高

昭和七年 昭和八年

(漁獲高單位尾)

出漁業者數

漁船數

噸數	九〇、九五	二、九三、三
紅鮭	三、六二八	一六、三五六、四
銀鮭	八、九七〇	八四七、八七〇
計	一九、〇三三	二、五二、八二
	三、〇〇天	五、三〇六
	六、二七五	五、〇五、五〇五

昭和九年度北千島流網許可表

北千島鮭鱒流網漁業許可者は昨年の着業者優先權を認められ左の如く許可發表された(數字隻數)

吉田庄助一、後藤要次郎一、石狩町

函館市 鴨下松次郎一、田中滋藏一、瀧川宇三郎一、森山芳次郎二、小山新太郎二、上岸淺次郎二、嘉義由次郎二、二上佐太郎二、松原茂二、經塚恒平二、油屋幸次郎二、似内丑次郎二、同經塚彌三二、奥川教孝二、内海吉之助二、後藤林藏二、曳田利作二、鈴木留一、松田豐治一、小野木水治一、岡本廣雄一、西庄太郎一、赤澤勇藏一、袴信一郎三、山内大次郎三、同北千島漁業株式會社三、同太平洋漁業株式會社五、坂本作平八、

東京市 日米水産會社二、同沖取合同漁業株式會社五、

横濱市 千島漁業合資會社四、

小樽市 青木貞治三、渡邊俊郎一、

岩見網走港 林好次二、棟方勇作一、

大和田三郎一、竹倉藤藏一、中ム田合資一、吉川藤作一、遠藤種樹一、吉岡織喜一、奥谷ユウ一一、

北見紋別町 伴田辰一一、

利尻郡 山崎梅次郎一、

日露年鑑

稚内町 向瀧義男一、

釧路市 大澤常次郎一、尾田辰次郎二、小城作次郎二、

花咲郡齒舞、天神久太郎一、

浦河町、山崎熊五郎一、

三石村、齋藤篤一、齋藤直義一、

樣以村、一山廣治一、

浦河村、岡本吉平一、

日高三石村、澤谷吉松一、

余市町、鳥山善太郎二、

岩内町、澁谷久太郎一、川野八藏一、長谷川岩松一、齋藤傳吉一、瀧川野小太郎一、小川喜代治一、澤口良藏一、

山多市一、岩井治三郎一、

岩内港、宮下淺吉一、

根室町、坂本與三吉一、高岡岩次郎一、

嘉門安太郎一、山本孝良一、高岡淺次郎一、平野定一一、網木次太郎一、浦島外次郎一、西村岩松一、笹木吉五郎一、岡野嘉太郎一、飛澤倉治一、小泉與根藏二、木ノ根金次郎一、中島常次郎一、和泉勝平一、濱元松次郎二、笹川榮一一、吉澤幸左衛門一、

一、飯原久四郎一、同松澤榮吉一、福澤辰次郎一、菊田助太郎二、中神精三二、

厚岸霧多布、吉田保任一、

根室、北千島漁業運送會社一一、函館、坂本作平二、小樽、合同漁業四、三石、齋藤篤二、萩伏、小田谷政二、根室、野口次作一、函館、八木本店五、網走、遠藤種樹一、三石、齋藤直三一、函館、石田龜太郎一

昭和九年度北千島漁業總決算

一隻平均總揚高	一八、五九〇
內譯紅鮭	一三、五〇〇
白鮭	四、六〇〇
銀鱒	三八五
一隻平均總支出高	一一、五八〇
內譯給料	一、五〇〇
食費	六〇〇
重油代	一、九八〇
漁具代	五、〇〇〇
漁業物分配歩合	一、五〇〇
諸修理代	一、五〇〇



雜費 六千十圓

五〇〇

昭和九年度沖取 漁業の總決算

母船式沖取漁業の昭和九年度の實績は 九月中旬までに判明せる分左の如し。

青森	三、五七	(レッド)	(ピンク)	(チャム)	(シルヴァーキング)	(合計)
北海道	一〇、六六一					
北千島	一五、六六一					
除太水	四一、四七	(含太平洋幌水)	六、二五	九、六五	二〇、七〇九	
樺太	三、九六					
工船除	三、九六	(含太平洋)	四九	六七	一八四、五七	
太平洋漁業及幌水	一五、八七	北千島及工船に含む	三、三三	一四、〇八	一八〇、二四〇	
小計	五〇、三三		一九、八七	二四、九三	八〇一、四〇五	
日魯漁業	五〇、三三〇		一七、一〇〇	二八、七六	二、五六一、三六、四七三	
合計	一、〇〇、三三		三六、九七	五三、六一	二、五七二、一八七、八七八	

昭和九年自一月至十月中旬

北洋蟹類海外輸出高表

最近十年間工船蟹類製造高

加奈陀	六〇六
布哇	八四八
英洲	一〇七八一八
濠洲	七七三四
佛國	二六四七三
獨國	五三〇〇
丁抹	八五九
瑞典	三八三
和蘭	一六五九
白耳義	一一二四三
希臘	五六五
其他歐洲	四〇九
アフリカ	八七八
中南米	三六三
南洋	一七一
シリヤ	五七
滿支	一〇六七
合計	二六五九八一

三六二

年次	經營者	工船數	總噸數	沿海州	白令海	オホツク海	計
大正十二年	九	一五	九、〇七四	三、〇一八	〇	三〇、五四三	三三、五六一
大正十三年	六	六	九、五六一	〇	〇	四〇、九一七	四〇、九一七
大正十四年	七	八	一五、八三五	〇	〇	一〇八、三七一	一〇八、三七一
大正十五年	九	一二	二八、四七二	〇	〇	二二八、七四一	二二八、七四一
昭和二年	一〇	一七	四〇、九二二	〇	〇	一一、一七五	三三六、二二六
昭和三年	二	一四	三五、〇四八	〇	〇	三〇三、九七一	三〇三、九七一
昭和四年	三	一五	三七、四四三	〇	〇	二〇、九三〇	三四六、七三五
昭和五年	五	一九	六四、〇〇八	〇	〇	九三、〇五六	四〇五、八八二
昭和六年	三	九		〇	〇	三三、〇〇二	三四〇、二〇六・五
昭和七年	一	七		〇	〇	三四、三五九	一七三、五二六

三、陸上對工船蟹漁業 紛糾問題

北洋蟹漁業界に覇をなす陸上對工船兩者は滯貨問題を巡りて紛糾の爲め生産協

定不成立の儘陸上側は八年一月より製造に着手し、既に二萬函を横濱に廻送、工船側に一步先んじて本年物輸出に振當て從來三菱の一手販賣網であつたアメリカ市場を突かんとしつゝあり、一方工船側

は四月二十日母船七隻を函館より出漁する事になつてゐるが本年は滯貨問題を考慮して昭和七年の生産高十七萬三千五百二十六函に比して自發的に二萬三千五百餘函を減じて生産豫定を十五萬函とした



其間日魯漁業平塚、松下兩氏の調停斡旋も意の如く纏らず斯界の注視するところであつたが、平塚氏は三月二十三日歐米視察の途に上り、其後兩者の對立は愈々尖鋭化したので相互の確執は將來重要輸出品に暗影を投ずるとの杞憂から鮮銀が乗り出し拓銀、伊谷水産會長、高崎東洋製罐專務等の斡旋で和解條件九ヶ條を提示して工船、陸上兩者の和解に努めつゝあつたが紛糾の根本問題たる五寸蟹につては

一、陸上側は農林省令違反なりとして依然告訴を取下げず  
一、工船側は農林省令はカムチャツカに及さず従つて告訴を取下げざる以て和解に應じられず  
としてゐるので結局農林當局の裁斷に待つの外はない情勢にあるが、當局は之に對して工船出現以前の省令なるに鑑みて明確なる裁決を與へない。而して過般の妥協條件中、

一、生産割當を工船十五萬函、陸上十萬函、日魯三萬函とする事

而して之を一は極東國營漁業トラストの所屬として「ペールウイ・クラバロフ」號と名づけ、他を國營アコ會社に所屬せしめて「カムチャツカ」號と命名し、昭和三年始めて西カムチャツカ公海に出漁せしめた。これがソヴェト蟹工船出漁の濫觴である。  
前記二工船は蟹工船漁撈並に製造に熟達せる日本漁夫を函館方面に於て雇傭し且つ漁網大凡三萬七千反を用意し、五月初旬何れも相前後して函館を出帆、勘察加西海岸沖合の漁場に到着し漁撈並に製造を開始した。

然るに露側は勞働法の適用乃至勞働時間の短縮、其他雇傭條件良好なる關係上到底所期の漁撈並に製造能力を發揮すること困難なる可しと邦人側で豫想されたにも拘らず、左の好成績を挙げ八月十七日日本側に先つて漁場を引揚げた。

ペールウイ・クラバロフ 二一、二四七函  
カムチャツカ 一三、七五五函

計 三五、〇〇二函  
露國側發表の製罐數並に製品の品質に

等々の妥協條件を各調停者側より提起したが、容易に圓滿解決の望は見えず、之が監督官廳たる農林省が、斯かる不祥事件の再燃を絶たんとの意圖の下に別掲の如く從來の取締令の一部改正の發表を見たのである。

尙ほ兩組合に於ける大正十五年以降の製造對照表を示せば左の如し。

年次	工船製造高	陸上製造高
大正十三年	四、一三三函	一五、三三函
同 十四年	一〇、三〇〇	一五、三三七
昭和 元年	三九、〇七三	一五、二五九
同 二年	三三、三三六	一八、七七
同 三年	三四、九三三	一四、一四
同 四年	三六、八〇四	一四、五〇
同 五年	四七、五二二	一七、七〇
同 六年	四〇、三〇六	一七、四四
同 七年	一七、五五六	一三、五五

### ソ聯邦の工船蟹漁業

#### 一、蟹工船の創業と初年度の業績

ついでには始め本邦に於て種々の風評が流布されたが、其後品質は本邦に於て實際に試験の結果寧ろ邦品を凌ぐ事實が明かにされ、露國が北洋工船蟹漁業界に於て邦人の有力なる競争者であることが證據立てられた。

因みに露國側製品の販途については二工船の中第一工船の分は在米露國機關アムトルグの手を経て米國市場に賣却され残る一隻の製品は英商マツケンジー商會及在横濱の古屋商店の手を経て夫々英國方面へ輸出された趣である。

#### 二、昭和四年の業績

昭和三年の最初の工船蟹漁業に好成績を収めた露國側では、更にこれが將來にわたる擴張と發展を計畫し、昭和三年十月神戸に於て英國汽船ダグスタン號(五、七四二噸)を購入の上之を工船式に機装し、フターロエ・クラボロフ(第二蟹工船)と命名した。又本邦に於て神山丸(四二四八噸)を買船して之を工船に改造し

トレツチェ・クラボロフ(第三蟹工船)

勘察加西岸公海における日本蟹工船漁業の長足の發展と、蟹罐詰の輸出的價值莫大なる事實に刺戟されたるソヴェト側では、單に極東露領漁業において一大發展計畫を策せるのみならず、公海においても發展計畫を立て先づ目をつけたのが蟹工船漁業の創始であつた。

然しながら日本の創始にかゝる蟹工船企業は、其企業組織に於て、殊に其特殊の練達を要する技術に於て他の追従を許さぬものがあり、此點ソ國の苦心の存するところであつた、殊にソ國の蟹工船創始は日本當業者にとつては直接競争關係者の出現を意味するので、日本側の積極的援助乃至指導を期待し得ず、一度は昭和二年末から三年の初頭にかけて日本蟹工船業者の結束の緩みに乘じ一工船の買収を試みたが、如上の理由により成功を見るに至らなかつた。然し露國は昭和三年より是非共蟹工船を創始して西勘察加公海に出漁せしむる固い決意の下に、買船運動を試み遂に米國及日本に於て各一隻宛を手に入れることに成功した。

と命名した。此の兩船はいづれも國營極東漁業トラストの所屬である。

かくて前年の二隻に加へて昭和四年には工船四隻を以て、八萬一千函の漁獲計畫を立て、西勘察加公海に出漁した。四月上旬の出漁に當り、露國側雇傭の日本人熟練労働者多數が函館に於て乗船間際に露國側に對して雇傭契約解除を強行したことは、露國側に大なる手違ひを生ぜしめ、出漁期を遅らせる原因を作つた。けに、露側はこれを日本側當業者の陋手段なりとして大いに憤慨し、露領漁區へ出漁する邦人漁夫に對し從來示して來た旅券査證事務の便宜を中止し、報復的手段に出づると敦囑く等の事件もあつた。此事件は露國側の蟹工船漁業への進出が如何に本邦側のそれと利害對立しつゝあるかを語るものである。

此事件のため日本側に稍遅れて出漁した露國蟹工船四隻は、西勘察加公海に於て漁撈製造に従事した結果次の如き成果を示した。

一、カムチャツカ號 (國營アコ所屬)



- 一八、八〇〇函 (同)
- 二、ペールウイ・クラボロフ號 (同)
- (極東國營漁業トラスト所屬)
- 一五、二〇〇函 (同)
- 三、フタローエ・クラボロフ號 (同)
- (同上) 二〇、〇〇〇函 (同)
- 四、トレチエ・クラボロフ號 (同)
- (同上) 一八、二〇〇函 (同)
- 合計 七二、〇〇〇函

- ベアトイ・クラバロフ號 (同)
- カムチャツカ號 (國營アコ會社所屬)
- ユカギール號 (同)
- ツングス號 (同)
- イテンメン號 (同)
- ラムウト號 (同)

極東露領の自國蟹漁業を一般漁業から分離、統一して國營蟹罐詰トラスト(トレチエ・クラボロフ)を創始し、企業の合理化を期したので、昭和六年においては愈々側の進出急なるべしと噂されたが、蟹工船は一體に中古船を改造せるものにして、而も毎年四、五月より、八、九月迄約半年の間極北の風波と戦ふ上に極度に船舶不足のソヴェト側では漁期切揚後といへども之を沿海州地方の漁業並に貨物運搬船に使用する傾向ありそのための船體の被る損傷は相當甚だしく、翌春出漁せしむるには大修繕を要するのである。然るに極東における唯一の造船所たる浦鹽極東製作所(ドリザウオード)の造船並に修繕能力は極度に制限されてゐるため、一時に多數の蟹工船を修繕すること困難にて、一方蟹工船を母船とする川崎船の新造並に修繕も必要を告げ居り、昭和六年にはこの大障害のためソヴェト蟹工船は非常な出漁難に陥つた。この出漁難を激化したものは、ソヴェトの熱帯漁夫不足、(日本政府の

### 三、昭和五年の業績

露國蟹工船の出漁は昭和五年に至り益益急を告げ、前年度四隻に加ふるに更に六隻を買船して本年に至り總數十隻を出勤せしめるに至つた。その船名左の如し

- ペールウイ・クラボロフ號 (極東國營漁業トラスト所屬)
- フタローエ・クラボロフ號 (同)
- トレチエ・クラボロフ號 (同)
- チェットウエルトイ・クラボロフ號 (同)

但し日本政府によるソ側雇傭出願漁夫數制限並びに物資勞力其他出漁準備の著しい手遅とは、ソ側の出漁期を非常に遅延せしめ、日本側に遅るゝ一ヶ月以上の五月中旬に至り漸く出漁の段取となつた而も漁場においては例年になく流水長びき、著しく操作を妨げらるゝ等のこともあつて、ソヴェト工船は所期の結果を擧ぐるに至らず、隻數は二倍以上に増加したるも、その漁獲製造高は七萬三千函にすぎず、即ち昭和四年に四隻で七萬二千函を生産せるに對比すれば極端な不成績に終つたことが知られやう。

### 四、昭和六年の業績

昭和五年漁期切揚後ソヴェト政府は

昭 和 六 年	昭 和 五 年
工船 六七、三〇〇函	七三、〇〇〇函
陸上 二三、〇〇〇	五七、〇〇〇
合計 九〇、三〇〇	一三〇、〇〇〇

### 五、昭和七年の業績

ソ側雇傭出願漁夫制限と關聯して、並に漁網、漁具、食料、木材其他漁場送込品の不足とあつた、かくて四月初旬には浦鹽を出帆すべしと噂されたソ側工船は五月に入るもその段取に至らず遅れに遅れて漸く五月中旬フタローエ・クラボロフ號を先頭に、トレチエ・クラボロフ號、カムチャツカ號、ラムート號、ツングス號、ペールウイ・クラボロフ號、チェットウエルトイ・クラボロフ號以下前年の十隻に對し九隻西勘察加公海に出動した函館にて塔乗せる日本人漁夫數は五百七十名であつた。

ソ側工船は相互に社會主義的生產競争等を締結して生産増加に努めたが、出漁期を失せると、流水等に妨げられて其成績は頗る振はず、前年並に前々年よりも却つて減産し、全工船にて六萬七千三百函を製造したに過ぎなかつた。陸上を合せて十五萬函の製造を計畫せるに對し、工船、陸上の總計は九萬三百函に過ぎず約六〇%を示した譯である。今ソ側の昭和五年六年における蟹罐詰製造實績を示

ソ聯邦の工船蟹漁業は一九三二年を以て恰度五星霜を迎えることになつたが、その間毎年出漁期になつても物質並に勞力其他出漁準備の不備不足から豫定の期日から非常に遅延し、操業開始は日本側より數十日遅れる等の結果から著しく不成績を繰返しつゝあり、特に三二年度は第一次五ヶ年計畫の最終年に當る折からこれが清算轉向すべく、例の突撃勞働隊の組織、社會主義競争の實施等を通じ大々的に日本側に對抗競争すべく努めつゝあつたが三二年度の出漁に際し浦鹽市の目抜の場所に「四月八日を期して七隻の蟹工船を出漁すべし。吾等は全力を盡して豫定通り準備を完了せざるべからず云

セバ左の如し。

又ソ聯邦の蟹工船乗込みの漁夫は、未だ創業以來日幾何も經ず故に經驗も淺く技術は至て幼稚未熟であり、その爲めに優秀なる邦人漁夫並に製造技術者を毎年數百名雇傭し、技術修得に努めつゝあつた。而して三二年度は邦人漁雜夫及製造技術者合計千五百名の雇傭許可を我が農林省に提出したが、審議の結果三百九十六名が許可され夫々ソ聯邦蟹工船に分乗作業に著くことになつた。

かくてソ聯邦側は工船十隻を有してゐるが、始發工船は四月十四日に三隻が浦



鹽を出帆し現場に向つたが、四月上旬より五月初頭へかけて、一、ペーレイ・クラバロフ號二、チエツトウエイ・クラバロフ號、三、フタロイ・クラバロフ號、ベアトイ・クラバロフ號、五、カムチャツカ號、ラムート號、テイメン號の七隻が西カムチャツカに出漁操業し、漁撈製造に着手した。

然しソ側工船中六年度に特別に活躍したトレツチイ・クラバロフ號、シングス號、フセオロイ・ドシビルツエフ號の三隻は極東工廠の修繕工事に合す、且つ川崎船の不足と漁網、食糧其他諸物質の缺乏等の諸原因に禍されて遂に出漁を見るに至らなかつたが、其後諸新聞紙を中心に、前記三隻も遅ればせながらも出漁條件を整へて是非出漁せしむべしと熱烈に輿論を煽り、東方漁業トラスト(ウオスト・ルイバ)は同副社長アブラモウイチ氏を委員長に各關係團體代表を網羅する殘留蟹工船並にトロール船出漁援助委員會を作り種々畫策した結果六月上旬乃至中旬迄に若干の準備不足ながら無理

ある。

而して三二二年に西カムチャツカ公海に出漁せるソ側蟹工船は一、ピヤトイ・クラバロフ號、二、チエツトウエイ・クラバロフ號、三、フセオロイ・ドシビルツエフ號、四、フタロイ・クラバロフ號、五、ラムート號、六、ツングス號、七、トレチイ・クラバロフ號、八、ギリヤーク號(以上漁獲成績順)の八隻が操業を續け來り、八月中蟹工船の漁獲実績は豫定の七一・三%を示し、殊に八月第六週(二十六日—三十一日)には豫定計畫の一七九・四%といふ豐漁であつたが、九月上旬に西カムチャツカの同水域に操業せるは僅に二工船に過ぎず、残り四隻はナガエフ地方に去り、一隻はサハリンに去り、一隻(フセオロイ・ドシビルツエフ號)はブチチ島に去つたため、遂に其後の漁獲完成計畫を遂行し得なかつた。それら六工船が豐漁地を切揚げた原因は石炭、清水、食糧其他物資の缺乏に餘儀なくされた爲で、ウオストコルイバ當局が之等不足物資供給のためスナブゼーネ

公海漁業關係

押しに殘留蟹工船を出漁せしむることゝつたが、結局二隻だけ出漁した。

かくて五月以來西勘察公海に出漁し漁網を始め漁業用物資、食料品等の不足勞働力並に技術の不備缺陷と戦ひながらソ聯邦蟹工漁九隻は三二二年度上半期の著しい不成績を清算すべく精力的に蟹漁業を行ひつゝあるので、魚獲高は五月より六月へ六月より七月へと逐月増大を示しつゝあつたが、計畫の豫定數字には遙かに及ばず、又工船の一部には操業状態が頗る不振であつた爲に、浦鹽のソ側機關紙クラースノエ・ズナーミヤは移動編輯局を蟹罐詰トラスト並に漁業機關内に臨時設立して漁業状態の速報に努め、又青年共産同盟員より成る漁業監視觀察隊は各蟹工船に所屬して其作業状態を點検し種々の缺陷曝露に努めることになつたがピヤトイ・クラバロフ(第五蟹工船)チエツトウエイ・クラバロフ(第四蟹工船)等の好成績に反してトレツチイ・クラバロフ(第三蟹工船)フセオロイ・ドシビルツエフ號等は依然不成績にて殊にシビ

ツ號を浦鹽から現場に向け出帆せしめたのは漸く八月二十八日であつた。その爲六工船は可惜豐漁期を失し、數千函の蟹罐製造機会を失ふに至つた譯である。

斯くの如く日本の北洋漁業に對應し、「追付け追越せ」のスローガンを掲げ漁業突撃隊まで組織してカムチャツカ沿岸に躍進して來たソ聯邦側蟹漁業機關なる蟹罐詰トラスト及アコ會社一九三二年度の実績につき農林省の調査によると、ソ聯邦の現有蟹工船十三隻中三二二年度カムチャツカ西海岸に出漁せるもの九隻の漁獲高と陸上漁區の漁獲高を三二二年度に比較すると、

一九三二年	一九三一年
工船 六、三三函	六、三三函
陸上 一〇、〇〇〇函	三、〇〇〇函
合計 一六、三三函	九、三三函

で三二二年に比し一萬三千函の減退を見た。此の實績を十四萬函の漁獲計畫に比すると、五割五分の遂行率を示したに過ぎない。出漁工船別陸上漁區別の實績左の通りである。

ルツエフ號は前記糾察隊検査の結果、さらでだに不足を告げてゐる蟹網約四百反を責任係員不明のまま、船尾に放棄しありこの中一部は手入不良のため既に腐蝕し一部には水揚せる蟹のむくろがその儘網の中にたゞみ込まれてゐるため將に網を腐らせんとしてゐる有様にて、加ふるに船尾には持主不明の大小浮標が散亂しゐる等の不始末を發見し、問題となるに至つた。

次に七月中漁獲計畫の九三・五%遂行に成功した工船ギリヤーク號も蟹罐詰製造上の失策が發覺されたが、それは七月一日の事で蟹九千七百五十四尾を漁獲した同船は之を直ちに製造に附することなく二十四時間甲板上に放棄し、又蟹肉の煮ふんは近常十五分乃至十八分を以て適當するに五十分以上一時間も熱湯中に放棄せるため肉崩れ乃至變質を生じ、一罐と雖も粗悪品の混入を許さざる輸出用蟹罐詰の製造に一部分乍ら齟齬を來すに至つたので、右二蟹工船の責任者は非難され、その責任を問はるゝに至つたので

△工船の部

船名	總噸數	漁獲高
一、ツングース	二、六七・二噸	一〇、九五函
二、クレバロフ	四、四八・六噸	一三、四九
三、フタロイ	四、三五・四噸	七、〇〇
四、チエドヴォルトイ	三、九三・二噸	八、二〇
五、ピヤトイ	三、九六・〇噸	八、九〇
六、フセオロイ	七、〇〇・〇噸	八、五〇
七、ラムート	三、六三・五噸	三、五〇
八、ギリヤーク	四、九〇・〇噸	七、〇〇
九、コレヤーク	四、三三・三噸	八、〇〇

備考：以上蟹罐詰トラスト經營に係りツングース及トレチイクラバロフの二隻は邦人従業す

△陸上の部

ブチチ島(蟹罐詰トラスト經營)	四、〇〇〇函
西海岸三ヶ所(アコ會社經營)	五、〇〇〇
東海岸二ヶ所(同上)	一、〇〇〇

六、ソ聯邦昭和八年度



公海漁業計畫

イ、ソ國側蟹工船

北洋に覇をなす日ソ兩國蟹工船漁業は兩國とも國家的重要事業の見地から逐年尖鋭化しつゝあるが、本年度露國側の西勘察加に出漁した蟹工船は七隻に達した而て第三工船(四、二四八噸)、ツングース(二、六〇七噸)、フセオロード・シビルツエフ(七、〇〇〇噸)ギリヤーク(四、九〇〇噸)、ミコヤン(噸數不明)の五隻は北緯五十七度ソボチナヤ沖附近に、又、第二工船(四、二一五噸)第五工船(三、九六噸)は五十四度ケフタ沖合附近に操業を開始した。尙ほ北千島オネコタンノマンカール岬で坐礁したボスチエフは帝國サルベージの早隆丸により救助作業中なるも損害多大にして出漁困難とされてゐるから結局今年ソ聯邦側出漁蟹工船は七隻に止る模様である。

ロ、北洋漁業警備監視船出動

カムチャツカ西海岸に出漁した蟹工船の操業開始をきつかけにカムチャツカ沿

レスト(トロール漁業トラスト)に委任經營せしめつゝある。だがその漁業実績は必ずしも良好ならず本年三月中に豫定計畫を超過遂行せるものはトボロク號(船長チウフノ、漁撈長ユガンソン)、レベヨヂ號(船長クラムス、漁撈長クンドラツ)の二船に過ぎなかつた。因みに各漁船の本年第一期漁撈計畫に對する遂行率左の如し。

船名	一月	二月	三月
一、ダリネウオス	二五%	五%	五%
二、トーチニク號	二五%	同	六%
三、クラスノアルメーツ號	一五%	八七%	修繕中
四、ソール號	一八%	修繕中	四%
五、バルツス號	三三%	九%	三%
六、ブラスツン號	九四%	六%	八四%
七、テレク號	一五%	八七%	八九%
八、バ克蘭號	二四%	修繕中	五%
九、トボロク號	二〇%	五%	一三%
一〇、レベヨヂ號	二〇%	修繕中	一七%
二、チャイカ號	一五%	八%	五%

公海漁業關係

岸の日ソ双方の漁業は五月頃の活動期に入るのでソヴェト政府は監視船ゴロフスキー號(一、八〇〇噸)をして四月二十日浦鹽を出港警備せしめる事になつた。

ハ、極東捕鯨業大計畫

公海におけるその漁業計畫が如何に積極的に企圖されてゐるかといふことは、トロール船、セイネル船等の技術的漁撈船を年々躍進的に増配し、蟹工船の如きは漸く三、四年前の創始にすぎないのに現在では十隻を所有し、一九三二年は西カムチャツカに八隻出漁して居る事實によつても知ることが出来るが、特に重要なことは一九三二年からレーニンград造船所の建造に係る大型捕鯨母船アレウト號を極東に配航し、カムチャツカ沖合で捕鯨業に従事することで、既に進水を終つた「アレウト」號を母船とせる捕鯨船隊の第一回試験はレーニンградから浦鹽へ廻航中に行れた。「アレウト」號を母船とせる右捕鯨船隊は廻航中に二十二頭の鯨を捕獲して好成績を収めた。「アレウト」號は排水量一萬一千噸の工船であ

るが、尙ほ今後各々二萬噸の排水量を有する捕鯨工船二隻を建造することになつてゐる。「アレウト」號に附屬せる「アワングアルド」、「エントジラスト」、「ワルドフロント」の三捕鯨船は最新の捕鯨技術を具備せるものである。

又その當時捕鯨船「ツルドフロント」號はアスコルド島附近で三頭の鯨を捕獲した。その重量は、十二噸、二十五噸、四十噸であつた。鯨肉は牛肉に劣らぬ美味なものである。浦鹽捕鯨船隊の生産計畫に依れば一九三二年には二百頭の鯨を捕獲することになつてゐる。

ニ、ソ聯邦公海漁業

トロール船擴張

日ソ兩國の漁業戦線は領海から公海へ、蟹工船からトロール船へ時と共に擴大しつゝあるが、ソ側では就中トロール漁業の發達に鋭意努力しつゝあり、二、三年前迄極東に於て、僅かにトロール船一、二隻を有せるに過ぎなかつたのに現在では既に十四隻の最新式トロール漁船を有し、之を獨立の企業としてトラルト

三、ブレウエス 修繕中 三% 五%  
三、ウオストー 一三% 修繕中 同  
四、ガガラ號 二五% 修繕中 同  
かくて三月中の十四トロール漁船による漁業計畫遂行率は七〇%であつたが、トロール漁業發達の前途に横たはる第一の課題は最良の漁業根據地を持つことであると指摘されてゐる。

日本の鮭鱒工船漁業

一、鮭鱒工船漁業の沿革

カムチャツカ公海に於ける工船蟹漁業の、稀有の發展並に日露漁業條約による露領漁業の紛々たる束縛、紛議に鑑み、本邦漁業家の間には世界三大漁場の一たるオホツク海、ベーリング海方面の公海に於ける鮭鱒漁業を母船式工船漁業によつて行ふ事に多大の興味を寄せ、昭和二年太平洋漁業會社の試験的出漁以來之が計畫を進めつゝあつたが、此計畫は昭和四

年に入つて愈々具體化し、日魯漁業、八木本店、平出喜三郎、國際工船、綿貫覺、奥田禮三、神谷文一、徳田平一、須田孝太郎の諸氏は右鮭鱒工船經營について農林省當局に出願中であつたが、當局は昭和四年六月八日省令により取締規則を發布し、昭和四年六月二十九日付、左記五氏に許可決定の旨通知を發した。

日魯漁業、八木本店、國際工船、平出喜三郎、綿貫覺。

昭和四年には九九九噸の母船一隻出漁し、鮭鱒七、七五三尾を漁獲したが、翌五年には六隻に増加し、總噸數二二、五一八噸に漁獲高六八〇、四八〇尾であつた。

一方日本人漁業家の母船式鮭鱒漁業希望者は益々激増し、昭和六年春の出願隻數十三隻に達したので、農林省では審査の結果昭和六年三月二十四日付左記人隻に對し、沖取漁業を許可するに至つた。

沖取漁業の出新認可を與へた。

一、小山富三(母船一隻三、六〇〇噸、カムチャツカ東海岸方面)

一、田中仙太郎(母船四千噸級二隻、オホ



ツク海方面、カムチャツカ東海方面)  
一、成宮金三郎(母船五千噸級一隻、カムチャツカ東海岸方面)

一、山内大次郎(母船四千噸級二隻、カムチャツカ東海岸方面)

一、地田光藏(母船六千噸級一隻、カムチャツカ東海岸方面)

一、三浦玄三(母船六千噸一隻、カムチャツカ東海岸方面)

ヤツカ東海岸方面)

従つて昭和六年の實際出漁鮭鱒工船數も増加し、十一隻、二五、四一六噸に達し、従業員一、五五二名を算し、漁獲高は一、一七一、三三六尾であつた。

かくて昭和七年に入つたが、新規出願者は更に多數となつたので再び慎重審議の結果三月十日に至り左記十六名に對し許可の決定の旨指令を發した。

須田孝太郎一隻、竹村浩吉一隻、松田辰藏二隻、片桐寅吉一隻、伊原榮一隻、小田積美一隻、梶信一郎一隻、菅原直次三隻、成宮汽船會社一隻、菅宮清吉一隻、佐々木平次郎一隻、小山富三一隻、藤木次郎平一隻、山内大次郎一隻、輯取豊治一隻、渡邊俊朗一隻

合計二十隻で更に前年迄の許可船合計二十六隻を合せ沖取工船の許可せるもの四十六隻に達した。

昭七年度に於ける業績は別表の如くであり、逐年新規出願者も増加しつゝあるが、昭和八年度新規出願者に對しては農林省が慎重審議の結果、左記の十六名に對し許可の決定の旨指令を發表した。

昭和工船漁業株式會社(母船一隻二、三千噸、勘察加西岸近海)

太平洋漁業株式會社(母船十一隻、一千二百噸乃至七千二百噸、北勘察加海灣、西勘察加海灣、近海)

梶信一郎(母船二隻、一千六百噸乃至七千二百噸、勘察加西岸近海、勘察加東岸近海)

藤木治郎平(母船一隻、一千二百噸乃至一千八百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)

山内大次郎(母船一隻三千二百噸乃至四千八百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)

片桐寅吉(母船一隻一千六百噸乃至二千四百噸、勘察加西岸近海)

平出合名會社(母船七隻、一千六百噸乃至六千噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)

沖取合同漁業株式會社(母船三隻、三百六十噸乃至六千六百噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)

荻布宗太郎(母船四隻、三百二〇噸乃至三千噸、勘察加西岸近海)

坂本作平(母船一隻、六百噸乃至九百噸、勘察加西岸近海)

後藤杉久(母船一隻、二千八百噸乃至四千二百噸、勘察加西岸近海)

古里富藏(母船一隻、一千六百噸乃至二千四百噸、勘察加東岸近海)

大同漁業株式會社(母船四隻、八百噸乃至三千六百噸、勘察加西岸近海)

宮城漁業株式會社(母船三隻、四千噸乃至六千噸、勘察加西岸、勘察加東岸近海)

農林省からカムチャツカ沿岸を出漁區域とする母船式鮭鱒沖取漁業を許可された露水組合副組長佐々木平次郎、須田孝太郎、菊地藤三郎、秋野鐵彌氏等は合同して新會社を設立すべく創立準備を進めてゐたが、昭和八年牛込區矢來町二の創立事務所にて創立總會を開き左の通り決定直に登記手續をとつた。

大同漁業株式會社

一、資本金百萬圓

一、東京市麴町區丸の内(丸ビル)

役員

取締役社長 佐々木 平次郎

取締役 須田 孝太郎

同 松崎 隆一

同 西村 有作

同 佐々木 玄吉

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

三、昭和八年度母船出漁狀況

(昭和八年六月九日現在)

カムチャツカ沿岸に出漁した鮭鱒沖取母船は左の通りで、此の外獨航船凡そ二百八十隻内外出漁した。

太平洋漁業會社所屬

出漁許可區域 現在出漁區域

噸數

神武丸 五、〇八七・〇〇一 東海岸

信濃丸 六、一五五・四 同

第三雲丸 三、八四三・七 同

洋丸 同 同

沖取合同漁業會社所屬

幸生丸 五、四八・三 同

第十七播州丸 四、五九〇・二 同

大同漁業會社所屬

東榮丸 三、三三・三 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

公海漁業關係

四、鮭鱒沖取漁業會社

第一越丸 一八・九四 同

第二海丸 四八・七 同

勘察加沖取漁業會社所屬

松山丸 四三・〇三 同

平出會社所屬

第六播州丸 二、七〇七・七 同

宮城漁業會社所屬

英丸 二、七七〇・七 同

千歲丸 一、六七・四 同

荻布宗太郎所屬

第二大黒丸 三、四・四 同

坂本作平所屬

大正丸 七、七・九 噸 東海岸

梶信一郎所屬

金刀比羅丸 二、六・五 西海岸

第二大東丸 三、四・四 東海岸

藤木治平所屬

春日丸 一、五・六 同

合計 十七隻 三六、六二・七 噸

不明

不明

不明

不明

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

三七三







明治四十四年十二月から實施された右四國條約は、大正十五年(一九二六年)十月二十四日を以て一應の期限たる十五年を經過した。これより先き日本政府は同條約第十六條の規定に基き大正十五年一月締約國駐劄大使をして同締約修正に關する帝國政府の意志表示を致さしめて以來現在に至るまで修正に關する下協議をなしてゐるが、締約諸國中米國は尙ソヴェート政府未承認中であり、英國は昭和二年に至つて露國と國交斷絶し、露國と正式國交を締結せるは唯日本あるのみで此四國關係の不一致が條約改訂の主なる障害となつて現れ、第一回條約期限満了後滿二年を經過する現在に至るまで下調査の中に遷延して改訂會議開催の運びに至らないでゐる。之は我國としては甚だ遺憾の次第である。

明治四十四年四國條約締結當時と今日とは禁獵區域たる北太平洋上に現存する臘納獸の数が非常に變化してゐる。數字を以て之を示せば條約締結當時約二十三萬頭と査定されたものが、今日に於ては

### 工船蟹漁業取締規

正に百萬頭に達するの有様である。従つて條約締結の目的は大體に於て達成されてゐるが、斯の如く棲息數の増加するにつれてその犠牲となる魚類の數も益々多くなる。殊に我近海に洄游するもの、數逐年増加し來る關係から見ても我漁業經濟の受ける被害と脅威は莫大なるものありかゝる見地から我國としては、現行條約を此まゝ存続することは極めて不利であつて輿論がこれを承知しないのである。速に四國間の不一致を解決し、條約を現狀に適應するやう改訂して臘納獸及獵虎の保護をなすと共に、一方漁業の被害を輕減することは當面の急務である。

### 則

之が制定の動機は前項に之を述べた。本令は大正十二年三月を以て制定され、昭和二年十月改正されて今日に及んでゐる。之に依つて更に斯業の輪廓を窺知し得るであらう。

第一條 本則に於て工船蟹漁業と稱するは罐詰製造設備を有する船舶又は之に附屬する漁船に依りて爲す蟹漁業を謂ふ

第二條 工船蟹漁業を營まむとする者は工船毎に願書一通を作り第一號様式に依る船舶件名書又は船舶國籍證書寫及船舶検査證書寫並第二號様式に依る事業計畫書を添へ之を農林大臣に差出し許可を受くべし

第三條 船舶件名書を差出し前條の許可を受けたる者は指定期間内に船舶國籍證書寫及船舶検査證書寫を差出すべし  
指定期間内に前項の書類を差出さざる時は農林大臣は其の許可を取消すことあるべし

第三條之二 東徑百五十度以東のオホーツク海に於て操業する工船蟹漁業は工船數十八隻以内に限り之を許可す

第四條 農林大臣第二條の許可を爲したるときは第三號様式に依る許可證を交付す但し前條第一項の場合に於ては當該書類を差出したる後之を交付す

又は解散の日より三十日以内に許可證の書換を申請すべし

第十三條之二 工船蟹漁業を營む目的を以て工船の讓受又は借受を爲すには農林大臣の許可を受けたる時は其讓渡人又は貸付人に對して爲したる工船蟹漁業の許可は爾後工船の讓受人又は借受人に對し之を爲したるものと看做す

前項の許可を受けむとする時は第二號様式による事業計畫書及工船の讓受又は借受を證する書面を具し契約當事者連署して農林大臣に出願すべし

農林大臣第一項の許可を爲したる時は許可證を書換へ之を讓受人又は借受人に交付す

第十四條 許可證の交付を受けたる後一年以内に工船蟹漁業に着手せず又は引續き二年以上工船蟹漁業を營まざる時は農林大臣は其許可を取消す事あるべし

第十五條 蟹の蕃殖保護、漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は工船蟹漁業を停止し又は其の許可を制限することあるべし

許可證は之を工船内に保持すべし

第五條 工船蟹漁業者は第四號様式に依り工船の兩舷及附屬漁船の見易き場所に許可番號を表記すべし

工船蟹漁業者は其使用する漁網の浮子に許可番號を烙印すべし

第六條 工船蟹漁業の許可の期間は五年とす前項の期間は申請に依り之を更新することを得

第七條 工船蟹漁業は農林大臣の告示したる禁止區域内に於ては操業することを得ず

第八條 網目一尺五寸以下の刺網は工船又は附屬漁船に於て之を所持し又は使用することを得ず

第九條 工船蟹漁業許可證に記載したる事項を變更せむとする時は農林大臣の許可を受くべし但し第十一條の規定に該當する場合に於ては此の限にあらざる農林大臣前項の許可を爲したる時は許可證を書換交附す

第十條 前條第一項の規定に該當する場合を除くの外工船蟹漁業者其事業計畫



第十六條 工船蟹漁業者本則の規定又は

本則に基く處分に違反したる時は農林大臣は工船蟹漁業を停止し又は其許可を制限し若は取消すことあるへし  
前項の規定に依る處分は當該工船蟹漁業者の有する全部の許可に付之を爲すことあるへし

第十七條 各工船に付工船蟹漁業を廢止し又は許可の效力消滅したる時は直に當該工船に對する許可證を返納すへし但し許可證を返納する能はざる時は事由を具し其旨届出つへし

第十八條 第一項第一號の場合に於ては相續人、合併後存續する會社若は合併に因りて設立したる會社又は清算人に於て前項の手續を爲すへし

第十九條 工船の船長の所爲第二十條第一項各號の一に該當する場合に於ては農林大臣は工船蟹漁業者に對し船長の變更を命することあるへし

第二十條 以上第二十一條に至る罰則省

工船蟹漁業禁止區域の件

工船蟹漁業禁止區域左の通り定む  
後志國神威岬より禮文島北端、禮文島北端より海馬島南端に至る線の中點、北見國宗谷岬より樺太島西能登呂岬に至る線の中點、得撫島伸津岬、釧路國尻羽崎を通過する緯線と東徑百四十六度の經線との交叉點を経て尻羽崎に至る線内。

「タラバ」蟹類取締

規則改正

(昭和八年六月一日 農林省令 第九號)

農林省は昭和八年六月一日附省令第九號を以て大正三年農商務省令第二十九號「タラバ」蟹類採取取締規則を左の通改正した。

第一條 本則に於て蟹とは「タラバガニ」(學名テイレンシウス氏ーバラリトードス・カムチヤテイカ)及「アブラガニ」(學名ブランド氏ーバラリトードス・プ

本令は公布の日より之を施行す  
本令施行前大正三年農商務省令第二十九號第二條第三項の規定に依り受けたる許可は本令に依り之を受けたるものと看做す

輸出蟹罐詰取締規則

則

(昭和八年六月一日 農林省令 第十號)

農林省は輸出蟹罐詰取締規則を次の如く決めた。

第一條 本則に於て蟹とは「タラバガニ」(學名テイレンシウス氏ーバラリトードス・カムチヤテイカ)及「アブラガニ」(學名ブランド氏ーバラリトードス・プ

ラテイブス)を謂ふ。  
第二條 蟹罐詰は農林大臣の定むる検査標準に依り農林大臣の指定する水産組合聯合會又は水産組合の行ふ検査に合格したるものに非ざれば營利の目的を以て之を輸出し又は課税地域より外國に搬出することを得ず但農林大臣の認

公海漁業關係

ラテイブス)を謂ふ

第二條 左の各號の一に該當する蟹は之を採捕することを得ず但し漁具に罹りたるものにして生活力を失ひたるものは此の限に在らず

雌蟹

一 胸甲の幅十五センチメートル(一ベ  
一リング)海及「オホーツク」海を含む北緯五十一度以北の北太平洋に於ては十三センチメートル)未滿の雄蟹  
第三條 蟹の腹甲に抱かれたる卵は之を採取することを得ず

第四條 第二條各號に掲ぐる蟹又は前條の卵は販賣の目的を以て之を製品と爲すことを得ず 但し第二條但書に該當する蟹にして北海道に於て製品と爲すものに付ては北海道廳長官の許可を受けたる場合に限り之を罐詰以外の製品と爲すことを得

第五條 第二條、第三條又は前條の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す

農林省は昭和四年十一月二十六日附省令第二十八號を以て船工蟹漁業取締規則中左の通改正した。

第四條第一項中「前條」を「第三條」に改む  
第十五條の二 農林大臣の許可を受くるに非ざれば工船(外國工船を含む)又は附屬漁船に於て蟹の採捕に關する勞務に従事することを得ず  
前項の許可を受けむとする者は左の事項を記載したる願書を農林大臣に差出すべし

- 一、氏名住所及生年月日
- 二、勞務の種類及之に従事する期間
- 三、乗込工船の名稱及操業區域
- 第十五條の三 農林大臣前條の許可を爲したるときは從業許可證を交付す  
前條の許可の期間は一年以内とす  
第十九條の二 第十五條の二第一項の規定に違反したる者又は第十五條の二の許可を受けたる者にして許可の條件若は制限に違反したるものは三月以下の懲役又は廿圓以下の罰金に處す  
第三號様式中「罐詰製造最高豫定數」を

工船蟹漁業取締規則改正

本令施行の際既に日本蟹罐詰業水産組合聯合會の行ふ検査に合格したる蟹罐詰にして未だ輸出せず又は課税地域より外國に向け搬出せざるものは第二條の規定に拘らず之を輸出し又は課税地域より外國に向け搬出することを得但し輸出前日本蟹罐詰業水産組合聯合會の定款の定むる所に依り検査の効力を失ひたるもの又は再検査を受くべきものに付ては此の限に在らず  
輸出「イバラ」蟹罐詰取締規則は之を廢止す



「罐詰製造最高豫定數從業者數」に改む

### 母船式漁業取締規則

#### 第一章 總 則

第一條 左に掲ぐる母船式漁業は漁業法第三十五條第一項の規定に依り農林大臣の許可を受くるに非ざれば之を營むことを得ず

- 一 母船式蟹漁業
- 二 母船式鮭鱒漁業
- 三 母船式鯨漁業

前項に於て母船式蟹漁業と稱するは罐詰製造設備を有する母船又は其の附屬漁船に依り爲す蟹漁業を謂ひ母船式鮭鱒漁業と稱するは製造若は保藏の設備を有する母船又は其の附屬漁船に依り爲す鮭鱒漁業を謂ひ母船式鯨漁業と稱するは鯨體處理設備を有する母船の附屬漁船に依り爲す鯨漁業を謂ふ

第二條 本則に於て搭載附屬漁船と稱するは母船に搭載する附屬漁船を謂ひ獨航附屬漁船と稱するは母船に搭載せざる附屬漁船を謂ふ

を母船内に保持し其の兩舷及附屬漁船の最も見易き場所に様式第六號に依る母船使用承認番號を表記すべし  
母船式漁業者は操業中様式第七號に依る旗章を母船及附屬漁船の最も見易き場所に掲揚すべし

第十條 母船式漁業は許可證又は母船使用承認證に記載したる條件若は制限又は第十九條、第二十條若は第二十一條の規定に依る制限若は停止の處分に違反して之を營むことを得ず

第十一條 許可證に記載したる條件又は制限の變更の許可を受けんとする母船式漁業者は其の事由を具し申請書を農林大臣に提出すべし母船使用承認證に記載したる條件又は制限の變更の承認を受けんとする者に付亦同じ

第十二條 母船式漁業者は農林大臣の交付したる様式第八號に依る附屬漁船票を有する附屬漁船に非ざれば母船式漁業の爲之を使用し又は母船に之を搭載することを得ず  
母船式漁業者附屬漁船票の交付を受け

第三條 第一條第一項各號に掲ぐる母船式漁業の許可を受けんとする者は漁業毎に申請書に左に掲ぐる書類を添附し農林大臣に之を提出すべし

- 一 様式第一號に依る事業計畫書
- 二 許可を受けんとする者法人なるときは定款、登記簿の謄本、財産目録及貸借對照表
- 三 二人以上共同して許可を受けんとするときは事業に關する各共同者の出資額及權利義務の關係を記載したる書類

二人以上共同して許可を受けんとするときは内一人を代表者と定め其の氏名又は名稱を申請書に記載すべし  
第一項の書類の外農林大臣は必要と認むる書類の提出を命ずることあるべし

第四條 農林大臣母船式漁業の許可を爲したるときは様式第二號に依る許可證を交付す  
第五條 母船式漁業の許可の期間は五年以内とす

んとするときは搭載附屬漁船に在りては母船毎に様式第九號に依る申請書を獨航附屬漁船に在りては漁船毎に申請書に船舶國籍書寫、漁船検査證書寫及様式第十號に依る獨航附屬漁船明細書を添附し農林大臣に之を提出すべし

第十三條 母船式漁業者は附屬漁船票を附屬漁船の船内の見易き場所に釘著すべし

第十四條 母船式漁業者は其の業務を指揮する管理人一人を操業中母船に乗船せしむべし

第十五條 母船式漁業者は毎年十二月卅一日迄に各母船の其の年に於ける事業報告書を農林大臣に提出すべし  
農林大臣必要ありと認むるときは隨時事業の報告を命ずることあるべし

第十六條 左に掲ぐる場合に於ては母船式漁業者は遲滞なく農林大臣に其の旨を届出づべし

- 一 母船式漁業者其の氏名若は名稱又は住所を變更ありたるとき
- 二 母船の船名又は船舶番號に變更ありたるとき

第六條 母船式漁業者は農林大臣の承認を受けたる母船に非ざれば其の漁業の爲之を使用することを不得ず

第七條 母船式漁業者前條の承認を受けんとするときは母船毎に申請書に左に掲ぐる書類を添附し農林大臣に之を提出すべし

- 一 船舶國籍證書寫及漁船検査證書寫
  - 二 様式第三號に依る母船設備明細書
- 前項の申請書提出の際同項各號に掲ぐる書類を提出すること能はざる場合に於ては之に代へ様式第四號に依る船舶件名書を提出すべし

前項の規定に依り船舶件名書を提出し前條の承認を受けたる者は農林大臣の指定する期間内に第一項各號に掲ぐる書類を提出すべし

第八條 農林大臣母船使用の承認を爲したるときは様式第五號に依る母船使用承認書を交付す但し前條第二項の場合に於ては同條第三項の規定に依り當該書類を提出したる後之を交付す  
第九條 母船式漁業者は母船使用承認證

りたるとき  
三 附屬漁船の船名に、變更ありたるとき

四 本則に依り許可又は承認を受くべき場合を除くの外母船式漁業者其の事業計畫書又は母船設備明細書に記載したる事項を變更したるとき

五 母船式漁業者たる法人其の定款を變更したるとき

六 母船式漁業者たる法人の代表者に變更ありたるとき

七 第三條第二項の代表に變更ありたるとき

八 母船式漁業者管理人を選任し又は變更したるとき

前項第八號の規定に依る管理人選任の届書には履歴書を添附すべし

第十七條 第十一條の許可若は承認を爲したるとき又は前條第一項第一號、第二號、第七號若は第二十三條第二項の届出ありたるときは農林大臣は許可證又は母船使用承認證を書換へ交付す

第十八條 母船式漁業者許可證、母船使



用承認證又は附屬漁船票を亡失し又は毀損したるときは其の再交付を申請すべし

第十九條 母船式漁業の許可を受けたる後一年以内に其の漁業に著手せず又は引續き二年以上其の漁業の全部若は一부를營まざるときは農林大臣は其の許可又は母船使用の承認を制限し又は取消すことあるべし

第二十條 水産動植物の蕃殖保護、漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船若は附屬漁船の使用を停止し又は母船式漁業の許可若は母船使用の承認を制限し若は取消すことあるべし

第二十一條 母船式漁業者本則又は本則に基く處分に違反したるときは農林大臣は母船若は附屬漁船の使用を停止し又は母船式漁業の許可若は母船使用の承認を制限し若は取消すことあるべし

第二十二條 漁業取締其の他公益上必要ありと認むるときは農林大臣は母船式漁業者に對し管理人又は母船若は附屬

附屬漁船の船長の下船を命じ又は其の乗船の禁止を命ずることあるべし

第二十三條 母船式漁業者死亡し若は解散し又は母船式漁業を廢止したるときは母船式漁業の許可は其の効力を失ふ但し死亡又は解散の場合に於て其の相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人が引續き其の漁業を營むときは被相續人又は合併に因りて解散したる法人に對して爲したる母船式漁業の許可は爾後相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對し之を爲したるものと看做す

前項但書の場合に於ては左に掲ぐる書類を具し死亡又は解散の日より三十日以内に農林大臣に其の旨を届出づべし

一 相續又は合併ありたることを證する書類  
二 合併後存續する法人又は合併に因りて設立したる法人に在りては定款、財産目録及貸借對照表第一項但書の場合に於ては母船使用承認證は爾

後相續人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に對し之を爲したるものと看做す

第二十四條 左に掲ぐる場合に於ては母船使用の承認は其の効力を失ふ  
一 母船式漁業の許可の効力消滅したるとき  
二 母船の使用を廢止したるとき  
三 母船滅失し、沈没し、解撤し又は國籍を喪失したるとき  
四 母船を讓渡し、之を貸付し、借受けたる母船を返還し其の他母船を使用する權利を失ひたるるとき

第二十五條 母船式漁業の許可の効力消滅したるときは直に許可證を返納すべし但し之を返納すること能はざるときは事由を具し其の旨を届出づべし

第二十三條 第一項の場合に於ては相續人、清算人又は合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人に於て前項の手續を爲すべし  
母船使用の承認の効力消滅したるときは直に母船使用承認證を返納すべし

乗船する場合に在りては獨航附屬漁船の船名並に母船の船名及操業區域

第三十四條 農林大臣前條の許可を爲したるときは從業許可證を交付す  
前條の許可の期間は一年以内とす

第三章 母船式鮭鱒漁業

第三十五條 鮭鱒漁業は北緯五十一度以北の北太平洋(「ベーリング」海及「オホーツク」海を含む)に於ては條約に依り又は母船式鮭鱒漁業に依るに非ざれば之を營むことを得ず

第三十六條 母船式鮭鱒漁業は東經百七十度以西北緯五十一度以南の海面に於ては之を營むことを得ず

第三十七條 總噸數二十噸未満の船舶は母船式鮭鱒漁業の獨航附屬漁船に之を使用することを得ず

第三十八條 母船式鮭鱒漁業者は其の使用する建網及流網の浮標に母船使用承認番號を表示すべし

第三十九條 母船式鮭鱒漁業者は農林大臣の承認を受くるに非ざれば母船の製

第三十條 母船式蟹漁業者は其の使用する刺網の浮標に母船使用承認番號を表示すべし

第三十一條 母船式蟹漁業者は網目五十センチメートル以下の刺網を母船式蟹漁業の母船又は其の附屬漁船に於て所持し又は使用することを得ず

第三十二條 母船式蟹漁業者は農林大臣の承認を受くるに非ざれば母船の罐詰製造設備を増設し、改設し又は撤去することを得ず

第三十三條 農林大臣の許可を受くるに非ざれば母船式蟹漁業の爲使用せらるる母船(外國船舶たる母船を含む)又は其の附屬漁船に於て蟹の採捕に關する勞務に従事することを得ず  
前項の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を農林大臣に提出すべし

一 氏名、住所及生年月日  
二 勞務の種類及之に従事する期間  
三 母船に乗船する場合に在りては母船の船名及操業區域獨航附屬漁船に

一項但書及前項の規定は此の場合に之を準用す

第二十六條 左に掲ぐる場合に於ては母船式漁業者は直に附屬漁船票を返納すべし

一 母船使用の承認の効力消滅したるとき  
二 附屬漁船の使用を廢止し又は附屬漁船の有效期間満了したるとき  
前條第一項但書及第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第二章 母船式蟹漁業

第二十七條 母船式蟹漁業の爲東經百五十度以東の「オホーツク」海に於て使用することを得る母船は十三隻以内を限り其の使用を承認す

第二十八條 母船式蟹漁業は農林大臣の告示したる禁止区域内に於ては之を營むことを得ず

第二十九條 總噸數二十噸未満の船舶は母船式蟹漁業の獨航附屬漁船に之を使用することを得ず



造設備又は保藏設備を増設し、改設し又は撤去することを得ず

第四章 母船式鯨漁業

第四十條 母船式鯨漁業の爲北緯二十度以北の北太平洋(「ベーリング」海、オホーツク」海及北氷洋を含む)に於て使用することを得る母船は一隻を限り其の使用を承認す

第四十一條 母船式鯨漁業は東經百八十八度及東經百五十九度の經線並に北緯二十度及北緯五十二度三十分の緯線に依りて圍まれたる海面に於ては之を營むことを得ず

第四十二條 母船式鯨漁業者は農林大臣の承認を受くるに非ざれば母船の鯨體處理設備を改設することを得ず

第五章 罰 則

第四十三條 管理人其他母船式漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者左の各號の一に該當するときは三

月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

一 母船式漁業の許可證又は母船使用承認證に記載したる條件又は制限に違反して操業したるとき

二 第十九條、第二十條又は第二十一條の規定に依る制限又は停止の處分に違反して操業したるとき

三 第九條第一項の規定に依り表記したる母船使用承認番號を隠蔽し又は抹消したるとき

四 第十三條 の規定に依り釘著したる附屬漁船票を隠蔽し、抹消し又は破棄したるとき

第四十四條 管理人其他母船式蟹漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者左の各號の一に該當するときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

一 第二十八條の規定に依り告示したる禁止区域内に於て操業したるとき

網を母船又は其の附屬漁船に於て所持し又は使用したるとき

第四十五條 管理人其他母船式鮭鱒漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者第三十六條の規定に違反して操業したるときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第四十六條 管理人其他母船式鯨漁業者に代りて業務を指揮する者又は母船若は附屬漁船の船長若は船長の職務を執る者第四十一條の規定に違反して操業したるときは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第四十七條 左の各號の一に該當する者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

一 第三十三條 第一項の規定に違反したる者又は同條同項の許可を受けたる者にして許可の條件若は制限に違反したるもの

二 第三十五條の規定に違反したる者

第五條 本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り工船蟹漁業の許可を受けたる工船に付ては附則第三條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做されたる者に對し昭和九年十二月三十一日迄本令に依り其の漁業の爲母船使用の承認を爲したるものと看做す本令施行工船蟹漁業取締規則に依り交付したる許可證は昭和九年十二月三十一日迄本令に依り交付したる母船使用承認證と看做す

し又は所持する漁獲物、製品及漁具は之を沈收することを得若し犯人の所有したる漁獲物及製品の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得

後と雖も其の罰則を適用す

第五條 本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り工船蟹漁業の許可を受けたる工船に付ては附則第三條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做されたる者に對し昭和九年十二月三十一日迄本令に依り其の漁業の爲母船使用の承認を爲したるものと看做す本令施行工船蟹漁業取締規則に依り交付したる許可證は昭和九年十二月三十一日迄本令に依り交付したる母船使用承認證と看做す

第四十八條 母船式漁業者第十四條の規定に違反したるときは百圓以下の罰金に處す

第三條 本令施行前工船蟹漁業取締規則に依り工船蟹漁業の許可を受けたる者は本令に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做す但し二箇以上の工船蟹漁業の許可を有する者は之を一箇の母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做す

第六條 工船蟹漁業取締規則第五條の規定に依り表記したる許可番號は昭和九年十二月三十一日迄第九條第一項の規定に依り表記したる母船式蟹漁業の母船使用承認番號と看做す

第四十九條 第九條、第十三條、第十五條第一項、第十六條第一項、第十八條、第二十三條第二項、第二十五條、第二十六條、第三十條又は第三十八條の規定に違反したる者は科料に處す第十五條第二項又は第二十二條の命令に従はざる者亦同じ

第四條 前條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做されたる者は許可證の交付申請書に第三條第一項各號に掲ぐる書類を添附し本令施行の日より三十日以内に農林大臣に之を提出すべし

第六條 工船蟹漁業取締規則第五條の規定に依り表記したる許可番號は昭和九年十二月三十一日迄第九條第一項の規定に依り表記したる母船式蟹漁業の母船使用承認番號と看做す

附 則

第一條 本令は昭和八年法律第三十三號施行の日より之を施行す

第七條 第九條第二項、第十二條乃至第十四條、第十六條第一項第三號、第二十九條及第三十條の規定は昭和九年十二月三十一日迄母船式蟹漁業に之を適用せず

第二條 工船蟹漁業取締規則及母船式鮭鱒漁業取締規則は之を廢止す

第七條 第九條第二項、第十二條乃至第十四條、第十六條第一項第三號、第二十九條及第三十條の規定は昭和九年十二月三十一日迄母船式蟹漁業に之を適用せず

本令施行前に工船蟹漁業取締規則又は母船式鮭鱒漁業取締規則の罰則を適用すべき行爲ありたるときは本令施行の

第三十一條及第四十四條第二號中五センチメートル以下とあるは昭和十年



十二月三十一日迄は之を一尺五寸以下とす

第八條 工船蟹漁業取締規則第十五條の二の規定に依り爲したる許可は第三十三條の規定に依り之を爲したるものと看做す但し許可の期間は従前の許可の期間とす

工船蟹漁業締規則第十五條の三第一項の規定に依り交付したる従業許可證は第三十四條第一項の規定に依り之を交付したるものと看做す

第九條 本令施行前母船式鮭鱒漁業取締規則に依り爲したる母船式鮭鱒漁業の許可又は母船式鮭鱒漁業の許可又は母船使用の承認と看做す但し許可又は母船使用の承認の期間は従前の許可又は母船使用の承認の期間とす

第十條 本令施行前母船式鮭鱒漁業取締規則に依り交付したる許可證、母船使用承認證又は附屬漁船票は本令に依り之を交付したるものと看做す但し當該許可又は母船使用の承認にして其の効力

爲したる許可、承認其の他の處分は本令に依り之を爲したるものと看做す

第十三條 左に掲ぐる場合は第二十一條の規定の適用に付ては當該母船式漁業者は本則に基く處分に違反したるものと看做す

一 附則第三條第一項の規定に依り母船式蟹漁業の許可を受けたる者と看做されたる者本令施行前工船蟹漁業取締規則又は之に基く處分に違反したるとき

二 附則第九條の規定に依り母船式鮭鱒漁業の許可を受けたるものと看做されたる者本令施行前母船式鮭鱒漁業取締規則又は之に基く處分に違反したるとき

第十四條 本令施行前工船蟹漁業取締規則又は母船式鮭鱒漁業取締規則に依り爲したる出願、申請又は届出は本令中之に相當する場合に於ては本令に依り之を爲したるものと看做す

様式 第一號

母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業事業計畫書

- 一 根據地
- 二 作業區域
- 三 漁獲物及製品の陸揚港
- 四 作業の時期
- 五 母船の數
- 六 母船の船種及總噸數
- 七 母船式蟹漁業に在りては母船の罐詰製造設備の概要
- 八 母船式鮭鱒漁業に在りては母船の製造設備又は保藏設備の概要
- 九 母船式鯨漁業に在りては母船の製油設備、製肥設備又は鯨肉及食用皮の貯藏設備の概要
- 十 附屬漁船の船種、數及大さ
- 十一 漁具の種類、構造及數
- 十二 母船式蟹漁業に在りては漁獲物の種類及罐詰製造數
- 十三 母船式鮭鱒漁業に在りては漁獲物の種類別數量、漁獲物の處理及製造の方法
- 十四 母船式鯨漁業に在りては鯨の種類

日露年鑑

別捕獲頭數、鯨體處理製油及製肥方法並に鯨肉及食用皮の採取方法

十一 乘組員其の他の従業員の職務別人員表

一 二隻以上の母船を使用する場合に在りては第五號以外の事項は母船別に之を記載すべし

二 母船式蟹漁業に在りては第二

第二號

號の作業區域は經緯度を以て之を示すべし

三 母船式鮭鱒漁業に付建網を使用する場合に在りては之を敷設する場所を明示する圖面を添附すべし

四 母船式鯨漁業に在りては第九號に掲ぐる事項の記載は之を省略することを得

第 號	母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業許可證	住所	氏名又は名稱
許可期間又は制限	操作區域 何れ		
年月日			
		農	林 大 臣

第三號

母船式蟹漁業母船設備明細書

一 船名及船舶番號

二 罐詰製造設備(見取圖添附要す)



三 船員以外の者にして専ら漁撈又は漁獲物の製造に従事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積並に採光通風の装置の概要(見取圖添附を要す)

四 無線電信又無線電話の有無、信號符字、装置方式及空中線電力  
五 清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積  
右の通年月日設備完成せしものに相違無之候也

年 月 日 氏名又は名稱

母船式鯨漁業母船設備明細書  
一 船名及船舶番號  
二 製造設備(見取圖添附を要す)  
三 保藏設備(見取圖添附を要す)  
四 船員以外の者にして専ら漁撈又は漁獲物の製造若は保藏に従事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積並に採光通風の装置の概要(見取圖添附を要す)  
五 無線電信及無線電話の有無、信號

號符字、装置方式及空中線電力  
六 清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積  
右の通年月日設備完成せしものに相違無之候也

年 月 日 氏名又は名稱

母船式鯨漁業母船設備明細書  
一 船名及船舶番號  
二 鯨體の曳揚其の他の處理設備(見取圖添附を要す)  
三 製油設備、製肥設備又は貯藏設備(配置圖添附を要す)  
四 醫療設備(見取圖添附を要す)  
五 船員以外の者にして専ら漁撈又は漁獲物の製造若は従事するものの居室の場所、一人に充つべき面積及容積並に採光通風の装置の概要(見取圖添附を要す)  
六 無線電信及無線電話の有無、信號符字、装置方式及空中線電力  
七 清水槽、石炭庫又は燃油庫の容積

右の通年月日設備完成せしものに相違無之候也

年 月 日 氏名又は名稱

第四號  
船舶件名書(計畫又は現在)  
一 船質、船種及船名  
二 船體の長さ、幅及深さ  
三 總噸數  
四 甲板の層數  
五 機關の種類、數及公稱馬力  
六 汽罐の種類、數及制限汽壓  
七 最強速力  
八 進水年月日  
九 所有者の住所及氏名又は名稱  
備考  
母船式鯨漁業の母船に在りては各號に掲ぐる事項の外船尾の構造を附記すべし

第五號

何第 號  
母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業母船使用承認證  
住所 氏名又は名稱  
母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業許可の番號及許可期間  
母船の船種及船名  
母船の船種及船名  
母船の船種及船名  
母船の船種及船名  
母船の船種及船名  
年月日  
操作區域  
漁獲物及製品の陸揚港  
農林大臣

第六號

何12  
備考  
一 各文字の大きさは五十糎大以上、文字の太さは十糎以上、各文字の間隔は三十糎以上七十糎以下とし明瞭に記載することを要す  
二 附屬漁船に在りては其の船種及大小に應じ前號に  
日 露 年 露

第七號 準じ明瞭に記載することを要す  
第八號 (旗の形式寸法) 略す

母船 丸第 號  
母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業獨航附屬漁船票  
所屬母船の使用承認番號  
船種及船名  
船種及船名  
船種及船名  
船種及船名  
船種及船名  
年月日  
農林省  
木製

備考  
母船式鯨漁業獨航附屬漁船票に在りては使用漁具の記載は之を爲さず

母船 丸第 號  
母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業搭載附屬漁船票  
所屬母船の使用承認番號  
船種及船名  
船種及船名  
船種及船名  
船種及船名  
船種及船名  
年月日  
農林省  
木製



第九號

搭載附屬漁船票交付申請書

船名	船體		種類	馬力	使用漁具		搭載人員數
	長	幅			種類	數量	
何							
何							
何							
何							
何							
何							

右漁船を母船 丸の搭載附屬漁船として使用致度候に付搭載附屬漁船票交付相成度此段及申請候也

年 月 日 住所

農林大臣 殿 氏名又は名稱

- 第十號 母船式蟹(鮭鱒)(鯨)漁業獨航附屬漁船明細書
- 一 船名及船舶番號
- 二 所屬母船の船名及使用承認番號
- 三 清水槽・石炭庫又は燃油庫の容

積

- 四 使用漁具の種類及數量
- 五 職務別搭載人員數
- 六 食料、燃料其の他操業上必要な物品の積込及補給の豫定數量
- 七 最速力
- 八 無線電信及無線電話の有無並に信號符字
- 九 操業期間

母船式鯨漁業の獨航附屬漁船に在りては第四號に掲ぐる事項の記載せ之を省略することを得

母船式鮭鱒漁業水産組合定款

(昭和八年十一月十四日認可) (昭和九年二月二十日一部改正)

第一章 總則

- 第一條 本組合は組合員協同一致して母船式鮭鱒漁業の改良發達及鮭鱒蕃殖保護其他本漁業に關し營業上の弊害を矯正し共同の利益を圖るを以て目的とす
- 第二條 本組合は母船式鮭鱒漁業水産組合と稱す
- 第三條 本組合の地區は内地一圓とす
- 第四條 本組合は組合地區内に住所又は營業所を有し農林大臣より許可を受け母船式鮭鱒漁業を爲す者を以て組織す
- 第五條 本組合は事務所を東京市に置き必要の地に地方事務所を置く
- 第六條 本組合は其の目的を達成する爲左の業務を行ふ
  - 一 母船式鮭鱒漁業の研究及調整に關する事項
  - 二 漁具、漁法の改良及調査に關する

事項

- 三 鮭鱒の蕃殖保護に關する事項
- 四 漁獲物(鮭鱒罐詰を除く)の販路擴張並販賣協調に關する事項
- 五 組合員の官廳に對する請願、届出其他手續に關する事項
- 六 其他本組合の目的遂行に必要な事項

第二章 組合員の加入及脱退

第七條 第四條の規定に依り組合員たるべき者は其の住所、氏名又は名稱、營業所を記載したる加入届を本組合に提出すへし但し會社又は共同事業者に在りては其の定款又は規約及代表者の氏名を併記することを要す

前項の規定に依り届出たる事項に變更を生じたるときは組合員は十四日以内に其の具組長に届出つへし

第八條 組合前條の加入届を受理したるときは其の各事項を組合員名簿に記載し其の旨本人及各組合員に通知すへし届出事項變更の届出書を受理したると

日 露 年 鑑

き亦同し

第九條 組合員は左の各號の一に該當する場合は其の資格を喪失す

- 一 營業の廢止
  - 二 死亡又は解散
- 組合員にして前項各號の一に該當するに至りたるときは組合員たりし者又は相續人、清算人又は合併後存続する會社若は合併に依りて設立したる會社に於て遲滞なく其の旨組長に届出つへし組長前項の届出書を受理したるときは組合員名簿を訂正し且つ其の旨届出者及各組合員に通知すへし

第三章 組合員の權利義務

第十條 組合員は本定款の規定に従ひ總會に出席して議決を爲すの權並役員の選舉權及被選舉權を有す但し共同事業者に在りては其の代表者一人之を有す組合員は正當の事由なくして役員の當選を辭し又は其の職を辭すことを得す

第十一條 組合員は組合の事務に關し組長に張簿の閱覽を請求することを得

第四章 役員及職員

第十六條 本組合に左の役員を置く

組長	一名
副組長	一名
評議員	四名

役員は總會に於て組合員中より之を選挙す但し必要あるときは組合員に非ざる者より之を選挙することを得

第十七條 役員は名譽職とす但し前條第

三九一



二項但書の場合此の限に在らず  
第十八條 役員任期は三年とす但し再選を妨げず

第十九條 組長は組合事務を統轄し組合を代表す  
副組長は組長を補佐し組長事故あるとき之を代理す

評議員は組長の諮詢に應じ及組合業務執行の状況を監査するものとす

組長、副組長共に事故あるときは評議員は互選に依り其の事務を代理す

第二十條 役員に缺員を生じたるときは通常總會を待つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補缺選舉を行ふ

總會に於て役員解任を議決したるときは直に後任者の選舉を行ふ

補缺に因り當選したる者は前任者の任期を繼承す

第二十一條 役員任期満了に因り退任したるときは後任者の就任に至る迄其の職務を行ふことを要す

第二十二條 組長必要ありと認むるときは評議員會の議を経て顧問及囑託を置くことを得

第二十三條 本組合に左の職員を置き組長之を任免す

一 主事 一名  
二 書記 若干名

第二十四條 主事は組合の指揮を承け庶務を掌理す書記は上司の命を承け庶務に従事す

第二十五條 組合の業務は總會の決議に依り組長之を行ふ但し定款に別段の定めあるもの及重大なざる事項は評議員會の決議に依り之を行ふことを得

第二十六條 業務の執行に關する細則は評議員會の議決を経て組長之を定む

第二十七條 總會は通常總會及臨時總會の二種とす

第二十八條 總會に於ける各組合員の表決は平等とす

第二十九條 通常總會は毎年一月組長之を招集す

第三十條 臨時總會は組長必要と認むるとき之を招集す

第三十一條 組合員總數の五分の一以上か會議の目的たる事項及其の招集の理由を示し總會の招集を請求したるときは組長は之を招集す

第三十二條 總會を招集せむとするときは少くとも一週間前に會議の目的たる事項日時及場所を各組合員に通知す但し急を要する場合は前記の期間を短縮することを得

第三十三條 總會に於ては前項の規定に依り通知したる事項に付てのみ議決を爲すことを得但し緊急且輕微なる事項に付ては此の限に在らず

第三十四條 總會は組合員總數の半数以上出席するに非されは會議を開くことを得す

第三十五條 總會の議決は出席したる組合員の過半数を以て之を爲す可き同數なるときは議長之を決す

第三十六條 總會の議決を経べき事項にして輕微なるものに付ては組長は書面に依る組合員の表決を以て總會の決議に代ふることを得

第三十七條 組合に評議員會を置く

第三十八條 評議員會の議長は評議員の互選を以て之を定む

第三十九條 評議員會の職務權限左の如し

一 組長より總會に提出する議案を審査し組長に對し意見を述べること

二 組合の財産及業務の状況を監査し毎事業年度一回以上之を總會に報告すること

三 組長の諮詢に應ずること

第四十條 評議員會は組長之を招集す

第四十一條 第二十八條第三十一條及第三十四條乃至第三十六條の規定は評議員會に之を準用す

第四十二條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第四十三條 經費の豫算及經費の賦課徴收方法は前年度に於ける通常總會の決議に依り之を定む

第四十四條 經費の決算及業務成績は組合員に公示す

第四十五條 經費の出納に關する細則は

第五章 業務の執行

第六十條 總會は通常總會及臨時總會の二種とす

第六十一條 總會に於ける各組合員の表決は平等とす

第六十二條 通常總會は毎年一月組長之を招集す

第六十三條 臨時總會は組長必要と認むるとき之を招集す

第六十四條 組合員總數の五分の一以上か會議の目的たる事項及其の招集の理由を示し總會の招集を請求したるときは組長は之を招集す

第六十五條 總會を招集せむとするときは少くとも一週間前に會議の目的たる事項日時及場所を各組合員に通知す但し急を要する場合は前記の期間を短縮することを得

第六十六條 總會に於ては前項の規定に依り通知したる事項に付てのみ議決を爲すことを得但し緊急且輕微なる事項に付ては此の限に在らず

第六十七條 總會は組合員總數の半数以上出席するに非されは會議を開くことを得す

第六十八條 總會の議決は出席したる組合員の過半数を以て之を爲す可き同數なるときは議長之を決す

第六十九條 總會の議決を経べき事項にして輕微なるものに付ては組長は書面に依る組合員の表決を以て總會の決議に代ふることを得

第七十條 組合に評議員會を置く

第七十一條 評議員會の議長は評議員の互選を以て之を定む

第七十二條 評議員會の職務權限左の如し

一 組長より總會に提出する議案を審査し組長に對し意見を述べること

二 組合の財産及業務の状況を監査し毎事業年度一回以上之を總會に報告すること

三 組長の諮詢に應ずること

四 組合經費の決算を審査すること

五 其他定款の規定に依り其の職務權限に屬する事項

第七十三條 評議員會は組長之を招集す

第七十四條 第二十八條第三十一條及第三十四條乃至第三十六條の規定は評議員會に之を準用す

第七十五條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第七十六條 經費の豫算及經費の賦課徴收方法は前年度に於ける通常總會の決議に依り之を定む

第七十七條 經費の決算及業務成績は組合員に公示す

第七十八條 經費の出納に關する細則は

第七十九條

第八十條

第八十一條

第八十二條

第八十三條

第八十四條

第八十五條

第八十六條



評議員會の議決を経て組長之を定む

第八章 違約處分

第四十六條 定款又は總會の決議を以て制限若は禁止したる事項に違反したる者は參千圓以下の過怠金を課す

第四十七條 違約處分は組長之を行ひ組長の處分に對する異議申立は評議員會之を裁決す

第四十八條 組長違約行為ありと認めたるときは其の事實を調査し理由を明記したる處分書を作成し之を違約者に送達すへし

第四十九條 違約處分に對し異議の申立を爲さむとする者は其の通知を受けたる日より二週間以内に其の理由及證據を具し組長に申出つへし

第五十條 異議の申立ありたるときは組長は十日以内に評議員會の裁決を求むへし

前項の裁決ありたるときは組長は書面

國の海軍將校其の他相當の權限ある官吏に於て之を拿捕抑留するを得ること但し拿捕は他の締約國の領海内に非ざる場合に限る

拿捕抑留せられたる者又は船舶は成るべく速に拿捕地最近の地點其の他互に協定することあるべき場所に於ける其の所屬國の當該官吏に引渡すべきこと右の犯罪を審判して之に刑罰を科するの權は獨り犯罪者又は船舶の所屬國官憲のみ之を有すること

右犯罪立證の爲必要な證人及證據にして苟も締約國の宰領内にあるものは成るべく速に其の犯罪審判の管轄權を有する當該官憲に之を提供すへきこと

第二條 各締約國は自國に於ける何れの港灣たると其の領土内に於ける何れの場所たるとを問はず第一項に掲ぐる保護區域内の洋海に於ける臘朧獸海上獵獲の作業に關聯する目的の爲何人にも又如何なる船舶にも之を使用せしめざることを約す

第三條 各締約國は第一條に掲ぐる保護

爲を爲す權利を有す

清算人は就職の日より二週間以内に財産目録及貸借對照表を作成し組合員に報告すへし

第五十六條 清算の結果組合財産に剩餘あるときは組合總會の決議に依り之を處分す

第五十七條 清算事務終了したるときは清算人は遲滞なく其の顛末を組合員に報告すへし

臘朧獸保護條約

(明治四十四年十二月十四日條約第十三號)

第一條 各締約國は相互に左の事項を約す各締約國の人民又は臣民及凡て其の法令條約に服従すへき者並其の船舶か

本條約の有効期間白令海、勘察加海、オホツク海、及日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋の洋海に於て臘朧獸の海上獵獲を爲すを禁止すへきこと右の禁止を犯したる者及船舶は各締約國の領土に於て臘朧獸の蕃殖地を領有する締約國各自の權内に於て獲取せられ官にて記號を附し其の旨を證明したるものを除くの外米露若は日本の獸群に屬し「カロールヒヌ、アラスカヌス」「カロールヒヌス、ウルシヌス」若は「カロールヒヌス、クリレンシヌス」と稱する種族と看做されたる臘朧獸皮は何れの締約國の版圖内にも之を輸入又は移致せしめざることを約す

第四條 各締約國は第一條に掲ぐる洋海の沿岸に棲息する印甸人「アイノ」人「アリユート」人其の他の土人か他船を以て運搬せられ又は他船と相關聯して使用せられざる「カヌー」艇にして専ら橈權の類又は帆を用ひて推進し一隻の乗員五人を超過せざるものに依り從來慣行の方法に従ひ銃器を使用することなくして臘朧獸の海洋獵獲を行ふ場合に付本條約の規定を適用せざることを約す但右は該土人か他人に使用せられず又其の獲取したる獸皮を他人に引渡

第五條 各締約國は其の人民若は臣民又は船舶に對し本條約第一條に掲ぐる洋海の何れの部分たるを問はず其の領土の海岸線より三海里外に於て獵獲の獵殺捕獲又は追獲を許さざることを約す

第六條 各締約國は前數條の規定を有効ならしむるに必要な法令を制定施行し其の違反に對する相當の罰則を付すへきことを約す

第七條 合衆國、日本國及露西亞國は保護に付特に利害關係を有する臘朧獸群の來集する洋海に於て前數條の規定を實施するに必要な限り各自警衛又は巡邏の設備を爲すへきことを約す

第八條 各締約國は第一條に掲ぐる禁獵區域内に於ける臘朧獸の海上獵獲を防止する爲適當にして且有用なる措置を執るに付相互に協力すへきことを約す



第十條 合衆國は「プリビロフ」島又は第一條に掲ぐる洋海に在り將來臘肭獸群の來集することあるべき同國所屬の他の島嶼及海岸に於て同國の權内に於て年々獲取する臘肭獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするものが百分の十五に相當するものを加奈陀政府の公認代表者に、同上總數量及價格の百分の十五に相當するものを日本政府の公認代表者に毎獵季の終に「プリビロフ」島に引渡すべきことを約す但し此の規定は合衆國か何時にても其の管轄内に在りて臘肭獸群の保護保存又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海岸に於て臘肭獸皮を獲取することを全然停止するの權利並に何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保護保存又は蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の拘束を加ふるものに非ず

第十一條 合衆國は日英兩國か本條約の規定に依り、各自取領の權利を有する臘肭獸皮の各二十萬枚に相當すべき數量に代へて前拂金として本條約實施の際大不列顛國に二十萬弗日本國に二十萬弗を支拂ふことを約す而して獸皮は前拂の報償として合衆國之を保留すへし右の計算は獸皮の引渡を爲すべき際に於ける未精製品の倫敦市價「プリビロフ」島よりの運賃を引去るに基き之を爲すべく若し該市價に付爭議を生じたるときは其の場合の如何に依り或は合衆國と大不列顛國と或は合衆國と日本との間に協定する審判官之を決定すべきものとす

第十二條 露西亞國は「コンマンダー」島又は第一條に掲ぐる洋海に在り將來臘肭獸群の來集することあるべき同國所屬の他の島嶼及海岸に於て年々獵取する臘肭獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするものが百分の十五に相當するものを加奈陀政府の公認代表者に、同上總數量及價格の百分の十五に相當するものを日本政府の公認代表者に毎獵季の終に「コンマンダー」島に於て引渡すべきことを約す但し此の規定は露西亞國が本條約期間の最初の五年間何時にても其の管轄内に依りて臘肭獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海岸に於て皮を獲取する事を全然停止するの利權並本條約の有効期間何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の拘束を加ふるものに非ず尤も露西亞國は本條約期間の最後の十年間年々其臘肭獸蕃殖地及集合地に於ける臘肭獸總

合衆國は其の獸群より獲取したる獸皮中本條約の規定に依り大不列顛及日本國の各自領すべき配分額か毎年一千枚を下らざるべきことを約す此の數量か其の年に於ける公定獵殺數の百分の十五を超過する場合と雖亦同し但し合衆國か島嶼に棲息する土人の衣食用又は船用の外如何なる目的たるを問はず臘肭獸の獵殺を絶對に禁止したる年に於ては此の限に在らず此の場合に於ては合衆國は其の獵獲年臘肭獸皮の配分に代

數の百分の五を下らざる數を獵殺すべきことを約す但右は上記百分の五か其の年に上陸する三歳壯獸の百分の八十五を超過せざる場合に限る

然れども露西亞國島嶼に來集する臘肭獸の總數が官の調査上一萬八千頭以内に下りたる年に於ては其の數か官の調査上再び一萬八千頭を超過するに至る迄前掲獸皮の配分を爲さず且島嶼に棲息する土人の生計に必要なものを除くの外一切の臘肭獸の獵殺を停止することを得

第十三條 日本國は海豹島又は第一條に掲ぐる洋海に在り將來臘肭獸の來集することあるべき同國所屬の他の島嶼及海岸に於て年々獲取する臘肭獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするものが百分の十に相當するものを合衆國政府の公認代表者に同上總數量及價格の百分の十に相當するものを加奈陀政府の公認代表者又同上總數量及價格の百分の十に相當するものを露西亞國政府の公認代表者に毎獵季の終に海豹島に於

日露年鑑

へて大不列顛國及日本國に對し年々各一萬弗を支拂ふべきことを約す而して大不列顛國及日本國は獵殺再始後兩國各自の受領額より前項の規定に依り前拂金回收の爲合衆國か保留すべき獸皮を引去りたる後尙右兩國の受領額か各特定の最少限たる一千枚を超過したる年に於ては合衆國か該超過獸皮を更に保留して本項に規定する支拂金の回收に充當するの權利を有することに同意す但し右更に保留すべき獸皮の數量は其の前項規定の市價に基きて算出せられたる金額か右支拂金の總額に年四分の利子を加へたるものに相當するを限度とす

然れども合衆國島嶼に來集する臘肭獸の總數か官の調査上十萬頭以内に下りたる年に於ては臘肭獸の獵殺は其の數か官の調査上再び十萬頭を超過するに至る迄臘肭獸の配分又は之に相當する金額の支拂を爲すことなくして前記土人の生計に必要な少量の供給を除くの外一切の臘肭獸の獵殺を停止することを得

て引渡すべき事を約す但し此の規定は日本國か本條約期間の最初の五年間何時にても其の管轄内に在りて臘肭獸群の保存保護又は蕃殖に必要なりと認むる島嶼又は海洋に於て臘肭獸皮を獲取する事を全然停止するの權利並本條約の有効期間何れの獵季を問はず獸皮の獲取數及獵獲の方法時期場所に關し獸群の保護蕃殖に必要なりと認むる制限及規定を設くるの權利に對し何等の拘束を加ふるものに非ず尤も日本國は本條約期間の最後の十年間年々其の臘肭獸蕃殖地及集合地に於ける臘肭獸總數の百分の五を下らざる數を獵殺すべき事を約す但し右は上記百分の五か其の年に上陸する三歳の壯獸の百分の八十五を超過せざる場合に限る

然れども日本國島嶼に來集する臘肭獸の總數か官の調査上六千五百頭以内に下りたる年に於ては其の數か官の調査上再び六千五百頭を超過するに至る迄前掲獸皮の配分を爲さず且島嶼に棲息する土人の生計に必要なものを除く



外一切の臘肉獸の獵殺を停止することを得

第十四條 大不列顛國は第一條に掲ぐる洋海に在る同國所屬の島嶼及海岸に將來臘肉獸群の來集する事ある場合に於ては本條約期間右獸群より年々獲取する臘肉獸皮の總數中數量及價格の孰れよりするも之か百分の十に相當するものを合衆國政府の公認代表者に同上總數量及價格の百分の十に相當するものを日本國政府の公認代表者に又同上總數量及價格の百分の十に相當するものを露西亞國政府の公認代表者に毎獵季の終りに引渡すべきことを約す

第十五條 合衆國及大不列顛國は千九百十一年二月七日兩國間に締結したる臘肉獸に關する條約の規定にして本條約の規定と低觸又は重複する部分に付ては本條約の規定を以て之に代ふべきことを約す

第十六條 本條約は千九百十一年十二月十五日より之を實施し同日より十五年間及其の後締約國中の或者より爾餘の

締約國に對し爲したる十二月前の書面通告を以て廢棄せらるる迄引續き効力を有す右の通告は十四年を経過したるとき、又は其の後何時にても之を爲すことを得又本條約終了前何時にても締約國中の一國より請求あるときは各締約國は直に代表者を會合せしめ本條約の期間延長及若し必要あらは之と共に追加修正を協議し成るべく之に同意すべきことを約す

海獸獵獲禁止法の内容

右條約の結果日本政府は明治四十四年勅令、又翌四十五年法律を以て海上獵獲禁止の旨を公布するに至つたのである。その主なる内容と條約との關係左の如し。

同法第一條第一項にベリリング海、勘察加海、オホツク海及日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋に於ては臘肉獸の獵獲を爲すことを得ずと規定したるは前記四國條約第一條の結果であり、同條第二項に帝國の海岸より三哩を越ゆる

前項の海面に於ては蠟虎の獲獵を爲すことを得ずと規定したのは條約第五條の結果である。法第二條に臘肉獸の陸上獵獲及帝國の海岸より三海里を越えざる範圍内に於ける蠟虎の蕃殖を害せずして臘肉獸の海上獵獲を爲さんが爲である。又第四條に臘肉獸皮又は其の獸皮は之を帝國内に輸入又は移致することを得ず、但し命令を以て定むるものは此限に在らずと爲したるも條約の結果である。

第二 關係命令、前記法律第四條但書の結果として輸入又は移致し得る臘肉獸皮及其の獸皮に關し規定のあるのは當然である。夫は前記法律の施行規則第一條に規定してある。

又大正三年に農林省令を以て海驢又は海豹の獵獲禁止の件を規定して、東經百四十九度以東北緯四十五度以北の場所に於ては官廳の海外海驢又は海驢豹の獵獲を爲すことを得ずと規定し之に罰規定を設けたのは海驢海豹は臘肉獸に對し害敵ではあるが同一地點に存在する場合が多いからである。

利權關係

日ソ利權關係概説

一、ソ聯邦利權政策の沿革

其領有する廣大なる國土の地上及地中水上及水中に各種の自然的資源を有するソ國は其中自力を以て直ちに開發し得ざるもの又は開發するを欲せざるものを利權の形で外國資本家に提供し、外國資本並に技術の誘致と、國內勞働力の利用を期するため、一九二〇年十一月二十三日利權法を發布し、經濟上並に法律上の條件を規定した。利權法の内容左の如し。  
第一條 利權者は契約に定めたる生産物の一部を報酬として受取り且之を國外に輸出することを得  
第二條 特別なる機械的設備を大規模に應用する場合には利權者は商業上の特

權を附與せらるべし(例之、機械の調達、大註文に關する特別契約其他)

第三條 利權者の危險並利權事業に投下したる經濟的設備に對する完全なる補償を確保する爲利權の性質及條件により長期の利權期限を許與すべし

第四條 露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」共和國政府は事業に投下したる利權者の財産が國有、沒收又は徵發せらるることなかるべきことを保障す

第五條 利權者は露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」共和國領域内に於て自己の事業の爲勞働者及従業員を雇備するの權利を附與せらるべし但勞働法典若は勞働者及従業員的生活と健康を保護すへき一定の勞働條件を彼等に對する關係に於て遵守すべきことを保障する特別契約を守ることを要す

第六條 露西亞社會主義聯邦「ソヴェエト」

ト」共和國政府は利權者に對し政府の何等かの處置又は命令を以て一方的に利權契約を變更せざるべきことを保障す

即ちソ國は先づ原料利權を對象となし之によつて各種自然的資源の中で、自力を以て直ちに開發し得るものを利權の形で外國資本家に提供し、外國資本と外國技術を誘致し併せて國內勞働の利用を期したのであつた。然し乍ら外國資本家は其の經濟政策に危懼を抱いて容易に手を染めんとするものなく、爲に第一年度は何等實績を擧ぐる事が出来なかつたが一九二一年新經濟政策確立するに及んで俄然彼等の注意を喚起し、同年末には大北電信會社と烏拉爾石棉採掘を目的とする米國會社とが先づ利權契約締結の先鞭をつけた。

茲に一言せねばならぬことは、利權の解釋である。前述の如く利權法制定の當初には原料利權をその對象としてゐたのであるが、一九二二年には加工々業利權をも對象とするに至つた如く逐次その範



圍を廣め一九二三年一月一日から實施された新民法の制定と共に「外國資本の活動」とのみ下してゐた解釋を改めて「その實行に當りて政府より特別の許可を得るを要する凡ての經濟行爲」と見做すことになつた。即ち今日でも、商業、交通運輸、工業、鑛業、農業、森林等、凡ゆる經濟行爲の對象となすべき各部門は悉く包括されるものと解釋をなされてゐる。之より先きソヴェート政府は、利權政策の執行機關として、一九二一年六月卅一日附法令により、最高經濟會議に隸屬する利權委員會を組織し、更に同年十一月十五日の人民委員會決議により、國家計畫委員會内に常設利權委員會を設置して外務、内務、最高國民經濟會議等六機關の代表によつて組織せる大規模のものとしたが、越えて一九二三年三月には、ソヴェート聯邦人民委員會内に中央利權委員會(グラウコン・ツェスコム)の設置を見るに至つた。斯くて中央利權委員會は、その指定によつて設立された各機關

一、ソ聯邦人民委員部内の利權小委員會  
 二、在外通商代表部内の利權小委員會  
 三、加盟共和國人民委員會内の利權委員會及小委員會

を統率して之が進捗に努めて來た。然るに一九二一年の初頭に於て、中央利權委員會の交渉及契約等の執行權は、各人民委員會に移管され、その權限は頗る縮小されて今日に及んでゐる。

ソヴェート政府の利權政策は當時有望投資市場難に陥つてゐた各國資本家側の興味を中心となつた。即ち利權の申込數を見ると、一九二二年には三百三十八件であつたが、翌二十三年には六百七件といふ多數に上り、その爲年毎に増減はあつたけれども、一九二七年に亘る六箇年間に合計二千二百十一件に達した年併その契約成立は僅に百六十三件に過ぎず、剩へその内には事業未着手のまゝ時效にかつて失權となり、或は企業開始後に於て經濟至難となり、權利を放棄するもの尠からず、例へば獨逸のモロゴレス

林利權、米國のハリマン滿庵利權企業の如く、相踵いで閉鎖失權の悲運に陥つたため、彼の一九二八年九月十五日に制定された利權政策の積極化も何等その甲斐なく、一九二九年十月一日現存利權數は僅に五十九件に減じ、翌三〇年には有名なレナゴールドフィールド金鑛利權も亦消滅するに至つた。

かゝる情勢を招致した原因は、種々あげられるであらうが、就中根本的なものはソヴェート聯邦 經濟政策乃至經濟情勢の變更である。即ち大戰につゞく内亂と飢饉のため極度に荒廢したソヴェートの經濟を復活するためには、一部外國の資本と技術とを利權讓渡の形式で利用することが必要であつたが、かゝる新經濟政策初期の過程は一九二七、八年に至りソヴェート經濟の戦前水準への復活と共に終りを告げ今度はソヴェート聯邦國民經濟の社會主義的再建の時代―即ち五箇年計畫の時代が到來した。これは國內資源の自力開發の時代であつて、こゝからソヴェート政府の利權政策には必然的に

改變がもたらされずにはゐなかつた。そこで前記の如く、中央利權委員會の再組織によるその役割の縮小化が行はれ、又外國人の新規利權獲得が困難となり、既存利權企業との間に種々の矛盾對立が生ずるに至り、遂にソ聯邦利權企業の全般的衰退が招徠されたのである。

二、日ソ利權關係概観

一九二五年一月日ソ國交恢復後日本人の間にも幾つかの利權契約が締結されたそれはその性質によつて、(A)日ソ基本條約により獲得されたるものと、(B)然らずして個人資格により獲得されたるものと二種に分たれる。これを列擧すれば左の如し。

(A) 日ソ基本條約の決定により獲得せる利權

- 一、北樺太石油利權 北樺太石油株式會社
- 【北樺太既開油田八ヶ所及未開油田一千平方露里共に其五割】
- 二、北樺太石炭利權 北樺太鑛業株式會社

利權關係

會社  
 【北樺太、ドウエ、ウラヂミロフスキー、マーチ炭山】

三、北樺太石炭利權 坂井組合  
 【北樺太西海岸アグネオ川流域炭山】

(B) 個人の立場で獲得せる利權

- 一、北樺太石炭利權 塚原組合
- 【北樺太西海岸コスチナ川上流炭山】
- 二、オホツク砂金鑛利權 田中與太郎
- 【リヂンスキー鑛區】
- 三、オホツク砂金鑛利權 川崎助太郎
- 外二名
- 【ウラヂミロフスキー、レプイ、ブラウイ鑛區】
- 四、沿海州森林利權 露領林業株式會社
- 【沿海州東海岸第七、第十、第十二號林區】
- 五、黑海汽船引揚作業利權 深海工業株式會社

の八種であつた。獨逸の四十六、英國の二十四、米國の十八に比すれば、接壤せ

る我國として餘りにも大なる懸隔であるが、一方申込數に對する成立比率は我國が最も高率であつた。

而してその後の消長を見るに、深海工業の黑海汽船引揚作業利權は昭和二年夏期作業に失敗して喪失し、田中與太郎氏のオホツク、リヂンスキー金鑛利權は規定の期限内に會社を組織するを得ず、延期に延期を重ねてゐたが終に時效にかゝつて失權し更に沿海州森林利權は、勞働團體契約其他の爲めに經營不可能となり、利權契約以前に於れば總額一千万圓の損失を名残りに昭和五年その利權を放棄し、昭和六年完全に其事務を清算した。

其他川崎氏一派の昭和金鑛會社のオホツク金鑛利權及塚原組合の北樺太コスチナ石炭利權は、期限延長と鑛區擴張の交渉のため企業するに至らないが、而かも交渉は停頓の状態にあり、坂井組合のアグネオ石炭利權は着業困難との事情から前途見込なく、以上三利權は孰れも喪失に近い。之がため現存する對ソ利權は、



北樺太石油會社の石油利権と、北樺太鑛業會社の北樺太石炭利権のみとなつた。

この二大利権は何れも前記せる如く一九二五年日ソ基本條約の決定に基いて、ソヴェート政府と折衝の末獲得されたもので、その企業形式は私人的株式會社なるも實質的には何れも國家乃至半國家的企業である。従つて該二企業經營の法律的基礎を定むるため、大正十四年と十五年に別掲の如く、勅令及法令の發布を見るに至つたことは特記しなければならぬ。

この二大企業は他の邦人獲得各種利権と異り、何れも確固たる企業組織の上に之が經營を進められ、又何れも今日迄その存立の七年間に可なり顯著なる成果を收め來つた。就中北樺太石油利権は、年々増産を告げ來り、今日では我石油經濟の上に極めて重大なる役割を演ずるに至つた。

この二大利権の存在は、ソヴェート利権の意義が全般的に著しく狭められた。今日に至るも尙、日ソ兩國の經濟關係國交關係をつなぐ、重要構成要素となつて

其進捗を計つたが形勢愈々混沌、就中拾一月二十二日頃の有様は、一般をして危惧の感を懐かしめたのであつたが、兩全權は會議以外に或は懇談又は私的會見を遂げて只管相互の諒解を圖つた結果、二十八日に至つて俄然局面轉回して、一切の條項を議了せるは實に最後の十一月三十日夜十二時、越えて十二月四日兩全權の間に假調印行はれ、其後ソ國側に於ける最高經濟會議並に内閣會議の諮詢を了るを待ち、漸く十二月十四日に正式の調印を了つたのである。

ソ國側の全權はヨツフエ氏病氣のために、其後グレウイツチ氏に代はつた。契約條項は四十七條條なりしも最後に四十八條條となつたが、其中大體に於て第一條から第九條迄は權利義務の關係、第十條より第十六條迄は地域の問題、次がロヤルテと税の問題、それから輸出入に關する條項、技術問題、労働條件、無線電信問題等で其他は事務的の事柄であるが、難題中の難題は財産の所有權問題、地域の問題、労働法の適用、ロヤルテ

る。殊に北樺太石油會社はその利権區域に隣接する、ソヴェート國營油田「サハレン、ネフチ」との間に大量の原油購入契約を締結し、單に利権關係においてのみならず、兩國間の通商關係方面においても大なる役割を演じつゝあるものである。

然しながら一方極東露領におけるソヴェート五ヶ年計畫の進捗は、すでに我對露漁業との間に明確なる利害の對立を惹起してゐるが、これは又北樺太二大利権企業との間にも對立關係を惹起しないと保障出來ない。否すでにその最初の表れは經營者とソヴェート労働組合との間に年々更新される労働團體契約交渉の上には或は其他の方面にすでに見出されてゐる。従つて日ソ國交關係はこの利権企業の方面においても今後種々複雑化してゆくものと見なければならぬ。

### 北樺太石油利権

#### 對露交渉經過

の問題、買上優先權の問題等であつた。

#### 二、試掘地積の利権契約交渉

北樺太未開發油田の名に呼ばれる試掘地域一千平方露里、即ち我三億四千萬坪に亘る地域の利権協定は、前記石油利権契約締結當時露國側にて未調査の故を以て調印後一ヶ年以内に双方協議の上決定することとなつてゐたので、北樺太石油會社は、大正十五年十一月成富道正、古澤覺本氏等を交渉委員として露都に派遣し、同年十一月二十五日露國側と中央利権委員會に於て第一回交渉を開始以來折衝を重ねること十一回、技術會議五回に及び、既に疑問視せられてゐた北京條約議定書(乙)第二項の地積問題については果せるかな兩國間に解釋上の相違を來し日本側が各地の試掘地積を提議したるに對し露國側は未調査なるツイミ川沿岸の一ヶ所を主張して譲らず之が爲め交渉は一時危機に瀕したが元來此の利権には兩國間に利害共通點を有する故レーニン氏の記念

#### 一、利権契約交渉

日ソ兩國間に北樺太石油石炭利権契約の細目協定を遂ぐべしとの取りきめは、前記の如く日ソ基本條約の決定するところであつた。

そこで日本側では、北樺太石油利権の國家的性質に鑑み、之が交渉の全權委員として舞鶴司令官海軍中將中里重次氏を選び、六月十三日莫斯科に出發せしめた最初のソヴェート側全權故アドラフ・ヨツフエ氏との間に交渉開始されたのは大正十四年八月十四日であつた。ところが彼我提案の間には非常な懸隔があり九月九日より議論を重ねて十月十三日に至るも全文四十七箇條の條項中尙ほ保留中のもの十六條、而かも何れも難問である十月十五日は樺太撤兵後滿五箇年であると同時に、本協定の豫定の調印日であるけれども、之では如何にしても致方は無い、終に會議を十一月三十日迄即ち一箇月半延長することゝなつた。之より双方共に至勢力を傾注して進捗を重んず

祭當日に至り俄然交渉局面の開展を見一月廿九日假調印、二月二十八日駐露田中大使立合の席上代表成富道正氏對クリブキシエフ氏に依つて正式調印が行はれたのである。

因みに此試掘利権は昭和二年中に商工省から七萬五千圓の助成金を得て地質調査に着手し、同年度中に四地方丈は既に調査終了し、採掘鑛區八ヶ所の劃定作業も約三分の二を年度末までに了り、翌昭和三年度に於ては北カンタグリーに鋼式各一坑を掘鑿し、其他鑛區劃定地質調査、地形測量等の諸作業にも多くの努力を跡づけ、更に其後開發を進め來つた。

#### 三、同社の労働團體契約交渉

露國領土に於て利権を獲得せる外國人は凡て其現地に於ける作業遂行上の労働には露國労働法の適用を受けなければならぬ。

北樺太利権會社も其例に洩れず、北樺太の現場に於ける労働に對しこの露國の



社會主義的労働法の適用を受け、労働賃銀、労働時間、備入、解雇補償、教化、争議解決方法等全労働条件はこの労働法に準據して會社と露國鑛山労働組合との間に締結されたる労働團體契約の決定するところとなつてゐる。従つてこの労働團體契約が利權企業そのもの、浮沈の鍵を握る程重要性を有してゐることは、我露領林業利權の現状が如實に之を證明してゐるところである。

北樺太石油會社の最初の労働團體契約は、會社創立後間もなく即ち大正十五年九月四日會社派遣代表と露國労働組合中央委員會代表アブラモフキツチ氏との間に月餘の難交渉を費して締結されたところ。此契約期間は一年なので一年目即ち翌昭和二年九月には更新される必要があり、此第二回目の契約改訂交渉は労働組合側の労働値上要求を中心に兩者の意見一致を見ず紛糾に紛糾を重ね、四ヶ月の日子を費して漸く妥協一致を見るに至つた。

第三回目の労働團體契約は、昭和三年

九月初旬から會社側稻石代表と、露側、鑛山労働組合中央委員會代表ゲ・ロフクエフ氏との間にハバロフスクに於て開始された。然るに本交渉に於ては會社側から諸条件の改正案を整理して交渉した爲と露側から賃銀其他種々主義上の改正要求があつた爲、稀有の難交渉に陥り、殊に會議中露側代表が莫斯科に出張した等の事由によつて交渉は益々長びき、迂餘曲折の末、會社側の主張たる雇傭条件の改善は大部分目的を達し、又賃率については露側の希望の一部を容れて労働者と従業員を別々に取扱ふこととなり、昭和四年四月に至り、八ヶ月目に漸く妥協點に到達し、同月十一日調印の運びとなつた。

第四回目の團體契約交渉も亦御多分に洩れず、種々の難關に陥り、漸く兩國の妥協により昭和五年十一月ハバロフスクにおいて兩國代表者間に調印を見た。

第五回目即ち現行團體契約交渉は、ソヴェート側の要望により従來の會議地たるハバロフスクを中止して、昭和六年九月モスクワにおいてソヴェート労働組合

代表との間に改訂交渉開始され、種々曲折の末昭和七年三月二十日に至り兩國代表間に調印を了した。

#### 四、一千平方露里試掘期限延長再交渉開始

北樺太石油會社がソヴェート政府との利權契約により獲得したる北樺太東海岸の未開油田一千平方露里の試掘権については一九二五年十二月十四日より起算して十一年の期限になつてゐるので、同社では期限までに之が試掘を完了して採掘鑛區に編入すべく今日まで地理的天恵乏しき現地に於て極力既定計畫の遂行のためまい進しつゝあるが、

此の間北オハ油田總面積九百六十デシヤチン（我三百七十七萬二千平方坪）に及ぶ廣大なる地域の試掘を了して昭和七年夏採掘鑛區に編入した外、エハビ、ホロマイ、カタンダリ地區の試掘作業を繼續中であるが、期限までに剩すところ今後

僅に三年となり、此の短期間に一千平方露里十ヶ所の試掘完了は殆んど不可能であることが明瞭になつたので、同社では此の際ソヴェート政府に對し期限延長に關する利權契約の一部改訂交渉を行ふことになり、外務、商工當局と協議、對策を練つてゐるが、同利權は北京に於ける日ソ基本條約議定書により原則的に協定されてゐる關係上國策に關する問題として外務省は大田駐露大使をして政治的交渉の衝に當らしむる事になるもの、如く是と併行して會社側は昭和八年三月十七日東京出發モスクワに向つた代表稻石正雄氏をしてソヴェート石油輸出聯盟との間にソ油賣買交渉をなさしめると同時に一方北樺太石油利權契約中試掘期限の改訂方に關しソ聯邦利權局との間に交渉を開始せしめた。而して日本側は同交渉に於て更に十ヶ年の試掘延長を要請することになつた。

### 二、北樺太石油會社の組織

利權關係

北樺太石油株式會社は、別掲ソヴェート政府との間に締結されたる利權契約並に同利權に關する日本の勅令、法令の基礎に、大正十五年六月七日株式會社北辰會—大正八年五月久原、大倉、日本石油實田石油の五社提携により北樺太石油開發を目的として組織され、其後幾多の變遷を経て、對ソ利權交渉の衝に當れる團體の事業を繼承して正式創立されたものである。創立當時の資本金一千萬圓、株式數二十萬株、株主數三千六百五十五名であつたが、事業發展につれ、昭和六年五月二十九日臨時株主總會を開き、同會社定款第四條を改正して資本金を二千萬圓に倍増し、株式を四十萬株に増加する件を正式決定した。昭和八年四月現在の同社組織概要左の如し。

#### 一、組織

- ◆社名 北樺太石油株式會社
- ◆本社 東京市麴町區丸の内三丁目四番地
- ◆鑛場及支所 北樺太オハ、北オハ、同

- ◆資本金 二千萬圓
- ◆株式 四十萬株（一株五十圓）株主總數四千四百一名
- ◆大株主 日本石油、大倉鑛業、日本産業、三菱鑛業、仁壽生命、中野興業、旭石油、三井鑛山、富國徴兵、其他

#### 二、役員

- ◆取締役會長 中里重次
- ◆取締役 伊藤文吉、橋本圭三郎、河手捨二、牧田環、崎川才四郎
- ◆監査役 津下紋太郎、矢島富造

### 三、北樺太石油會社の業績

#### 一、第一年度

企業開始から昭和二年三月三十一日に至る當營業年度は、専らオハ鑛場で掘鑿並に採油の作業を爲し、新掘井六坑に成功した。採油井は北辰會から引繼いだ



もの八坑を合して總數十四坑となつた。新掘井の深度は何れも五〇米突乃至二〇〇米突(八十二間五分乃至百十間)の淺層油であつた、成功當時は一坑井日産十五吨乃至四十三吨(九十石乃至二百六十石弱)を採油した。貯油の爲め五十噸鐵槽五基を増設し合計八基となつた。此外二千噸鐵槽が一基あつて貯油力は總計四萬二千噸である。其他の工作物としては宿舍倉庫等が建設された。又トウ鑛場に於ては試掘井一坑の開坑準備に着手し尙本年度夏期航行期に於てはオハ原油約二萬噸を搬出した。

第一年度の損益計算書左の如し。

◆損益計算書

収入之部	八七四、三五九・四〇
原油收入	一〇七、八七〇・一五
雑收入	九八二、二二九・五五
計	
支出之部	一二二、〇一九・三七
本社費	七七八、二六七・一六
鑛場費	

圓

計	九〇〇、二八六・五三
差引利益金	八一、九四三・〇二
内	
創立費償却	三〇、九一二・九九
税金支拂引當金	三、二〇〇・〇〇
計	三四、一一二・九九
再差引利益金	四七、八三〇・〇三
◆此利益金處分	
法定準備金	二、五〇〇・〇〇
後期繰越金	四五、〇三三・〇三

二、第二年度

同社の營業第二年度たる昭和二年度、(昭和二年四月—三年三月)に於ける新掘鑿成功坑井は九坑で、年庫末採油井は合計二十二坑となり、産油額も年度初期の日産二百噸内外が漸次増加して年度末二百五十噸内外となり、二年度合計純産油額は豫定より四千噸を増加し六萬九千噸に達した。只輸出量は夏季短期間に限られて居る上昨年八九月中大時化續出した爲め豫定より五千噸を減じて、四萬四千八百餘噸に止まり、又同時に送油管其他

社用船數隻を犠牲に供するに至つた。次ぎに二年度内新設備の重なるものはオハ鑛場並同海岸に一萬噸タンク四基、(從來と併せ貯油能力八萬二千噸)の増設鑛場及海岸間六哩餘間に亘る六吋送油鐵管線の布設、オハ海岸に於けるタンク船搭載用の爲め海底一哩間に四吋鐵管線の布設、其他多數の宿舍、倉庫、發電所、送油所、艇發動艇等の新設である。又メトウオに於いては、元年度以來引續いた試掘井一坑の掘鑿計畫し、その準備作業として湖岸より鑛場迄約十二哩間の軌道を布設し、其他の諸設備をも整へて年度末より開坑に着手した。又豫て建造中の汽船(總噸數九九〇噸四〇)一隻は二年度末に竣工しオハ丸と命名しすでに航海に就航しつゝある。第二年度の同社營業全決算を示す損益計算書左の如し。

◆損益計算書

収入之部	一一、〇七〇、八九八・八〇
原油	

圓

雑收入

計	九〇、九五六・三八
計	一一、一六一、八五五・一八

支出之部

本社費	一二七、八七五・三五
鑛場費	一、四三〇、四七五・七三
計	一、六五八、三五一・〇八
差引利益金	五〇三、五〇四・一〇

内

財産減價償却金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
税金支拂引當金	二五、〇〇〇・〇〇
計	一二五、〇〇〇・〇〇

再差引本年度純益金	三六、五〇四・〇
前年度繰越金	四五、三三〇・〇三
計	四二三、八三四・一三

◆此利益金處分

法定準備金	一九、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	三七、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年八分)	三〇、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金	四七、八三四・一三

三、第三年度

(一) オハ鑛業所に於ては第三年度たる昭和三年度(昭和三年四月—昭和四年

利權關係

三月)新掘鑿成功井は十二坑井で同年度末現在採油坑井は合計三十四坑井に達した。其の爲め年度の初めに日産額大體二百五十噸を上下したるものが漸次遞増して、同年度末には日産四百噸を超ゆるに至り、昭和三年度總採油量十二萬二千一百噸、燃料を差引純採油十萬九千五百餘噸、輸出販賣原油量九萬三百餘噸を計上した。之を前二年度の成績に比較すれば、總採に於て五割八分、純採油に於て五割七分、輸出販賣油に於て十割一分を夫々増加するに至つた。

(二) 三年度内オハ鑛業所に於ける新設備中重なるものは、露國政府の諒解を得、且つ海軍省の大なる援助の下に油槽積込設備として更に八吋海底鐵管一哩を増設し、之と同時に同鐵管の外端沖合に於て艦船繫留設備を設置したる結果一晝夜の送油實績實に五千二百噸を超ゆるに至り、從來困難を極めた同地原油積込作業に一段の曙光を見ることとなつた。

其他貯油槽四萬噸を増加したる事(即從前設置の分と併せて、合計十二萬噸に達す……)發電所を擴張し電力を倍加して四〇〇キロワットに増加したる事、工場建物住宅及附屬建物等六十餘棟を増築したること、オハ海岸及鑛場間連絡運輸設備の改善を計り鑛場仲間に軌道を敷設し汽罐車を通じ從來の人力トロに代へ大に勞力の節約運送の工程を大ならしめたこと等、昨年總會に於て發表せし豫定計畫通り殆ど故障なく竣工して、夫々能力を發揮し直接間接に事業成績に貢献して居る。

(三) 次にメトウに於ては未だ探掘には到らぬが、從前より引續き掘鑿中の試掘一坑井は三年六月深度二百二十八米に達したとき不幸にして附近大山火事の延焼を被り所員職工は勿論内外大勢の應援者を以て必死防火に従事したが其勢頗る猛烈であつた爲め、技術的建物、事務所、宿舍材料を初め燃料の薪に至る迄殆んど烏有に歸したが、幸ひ人員には死傷者なく其後鋭意復舊を計



り既に設備萬端の回復を了つて目下引  
續き掘進中である。此類焼の爲め被つ  
た直接損害は幸にして大ならず既に本  
年度決算に於て全部償却を終つた。

四、第四年度

北樺太石油會社の營業第四年度（昭和  
四年四月—五年三月）の事業成績も亦頗  
る佳良にして其營業概要は左の如くであ  
つた。

採掘作業—オハ鑛場

【掘鑿】 同年度内新に掘鑿せるは二十七  
坑井にして年度末現在は五十八坑井に達  
した。

【採油及搬出】 本年度内總採油合計十八  
萬四千餘噸に達し、搬出合計十三萬一千  
餘噸を計上した。

【設備】 増産及原油買入契約の實行上、  
貯油槽一萬噸型四基をオハ海岸に、一基  
をオハ鑛場に増設し、鑛場海岸を通じ合  
計貯油能力十七萬二千噸に達せしめ、且  
つ鑛場海岸間の送油を極寒期間にも可能  
ならしむるため保温及送油の設備に改善

を加へ、又海岸に有力なる唧筒を増設し  
て既設八吋、四吋兩海底管により大に送  
油の實績を擧げた。其他各種鑛場設備の  
建造に力を盡し又鑛場海岸間に軌道を貫  
通して同地方開發以來初めて直通列車の  
運轉を實現し運搬費の節約を計ることが  
出來た。

試掘作業

（イ）ヌトウ（採掘地區試掘作業） 同地試  
掘第二號坑井は二年度末の開坑であるが  
三年夏期山火事に類焼し、爾後復舊工事  
に努力し漸く完成を見たるも坑井矯正の  
必要を生じたるを以て之に着手し本年度  
末鑛深百七十米突に達した。

（ロ）カタングリ（採掘地區試掘作業） 同  
地區開發のため本年度より試掘作業を始  
め年度内に一坑井を成功し他の一坑井は  
殆ど完成したが孰れも相當の油量を保つ  
てゐる。

（ハ）北オハ（一千平方露里試掘地區） 前  
年度末着手せる同地試掘地區に試掘第一  
號井を掘鑿し、年度末三百三十三米突に  
達し、五年四月初旬遂に良好なる油層に

到達した。  
（ニ）ボロマイ（一千平方露里試掘地區）  
本年度より同地區に試掘第一號坑井掘鑿  
準備のため材料運搬、軌道敷設、建物建  
築に着手した。同地は海岸より約二十哩  
の奥地にして原始的状況を脱せざるため  
先づ交通路の開發を必要とし作業上多大  
の困難を嘗めてゐる。

（ホ）カタングリ（一千平方露里試掘地區）  
前年度に於て成功せる第一號坑井地區は  
相當の油量のあることを確めたるが故に  
採掘鑛區に編入の手續に着手した。

其他の附帶作業

各試掘區域に對しては數ヶ所に鑛區劃  
定地質調査及地形測量を行つた。

原油購入契約の成績

昨年度に於て露國國營石油企業より購  
入契約を締結したが本年度内に於て初めて  
原油の受渡を見、本年度末迄累計二萬七  
千餘噸の交付を受けた。

損益計算書

収入之部  
四、九七三、四六一、三三二

雜收入  
三二一、三三〇・二九

支出之部

五、〇〇五、七九二・五二

本社費

三〇五、七六三・一八

鑛業所費

三、二二九、二八七・〇七

計

三、五三五、〇五〇・二五

差引本年度總益金、四七〇、七四二・二七

内

財產減價償却金 六〇〇、〇〇〇・〇〇

税金支拂引當金 四八、〇〇〇・〇〇

計 六四八、〇〇〇・〇〇

再差引本年度純益金八二二、七四二・〇〇

前年度繰越金 七三、七四九・五二

計 八九六、四九一・七九

五、第五年度

北樺太石油會社の營業第五年度たる昭  
和五年度（五年四月—六年三月）の事業内  
容左の如し。

採掘作業

（一）オハ鑛場

【掘鑿】 本年度中新に掘鑿し成功し

利 權 關 係

たるもの二十三坑井、廢坑したる  
もの四坑井、現に掘鑿中に屬する  
もの五坑井にして年度末日現在採  
油坑井總計七十七坑に達した。

【採油及搬出】 本年度内採油總額十  
九萬二千餘噸、燃料及び製油原料  
差引純採油十六萬七千餘噸の處、  
ソ聯邦國營企業より購入原油三萬  
七千餘噸を受入れ十九萬九千餘噸  
を搬出販賣し、年度末貯油高十三  
萬六千餘噸に達した。

【設備】 産油及び搬出量増進に備へ  
んが爲めオハ海岸に一萬噸型貯油  
槽三基を新設し、鑛場及び海岸貯  
油槽二十萬噸（外に二千噸型一基  
あり）を有するに至つた。右の外  
送油管の保温補修工事をなし發電  
力を増加して動力の電化を増大し  
運搬設備を機械化し、且つ給水設  
備を完備し、更に鐵工場、製材場  
木工場其他技術的建物は着々不燃  
質性に交換又は新築すると同時に  
其規模を擴張する等一般作業の合

理化並に能率の増進を計り、尙防  
火其他の保安施設の上に改善を加  
へたる處大なるものあり、他方宿  
舎の増加、生活設備の改善を爲し  
以て勞働者及び従業員の福祉増進  
に力を注いだ點も亦尠くない。

（ロ）ガタングリ支所

本年度四坑井を成功した外、五千  
噸貯油槽二基、發電所其他を整へ  
た。

試掘作業

カタングリ試掘第一號井の外北オハ第  
一號井は作業を完成したるを以て昭和  
五年末迄に之が採掘鑛區編入の出願手  
續を了り、尙ボロマイ試掘第一號井は  
引續き掘進中同地試掘第三號井及カ  
タングリ同第三號井は夫々準備作業を取  
急ぎ近く開坑の運に至るであらう。

尙北オハ其他試掘地域數ヶ處に亘つ  
て地質調査及び鑛區劃定を行つた。

其他附屬作業

ボロマイピリツン海岸及びオハ鑛場  
を連絡する約百二十餘軒の有線電話を



架設した。

◆原油購入契約

ソ聯邦國營企業との第一回原油買契約による購入量六萬五千瓩は三ヶ年間に受渡完了豫定の處一ヶ年を繰上げ第二年末を以て全部受入を了り、當方前貸元利息を完済するに至つた。次て五年十一月二十六日附を以て第二回購入契約を締結し向ふ二ヶ年間に十五萬瓩を受入る條件の下に前貸金二百八十五萬圓を交附した。

◆對露交渉

近來對露經濟關係に於て往々多少の紛糾あるに拘らず幸に當會社に在つては局部的に労働問題又は技術問題等に於て若干論議の事項なきに非るも、苟も事業在立の基礎に觸れる如き重大問題の發生を豫想される、何等の理由がない。之れ當社の利權は條約に於て得たる特殊の意義あるものなれど當方の變らざる誠實公正の態度は先方も亦能く諒解するに依るものと認める。尙五年十一月附附に於てソ聯邦國營山組合極

東地方委員會と團體契約を改訂した。

◆損益計算書

収入之部	
原油收入	五、六〇九、五五一・〇二
雑收入	二六、八三六・四五
合計	五、六三六、三八七・四七
支出之部	
本社費	四五三、九二一・四五
礦業所費	三、三〇四、二九六・三四
合計	三、七五八、二一七・七九
差引本年度總益金	一、八七八、一六九・六七
内	
財産減價償却金	八〇〇、〇〇〇・〇〇
税金支拂引當金	六三、〇〇〇・〇〇
計	八六三、〇〇〇・〇〇
兩差引本年度純益金	一、〇二五、一六九・六八
前年度繰越金	一四五、九九一・七九
合計	一、一七一、一六一・四七
◆利益金處分	
法定準備金	五一、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	七五、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年八分)七七四、〇〇〇・〇〇	
職員退職手当積立金	五〇、〇〇〇・〇〇

六、第六年度

北樺太石油會社の企業第六年度たる昭和六年度(昭和六年四月—同七年三月)の營業実績は、オハ油田において原油二十萬噸を採油する最初の豫定計畫が滞りなく進捗し、之に昭和五年十一月ソヴェト石油シンヂケートの間に締結せる原油十五萬噸購入契約中其半の七萬五千噸を契約通り今年度中に受納したので、總計二十七萬五千噸を昭和六年七月—十月の航海期節中に内地へ向け輸出した。

オハ油田に新規油井二十五坑乃至三十坑を掘鑿し一方一千平方露里の試掘地域の地質調査を進め、北オハ試掘地域の採掘區編入計畫も大體豫定の通り進んだ即ち昭和六年十月中北オハ油田の採掘編入交渉は成功して採掘區の設定を行ふに至つた。北オハ油田は總面積九百六十デシヤチン(我三百七十七萬二千平方坪)に及ぶ廣大なる油田で試掘を了したのは

舊坑井の改修、廢坑作業を了したから、試掘に力を注かん爲一般採掘作業を中止した。

◆試掘作業

(イ) ボロマイ

試掘第一區第一號井は七年六月深度六〇一米に達し、又第三區第一號井は深度二〇九米に達せるも技術上及經理上の關係に依り作業を中止し、一時礦場を閉鎖した。

(ロ) エハビ

試掘第一區第一號井は豫定深度六〇〇米に到達したのに、採油價値ある油層を發見するに至らず、更に下部を探查する目的にて追掘中であつて年度末深度七五四、九米に達した。試掘第二區第一號井は準備作業着々進捗し、近く開坑の運びに至らうとしてゐる。

(ハ) カタンダグリー

試掘第三區第一號井は豫定深度六〇〇米に達したが、有望なる油層に逢着しなかつたので、更に下部掘進の

昭和五年秋であつた。油層は三層に亘り深度三百三十七米突乃至三百六十米突にて現に試掘せる第一號油井の如き日産二十八噸に達し含油量も極めて豊富なるを以て其の將來は大いに囑望されてゐる。

七、第七年度

北樺太石油會社では昭和七年度(昭和七年四月—昭和八年三月)の事業概要内容左の如し。

◆採掘作業

(イ) オハ礦場

【掘鑿】 本年度中新に掘鑿し成功せるもの三十一坑井廢坑せるもの七坑坑井現に掘鑿中に屬するもの七坑井であつて、年度末日現在採油坑井一二六坑井之に北オハ分礦場分三坑井を併せて總計一二九坑井を以て採油を行ひつつある。

【採油及搬出】 本年度内採油總量十八萬六千餘瓩にして燃料及製油原料差引純採油十五萬六千餘瓩の處露國々營トレストから購入原油十

利 權 關 係

三萬四千餘瓩を受入れ、之に前年度末貯油十三萬三千餘瓩を加へ三十一萬三千餘瓩を搬出販賣し、年度末貯油高は十一萬一千餘瓩に達した。

(ロ) 北オハ分礦場

【設備】 礦場内輕便鐵道の延長土道の築造は前年の繼續作業として實施し以て運搬設備の完全を圖ると共に、一般技術的設備の改善増設により其の規模を擴張して作業の合理化、能率の増進を圖り又宿舍及食堂の増設、病室の改築等を行ひ、労働者及従業員の福祉増進に努めた。

(ハ) カタンダグリー支所



計畫である。

第一區第二號井は最近開坑順調に掘進中にして年度末深度四三米に達せり

(ニ) 地質調査及鑛區劃定

エハビ及カタングリー試掘地域其の他數ヶ所に亘り地質調査を行ひ、北オハ其の他の鑛區劃定を行つた。

◇北樺太石油資源開發助成金下附

一千平方露里試掘區域の内カタングリー試掘第一區第二號井の試掘に對し商工省より助成金拾萬圓也を下附せられた

◇損益計算書

収入之部		当期
原油収入	五、二八八、三三三・二〇〇	
雑収入	一四、一六七・三七七	
計	五、三〇二、五〇〇・五七七	
支出之部		
本社費	五、二二三、三二六・一七七	
鑛業所費	三、二七九、九七四・二九三	
計	八、五〇三、三〇〇・四六六	

せり。又鑛場海岸間約八千米の間の舊六キロ軌道を十キロ軌道に敷設替をなし、ディーゼル機關車を運轉し物資運搬能力を増大し鑛場内に於ては土道の増設鐵工場製材所、消防庫等の建設及附帶設備を改善せり。

四、一千平方露里試掘地作業

(イ)エハビ、第一區第一號井は七年度より引續き追掘し、五月深度八二三米に及びしも終に油層を見ず目下休止中。第二區第一號井は試掘の附帶設備の建設を了し十二月開坑、深度二六六米に達し引續き掘進中。第三區第一號井は七月準備作業に着手し、トラクター道路五千米完成、附帶設備の建設中、本年内開坑の豫定。

(ロ)ボロマイ、引續き閉鎖事業繰延中

(ハ)北ボアターシン、八月チャイオ海岸の設備に着手し宿舍其他の建設を終り引續きチャイオ探掘鑛區より第一區第一號井に至る七千米のトラクター道路建設中本年内開通の豫定。  
(ニ)カタングリー、第一區第二號井は

内

財産減價償却金 六五〇、〇〇〇・〇〇〇

税金支拂引當金 五三、〇〇〇・〇〇〇

計 七〇三、〇〇〇・〇〇〇

再差引本年度純益金 七九六、二〇〇・一一一

度純益金

◇利益金處分

本年度純益金 七九六、二〇〇・一一一

前年度繰越金 一三三、六六八・四九九

計 九二九、八六八・六〇〇

内

法定準備金 四〇、〇〇〇・〇〇〇

役員賞與金 四〇、〇〇〇・〇〇〇

株主配當金(年六分) 七〇、〇〇〇・〇〇〇

職員退職手當積立金 二〇、〇〇〇・〇〇〇

次年度繰越金 七九、八六八・六〇〇

八、第八年度

北樺太石油會社の企業第八年度たる昭和八年四月より同九年三月迄の業績は左の如し。

採掘作業

前年度より引續き掘進を續け、深度一二三米にて日産十數噸、一五八米にて二十數噸の出油層に達せるも八〇〇米まで掘下げの豫定。第三區第一號井は六月追掘に着手深度六五六米に達せるも思はしき油層に達せず坑井故障の爲め休止中。第五區第一號井は八月より準備作業に着手採掘鑛區よりトラクター道路四千米を完成、最近開坑の豫定。

五、地質的調査其他の作業

エハビ、クキドラニー、カタングリー及コンギー地方の試掘地に對し地質調査並に地形測量を爲し、エハビ第三、北ボアターシン第一、カタングリー第一五區の第一次劃定を行へり。

地質調査は八年度を以て一先づ完了せり。

其結果より見れば一千平方露里の地域には一條乃至二條の背斜軸があるのみにて有望地區は二十内外と見らる  
◇北樺太石油資源開發助成金下附一千平方露里試掘地域の内本年度作業に係るエハビ第二區第一號井、同第三區第一

數三十坑、廢坑井四坑で、年度末採油井數はオハ百四十二、北オハ五で計百四十七、掘鑿繼續中のもの三である。

【採油】 總量は十九萬三千三百餘噸

【搬出】 總量は三十一萬三千六百餘噸

で其内譯は前記八年度採油量の一部とソ聯國營トレストとの購入契約に依る買入原油十二萬四千七百餘噸七年度末貯油量十一萬一千三百餘噸で、前年度の搬出量と略同様である。

【設備】 オハ、北オハを連絡する幹線二十キロ軌道及道路を作り、更に鑛場内には軌道及道路を増設して運輸作業の能率増進に努め、又五百キロ發電機一臺を増設し掘鑿採油の動力を一層電化し作業の合理化を計り、事務所新設宿舍内部の改善、淨水設備等を完成せり。

二、ヌトウ支所、七年度に引續き閉鎖し事業繰延中。

三、カタングリー支所、前年より引續き採掘鑛區に於ける會社設立前の掘鑿井の設備等は掘鑿作業中の爲に十二月迄了

號井、北ボアターシン第一區第一號井カタングリー第五區第一號井の試掘に對し、商工省は助成金各七萬一千圓づゝ合計二十八萬四千圓を下附した。

◇損益計算書

収入之部		
原油収入	五、六〇四、〇七二・九二二	
雑収入	三三、八四四・九七	
計	五、六三七、九一七・八九九	
支出之部		
本社費	四七、一五五・四三三	
鑛業所費	三、五三〇、一九八・四〇〇	
計	三、九七七、三五三・八三三	
差引本年度總益金	一、六四〇、五六四・〇六六	
内		
財産減價償却金	七〇〇、〇〇〇・〇〇〇	
税金支拂引當金	八〇、〇〇〇・〇〇〇	
計	七八〇、〇〇〇・〇〇〇	
再差引本年度純益金	八六〇、五六四・〇六六	
◇利益金處分		
本年度純益金	八六〇、五六四・〇六六	
前年度繰越金	七九、八六八・六〇〇	
計	九四〇、四三二・六六六	



内

法定準備金	四五、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	四〇、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年五分)	七元、二〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	二五、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金	二一〇、三七六

◆登記 増資第貳回株式拂込完了せるを以て昭和九年二月七日登記を了せり。

◆株式上場 新舊株式共東京株式取引所長期清算取引に昭和八年五月十五日より上場することとせり。

◆株式異動 本年度間に於ける株式の異動は一〇九、二六五株、年度末日現在株主数は四、八〇五名、前年度末に比し六九六名増加。

一、第九年度(豫定計畫)と商工省の補助政策

◆一千平方露里の試掘期限も余す處三年

に對し商工省は本年度百二十萬圓の助成金を下付せられた。これは前述の如く三年後に迫る試掘期間延長交渉不可能を想定して、期間内に全的に試掘を助成する意途と解せられる。

【實情】

本年度は一千平方露里の試掘に三百數十萬圓を投じ主力を此方に傾注して居る爲め採掘は三十本の油井掘鑿豫定を十二本に止め、旁々採掘は試掘の犠牲となつた爲め昨今の日産は四百七、八十應に低下し、此の影響は來年度にも及ぼす譯であるが、國策上止むを得ない次第である。問題となつた利権地域間の電信聯絡施設も解決し、現地の日ソ關係は昨年同様別に悪い様子はない。積取輸送も順調に進捗本稿ノ切(八月末)まで、徳山仕向けタンカー十六隻總計十六萬一千應、内民間に一萬三千應を供給他は海軍省に納入された。試掘油井は繼續四、新設七、計十一本で内一本は近く採掘鑿區に編入される筈。

利 權 關 係

井は九年度中採掘鑿區編入手續を了し得る見込。

【試掘期間の問題】

地理的に不利不便にして氣候峻烈の爲め作業期間は主に夏期に限らるゝ等の事情より、條約に許されたる年限内には技術にも經濟的にも到底充分の試掘を完了する事不加能なれば今回重ねて五ヶ年延長の件を交渉中にて、期限延長に依つてソヴェト側も當然利益を享受する事故解決に向ふものと期待さる

【バクー原油輸入問題】

バクー方面の油輸入の件は昨年問題となり交渉中爾來種々の事情にて一時中絶せるも最近復々交渉あり、會社は圓滿なる結果を希望しつゝあり。

【商工省の補助政策】

一千露里試掘區域の内  
エハビ第一區第一號井、同第四區第一號井、カタンダグリー第三區第二號井、ボロマイ第一區第二號井、同第三區第一號井、南ポアターション第一區第一號井、同第二區第一號井の以上七試掘井

北樺太石油會社の對露契約

一、利權契約要項

一、利權の目的

北樺太東海岸の既開油田未開油田(別記の通り)の試掘採掘並に其附帶事業

二、地域

A、既開油田(別表の通り)

B、未開油田(壹千平方露里)

(イ) 本地域の選定は契約締結後一ヶ年内に露國政府と利権者双方協定の

上決定す

(ロ) 右地域確定の上は該地域内に於

て九六〇「デシヤチン」(三・一七六一

七・六坪)の地積を有する試掘地域を

數と箇所に制限なく利権者之を選定

し試掘することを得右九六〇「デシ

ヤチン」の形狀は南北に參、東西に

貳の比なる形にして更に之を壹區劃

八〇「デシヤチン」其形狀は東西に貳

南北に壹なる比の矩形十二個二列に

區分す

(ハ) 前記試掘地域が調査試掘の結果採掘價值決定せば、八〇デシヤチンの正方形二個に分ち(結局九六デシヤチンの試掘地域を市松形とす)

政府は各正方形を北京條約の例に倣ひ交互に割き取る權利を有す、若し利権者の出油井が政府鑿區に入りしときは其油井を含む部分を利権者に與ふ

(ニ) 試掘期限 十一ヶ年間契約の効力發生日(一九二五年十二月三十日)より起算す

三、利權期間

四十五ヶ年(契約効力發生日一九二五年十月二十四日)

四、利権者の特典並に權利

(イ) 產出物無稅輸出の特典

(ロ) 事業用品並に従業員食糧等の無稅

輸入

(ハ) 事業用材伐採權

(ニ) 土地、水面、水力の使用權

(ホ) 事業用電話線架設の權利



- (ヘ)築港施設権
- (ト)工物施設の権利
- (チ)附帯設備をなすの権利
- (リ)送油管敷設権
- (ヌ)農事施設の権利
- (ル)既設無線電信所(オハ、チャイオ)の使用権並に新設の権利
- (ヲ)船舶入港の権利

五、利権者の義務

- A、報償
- (一)報償率
  - (イ)普通井の場合 三萬噸まで總生産高の五%一萬噸を増すごとに貳厘五毛を増率し四十五萬噸の時一五%となる
  - (ロ)噴油井の場合 拾噸迄は普通井と見做す十噸乃至五十噸迄一五%それより十噸を増す毎に五%増率し百噸以上に至つて四五%となる

- 「ガソリン・プラット」一千立方尺に對し「ガロン」迄一〇%、「ガロン」を増す毎に五%増率し六「ガロン」以上は三五%とす
- (二)報償支拂方法 金納單一制とす此場合算出方は「ボイメー」二五度以下は加州原油山元値段「ボイメー」二五度以上は「メキシコ」灣原油値段に依るものとす、但し横濱市價及樺太運費の公定を見たる場合は同市價より運賃保険料其他諸掛りを控除したるものに依ることを得
- B、課税 單一税とし生産高に對する三・八四%算出は報償の場合と同じ
- C、社會保險 勞働者の賃銀總額に對する一六%毎年支拂ふこと
- D、火災保險 利權企業を組成する財産中罹災の憂少なきものを列舉して附保の義務なき事とし罹災の際保險金を利權者名義にて國立銀行に預入れ復興の爲めに使用し得
- E、露國政府財産使用料 政府財産は利權者の希望するものに限り引受け毎年之が使用料として右財産の評価の四分を納入するものとす(當該財産の評価は兩者協定の之を決定す)

(一)利權地域の現存財産中如何なるものが政府の所屬のものなるかは爾來日露兩國政府間の交渉に依り決定するものとす

- 六、産油優先買上權 露國政府に買上權なし
- 七、勞働者並に従業員雇傭
  - A、勞働法の適用を受く
  - B、傭入割合
    - 左記割合にて外國人(露國人にあらざるもの)雇入することを得
    - (イ)事務員、技術員、高級勞働者五〇%
    - (ロ)中位以下勞働者二五%
- 但し管理者、工場長、各部長は右の制限を受くることなし浦鹽勞働部長が前記の場合に依るものを供給し能はざる場合には利權者は其不足數だけ任意に雇傭し得べく浦鹽支那が供給したる外國人(露國人にあらざるもの)はA Bの區別に關係なきものとす非常の場合起りしときは任意に技術者及勞働者を雇傭することを得(其結果は毎年四月及七月十日迄に浦

鹽勞働支部に申出ること

前記雇傭關係の規定は大正十五年航海終期迄之を猶豫するものとす

八、争議調停條項

本契約並に附屬書及補充書の解釋三實行に關し政府並に利權者の間の凡ての争議及不一致はソヴェート社會主義

共和國聯邦大審院之を決定す

利權者並に第三者との間に於ける私權の性質を帯びたる例へば國營機關一般組合其他の機關及び個人間の争議は通常三方法によりソヴェート社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す本條は相互の合意により兩者間の争議解決を

第三者の審問に移すことの權利を排除するものに非ず

九、其他要項

利權期間満了の際引渡すべき財産に對する政府の補償

A、利權期間最後の十ヶ年間に設備したるものにして償却未済の額に就ては財産引渡後政府より利權者に對し之を支拂ふこと

B、償却率、石造建物、「タンク」鐵管三%、機械及設備七%、木造建物及貯五%

C、利權企業を組成する財産は之を沒收徵發其他強制處分の目的と爲すことを得ず

十、本契約中別段の規定なき限り利權者は現行の法律及將來公布せらるべき一般法律並に法律に基く官憲の命令處分を遵守すべし

十一、中央政府又は地方官憲の命令其他の規定又は處分力本契約に依る利權者の權利を制限し又は無効たらしめたるときは政府は其損害を賠償す

既開各油田面積

油田	名形状	全面積	一地區の面積	地區數
オハ	長方形	九五三、〇五デ	三三、乃至三五、デ	三三
エハ	正方形	(二、五〇〇、エ)	三七、デ	一六
エハ	正方形	(一、六〇〇、エ)	三七、デ	一六
ビリン	長方形	四四三、七六デ	三七、デ	一三
ヌト	多角形	(一、二〇〇、エ)	三六、五デ	一四
ヌト	多角形	(一、二〇〇、エ)	三七、七五デ	一六
チャイオ	正方形	(一、二〇〇、エ)	三七、デ	一六
ヌイ	正方形	(一、六〇〇、エ)	三四、デ	一三
ウイクレツク	長方形	(八〇〇、エ)	三三、乃至三五、デ	三三
カタングリ	正方形	(一、六〇〇、エ)	三七、デ	一六
「デ」	デシヤーチン	(一、三三四坪八三八)		
「エ」	エーカー	(一、三三四坪)		

利權關係



十二、政府は其一方的意思に依り契約の効力を制限し又は無効たらしむることなし

猶ほ契約全條項は四十數項であつて右は其の重要條項中決定したること明かなるものであるが残る條項は手續上の問題及び利権者と露國政府との間に爭議の起りたる際に採るべき調停方法の問題として調停方法は次の如く決定したのである。

### 二、試掘地積の新規利権契約要綱

- 一、利権地積は1北部オハ、2エハビ、3クキドキラリン、4ボロマイ、5北部ボアターシン、6南部ボアターシン、7チエメルニインダーキ、8ガタノキ、9ノオグリン、9ムキングーコンギ、10チャクレーナンピーチャムグウ、11ヴェンゲリィンヤーツブウジの十一ヶ所合計一千平方露里
- 二、利権期限千九百二十五年十二月十四日

日(既開油田契約當時)より四十五ヶ年とし試掘期限は十ヶ年とす

三、利権者は十ヶ年の試掘期限内に採掘さるべき鑛區をソヴェト鑛業監督官に報告し採掘鑛區を設定する事

四、採掘鑛區は一九二五年十二月十四日の利権契約に基きソヴェト政府と利権者が市松方形に分割す

五、掘試中の採油に對する報償は千九百二十五年十二月十四日の契約に依る。

### 北樺太石炭利権

#### (一) 對露交渉概要

##### 一、利権契約交渉

日露基本條約議定書乙の規定によつて日本政府から推薦された當業者たる北サガレン石炭企業組合は、三菱合資會社參與理事奥村政雄氏を交渉全權に、前波蘭駐劄公使川上俊彦氏を石油利権を兼ねた交渉顧問に任命し、大正十四年七月二

十二日から莫斯科中央利権局本部に於てソ側全權ヨツフェ氏、次席メーリニコフ氏等との間に北樺太西海岸土威、ウラジミロフスキー、マーチ三地方に埋藏の石炭採掘に關する交渉經過については姉妹利権ともいふべき前掲石油のそれと重複する點も少なくないし、今日では左して重要な意義も有してゐないので、茲に省略するが、同利権は同年十二月十四日奥村氏との間に正式調印を見るに至つた。

#### 二、労働團體契約交渉

北樺太鑛業會社の初年度労働團體契約は大正十五年九月ハバロフスクにて同社派遣代表と、全露鑛山労働組合中央委員會代表との間に契約締結を見、一年間の契約期限を終つて昭和二年の契約更新には、ソ側の最低賃銀値引上並に労働條件改善要求と關連して稀有の難交渉となり第三年度も亦漸く昭和四年二月に至り改訂調印を見、第四年度も同断にて、五年度のそれは昭和六年九月から同社を代表する小澤仁之甫氏とソヴェト労働組合

代表との間に前年通りハバロフスクにおいて交渉開始され、前後七箇月を費した末昭和七年三月二十二日漸く兩者の間に調印の運びとなつた。右交渉の結果最低賃銀は前年同様ルーブル十七哥で、焼失した労働クラブの再建設に對して會社は五萬ルーブルを支出援助し、労働組合側も五萬ルーブルを支出することとなつた

### (二) 北樺太鑛業會社の組織

北樺太鑛業株式會社は、姉妹會社たる北樺太石油株式會社同様、大正十四年の對露利権契約(別掲)、大正十五年の勅令及法令(別掲)を基礎として、北サガレン石炭企業組合の事業を繼承し、大正十五年八月二十一日正式創立を見た。昭和八年の同社組織概要左の如し。

#### イ、組織

- △社名 北樺太鑛業株式會社
- △本社 東京市麹町區丸の内、丸ビル七階

利権關係

- △鑛場 北樺太ドウエ炭坑
- △資本金 一千萬圓(内拂込金五百萬圓)
- △株式 二十一萬株(一株五十圓)株主總數一千二百三十名
- △大株主 三菱鑛業、大倉組、三井鑛山大倉喜七郎、牧田環、住友合資、淺野同族(以上五千株以上)
- △取締役會長 川上俊彦
- △取締役 橋本圭三郎、藤岡淨吉、加藤五十藏、岩瀬德藏、河手捨二
- △監査役 前川益以、矢島富造

### (三) 北樺太鑛業會社の業績

#### 一、第一年度

同社の第一年度は大正十五年八月三十日營業開始を見たため昭和二年三月三十一日まで八箇月を以て、一營業年度とする上に創業早々として其業績の上に大なる成果は無かつたが、同社が北サガレン石炭企業組合から引繼を受けた貯炭の賣

行は頗る良好にして其の販途を確立することが出来た。第一年度中の出炭總額は九千四十八噸、年度末現在職員三十九人、鑛夫職工六百二十八人であつた。

第一年度の損益總決算左の如し

總收入金	六二二、七三八・六〇
總支出金	六五一、四八四・四五
差引損失金	一八、七四五・八五

即ち二萬八千餘圓の損失を見たといへ、設立目論見書に現れた第一年度の損失豫定額六萬九千五百四十二圓五十錢に對比すれば、四萬一千餘圓の損失を軽減したことが知られる。

#### 二、第二年度

第二年度(昭和二年四月—三年三月)は前年度企業着手の跡を受け、石炭の採掘及び運搬設備に關する各種起業工事の完成と増加とに鋭意努むるところがあつたが、何れも豫定の進捗を見、土威炭坑將來の經營に付其基礎を確立することを得た。即ち施業計畫による第二年度出炭高豫想七萬噸に對して、該年度の實際出炭



額は九萬五千三百八十四噸といふ二萬五千三百八十四噸増の好成績であつた。又他方石炭の賣行も頗る良好で一般石炭市價の強調は同社炭の販賣上にも必然的に好影響を與へたが、たゞ天候不良にして之に伴はず加ふるに積込設備も同年夏期前半までは不完備であつたため其販賣高は四萬噸を多く超えなかつた。

同年度中の株式の異動は、名義書換件數三百九十六件、同上株數二萬二千九百五十二株、年度末従業員數は職員四十二人、鑛夫職工數八百四十六人であつた。

第二年度損益計算

收入之部	
石炭賣上代	六三七、九三八・七三
雜收入	六、九四八・五〇
計	六四四、八八七・二二
石炭原價及諸掛	五九七、四九四・二六
本店經費	六二、八八三・七四
合計	六六〇、三七八・〇〇
差引損失	一五、四九〇・七八
損失金處分	一五、四九〇・七八
当期損失金	一五、四九〇・七八

前期繰越損失金 二八、七四五・八五  
合計 四四、二三六・六三

三、第三年度

同社第三年度には採炭設備の擴張積取方法の機械化(ベルト、コンヴェール裝置等)其企業經營の上になる發展を期し勞働力増大の爲現場に於て百廿名、浦鹽に於て百六十名季節勞働者の新增員を行ひ、後者は四月廿九日現場に送り込んだ。之ら企業設備の完成勞働力の充實と相俟つて採炭、輸出とも良好に赴き、其實數は何れも十一萬噸以上に達した。當期間中内地一般炭況は需給係關より市況不振を極めたが、同社炭の販賣にはさしたる悪影響が無かつたと報告されてゐる。

第三年度損益計算

收入之部	
石炭賣上代	一、五四二、六六〇・二三
雜收入	一、五九八・八〇
計	一、五四四、二六一・一〇
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、五六一、七九七・二二
本店經費	二二一、四九
雜收入	一、五六二、〇二八・七一
合計	一、五六一、七九七・二二
差引	一、四九〇、五五二・四〇
利益金處分	七二、四七六・三一
当期純益金	七六、五三〇・四二
前期繰越金	一四八、〇〇六・七三
合計	二二四、五三七・一五

石炭原價及諸掛 一、三八〇、一二八・元  
本店經費 一〇八、五七七・七三  
合計 一、四八八、七〇六・〇二

純益金 五五、五五五・〇八

利益金處分 五五、五五五・〇八

当期利益金 四四、二三六・六三

前期繰越損失金 一一、三一八・四五

差引 一一、三一八・四五

四、第四年度

會社は最初本年度(昭和四年四月―五年三月)に於て十六萬噸の來計畫を立て、内十四萬噸の内地輸送を豫定したが内地炭況は前年にも増して不良を極めたため中途で計畫を變更した。従つて採炭額は十四萬噸見當、内地輸出額は九月終航までに、十一萬九千噸であつた。各種の企表設備は更に充實擴張され、建設は大體第一期のそれを終つた。尙マ―チ炭坑の開拓にも着手する豫定であつたが、之も狀況不良のため當分中止される事となつた。尙ほ本年度の營業成績左の如し。

第四年度損益計算

收入之部	
石炭賣上代	一、六七〇、三四八・三一
雜收入	三、〇九一・七四
合計	一、六七三、四四〇・五〇
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、四八八、〇三六・一五
本店經費	一、二〇〇、一九一・九三
合計	一、六〇八、二二八・〇八
差引純益金	六五、二一一・九七

五、第五年度

五年度(昭和五年四月―六年三月)は十五萬噸採掘内十三萬噸を内地に搬出する計畫の下に専らドウエ炭坑の十二尺層を採掘して極力事業を進め之が實現を圖つたが其間一般日本内地の商況頗る悪化し石炭聯合會が極端な採炭制限を議決せる等の事情もあり、彼此考慮して既定計畫に幾分の制限を加へて結局十三萬噸の採炭に止め、其内十二萬噸を内地に輸送した。即ち炭界の景況は頗る不良だつたにも拘らず大體に於て本年度の計畫と実績とはさしたる差異がなかつた。而かも賣炭に就ては年毎に買客を加へ、今や八幡

釜石、空蘭、兼二浦等の各製鐵工場方面を始め、瓦斯及セメント方面にも相當供給を見るに至り、成績は良好に運んだ。

第五年度損益計算

收入之部	
石炭賣上代	一、五六一、七九七・二二
雜收入	二二一、四九
合計	一、五六二、〇二八・七一
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、三八四、四一八・九五
本店經費	一〇六、一三三・四五
合計	一、四九〇、五五二・四〇
差引	七二、四七六・三一
利益金處分	七二、四七六・三一
当期純益金	七六、五三〇・四二
前期繰越金	一四八、〇〇六・七三
合計	二二四、五三七・一五

六、第六年度

同社第六年度は昭和六年四月一日に始まり翌七年三月三十一日に終るが、第六年度に於ける損益計算左の通りである。

收益計算書

收入之部	
石炭賣上代	一、三九二、一五四・三五
雜收入	一〇三、二二
計	一、三九二、二五七・五七
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、三三〇、八三五・七五
本店經費	八〇、八二六・〇五
計	一、三一、六六一・八〇
差引	八〇、五九五・七七
利益金處分	八〇、五九五・七七
当期純益金	一四八、〇〇六・七三
前期繰越金	二二八、六〇二・五〇
合計	三七六、六〇九・二三

七、第七年度

當期中の炭況は前期に比し又一層の不良に經過し該社も亦苦境に陥りたるも採炭積出の能率増進と諸般經費の低減とに依り此逆境に對處したが、今營業年度(昭和七年四月―八年三月)業績は出炭總高十二萬六千噸にして年度内日本向送炭高十三萬三千五百噸、之が積取に要した船舶三十三隻であつたが該企業に雇備さ



九、第九年度計畫及実績

本年は平均日産五百吨程度にて、採炭計畫は十八萬吨、露側よりの買炭四萬吨を合せ、二十二萬吨の輸送計畫の内本稿メ切(八月末)までの實輸送高は二十三船、十五萬二千吨となつて居るこの年度特に注目すべきは、二三年前までは一日の積取五百吨程度を、本年度は最高二千五百吨の記録を出した。然し昨今は記録主義を廢して、平均主義に力を注ぎ、一日平均一千五百吨の積取りを遂行して居る。

斯く躍進的數字を示すに至るまでには技術的指導と、労働者の絶えざる努力に依る熟練とを擧げなければならぬが、これは荒海に於ける作業としては世界一であらうと同社は誇つて居る程である。

尙九月中の輸送計畫は、三萬五千吨で航海期中には全計畫を充分に遂行し得るものと見られる。

現場の露側官憲との折衝状態は、事故や些少の労働時間超過に對しても、露側

れてゐる労働者數は昭和八年一月現在一千六名にして之が民族別内譯左の如し。

露人 六三五名 鮮人 一六名  
支那人 一四八名 日本人二七〇名

收益計算書

Table with financial data for the 9th year, including income and expenses.

利権關係

の機關である鑛山労働者組合極東支部の態度は頗る嚴重で、直に責任者の懲罰罷免となつて現れるので、この點労働制改訂を當事者は要望して居る。

四 北樺太鑛業會社の利権契約内容

一、ソヴェト社會主義共和國聯邦政府は利権者に對し一般法令の除外例として本契約の範圍内にて本契約所定の地域に於て鑛山調査(試掘)鑛山業(採掘)及其附帶事業を営み且其事業より生ずる利益を收得する權利を許與す

株主配當金 一五〇、〇〇〇・〇〇  
役員賞與金 一五、〇〇〇・〇〇  
後期繰越金 九一、七二二・二六

八、第八年度

當期中の炭況は需要の増加に伴ひ著敷活況を呈するに至り、該社炭も亦相當の好影響を蒙るを得たりと雖も、海運界亦強調を示し、炭價昂騰に依る利益を減殺せらるる結果を招致せり。されど採炭積出の能率増進に依り漸次成績の向上を見るに至れり。

損益計算書

Table with financial data for the 8th year, including income and expenses.

及特權の範圍内に於て行動し又適當に經營せらるゝ商工業に適應する方法を以て其事業を遂行すると共に本契約所載の一切の義務を履行するものとす

二、本契約に特別の規定無き限り利権者はソヴェト社會主義共和國聯邦領土内に於てソヴェト社會主義共和國聯邦に於ける現行の一般法令並に將來發布せらるゝことあるべき一般法令を遵奉すると共に之等の法令に基く官憲の命令に服従するを要す。

三、利権者は本契約實行の爲本契約に特別の規定無き限りソヴェト社會主義共和國聯邦の一般法令に従ひ契約を締結し財産を租借し取得し處分し原告又は被告として裁判所に出頭する權利を有し尙ソヴェト社會主義共和國聯邦内に存する法人に對する一般規定に従ひ法人としての權利を享有し決算書を公表するの義務を負ふ

四、利権消滅後本契約に従ひ政府に引渡さるべき利権企業を組成する財産は之を他人に移轉し又は擔保の目的となす

再差引當期純益金二〇一、六四三・七三  
利益金處分  
當期純益金 二〇一、六四三・七三  
前期繰越金 九一、七二二・二六  
合計 二九三、三六五・九九

之を處分すること左の如し。  
法定積立金 一五、〇〇〇・〇〇  
職員退職手當積立金 七、五〇〇・〇〇  
株主配當金(年三分) 一五、〇〇〇・〇〇  
一株に付金七十五錢

役員賞與金 一五、〇〇〇・〇〇  
後期繰越金 一〇五、八六五・九九  
株式の異動  
本期間株式名義書換は貳千八百五十六件、株數十四萬三千八百八十五株、期末現在株主數貳千貳百七十貳名。

從業員  
本期末現在職員四十二人、鑛夫、職工等一千一百一人。  
採炭及輸送  
實採掘高十四萬一千噸、内地送炭高十六萬九千噸。



ことを得ざると共に利権者に對する債權者の請求の目的となすことを得ず炭坑設備の修理、模様替、及完成に際し不用となれる古機械設備品及材料は利権者の完全なる支配に移り政府の許可を得て賣却することを得

官憲の發布する命令其他の規定又は指圖により本契約にむる利権者の權利を受け又は消滅したるときは政府はこれに依りて生ずる總ての損害を賠償するものとす

法令及命令集第四九號(四八四條)に基きソヴィエト社會主義共和國聯邦の高等技術學校學生及卒業生を實習のため自己の企業に毎年雇入るゝ義務あるものとす

五、利権企業を組成する財産は徵發沒收其他の強制處分を受くることなし但利権者は戰時軍の必要に基く徵發に關する一般規定の適用を受くるものとす

前項の規定は第三十三條に規定する場合の外期間終了前に於て政府の一方的行為により利権契約を廢棄又は變更することを意味するものに非ず

九、利権者は政府の許可を得たる場合に限り本契約は權利義務の全部又は一部を第三者に讓渡することを得

本條はソヴィエト社會主義共和國聯邦に於ける現行の租稅郵便及關稅に關する一般法令に基く徵收手續を變更するものにあらず

七、本契約實施期間中利権企業は絶對に利権者の經濟的使用及支配に屬するも政府は利権者の生産及商業上の行為の進行を自己の權限ある代表者をして監視せしむる權利を留保す但し政府代表者は右監視に付利権者がソヴィエト社會主義共和國聯邦の法令及利権契約の條件に違反せざる限り生産並に經濟的行為に對し干渉することを不得

一〇、政府は利権者に對し本契約に記載せられたる期間及條件を以て北樺太西海岸の下記區域に於て石炭の試掘及採掘の獨占的權利を許與す

六、權利契約の效力發生效后、於てソヴィエト社會主義共和國聯邦の中央及地方

八、利権者は政府より派遣せらるゝ地質學者鑛山技師又は技術者が利権企業に於ける作業の研究をなすことを許容する義務を有す尙利権者は一九二三年五月二十一日附命令(一九二三年政府の

一、探掘鑛區の西部境界と其延長線のウゴリナヤ溪に達する迄、第三及第四マカリフスキー探掘鑛區の南部境界線、第二及第四マカリフスキー探掘鑛區の東部境界線の延

長線に從ひ第四マカリエフスキー探掘鑛區の東南角より利権者に與へたる地域の南部境界を形成する線との交叉迄

(備考) 第三溪河口はノヤミ河口の南方海岸線に沿ひ約三露里の地點に存す

二、試掘並に採掘の爲利権者に許與せらるべき地域の範圍に存在する政府所屬の建物及備品は利権者の使用に之を引渡す引渡さるべき總ての財産は双方代表者立會の下に其目錄及評價表を作り其の引渡に關し特別なる調書を作成し双方契約代表者之に調印す本調書は本利権契約書に添附せらるべきものとす

c、南方 オゴロドナヤ溪河口より南方一直線に一露里半の海岸地點より緯度線に從ひて利権者に與へられたる地域の東部境點線の交叉迄

b、北方 ノヤミ河口より北方一直線に〇・四露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方へ

三、試掘並に採掘の爲利権者に許與せらるべき地域の範圍に於ける海岸線

d、西方 ウゴリナヤ溪河口より利権者に與へられたる地域の南部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

c、東方 南部境界の東端地點より北方え子午線に從ひて利権者に與へられたる地域の北方境界を形成する線との交叉迄

四、試掘並に採掘を行ふものとす

(備考) マカリエフスキー探掘鑛區の境界は政府により確認されたる一九一〇年の土地區劃に從ふ而して本契約書に添附された一九二五年測量に係る縮尺一萬二千分の一の土威地方圖面に符記せり

d、西方 第三溪河口より北部境界の起點迄の範圍内に於ける海岸線

五、の地點間

(二)ウラヂミロスキー炭坑地方の境界 a、南方 第三溪流河口より緯度線に從ひ東方五露里の地點間

(三)マーチ河地方の境界 a、南方 クルジュエズナイ河口より緯度線に從ひ東方二露里八分の五の地點間

b、北方 シローカヤ河口より南方一直線に一露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方四露里の地點間



山局に提出せざるべからず採掘の計畫實行の方法は堅坑及坑道毎に經濟的價値を有する石炭の全部を採掘し一般に埋藏炭の規則正しき且經濟的なる採掘を確保する様立案せられざる可らず是等の計畫は五年内に作成せらるべく而て極東鑛山局の同意を得ることを要す

利権者は試掘並に採掘事業の結果たる總ての材料及技術上及統計上の資料を鑛山監督機關と協定したる期間内に提出せざるべからず右の外鑛山監督機關は利権者が稼行中の試掘及採掘事業を隨時檢閲に際し充分の便宜を與へ其要求によりては試掘明細表面及其他技術上報告を提出すべきものとす

一三、本契約の有効期間は本契約の效力を發生したる日より起算し四十五ヶ年とす

一四、本契約により許與せられたる權利並に特約に對し利権者は總出炭額に對し以下の報價を仕拂ふものとす

總 年 産 額

一〇〇、〇〇〇佛噸迄	五・〇〇%
一五〇、〇〇〇同	五・二五〇
二〇〇、〇〇〇同	五・五〇%
二五〇、〇〇〇同	五・七五%
三〇〇、〇〇〇同	六・〇〇%
三五〇、〇〇〇同	六・二五%
四〇〇、〇〇〇同	六・五〇%
四五〇、〇〇〇同	六・七五%
五〇〇、〇〇〇同	七・〇〇%
五五〇、〇〇〇同	七・二五%
六〇〇、〇〇〇同	七・五〇%
六五〇、〇〇〇同	七・七五%
六五〇、〇〇〇同 以上	八・〇〇%

利権者は報價航海期間中(即ち毎年五月一日より九月十五日に至る)に現物を以て仕拂ふものとす  
報價の引渡は各利権企業の積出地點に於て利権者により行はれ汽船の船荷證による FOB 渡とす  
報價として利権者より引渡さるべき石炭の炭質並に種類は各炭坑別に販賣炭の平均炭質及種類に應ぜざるべからず而して右は技術上の分析により證明せ

らるべきものとす

利権者が報價仕拂延滞の場合には不適時引渡に關聯して生じたる損害を賠償するの外未納の報價に對し一ヶ年一分の割合を以てする過怠金を仕拂ふものとす報價仕拂の延滞一ヶ年に及ぶときは政府の本契約第三十三條に基き利権契約を解除するの權利を有す利権者の責に歸すべからざる事由によ九月十五日迄に完了せざりし報價の支拂は翌年航海期迄繰越し之を延滞と看做さず  
一五、利権者は何等の支障なく且無税にて自己採掘石炭を海外に輸出するの權利を有す

ソヴェイト社會主義共和國聯邦内市場に於ける石炭販賣は各作業年度に於て其數量を豫め當該極東政府機關と協定せざるべからず但利権企業に従事する汽船に供給する燃料炭は以上の協定を要せず

政府は前年度利権企業の採掘數量の五割を超えざる數量に於て内地消費の爲必要な石炭を利権者より買入する優

先權を有す右方法による買入石炭の値段は相互の協定により決定せらるべきものなるも政府の申込前一ヶ年間に於ける横濱 CIF 平均卸値(樺太横濱港の普通運賃を控除し)より高からざるものとす右自己の希望に就て政府は各作業年度開始前少くとも六ヶ月前に利権者に豫告するものとす

一六、裁判費並に本契約に於て特に定められたる税金及支拂を除く外有らゆる一般國稅地方稅並に手数料の代償として利権者は總産額より政府に支拂ふべき報價を控除したる年額出炭額の樺太 FOB 賣値の三・三三%を政府に仕拂ふものとす

一七、利権者は利権企業に供給又は設備の爲各種の機械及其部分品又は技術上の物件及材料を關稅及特許料を支拂ふことなくして輸入する利権を有す又企業に必要にして北樺太に輸入を禁止せられざる労働者及従業員に供給の食糧品及日常品も亦同然なり

以上の利権を行使する爲利権者は當該

年度に於て輸入せらるべき物品の數量を示せる正確なる明細表を日本に於けるソヴェイト社會主義共和國聯邦の通商代表者の認可を得る爲め毎年提出するものとす

日本に於けるソヴェイト社會主義共和國聯邦通商代表者の認可を受けたる目錄表に記載さるゝ總ての物件に對してはソヴェイト社會主義共和國聯邦稅關機關は別個の許可を要せずして輸入せしむべきものとす

利権企業の労働者並に従業員に對する最も必要な食料品及物件は外國よりの輸入品たるソヴェイト社會主義共和國聯邦内の購入品たるを問はず北樺太鑛山地方の長官の認可したる値段により利権者之を供給するものとす

一八、前項(一七)に従ひ利権者により外國より輸入されたる總ての日常品並に食料品は當該地方政府機關の認可なくしては之を内地市場に販賣することを不得す  
若し右認可の與へられざる場合は利権

者は前項記載の物品を自由に且つ支障なく外國に返送するの權利を與へらる

一九、石炭採掘並に調査(試掘)作業に必要な程度に於て利権地域内の地表を使用するの權利を利権者に許與す、此目的の爲め利権者は前記の地域に於て住宅及住宅に非る建物及各種技術上の建設物等を建設することを得

土威利權地の南東部分に於て採掘さるゝ石炭運搬の爲利権者はポストカヤ並に同河左岸支流の沿岸一帯及マカリエフスキー鑛區の地域に於て石炭運搬の爲建設せらるべき總ての建設物並に建物かマカリエフスキー炭田の正當なる稼行に障礙とならざる限りマカリエフスキー採掘鑛區地域の地表を使用することを得

利権者の請願により農務人民委員會地方機關は利権者の企業及其労働者及従業員に供給のため必要な農村經濟を營む地所及住宅地を利権地域内の地表に於て分與すべし、農村經濟地區の使用は一般法令に準據することを要す



二〇、利権者は利権期間を越えざる期間内利権地域内及本目的の爲め特別の條件に基きて獲得せる利権地域外の地域に於て引込道路修理工場鍛冶場倉庫等の如き企業に直接必要なる各種附帯建設物を建設して之を使用し又利権者の企業の従業員及労働者の必要とする供給品及日用品の生産の爲各種の工場及糧食倉庫を建設するの利権を有す

其他利権者は北樺太に於て利権地域外に事務所及倉庫、倉庫、其都度地方官憲の許可の下に、並に莫期科ハバロフスク浦潮斯德各市に代理店設置の利権を有す

利権者は地方官憲並に鑛山労働者職業組合(同盟)との協定により利権企業の労働者及従業員の爲各種の文化、教育及醫療衛生機關を設置する利権を附與せらる

二二、利権者は利権地域内に於て他人に販賣の目的に非る限り利権企業に必要な粘土、砂石、石灰等各種の普通埋藏物を無償にて採取することを得利権

地域以外に於ける右の普通埋藏物の利用はソヴェト社會主義共和國聯邦鑛山法の一般規定に基き許可せらるものとす

二二、利権者は許與せられたる地域内於て無償にて水、水面及水力を使用する利権を有す尙之が爲めに利権者は地方官憲の許可の下に各種の營造物を建設する利権を有す

許與せられたる利権を行使するに際し利権者は以下の義務を負ふものとす

イ、水、水面及水力使用に際し隣接地區の利益を侵害せざること

ロ、隣接地區より排水し又は引水する爲め自己の地區内を通してなす溝渠排水路其他の工作物の築造を許諾する事及隣接地區より利権地域を通過して道路其他の運搬設備の建設を妨げざること

ハ、一般共用の流水に關しては衛生取締規定に準據する事

ニ、水、水面及水力使用に際しては如何なる場合に於ても漁業及交通に關

本條イ項に從ひ五割の内に含む若し極東労働支部が利権者の要求に對しソヴェト社會主義共和國聯邦の市民或は其領土内居住の外國人より必要なる數量の勞力を提供すること能はざる場合には利権者は不足數だけの外國労働者及従業員を任意雇傭することを

得  
イ及ロ兩項に示されたる外國労働者及従業員は漸次減少せらるべく且三年毎に改定せらるべきものとす

二六、利権企業の労働者及従業員並に其家族の北樺太出入に際して旅券手續に付合理的なる便法講ぜらるべしこれが爲めソヴェト社會主義共和國聯邦政府は東京及函館駐在の自國領事館並に北樺太に於ける外務人民委員會の派遣員に適當なる命令を與ふべし

二七、各利権地區の範圍内に於て其内部連絡を保證する爲め利権者は任意に電話線を新設し又既設線を使用するの權利を許與せらる

利権者が利権者の支配下に非る地域に

し地方住民の權益を侵害すべからず、利権地域外に於ける水の使用に地方官憲との特別な協定により無償にて許可せらるべし

二三、利権者は販賣の目的に非ずして企業に必要な限り利権地域上に存する森林使用の利権を有す

利権地域外に於て利権者は極東土地廳との協定の下に北樺太に於て自己企業の用に供する爲め必要なる伐木林地區を獲得することを得

利権は自己に許與されたる伐木林地區に於て造材したるものにして利権企業の爲に使用せられざる木材を一般規定に基き外國に輸出するの利権を許與せらる

政府は利権者に開發の爲め許與したる伐木材地區に於て利権者に上記伐木林地區の引渡をなしたる期間中他の伐採者を入れしめざる義務を負ふ

二四、利権者の企業に於ける労働條件はソヴェト社會主義共和國聯邦の現行法令並に將來之に付發布する事あるべ

局部に即ち自己の企業と亞港市又は隣接せざる利権地區間を連絡せしむる爲め電話線架設を希望する場合は右利権は前記電線の架設及使用に付郵便電信人民委員會の規定及標準に準據し且つ該委員會地方機關の監督を受くる條件付にて利権者に許與せらる本條件の利権地域外にある既設電話線にも適用せらるものとす

利権者は利権企業の作業の妨げとならざる限り電話設備を北樺太に於ける政府機關並に其代理人の使用に供すべき義務を負ふ右使用の條件は利権者と政府機關の合意により定めらるべし

二八、利権企業の船舶及利権者の備船はソヴェト社會主義共和國聯邦の現行法令に從ひ北樺太海岸に於ける開港場に入港するの利権を有す

北樺太沿岸の他の地點にコレラの船舶の寄港は此地點に付豫め交通人民委員會と協定をなすの條件に於てのみ許可せらるべし此場合に於て船舶は利権者の選擇により最寄税關に於て検査を受

き法令及利権者と當該職業組合(同盟)との團體契約により規律せらるるものとす

以上の條件は國籍の如何を問はず利権企業に於ける總ての労働者及従業員に適用せらるるものとす労働者及従業員は社會保險料は同種國營企業と同一率により利権者に於て仕拂ふものとす

二五、利権企業は爲利権者は以下の利権を有す

イ、外國人たる事務員技術者高等の資格ある労働者及従業員各別に其五割迄雇傭すること

(備考) 一、上記の制限は取締役及鑛山支配人に適用せられず

二、炭切夫は高等の資格有る労働者と看做す

ロ、中等及下等の資格有る外國労働者入夫を總數の二割五分を超えざる範圍にて雇傭すること

(備考) 利権契約の效力を發生したる日より最初の五ヶ年間に海上に於ける石炭積込に従事する労働者は



け其證明書を得るか又は積荷及荷卸の地點に於て船舶の検査を受くる事を得後者の場合に於て税關官吏の派遣費は利権者之を擔す

開港灣税は將來北樺太沿岸に於て開港せられたる場合一般規定に基き利権者より徴收さるゝものとす

勞務に對する仕拂は一般規定に據る上記の船舶は利権企業生産品及其設備品並に供給品の運搬、企業の労働者及従業員、食糧品並に供給品の運搬及労働者、従業員並に其家族の輸送にのみ使用するものとす

石炭船の曳船、木材及利権企業上必要な供給品及労働者従業員並に其家族の運搬に従事する利権企業的小型補助船舶(六〇馬力迄の小蒸汽船及發動機船)は北樺太西海岸に沿ひ自由航行並に何等の支障なく亞港に寄港するの權利を有す

二九、豫め地方官憲當該權關の承諾を得防波堤積込棧橋及繫留所を建設し並に起重機及其他の荷揚及積込用設備を設

置する權利を利権者に許與す

利権者に前項の防波堤棧橋及繫留所附近に於て船舶の積込及陸揚に際し何等の支障なく且自由に海面を使用する權利を有す

若し將來企業發展に關聯し利権者が築港の必要を認むるときは港の位置計畫及築港の條件に付豫め交通人民委員會と協定せざるべからず

利権者の建設したる港は交通人民委員會の支配に移る而して交通人民委員會と協定せる條件により港の一定區域を利権者の營業的使用に許與すべきことを豫め決定す

三〇、利権企業の總ての建物及築設物は其總ての設備とも利権者はソヴェエト社會主義共和國聯邦保險機關に自己の勘定を以て政府の名義により附保せざるべからず

利権者に對する保険料率は同種國營企業と同一とす

火災の爲附保財産消滅又は損害を受けたる場合政府は保險金を利権者の名義

不能の債務者として宣告せられたるとき

ロ、利権者が本契約の第十二條第一項及第三項第十四條末項第十六條及第十八條に記載されたる條件違反の場合

政府は契約破棄前一ヶ月の間隔を以て書面により二回の通告を發せざるべからず

是等の場合に於て利権企業は契約中止に際し存在する状態に於て本契約第三十一條の條件を守り無償にて政府に移轉するものとす

政府は本條項に従ひ利権を中止せずして前條の條件違反により政府に蒙らしたる損害賠償を利権者に要求し且何時にても右契約違反行爲の排除を要求する權利を留保す

三四、政府は本契約違反により蒙りし損害を利権者に請求するの權利を有す

三五、本契約並に附屬書及補足書の解釋及實行に關し政府並に利権者間の總ての爭議及不一致はソヴェエト社會主義

によりソヴェエト社會主義共和國聯邦國立銀行に預金す該保險金は政府の監督の下に只利権企業復興の爲にのみ利権者は支出するものとす

三一、利権期間の滿了に際し利権企業は總ての建築物、改良工事設備及備品と共に本契約に従ひ最後の五年間維持せられたる平均生産に劣らざる生産を支障なく可能ならしむる状態に於て無償にて政府に移轉すべし

但政府は本契約有効期間最後の十ヶ年間に於て費用に付政府の承諾を得て利権企業に對し設備せる建物及改良工事にして左記の原價償却せられざる部分を利権者に賠償する義務を有す

即ち利権者の出費に對する毎年原價償却率は石造建築物三分、機械及設備七分、及木造建築物及船五分とす

材料、食糧品、及供給品にして貯藏中のもの製品、半製品、資金及其他の流動資産は利権者の所有に残る

利権者の利権期間の終了の日より三ヶ月内に本條の條件を守り企業と政府に

共和國聯邦最高法院に於て決定するものとす

利権者並に第三者例へば國營機關、コペラチーブ其他の機關及個人との間に於ける私權の性質を帯びたる爭議は通常の方法によりソヴェエト社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す

本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を仲裁々判に付する權利を排除するものに非ず

三六、本契約の効力發生の日より利権者は本契約第十一條により政府より利権者に引渡さるる財産に對し本契約第十一條に定められたる評價に従ひ此財産價額の四分の割合を以て一ヶ年の借料を政府に仕拂ふものとす

借料は各作業年度終了後三ヶ月以内に浦潮斯德に於けるソヴェエト社會主義共和國聯邦國立銀行支店に納入するものとす

引渡す義務を有す此期間中に利権者は政府と總清算を終了せざるべからず上記條件を遂行したる後利権者の所有に屬する財産は利権者に於て一ヶ年以内に何等の支障なく且無税にて利権地域より搬出することを得べし

指定の期間に利権地域より搬出せられざる利権者の財産は無償にて政府の所有に歸す

利権者の如何なる負債及義務は何處にて發生したるを問はず政府に移轉することなし

三二、若し本契約の有効期間中に契約の全部又は一部の履行か不可抗力の爲不可能となりしときは不可抗力の繼續期間中當該義務履行の延期を互に於て許與する義務を有す但契約の基本期限を延長することなし

三三、政府は左の場合に限り期間中企業を中止するの權利を有す

イ、ソヴェエト社會主義共和國聯邦の裁判機關又は法律機關の法律上有効となりたる判決により利権者が仕拂



るものに非ず

三八、本契約は不定金額契約として一九二三年國家印紙税法適用に關する命令第十三條の項に従ひ普通印紙税を仕拂ふものとす

本契約に依る比例印紙税は本契約調印に際し正確に決定し得ざる報償金並に毎年度終了後利権者より政府に仕拂ふべき其他の仕拂金に對し計算せらるるものとす

毎年仕拂はるべき比例印紙税は本契約第十四條に約定したる報償仕拂と同時に利権者によりソヴイェト社會主義共和國聯邦國立銀行當該地方支店に納入するものとす

三九、契約原本はソヴイェト社會主義共和國聯邦人民委員會總務部に保存し利権者にはソヴイェト社會主義共和國聯邦人民委員會書記官の保證したる契約寫本を交付す

四〇、契約調印の日を以て本契約効力發生の日と定む

御名御璽

攝政名

大正十五年三月五日  
内閣總理大臣 若槻禮次郎  
商工大臣 片岡直温

勅令第九號

第一條 日本國及ソヴイェト社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約關係議定書(乙)に基く利権契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關しては本令に別段の定あるものを除くの外商法及付屬法令の規定を適用す

第二條 會社の發起人は株金第一回拂込前定款及事業 目論見書を具し商工大臣に會社設立の免許を申請すべし  
前項の免許の申請には株式申込證の謄本を添付すべし

第三條 株式は記名式とし帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人にして議決權の過半数か外國人若は外國法人に屬せざるものに非ざれば之を所有す

利権關係

北樺太利権に關する勅令及法律

朕帝國議會の協賛を経たる條約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に關する法律を裁可し茲に之を公布せしむ

御名御璽

大正十四年三月三十日  
内閣總理大臣 子爵 加藤 高明  
農商務大臣 高橋 是清  
外務大臣 男爵 幣原 喜重郎  
司法大臣 小川 平吉

法律第三十七號

條約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に付ては勅令を以て特別の規定を設け之に準據せしむる事を得

附則

本法施行期日は勅令を以て之を定む

御名御璽

大正十五年三月五日  
内閣總理大臣 若槻禮次郎  
商工大臣 片岡直温

第四條 定款變更、合併及解散の決議並重要財産の讓渡は商工大臣の認可を受くべし  
前項の重要財産の範圍は商工大臣之を指定す

第五條 會社は營業年度毎に事業計畫を定め收支豫算を添へ商工大臣の認可を受くべし  
事業計畫を變更せむるとき亦前項に同じ  
第一項の認可の申請は營業年度開始三ヶ月前に之を爲すべし但初營業年度に於ては會社の設立登記後二月以内に之を爲すべし

第六條 商工大臣は必要ありと認むるときは位置及深度を指定して試掘を命し其他事業計畫の變更を命することを得  
第七條 會社の採取したる石油に付ては政府は時價を標準とし優先して之を購入することを得  
第八條 會社の採取したる石油の購入に

朕大正十四年法律第三十七號條約に基く外國との利権契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に關する法律の施行期日に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名御璽

大正十五年三月五日  
内閣總理大臣 若槻禮次郎  
外務大臣 幣原 喜重郎  
司法大臣 江 木 翼  
商工大臣 片岡直温

勅令第八號

大正十四年法律第三十七號は大正十五年三月十日より之を施行す

朕日本國及ソヴイェト社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約關係議定書乙に基く利権契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名御璽

大正十五年三月五日  
内閣總理大臣 若槻禮次郎  
商工大臣 片岡直温

第九條 政府の北樺太に於ける財産を會社に對して讓渡する場合に於ては其の代價は會社の設立登記後四年目以後に於て其配當し得べき利益金額か拂込資本金額に對し一年百分の十の割合を起過したる年の翌年より起算し十年以内に於て之を年賦償還せしむる事を得  
第十條 會社は商工大臣の認可を受くるに非ざれば利益金の處分することを不得

第十一條 每營業年度に於て配當し得べき利益金額か拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合を起過するときは會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし但し當該營業年度を除き其の前三年に包含せらるる營業年度に於ける配當し得べき利益金額(該利益金額中政府に納付したる金額あるときは之を控除す)を推算し拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合に達せざるときは其の不足額を當該營業年度に於ける配當し得べき利益金額より控除し其



の殘額か拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合を超過する場合に限り會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし

第十二條 會社は定時總會開會前に財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、收支決算書及株主名簿を商工大臣に提出すべし

第十三條 商工大臣は必要ありと認むるときは會社の業務若は財産の狀況の報告を命し又は官吏をして之を檢査せしむることを得

第十四條 商工大臣は會社の業務に關し監督上必要な命令を發することを得

第十五條 商工大臣は會社の決議、法令若は定款に違反し又は公益を害すと認めたるときは其の友議を取消すことを得、商工大臣は取締役の行爲法令若は定款に違反し若は公益を害すと認めたる時又は取締役商工大臣の命したる事項を執行せざるときは之を解任することを得

第十六條 第五條、第六條、第九條、及

第十條の規定は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする會社に關しては之を適用せず

附則

本令は大正十五年三月十日より之を施行す

補遺

對露勞働團體契約賃銀要項

(北樺太礦業會社とソヴェト勞働組合同との間に締結の團體契約中の一項)

(一) 遂行せらるる勞務に應じ會社は本契約附録勞務及職務の細別に從ひ勞務者を該當賃銀等級に配置す附録細別に記載なき熟練及職業の賃銀級への配置は組合と會社と豫め協定してのみ之を行ふことを得

(二) 熟練勞働者及從業員にして一時的に自己の専門に屬せざる他の勞務を遂行する時は該時間に對し其本來の又は一時的勞務の等級の中高級に從ひ賃銀の支拂を受くるものとす

(三) 坑外組合の勞働者を地下勞務に従事せしむる場合には該勞務遂行の時間に對しては本契約に地下勞務に付規定されたる勞働時間に基づき支拂をなす

(四) 勞働者及從業員の他勞務者の移動は一九三〇年四月十日付ソ聯邦勞働人民委員會規定第一四九號(他作業への移動)に基き之を行ふ前掲規定に基き勞務者が他勞務に移動を拒絶する場合退職手當を支給せざるべからざる時は會社は勞務法第四十七條イ)及ロ)項による被解雇者に付本契約第十四條ハ)項に定めたる額の退職手當を支給す

(五) 一、日給又は出來高の支拂を受くる勞働者及其他の勞務者の普通勞働日の一級賃銀率を一留十七哥と定む。他の等級の賃銀率は左記賃銀率によりて之を定む(左表賃銀單位はルーブル)

3	2	1	級等
1.58	1.34	1.27	銀賃
6	5	4	級等
2.22	1.99	1.70	銀賃
9	8	7	級等
3.04	2.75	2.46	銀賃
12	11	10	級等
4.09	3.68	3.39	銀賃

交通郵便電聯絡關係

歐亞運輸聯絡協定

一、國際的鐵道聯絡の三系統

我國に於ける外國鐵道との聯絡系統は(第一)滿鐵及び西伯利鐵道を通じて歐洲に到る聯絡、(第二)滿鐵及北寧線を通じての日支聯絡、(第三)日本より太平洋の汽船を介する米國鐵道との聯絡の三系統であるが、西伯利經由の聯絡は、歐洲と亞細亞、即ち歐亞の運輸聯絡と、その歐亞聯絡の一部を形成する日本と滿洲、即ち日滿聯絡との二つに分たれてゐる。

我國は明治四十年六月日滿聯絡に就て交渉を開始し、同四十二年三月日滿旅客聯絡の協定を結んで茲に我が國際聯絡運輸の端を啓き、大正二年には汎く歐洲諸國の鐵道と聯絡するに至つた。

交通郵便電聯絡關係

米亞聯絡に關しては大正七年四月、日米兩國の鐵道と太平洋の汽船會社の各代表者が參集して協議を進めしも終に成らず、其後大正十五年更に會議を開いたが又復た不調に了り、今尙ほ實現さるゝに至らない。

支那との聯絡は所謂日・中聯絡である大正二年春我が鐵道と支那國有鐵道北寧線との間に旅客聯絡の協定成立し、同年十月實施されてより以來、大正十五年までに十四回の會議を重ねて逐次其範圍を擴め、其後支那動亂のため中絶せる同會議を支那側の希望により、昭和六年第五回會議開催の運びとなり、頻繁に交渉は續けられてゐるが、普通旅客に對する直通切符の販賣と、手小荷物の聯絡輸送を行ふに止まつてゐる。

右第一系統に屬する歐亞聯絡は、漸次完成に近きつつあつたが、歐洲大戰勃發のため根本より破壊され、更にその後日露國交の斷絶は當分復舊の希望を放擲するの餘餘なきに至らしめた。

二、歐亞旅客聯絡運輸の復舊と第一回莫斯科會議

會議

大正十四年一月の日露國交回復は、當然歐亞聯絡復舊の機運を醸成し、同年十月、日・中・露聯絡會議は莫斯科に開催され、日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿洲鐵道會社、大阪商船會社、ソヴェト鐵道及支那國有鐵道の各代表者參加して約定、運輸規則に關しては略ぼ協定を見たが、直通運輸問題に對する日露間の意見一致するに至らず、終に十一月廿四日決裂に了つた。

乍去、同會議の直後に於て、歐亞聯絡運輸會議を莫斯科に開催することは、各協定參加國間に於ける取極めであつた。其故に當時「ラトヴィヤ」「リトワニヤ」「エストニヤ」、獨逸、佛蘭西及波蘭の各鐵道代表者は、既に莫斯科に到着して開會の準備を整へてゐるが、縦し日・中・露



會議が決裂に了つても、豫定の會議を開かうといふのが彼等の希望であつた。是に於て日本側代表者は、本協定の實施は東支鐵道の參加するまで保留することを條件として同會議に參加するに決し、茲に歐亞聯絡運輸第一回會議は十二月七日開催され左の事項を決議した。出席者は日本、「ソヴェート」、「ラトヴィヤ」、「エストニア」、「リトワニヤ」獨逸、佛蘭西、波蘭等八箇國の關係運輸機關代表者三十餘名であつた。

(1) 參加運輸機關前記八箇國の關係運輸機關とす。

(2) 經路(極東)に於ては(1)浦鹽、ハバロフクス、經由、(2)浦鹽、哈爾濱經由、(3)哈爾濱、釜山經由、(4)哈爾濱、大連經由とし、「莫斯科以西」に於ては總て「リガ」經由とす。

「ワルソー」經由は「ソヴェート」波蘭間の國境驛に必要な技術上の設備なき故當分設けない。

(3) 聯絡列車ハ八輛三十二軸の直通國際列車を運轉する。

取扱はしむ。

(11) 開始の期日ハ昭和二年五月十五日。

十一月十八日議事録に署名した各關係運輸機關は爾來極力その準備を怠りたが何分にも創設同様のこととて延期を重ね何時實施さるか豫測し難き有様だったので、我國はソヴェート鐵道に督促した結果、申來れる所の「ソヴェート」、「エストニア」及「ラトヴィヤ」鐵道の聯絡取扱驛たる左記十一箇所の驛着に限りて、先づ乗車券の發賣を開始することにした。豫定より遅るゝと二箇月餘、昭和二年八月一日であつた。

◇聯絡取扱◇

- (1) ハバロフスク、(2) プラゴエシチエンスク、(3) チタ、(4) イルクーツク、(5) オムスク、(6) スウエルドロフスク、(7) 莫斯科、(8) レニングラード、(9) ハリコフ、(10) ターリン、(11) リガ

四、第三回リガ會議

斯く第二回會議の結果は不充分に了つたが、昭和二年十月から十一月にかけてリガに開催された第三回會議は、前回會

交通郵電聯絡關係

(4) 諸規則(イ)運輸機關間の關係を定むるため約定を締結し(ロ)運轉機關對旅客の關係を定むるためベルン協約を適用して運送規則とし、その細則として貨率規則を作り(ハ)關係運輸機關間の計算手續を定むるため計算規則を作ること。

其他乗車券の様式、運賃表示及計算に使用する貨幣、手荷物運送等の問題を審議して十二月十六日閉會した。但し此の第一回會議は單に協定を成立せしめたのみで、其實施に就ては第二回會議迄に方法を研究することとしたのであつた。

三、第二回伯林會議

歐亞聯絡第二回會議は大正十五年十月伯林に開かれて、莫府第一回會議の協定を補足完成し、その實施に就て審議を重ね、大體左の如く決定した。

(1) 參加運輸機關の擴張ハ第一回會議に於ける八箇國の機關以外に、東支鐵道支那、白耳義、伊太利、埃地利、「チエツコスロヴァキヤ」の五箇國の鐵道參加を承認し、尙ほ「ワルソー」經路を追

議事項を改に改訂補足して愈々昭和三年五月十五日を以て實施するに決し、「西伯利經由歐亞旅客及手荷物聯絡運輸」なる名稱の上に、聯絡運輸は漸く實現さることとなつた。

◇參加機關◇

- (1) 日本鐵道省(東京)、(2) 朝鮮總督府鐵道局(京城)、(3) 南滿洲鐵道株式會社(大連)、(4) 大阪商船株式會社(大阪)
- (5) 中華民國交通部(北京)、(6) 東支鐵道理事會(哈爾濱)、(7) ソヴェート社會主義共和國聯邦交通人民委員會(莫斯科)
- (8) ソヴェート國營商船部(莫斯科)、(9) エストニア國有鐵道局(ターリン)、(10) ラトヴィヤ國有鐵道局(リガ)、(11) リトワニヤ國有鐵道局(カウナス)、(12) 波蘭交通省(ワルソー)、(13) 獨逸國有鐵道會社(フランクフルト・オーデル)、(14) チエツコ・スロヴァキア鐵道省(ブラーグ)
- (15) 埃國聯邦國有鐵道總局(維納)、(16) 伊太利國有鐵道總局(羅馬)、(17) 白耳義鐵道會社(リエーヂュ)、(18) 白耳義國有鐵道會社(ブルツセル)、(19) 佛蘭西北

加す。

(2) 運輸規則の簡易化ハ前回に議定せる輸送及貨率規則が各九十餘箇條なりしを四十八箇條の一規則に簡約す。

(3) 乗車券の有効期間ハ歐洲側の要求により六十日とす。

(4) 携帶手荷物の制限ハ歐洲内多數の鐵道に於ては重量の制限があるのを、本聯絡では其制限を撤廢して座席の上下に收容し得るものは凡て携帶し得ることとした。

(5) 鐵道の責任ハ獨立責任とす。

(6) 犬及小荷物ハ取扱はず。

(7) 航路運送ハ敦賀浦鹽ハ大阪商船會社及ソヴェート國營商船部共に之に膺り門司、大連間は大阪商船のみ之に當る(8) 貨物聯絡輸送ハ暫く之を行はず、郵便物は西伯利急行列車に特に郵便車を準備する。

(9) 運賃料金ハ公平を期するため第三國貨幣たる米拂を以て表示する。

(10) 聯絡事務ハ莫斯科の交通人民委員會内に聯絡運輸事務管理局を設けて之を

鐵道會社(巴里)

◇聯絡運輸取扱驛◇

- 【日本側】ハ東京、横濱、名古屋、京都、大阪、三ノ宮、神戸、下ノ關、門司、長崎
- 【ソヴェート側】ハハバロフスク、プラゴエシチエンスク、チタ、イルクルーツク、オムスク、スウエルドロフスク、莫斯科、レニングラード、ハリコフ
- 【エストニア側】ハターリン
- 【ラトヴィヤ側】ハリガ
- 【リトワニヤ側】ハカウナス
- 【波蘭側】ハワルソー、ロツツ、ストルプツ、ホイニツ、チエフ、ダンチツ
- 【獨逸側】ハ伯林、漢堡、アルトナ、ケルン
- 【白耳義側】ハブルツセル、リエーヂュ、オスタンド
- 【佛蘭西側】ハ巴里、カレ
- 【チエツコ側】ハブラーグ、カルスバード、マリーンバード
- 【埃地太利側】ハ維納



【伊太利側】|| 羅馬、ゼノア、ミラノ、ヴェニス

◇聯絡経路◇

【極東方面】|| △釜山—哈爾濱—滿洲里△大連—哈爾濱—滿洲里△敦賀—浦潮—ハバロフスク—チタ

【歐洲方面】|| △「モスクワ」—「ワルゾー」—「モスクワ」—「リガ」

◇乗車券◇

乗車券は一、二、三等の片道券を發賣し、ソヴェト鐵道に於ては一等は優良軟床車、二等は通常軟床車、三等は硬床車と稱する板張りになつてゐる。乗車券は冊子形で發賣運輸機關の檢印が押してある。乗車券の通用期間は六十日、途中下車回数は各國それ〴〵異なるも、日本側とソヴェト側には其制限が無い。又た大連、哈爾濱の乗車券を以て旅行する者が、三ノ宮、神戸と下關又は門司との間を經由する場合に於ては、日本國有鐵道又は大阪商船會社汽船の何れによるも差支は無い。

◇手荷物◇

手荷物の携帯に便なるものは無賃で車内に持込むことが出来るが、税關、入市税廳、收税廳、警察署、其他の行政官廳の規定に牴觸することなく、又車内を毀損する憂なきものなるを要す。そして旅客は其占有する座席の上下の以外に其携帯手荷物を置くことは出来ぬ。勿論其保管は旅客の責任である。

尙ほ旅客自用の物品にして、旅行鞆、トランク、手提籠、手鞆、帽子函、其他之に類似の荷造を爲せるものは手荷物と見做し、更に左の物品は伊太利發着の場合を除き、旅客の必需品にして迅速且容易に手荷物車に積込み得るものに限り、手荷物として之が運送を受託する規定である。

(イ)病人用移動椅子及小車

(ロ)小兒車

(ハ)商品見本

(ニ)箱、匣又は其他の容器に收納せる携帶樂器類及樂譜臺

(ホ)芝居道具にして其内容、容積及重量上之を容易に手荷物車内に積込み得るもの

(ヘ)長さ四米突以下の測量機械及手工用具

(ト)自轉車、一人乘自動自轉車の附屬品全部を取外し且つ排栓附揮發油タンクを完全に空としたるもの、一人又は二人乗櫓、スキー、スケート用帆

五、第四回フライング會議

第四回歐亞聯絡會議は昭和三年十一月十三日チエツコスロヴァキヤの首府ブラーグに開催され、同月廿九日を以て終了した。出席運輸機關は前會議出席者に、萬國寢臺車會社、英國ロンドン・エンド・ノース・イースタン鐵道、同サザン鐵道、ジーラント汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭國有鐵道、瑞典國有鐵道及瑞典汽船會社の八機關を加へて合計廿七機關、重要決議事項十五、その内重なるものは英國、和蘭、瑞典、波蘭の運輸機關の加入と、更に昭和六年十一月まで終に實施の抄びとはならなかつたが、従來の決され來つ

た小荷物聯絡運輸協定の成立であつた。即ち和蘭鐵道の加入によりて獨逸より白耳義又は佛蘭西を經由せずして英國迄の直通聯絡が可能となり、瑞典、芬蘭の鐵道及瑞典汽船會社の加入によつて、スカンデナヴィヤ半島經由による聯絡運輸が出来るやうになつた。

◇主要可決事項◇

一、英國倫敦ノース・イースタン鐵道、サザン鐵道、ジーラント汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭及瑞典國有鐵道並に同國汽船會社の加入。

二、獨逸鐵道のミュンヘン、ライプツツヒ及エー・ラ・シャベル驛並にソヴェト鐵道のウエルフネウジンスク及ノウウオシビリスク驛を聯絡運輸驛として追加。

三、小荷物の聯絡運輸設定。

四、手荷物の保稅運送||通過國に於ては手荷物の税關検査を爲さるることに決定。

五、運賃拂戻規則の制定

(一)拂戻處理運輸機關|| (イ)原則とし

交通郵電聯絡關係

て乗車券の發賣又は手荷物の發送を爲したる機關、(ロ)拂戻が一運輸機關にのみ關係する場合は當該運輸機關、(ハ)旅行中止又は運輸中止の場合に當該中止區間の屬する運輸機關に於ても拂戻を處理することを得。

(2)拂戻額|| (旅客運賃)—既收運賃より既乘運賃に對する普通運賃を差引きたる殘額|| (手荷物運賃)—既收運賃より既運送區間に對する運賃を差引きたる殘額。

拂戻額よりは次の全額を控除す。即ち諸税金豫約座席料金、乗車券印刷費、乗車券發賣手数料、郵便料金及拂戻手数料(拂戻額の一〇パーセント、但し最高二弗最低〇、五〇弗)

六、極東側時刻表の制定

七、次回會議は千九百二十九年十一月十二日よりレニングラードに開催す。

六、第五回オデッサ會議

第五回歐亞聯絡會議は、豫定を變更して昭和五年四月二十八日より五月十八日に亘りソヴェト聯邦オデッサに開かれ

た。參加運輸機關は前回に我が北日本汽船株式會社を加へて總計二十八、提案二十二件、その内可決事項の重なるものは左の如くであつた。

一、北日本汽船株式會社は昭和四年四月一日以降大阪商船敦賀浦潮間航路を繼承經營し來つたが、運輸機關の新加入は會議に於て決定するに取極たる關係上、同航路の運送は從來大阪商船の名義にて行はれ來りしを今回の決議にて正式に參加することになつた。

二、小荷物聯絡運輸設定の件||に就ては第四回會議に我が鐵道省が提出し而かも西歐側鐵道中に賛意を表せざるものあり、其結果取敢ず波蘭以東の運輸機關に於てのみ之を設定することに決定された儘未だ實施の運に至らなかつたが、今回の會議に鐵道省は、全參加運輸機關に之を擴張すること及び荷主の金融の便を慮りて小荷物引換代金制度を設定すべき旨を提議し、又獨逸鐵道よりは新に全參加運輸機關間に小荷物聯絡運輸規則案を提出し、右獨逸案に



基き全參加運輸機關に小荷物聯絡運輸を設定することになった。

三、乗車券様式簡易化

乗車券印刷費(一冊約五十錢)節減の目的を以て従來の冊子式に代はるに綴込式となすべく第三回會議に際しソヴェト側から提案され、結局波蘭以東のみ採用することになつてゐたが、本會議に於て之が全般的採用の提案あり、左の如く決定した。

(イ)極東側及波蘭以西は依然冊子式に依る。

(ロ)波蘭以東、瑞典及芬蘭は綴込式。

(ハ)各運輸機關とも乗車券片の交換をせぬ。

四、波蘭「グデイニヤ」及「ボズナン」の兩驛を聯絡取扱驛に追加す。

尚ほ此種の問題は本會議以外に隨時書面にて處理し得ることにした。

五、新徑路追加

従來モスクワ、伯林間には、(1)ワルソー徑由(2)リガ徑由(3)ストックホルム徑由の三徑路があつたが、今回ワルソー徑由とリガ徑由

ブルグ・アメリカン・ライオン、カナダ太平洋汽船、「ダラー」汽船、「アメリカン・メール」汽船會社を追加す。

二、西伯利及スエズ經由旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

(1)本聯絡に於ては往路を西伯利經由復路をスエズ經由又は其反路による旅客の取扱を爲すものとす。

(2)適用規則は、西伯利經由は現行歐亞旅客運輸規則を、スエズ經由は汽船會社の地方的規則とす。

(3)參加運輸機關

(イ)「シベリヤ」往路に現在の歐亞聯絡參加運輸機關

(ロ)「スエズ」經由日本郵船、「ベニンシユラー・オリエント」汽船(英)、「メツサゼリー・マリチム」汽船(佛)、北獨ロイド汽船(獨)、「ダラー」汽船(米)

(4)本聯絡運輸より除外し得べき區間西歐諸國又は極東を巡遊する旅客の便宜を圖り、歐洲側に於ては伯林と歐洲諸港間又極東側に於ては上海、奉天間又は上海、浦汐間(若は其一部區間)に

の中間を走るチルジツト、ダウガウピルス及インドラ徑由の新徑路を追加した。

六、航空旅客の手荷物運送に關する件

中歐に於ては航空旅客の手荷物を鐵道にて運送し居るを以て之を極東迄擴張せんとするものであるが、日本側は目下歐亞間の直通定期航空便なきこと及日本に於て地方的に此種の取扱なきことを理由とし、其採用不可なるを主張せるため結局日本側を除き可決された

七、旅客案内業者に本聯絡乗車券發賣手数料交付の件

豫て國際鐵道聯合會に於て各運輸機關とも相當の發賣手数料を交付することに勸告的決議をなし、各鐵道共に地方的には三乃至五分の發賣手数料を交付して居るが、本件は本聯絡運輸の發展にも重大關係あるが故に各機關共に賛成し手数料は別に考慮することゝなつた。

八、團體旅客輸送手續設定

日滿聯絡運輸の場合に於ける振合により十人以上の團體旅客に對して相當の割合せんと對しては、本聯絡より除外し別途乗車券を購求せしむ。

(5)運賃は普通運賃とし「シベリヤ」經由は金弗貨、「スエズ」經由は磅貨を以て表示す。

(6)乗車券は、西伯利經由は一、二等「スエズ」經由の汽船は右と相當の等級とし鐵道及汽船會社に於て發賣す、適用期間は一箇年とし様式は綴込式とす

(7)鐵道と汽船とは小兒の取扱を異にする爲十二年未滿の小兒は本聯絡旅客としては之が取扱をなさず。

(8)手荷物は本聯絡運輸に於ては直通運送の取扱をなさず「シベリヤ」經由と「スエズ」經由とは別箇に之が取扱を爲す。

三、西伯利及カナダ經由世界一周旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

(1)本聯絡運輸に於ては極東又は西歐を發し亞米利加(カナダを含む)及西伯利經由世界一周を爲す旅客の取扱を爲すものとす。

(2)適用規則(イ)シベリヤ經由は歐

するものである。従來二百五十人以上の團體に限り五分引をなし居るソウエト鐵道も、特に二十五人以上の場合には二分五分引をなすことゝなつた。其結果左の如し。

(1)日本側の運賃割引は原案即ち日滿聯絡同様とす。

(2)其他は二十五人以上の場合は二分五分引。

(3)乗車券は各員に一枚宛發行す。

七、第六回東京會議

第六回歐亞旅客手荷物聯絡運輸會議は、昭和六年六月十五日から同月二十九日に亘り東京鐵道本省内に開催され、諸外國より來朝參加せし者三十五名、之に日本側の出席者を合すれば總員七十名に達し、我が交通史上實に特筆大書すべき盛會であつた。決議事項三十三件、其内可決せられし主なるものは左の數項であつた。

一、本聯絡運輸に參加機關追加の件

東半球一周及世界一周旅客運輸設定に對しては、本聯絡より除外し別途乗車券を購求せしむ。

(5)運賃は普通運賃とし「シベリヤ」經由は金弗貨、「スエズ」經由は磅貨を以て表示す。

(6)乗車券は、西伯利經由は一、二等「スエズ」經由の汽船は右と相當の等級とし鐵道及汽船會社に於て發賣す、適用期間は一箇年とし様式は綴込式とす

(7)鐵道と汽船とは小兒の取扱を異にする爲十二年未滿の小兒は本聯絡旅客としては之が取扱をなさず。

(8)手荷物は本聯絡運輸に於ては直通運送の取扱をなさず「シベリヤ」經由と「スエズ」經由とは別箇に之が取扱を爲す。

三、西伯利及カナダ經由世界一周旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

(1)本聯絡運輸に於ては極東又は西歐を發し亞米利加(カナダを含む)及西伯利經由世界一周を爲す旅客の取扱を爲すものとす。

(2)適用規則(イ)シベリヤ經由は歐



に聯絡乗車券を新設せず乗車券引換證制度を採用し、之と引換に西伯利經路に於ては歐亞聯絡乗車券を、又亞米利加經路に於ては夫々地方的乗車券を發行す。

(7)鐵道と汽船とは小兒の取扱を異にする爲十二年未滿の小兒は聯絡旅客として之が取扱を爲さず。

(8)手荷物は本聯絡運輸に於ては直通運送取扱を爲さず、西伯利經路と亞米利加經路とは格別に取扱を爲す。

四、釜山經由及大連經由の旅客運賃を問題とする件

二經路共通乗車券を發行し運賃は釜山經由のものに依る、旅客が大連經由にて旅行する場合は汽船内に於て運賃差額の追徴又は拂戻を爲す。

五、乗車券代賣業者に手数料交付に關する件、日本側、中東鐵道及ソヴェト鐵道は五分、リトワニヤ及ラトヴィヤ佛、白、チエツコ及波蘭鐵道は三分の手數料を交付することに決定、其他の運輸機關に對しては相當手数料の交付

聯絡會議が一九三四年に開催、且一九三五年は歐亞聯絡の十週年に當るを以て一九三五年春ワルソーで開催すること。

一、歐亞小荷物聯絡運輸の取扱を英國、佛國其他に擴張の件(日本鐵道省提出)

一、歐亞聯絡小荷物取扱驛に静岡、福井及金澤を追加する件(日本鐵道省提出)

一、小荷物運送施設改善の件(我鐵道省提出) 西歐發小荷物の延着防止小荷物證書様式の改正其他に關するもので、延着はソヴェト聯邦の通關書類の不備に基くもの多きを以て之が完備方につき特に荷主に注意すること。

一、歐亞聯絡旅客運賃低減に關する件(中東鐵路提出)

一、歐亞小荷物運賃低減に關する件(中東鐵路提出)

(附)本會議と同時にツリリスト業者會議開催せられ、次の決議を爲した。

(シヤパンツリリスト・ビュローは山田國際課長が之を代表して出席した)

一、歐亞聯絡會議と同時及同場所に於て

を爲す様に要請す。

六、小荷物聯絡運輸の實施促進に關する件、本年九月一日より實施のことに決定(實際日十一月十五日に實施せられたり、別項参照)

七、次回會議の場所

明年伊太利國ナポリに開催に決定す。

八、手荷物運賃中にモスクワ市通過の小運送料を包含せしむる件

取扱の簡便を期し運賃中に包含せしむることに決定す。

八、歐亞聯絡運輸設定の

効果と現行諸規則の概要

歐亞聯絡運輸の設定實施によつて所要

區 間

伯林—東京

(イ)ワルソガハバロフスク、浦汐經由

伯林—浦汐港間

浦汐—東京間

(ロ)ワルソガハバロフスク、浦汐經由

旅客運賃 (金弗)

年荷物運賃 (金弗)十疋 又は其未滿

一等	一七三・五	一六四・五	一〇九・五	七〇・五
二等	一三三・三	一二四・三	九・四	〇・七
三等	一〇六・六	一八・七	一八・九	七・四

議の結果實現した小荷物の聯絡輸送である。今一例として釜山、哈爾濱、ワルソー經由の時間を計算して見ると、概略左の通りである。

▲東京—莫府間—十一日十八時五十五分

▲東京—伯林間—十三日二十時五分。

▲東京—巴里間—十四日十八時三十一分

▲東京—倫敦間—十五日四時十五分。

▲東京—維納間—十三日十七時四十分。

▲東京—羅馬間—十五日十八時〇分。

更に旅客及手荷物運賃の一例を擧ぐれば左の如く輕減されてゐる。

旅客運賃 (金弗)

年荷物運賃 (金弗)十疋 又は其未滿

一等	一七三・五	一六四・五	一〇九・五	七〇・五
二等	一三三・三	一二四・三	九・四	〇・七
三等	一〇六・六	一八・七	一八・九	七・四
伯林—東京間	一七〇・七	一五九・六	九〇・〇	七・二
浦港—東京間	三三・三	三・六	九・四五	〇・三



▲合計……………	二〇四・〇六	一八〇・九三	一〇八・八五	七・四
(ハ)ワルソ大連經由				
伯林—新東京間	一五五・五	一三六・〇	九〇・九	六・七
新東京—東京間	四〇・二	三三・四	一八・六	〇・六
▲合計……………	二〇九・七	一七〇・四	一〇九・六	七・三
(ニ)ワルソ大連經由				
伯林—新東京間	一五五・五	一三六・〇	九〇・九	六・七
新東京—東京間	五七・六	三三・四	一八・六	〇・六
▲合計……………	二一三・一	一七四・四	一〇九・二	七・三

其一、旅客運送規則の概要 乗車船券は片道のみを發賣し、伯林以遠の取扱に對しては、ワルソ一經由、チルデツト經由及びリガ經由の三經由に共通の乗車券を發行す。又た倫敦に對しては前項の三經由の外にフォック・ファン・ホランド經由及フリツシンヘン經由の二經由に共通の乗車券を發行す。而して乗車券の等級左の如し。

▲一等以下關、門司間に於ては三等に、ソヴェート國有鐵道に於ては優良軟床車又は通常軟床車に乘車するものとす ▲二等以下關、門司に於ては三等に、ソ

ヴェート國有鐵道に於ては通常軟床車又は優良軟床車に乘車するものとす ▲三等以下フォック・ファン・ホランド又はフリツシンヘンと倫敦間は二等としソヴェート國有鐵道にては硬床車に乘車するものとす 乗車券の通用期間は發行の日共六十日とし、左の場合に於ては無効とす。

(1)表紙及必要なる巻片を具備せざる時 (2)表面記載事項を塗抹改竄したる時 (3)大人が小兒乗車券を使用したる時 (4)發行運送機關の捺印なき時

(5)發行年月日の記載なき時 (6)其他乗車券の不正使用を爲したる時 (7)下車の證明其他の手續を要する場合に於て其證明を受けざるか又は其他の手續を爲さざる時は下車驛の屬する區間に對する券片の前途は無効とす 無賃及割引 四歳以下の小兒は別に座席を使用せざる場合は無賃とし、五歳以上十歳の小兒と、四歳以下の小兒にして座席を使用するものは、ソヴェート鐵道では大人運賃の四分の一、其他の鐵道では二分の一割引される。

又、團體割引は左の割合による。但し日本國有鐵道、朝鮮總督府鐵道及滿鐵線内に於ては、二十人以上五十人未満の團體に就て一人を、五十一人以上の團體にありては五十人毎に一人を、監督者として無賃にて(鮮鐵、滿鐵線内に限り急行券料金共)乗車せしむ。但し五人を以て限度とす。 旅客は左に掲ぐる物品を車船室内に持

込むことを得ず。

(一)税關、警察其他に關する法令に依り禁止せらるゝ物品、(二)充填せる銃、爆發物其他の危險品、(三)車船室を毀損する虞ある物品、(四)他の旅客に迷惑を及ぼす如き物品、(五)携帶に不便にして旅客の占有する座席の上下に收容し得ざる物品、(六)金及銀の地金、白金、貨幣、重要書類、寶玉石其他の貴重品、繪畫、彫像、青銅製品の如き美術品及骨董品。

其二、歐亞小荷物聯絡運輸 (一)荷物車に依り運搬し得る物品は之を小荷物として規定驛港間の運送を受託する。而して小荷物として受託せざるもの左の如し (イ)參加國の一に於て其運送を郵便の專管とする物品、(ロ)參加國の一に於て其運送が法令に依り禁ぜられたる物又は公の秩序に反する物、(ハ)一個の重量百斤を超える物品、(ニ)生動物、(ホ)腐敗し易き物品、(ヘ)爆發し易き物品即ち、

爆發藥又は發射藥、彈藥、導火線及煙火、壓搾瓦斯、液化瓦斯、又は壓力を加へて溶解したる瓦斯、水に接觸して爆發し又

は發火を誘引する瓦斯の如き爆發物(ト) 自然に發火し易き物品、可燃性液體(チ) 腐敗性物品、嫌忌物品、惡臭を發する物品、(リ)死體。

(2)運賃、代金引換其他運賃は全區間を通じ金弗貨を以て表示す。小荷物は附屬書第一號様式に定むる様式の小荷物證書を以て運送す。荷送人は荷物に對し(イ)託送取消、(ロ)他の荷受人に荷物を引渡すこと、(ハ)發驛に荷物を送還することの請求を爲す權利を有し、尙ほ代金引換規則により、運賃表記載の驛港間に於て、荷送人は、發地に於ける荷物の價格の範圍内に於て、最高一口金五百弗最低十弗の代金引換の取扱を請求し得るものとす。

### 歐亞聯絡貨物運輸 協定

#### 一、第一回莫斯科會議

西伯利經由歐亞聯絡貨物運輸の開始は

一般が多年要望したところであつた。昭和五年歐亞聯絡旅客運輸會議終了の直後その第一回會議は五月二十日から莫斯科に開催され、六月一日本會議を了つて更に六月十四日より同月三十日に亘り、伯林に細目協定委員會を開いて施行細目を協定した。但しその實施は昭和六年十一月十五日、即ち小荷物輸送と同時に開始されたのであつた。

イ、聯絡運輸規定

(イ)參加機關 本聯絡の參加機關は左の如し。

一、獨逸國有鐵道會社(ケーニヒベルグ鐵道管理局(東プロシヤ))

二、リトワニヤ國有鐵道管理局 在カウナス

三、ラトヴィヤ國有鐵道管理局 在リガ

四、エストニア國有鐵道管理局 在タリン

五、ソヴェート聯邦交通人民委員會 在莫斯科

六、ソヴェート國營商船部(在モスク



- ワ、ビアトニツカヤ街三七) 同總代理部、在漢堡、モーレンホフ
- 七、中東鐵道管理局 在哈爾濱
- 八、南滿洲鐵道株式會社(大連汽船會社を含む) 在大連
- 九、朝鮮總督府鐵道局 在京城
- 一〇、北日本汽船株式會社 在東京
- 一一、大阪商船株式會社 在大阪
- 一二、日本鐵道省 在東京

(ロ)事務管理其他  
事務管理者の任期は五年とし會議に於て選任す。會議は少くとも毎年一回之を招集し、其の時及場所は前回會議に於て之を定む。必要の場合には事務管理者に於て臨時會議を招集す。

口、貨物賃率規則

◇取扱驛港◇

- ▲獨逸國有鐵道會社||ケーニヒベルグ東驛
- ▲リトワニヤ國有鐵道||カウナス
- ▲ラトヴィヤ國有鐵道||リガ(クラスタ)|リエバヤ、ヴェントスピルス
- ▲エストニヤ國有鐵道||ターリン

- (四) 柞蠶絲、(五) 絹袖(柞蠶絲織物)及其の製品、(六) 壓縮せる羊毛、(七) 毛糸、(八) メリヤス以外の毛織物製品
- (九) 毛織物、(アル.パカを含む)、(十) 綿絲、(十一) 麻糸麻織物製品、(十二) 麻織物、(十三) 鈕、(十四) メリヤス製品(靴下、肌着の類)、(十五) 帽子(各種)、(十六) 茶(イ) 紅茶(ロ) 綠茶(十七) 珈琲、(十八) 砂糖(イ) 氷砂糖、(ロ) 角砂糖(ハ) 精製糖(ニ) 粉砂糖(十九) 葡萄酒類、(二十) 日本酒(四月一日より九月一日に至る期間に限る)、(二十一) 罐詰類(イ) 魚類(蟹を含む)(ロ) 果實類(ハ) 野菜類、(二十二) 醫療器械及其部分品、(二十三) 理化學用器械及其部分品、(二十四) 電氣機械器具及其部分品(硝子製及陶器製硝子類を除く)(二十五) 電氣用硝子類(イ) 硝子製(ロ) 陶器製、(二十六) 鐵及鋼製品(イ) 衡器液體、瓦斯、電流、氣流、溫度又は水力測定器、捺印器、穿孔器、瓦斯切斷熔接器(ロ) 製圖器及ペン(ハ) 針(ニ) 其他の鐵及鋼製品、(二十七) 鐵、鋼及其他

交通郵電聯絡關係

送委員會制定のベルン協約補則は之を鐵道及汽船の運送に適用するも左の制限超過の場合を除く。

- ▲新京及浦沙以西に於て有蓋貨車を以て運送する場合—△幅、一・七五米△高、一・九五米△長、二・七〇米△重量、三噸
- ▲朝鮮總督府鐵道、滿鐵及大連汽船—△長、五・五米△重量、三噸△容積八立方米
- ▲ソ聯國營商船部—△長、六・四米△重量、一・九噸△高、二・五米△幅、二・七米
- ▲北日本汽船會社、大阪商船會社—△長、九米△重量、一・五噸△容積、八立方米
- ▲下關、釜山間汽船及日本鐵道省—△長、四米△重量、三噸△容積、八立方米

◇取扱貨物品目◇

- (一) 生糸、絹糸、絹織物及其等の製品
- (二) 人造絹糸、同織物及其等の製品、(三) 絹(天然及人造)毛織物及び其の製品
- 入、(2) 其他の荷造のもの又は荷造せざるもの、(四十六) 寫真用紙、(四十七) 書籍及謄寫本、(四十八) 陶磁器(イ) 茶碗、皿、茶瓶其他の器物、(ロ) 特に記載したるものを除きたる陶磁器(ハ) 陶器製人形、(四十九) 玩具、(五十) 竹製品(五十一) 眞田、經木又は麥桿製品、(五十二) 銀器、(五十三) 木及紙を材料としたる漆器、(五十四) 洋傘、日傘及其等の部分品、(五十五) 漁網及漁具、(五十六) 釣具及其部分品、(五十七) 麻繩、(五十八) ゴム及彈性ゴム、(五十九) ゴム製品(六十) 毛皮及其製品、(六十一) 皮革、(イ) 手袋用エナメル革、モロッコ革、(ロ) 靴底用革、(六十二) 皮革製品、(六十三) 獸類の毛及剛毛(イ) 馬の尾及鬣(ロ) 有角獸及犛の毛(ハ) 精選したる剛毛(ニ) 特に明記せざる獸毛、(六十四) 海草製食料品(寒天)(六十五) 乾し又は燻したる魚(燻したる鮭を除く)、(六十六) 燻したる鮭、(六十七) 魚油(鯨油を含む)、(六十八) 家畜の脂肪、(六十九) 薄荷、(七十)

四四七

- ▲ソ聯國營商船部||門司、下關、大阪神戸、上海の各港
- ▲中東鐵道||哈爾濱
- ▲南滿鐵道||大連、奉天、安東
- ▲大連汽船||天津、青島、上海の各港
- ▲朝鮮鐵道||平壤、京城、釜山
- ▲北日本汽船||敦賀港
- ▲大阪商船||門司、神戸、大阪の各港
- ▲日本鐵道省||門司、湊川、梅田、梅小路、福井、金澤、名古屋、静岡、東横濱、沙留
- ▲航路運送取扱汽船會社
- △浦鹽、上海、門司、下關、神戸又は大阪間…ソヴェト國營商船部
- △浦沙、敦賀間…北日本汽船會社
- △釜山、下關間…日本鐵道省
- △大連と門司、神戸又は大阪間…大阪商船會社
- △大連と天津、青島又は上海間…大連汽船會社
- ◇運送拒絶物品◇
- 一九二四年十月二十三日締結のベルン貨物協約第一條乃至第五十六條及國際運

- の金屬製機械及其部分品、組立てたるもの又は組立てざるもの(農具を除く)
- (二十八) 文房具類(ペン及紙を除く)
- (二十九) 蓄音器及其部分品、レコード
- (三十) 時計及其部分品(金、プラチナ製のもの及寶石を鏤めたるものを除く)
- (三十一) アニリン染料及其他のタール染料(人造及有機染料)、(三十二) ワニス(漆)及エナメル塗料、(三十三) 塗料用粉土、(三十四) 沃度、(三十五) 除虫粉、(三十六) 醫藥(イ) 醫療用藥品(ロ) 賣藥(他に記載したるものを除く)、(三十七) ゼラチン、(三十八) 化粧石鹼
- (三十九) 白粉及化粧水、(四十) 他に記載せざる香料、(四十一) 鏡、(四十二) 板硝子、(四十三) 裝飾なき硝子器及其他の硝子製品、(四十四) カットグラス及其製品、(四十五) 紙類、(イ) ボール紙、各種の色刷紙、罫紙、紋紙(他の物質を被覆し又は塗布したるものを除く)、(1) 板締め、樽入又は箱入のもの(2) 其他の荷造のもの又は荷造せざるもの(ロ) パラフィン紙及羊皮紙(1) 箱



鐵及鋼製手道具、(七十一)リノリウム  
(七十二)亞麻仁油及麻實油、(七十三)  
樟腦、(七十四)寫真機、活動寫真機、  
ラヂオ器械及其等の器具(活動ファイル  
ムを除く)。

二、第二回東京會議

第二回歐亞貨物聯絡運輸會議は第六回  
旅客聯絡會議に引續いて、昭和六年七月  
一日から同月七日に亘りて東京に開かれ  
た。参加者は鐵道省、鮮鐵、滿鐵、大阪  
商船、北日本汽船、中東鐵道、ソヴェ  
ト國有鐵道、獨逸國有鐵道、リトワニヤ  
國有鐵道及ラトヴィヤ國有鐵道の十機關  
代表者で、波蘭國有鐵道代表は傍聽者と  
して會議に參列した。決議事項十八件、  
その内主なる可決事項は左の如くであ  
つた。

一、追加指圖の場合に提示すべき運送  
狀副狀通數に關する件。

指圖處分の場合は發着驛港共運送副  
狀の全通提示を本旨とするも、指圖  
驛者の選擇に依り一通にても之に應

(日本鐵道省提出)

(過去の實績に徴し延着事故防止其他  
取扱上二、三の改善を爲さむとするも  
の)

【可決】各運輸機關殊にソヴェト鐵道  
に於て延着防止に努むること、コンテ  
ナー使用の可決を研究すること及び  
運送會社が可成混載貨切として發送す  
る方法を請すること。尙ほ運送書類送  
付用特殊封筒使用及び本聯絡貨物特殊  
の符票貼付の件も可決。

一、浦鹽に於ける續送作業改善の件。

(北日本汽船提出)

(浦鹽驛従事員に貨物引繼の際の引取  
を迅速に行はしめんとするもの)

【可決】ソヴェト交通部に於て直ちに  
現場に嚴重指令濟なるが尙今後とも充  
分注意する事として諒解。

一、次回會議の日附及場所の件。(事務管  
理者提出)

次回旅客聯絡會議は一九三五年(昭和  
十年)なるが貨物聯絡運輸の場合は波  
蘭鐵道の參加中東鐵道の實施等重大問

交通郵電聯絡關係

ずることとし若し一通にて應じたる  
場合は、引渡及爾後の指圖は其の一  
通に限定す。

二、大阪商船の從價運賃撤廢に關する  
件。

大阪商船は從來絹織物、毛皮、銀器  
等の高價品は從價賃率に依ることゝ  
なり居たるも、之を重量賃率に改め  
た。

三、次回會議の日時及場所に關する件  
一九三二年ソ國チフリス市に開くこ  
と。但し其開催期は伊國ナポリ市に  
開催せらるべき第七回旅客聯絡運輸  
會議の前後とす。

三、第三回カウナス會議

第三回歐亞貨物聯絡會議は昭和七年十  
二月一日より同月十七日に亘つてリトワ  
ニヤのカウナスに開催され我鐵道省は同  
省國際課長山田新十郎氏を代表に立て外  
隨員數名を參加せしめた。同會議に提出  
された議案は二十九問題に上り、それが  
討議決定されたる主要議題は左の通りで

題あるに鑑み一九三四年(昭和九年)夏

ソヴェトに於て開催の事に決定。尙  
ほ次回會議に波蘭其他の鐵道の招集に  
付ては事務管理者より各參加運輸機關  
に書面により交渉する事に決定。

一、鮭、鹽鮭を取扱品目に追加の件。

(日本鐵道省提出)

【可決】但し貸切扱(八疋以上)に限り小  
口のもの地方的運賃に依ること。尙  
ほ鹽鮭の外に日本よりの輸出品革筴及  
ゴム底、布靴を追加することに決定。

四、シベリヤ經由小

荷物及貨物取扱

注意事項

別掲にある如く、第七回シベリヤ經由  
歐亞旅客手小荷物聯絡會議並に第三回歐  
亞貨物聯絡會議に依つて種々なる議案が  
討議決定されたが、我鐵道省は前記二つ  
のシベリヤ經由歐亞聯絡運輸に依る小荷  
物及貨物の取扱に關し左記の如き注意事  
項を發表した。

ある。

一、中東鐵道(一九三三年六月一日から  
北滿鐵道と改稱さる)の本聯絡運輸實  
施の件(事務管理者提出)

(一)中東鐵道の減失貨物に對する賠償  
限度は一疋に付三・七六弗とするこ  
と、(二)B 經路(新京哈爾濱經由)貨物  
に對する關稅は荷送人に於て豫め之  
を寄託すべきことに條件を附して本  
聯絡運輸を實施せしめんとするもの  
本件に付ては日本側、中東及び獨逸  
鐵道間に議論紛糾長時間に亘り討議  
するところあつたが結局左の通り決  
定。

(一)損害賠償限度はベルリン協約に  
依ること決定

(二)本聯絡運輸實施に付ては滿洲通  
過保稅運送制度の未實現及中東鐵道  
の南部線對東部線の運賃問題(東部  
線は南部線に比し其の運賃法外に低  
率である)未解決の爲め次回會議迄  
保留  
一、運送取扱上の施設改善に關する件。

一、關係書類と現品との對照を勵行され  
たき事

(理由)往々にして現品と關係書類の記  
事と符合せざることあり折角敦賀に到  
着したるものが船積中止の已むなきに  
至り出帆當日荷主より電話ある等の實  
例もあり不便尠からず。

二、ソ聯邦通關用の繩掛を勵行する事。

(理由)本件については曩に本情報に  
て注意を喚起し置きたるも未だに徹底  
せざる憾あり是非繩掛ける様留意あ  
りたし、因に麻繩よりも綿ロープの方  
が適當なり(歌亞小荷物規則第八條、  
歐亞貨物規則第十四條參照)

三、強じんなる荷札を使用する事。

(理由)本聯絡運輸規則によれば必ず  
強じんなる荷札を使用する様規定せら  
れる居るに拘らず未だに薄弱なる荷札  
を使用し居る向あり且つ發驛より敦賀  
港に至るまでに既に脱落、紛失し居る  
例もあるに付き特に強じんなる荷札を  
使用する様留意ありたし

四、紙函包装を避けられたき事



(理由) 本聯絡荷物に紙函包装を爲すを外國側運輸機關が厭ひ居る事は既に本情報にて掲載し置きたるが尙往々にして斯の種包装を見受く今後斯かる包装のものを受託せざる様注意されたい

五、西伯利經由貨物 品目増加

西伯利鐵道經由歐亞貨物連絡運輸會議(參加國ドイツ、リトワニヤ、ラトキヤ、エストニヤ、支那、ソ聯、日本)決定の五月一日より實施される筈であつた貨物運賃率及取扱貨物品目追加は九月下旬より愈々實施される運びとなり、從來取扱品目七十七種を八十六種に増加、尙禁制品外のすべての貨物を取扱ふことに變更した事は注目に値する。追加品目左の如し。

三、自動車部分品  
四、陶 銃  
五、陶 土  
六、乾燥内臟物  
七、コルク製品  
八、動物皮 革  
九、鹽 鮭  
規定品運賃は任意に發着驛にて支拂、規定外貨物運賃着驛拂に決定、  
日滿歐亞聯絡寢臺券發賣規則改正  
七月三十日付、日滿、歐亞聯絡寢臺券發賣規則は左の如く改正された。  
一、從來寢臺料金は全部金弗貨建なりしところ今回ソゾイェト鐵道區間の寢臺料金は佛フラン貨建に改正せられたること従て佛フラン貨對邦貨の換算率を新に設定することとせり。  
二、從來寢臺の豫約發賣は釜山又は大連哈爾濱經由、ウラヂオストツク、哈爾濱經由及ウラヂオストツク、ハバロフスク經由の旅客に對し之を爲したるがウラヂオストツク、哈爾濱經由の場合中ウラヂオストツク、哈爾濱間に對しては列車の接續及寢臺料金の關係上又ウラヂオストツク、ハバロフスク經由の場合に對しては別途ジャパン、ツィリスト、ビュローに於て之が豫約を爲す關係上本規則に依る寢臺券の豫約發賣を廢止したること(本日附報ウラヂオストツク經由國際聯絡寢臺豫約に關する件参照)従て本規則に依る寢臺券の豫約發賣は釜山又は大連、哈爾濱經由の場合及ウラヂオストツク、哈爾濱經由の場合(但しウラヂオストツク、哈爾濱間の寢臺券を除く)に限ることとなれり。  
三、一等第一カテゴリー寢臺券及追加料金領收證の様式改正に伴ひ之が發行方に多少の改正を加へたること。

Table with columns: 區, 間, 單位, 第一カテゴリー, 第二カテゴリー, 等, 二, 等, 三, 級, 等

Table with columns: 浦鹽-ハバロフスク, 浦鹽-チタ, 浦鹽-イルクーツク, 浦鹽-ノウオシビルスク, 浦鹽-オムスク, 浦鹽-モスコイ, 浦鹽-ストルブツエ, 佛フラン, 佛フラン, 佛フラン, 佛フラン, 佛フラン, 佛フラン, 佛フラン, 佛フラン, 佛フラン, 佛フラン

昭和八年度滿洲里經由 旅客數

シベリヤ經由歐亞聯絡は滿洲里經由と浦鹽經由に依り行はれてゐるが、ツィリスト・ビュロー滿洲里出張所の調査によると昭和八年中滿洲里驛通過旅客員數左の如し

Table with columns: 國籍別, 員數, 日本, 滿洲里, ソ聯邦

交通郵電聯絡關係

Table with columns: 中國, 獨逸, 佛蘭, 波蘭, 英國, 希臘, 米國, 瑞西, 丁抹, チェッコ, 和蘭, 其他, 合計

Table with columns: 國籍別, 員數, 日本, 滿洲里, ソ聯邦, 中國, 獨逸, 英國, 佛蘭, 波蘭, 希臘, チェッコ, 瑞西



日露年鑑

和蘭	七
伊太利	五
丁抹	五
其他	三〇
合計	一、五二一

尙、昭和七年の同驛通過歐亞聯絡旅客は西行四百二名、東行六百十四名、計一千八百名で八年は一千三百七十六名多い。此の中、中國人、滿洲人、ソ聯人中にはシベリヤ地方との出入者あり歐亞聯絡旅客の取扱を受けてゐないものもある。

日ソ兩國外人旅券査證料

ソ聯旅行案内局インツォリスト日本支部發表同國在外領事館が徴收するソ聯邦入國又は通過査證料は各國人によつて區々に別れてゐるが、その主なるものは次の通りである。

日本	五留
英國	三七哥
白國	五留
洪牙利	一九留四七哥
希臘	二留二五哥

西班牙	五留
支那	五留
諾威	七留五〇哥
米國	一九留四七哥
土耳其	六留
瑞西	五留
波蘭	一〇留
獨逸	五留
亞爾然丁	四六哥
瑞典	一九留四七哥
和蘭	一〇留
伊太利	七留五〇哥
墨國	五留
波蘭	一九留四七哥
佛國	五留
芬蘭	五留
チエツコ	四留
駐露帝國領事館	五留
駐露外國人	三留八〇哥

右に對し本邦在外領事館が徴收する西伯利經由來朝する外人旅券査證料は左の通り。

昨年度本邦渡來露人數

ツォリスト・ビュロロ調査にかゝる昨年度本邦渡來外人數は二萬六千四百五十八人、そのうち露人は一千六十八人で前

米國	二〇留
墨國	三留
ソ聯	五留五〇哥
駐佛領事館	五〇法
駐英領事館	二五〇法
一般外國人	三七法
米國	七〇法
墨國	八馬克
一般外國人	四〇
米國	六
墨國	六
ソ聯	一一
駐英領事館	八志
一般外國人	二磅
米國	六志
墨國	六志
ソ聯	二志

年度の九百六十三人に比較して九十七人即ち約一割多い。これを月別並に港別に示せば左の如し。

一月	五一人
二月	六六
三月	五七
四月	五六
五月	三九
六月	八八
七月	二七三
八月	一一五
九月	一一八
十月	六六
十一月	六三
十二月	五八
横濱	四九人
門司	一四
長崎	二四六
大阪	二
神戸	三一八
神戶	二八一
敦賀	一五〇
合計	一、〇六〇

交通郵電聯絡關係

西伯利鐵道食堂値段改正

尙ほ今年一月中の渡來露人は六十八名で之を港別に示せば左の如し。  
横濱二、神戸二〇、下關三二、長崎一、敦賀二三、

ソ聯邦國營旅行案内會社インツォリスト日本支部は九月一日以降  
一、ネゴロエII滿洲里II浦鹽線  
二、バクIIシヤバトフカ線  
の兩線通過乗客に對する食券値段を左の如く改正發表した。

第一食堂車食券(上等)	四金留、或は五二佛法
一日三食分	七五哥、或は一〇同
朝食	二留、或は二六同
晝食	一留二五哥、或は一六同
夕食	第二食堂車食券(並等)
一日三食分	二留七五哥、或は三六佛法
朝食	五〇〇哥、或は七同
晝食	一留二五哥、或は一六同
夕食	留、或は一三同

歐亞連絡貨客往來數

昭和九年一月より八月末日に至る日本内地から、敦賀、浦潮斯德及下關、釜山經由歐亞連絡貨客數は鐵道省經理局調査によれば左の通りである。

一月	八	三、〇五	五
二月	五	一、八四	八五
三月	七	五、六六	七
四月	三	四、五九	一六
五月	三	四、四二	八五
六月	三	五、五三	三
七月	二	八、三〇	三
八月	二	一〇、七九	一六
合計	二九人	三、四三圓	五四七件

一月	一六、〇五	六、四四
二月	三、六〇	一、三九
三月	三、一〇	一〇、二九
四月	七、七〇	四、四七
五月	二、四〇	七、六三
六月	二、一五	六、八一
七月	一、三〇	一、二四
八月	一〇、九〇	三、九四
合計	四三	四三



(理由) 本聯絡荷物に紙函包装を爲すを外國側運輸機關が厭ひ居る事は既に本情報にて掲載し置きたるが尙往々にして斯の種包装を見受く今後斯かる包装のものを受託せざる様注意されたい

### 歐亞航空聯絡

#### 一、ソ聯邦方面

歐洲大戰によりて、一大躍進を促がされた航空事業は、戦後更に長足の進歩を遂げて交通運輸に革命を興へ、戦後十年ならざるに歐米主要國は概ね大都市間の定期航空線を完成し、歐亞航空聯絡も、日、ソ、支航空界の發展によつて既にその形體を備へてゐる。

ソ聯邦の極東方面に於ける既設航空路は左記三線にして、一九二九年春のモスクワ—イルクーツク間の航空路開設は、西伯利航空路形成の第一歩であつた。

(第一線) 「モスクワ」—「イルクーツク」—「ウイチム」—「ヤクーツク」(支那—ウイチム—「ボグダイホ」)

京に中國航空會社を設立し孫科を社長に任じ、中國航空條例十箇條を公布して航空事業經營の大方針を樹てた。同年孫科は米國航空會社と上海、漢口間、上海、北平、廣東間の郵便物航空輸送開始に就て契約を締結し、一九二九年十月二十一日先づ上海、漢口間の定期飛行を開始して相當の成績を収めてゐる。

支那當局の計畫によれば國內航空路設定の實施期間を五期に分ち廣東から北平に至る大横斷經路は第三期に含まれてゐた關係上、北支那方面の定期航空開始は前途遼遠と觀測されてゐたが、その後天津には資本金四百萬元、半官半民の航空會社計畫され、北平には昭和五年中既に北支那商業航空協會成立せるが如き、何れも北支那に於ける航空熱勃興を語らざるは無かつた。然るに昭和六年末滿洲事變の勃發は勢ひ之が進展を阻み、更に滿洲新國家の出現は、滿蒙と支那本土の關係に一大變化を齎らせし等の事情から當分露支聯絡航空路の實現は困難の状態となつた。

交通郵電聯絡關係

(第二線) 「ウエルフネウヂンスク」—「ウルガ」

(第三線) 「オハ」—「ニコライエフスク」—「ハバロフスク」—「北樺太」—「アレキサンドロフスク」

而して「ヤクーツク」及「ウエルフネウヂンスク」間及「ウルガ」北平間の新航空路設定により西伯利航空路は完成され、露支聯絡も實現さるゝ譯であるが、ソ聯邦側の一九三二年度に於ける定期航空計畫によれば昭和八年から愈々世界陸上最距離の航空路、白ロシア共和國のミンスク市と浦鹽斯德間が開設され歐露極東間の破天荒な大航空輸送が開始される。該航空路の中モスクワ—ハバロフスク間は十一月末は開通を見る豫定である而してミンスク—モスクワ間は來年度早々開通されることになつて居り此全航空路共夜間飛行の設備を有することになり、従つてモスクワ浦鹽斯德間の航空時間は著しく短縮せられ二晝夜半(急行列車は九晝夜)で到達することになる。然し現在のところまだ夜間飛行に要する設備がないのでモ

スクワ—ハバロフスク間飛行に三日半を要してゐる。而して右大航空路は左の支線に聯絡することになつてゐる。

#### △北部方面

- 一、イルクーツク—ヤクーツク間
- 二、イルクーツク—ホタイホ間 (五千軒)
- 三、クラスノヤルスク—ドウチンカ間
- 四、スウエルドロフスク—オブドルスク間

#### △南部方面

- 一、ウラン—バートル—ウエルフネ—ウチンスク—アルマ—アターノ—オ—シビルスク間

之によつて西歐は完全に極東と連絡されることとなつた。

因にウラジオとベトロパウロフスク(勘察加)間の聯絡三千五百軒の航空路開設準備は一九三三年五月末完成し、六月中旬第一回空輸が行はれた。

#### 二、支那方面

支那にありては一九二八年四月國防會議の決議により資本金一千萬元を以て南

### 入露案内

#### 一、旅券と査證

西伯利鐵道經由極東西歐間の交通は漸次改善され、歐亞聯絡運輸も昭和二年八月一日から復活し、歐亞間急行列車の連絡も圓滑となり、旅客は何第不安なく旅行し得るに至つた即ち之によれば内地より西歐主要都市まで所定日數十四五日一等賃金七百五十圓前後であつてスエズ經由及び亞米利加經由に比し費用に於ては左したる相違なきも、スエズ經由約四十日、亞米利加經由約三週間の日子を要するに比すれば、日數に於て可なりの節約であるばかりでなく、西伯利大陸の旅行も亦頗る興趣に富み、更に邦人にとりては隣邦を知るに暹すべからざる絶好の機會であらう。

旅券を得たら先づ駐日ソヴェト聯邦領事の査證を得ねばならぬ。査證は現在に於ては、通過は容易であるが入國には可なり嚴重な制限がある。手續としては本人又は代理者が領事館に出頭し旅券に

調書三通と脱帽半身の手札形寫眞三枚を添へて提出するのである。査證料約六圓若し入國とすれば更に莫斯科への照會電報料約十二圓を要する。査證の有効期間は最初の國境通過の日より入國は一箇月通過は十四日で一箇所に二十四時間以上滞在の場合は官憲に届出を要する。而して入國の場合に入國後直ちに滞在地に於ける執行委員會外國旅券課より居住券を貰受けねばならぬ。一般に各種届出手續の際は寫眞の添付を要することが多いから寫眞は十數枚携帯するが便利である。

#### 二、乗車券と寢臺豫約

歐亞聯絡乗車券の等級は一、二、三等片道乗車券のみで往復券は無い。通用期間は總て六十日で、十人以上の團體には相當の割引をする。又日本側の區間即ち新京又は浦鹽斯德迄の間だけを下級とする異級連絡乗車券、例へば東京新京間を二等としそれから先を一等とするが如きものも發賣する。途中下車は聯絡乗車券所有は内地滿鮮に於ては回數及場所制限なく、外國側に於ても各鐵道に依り多



少の差はあるが、大體地方旅客よりも有利な扱が認められてゐる。

一、ロ一各案内所で手配するが、東支及ソヴエート鐵道の寢臺券は乗車券購求前に豫約して置かねばならぬ。現在のところ北滿鐵道ソヴエート國有鐵道の各取扱驛及ストルプツエ、リガ迄は、先方に問合せないで寢臺券を發賣し得る便法があるから非常に簡便になつて來た。

尙外國の鐵道では、列車ボーイが旅客の乗車券や寢臺券を預つて置いて、車掌の檢札や官憲の旅券檢査を濟ませて呉れるのが普通である。言葉の關係上自分の乗車券其他を沒收されたのでは無いかといふ懸念が起るかも知れないが、決して斯る心配はないのである。例へば滿洲里發車後にボーイが來て乗車券を預り、莫斯科著前に返して呉れるが如きである。

三、手荷物

聯絡旅客は座席に持込み得る程度の手荷物は、其重量に制限なく持込むことが出来る。従て大型鞆の携帯は成る可く避けスートケース(曲尺二尺四、五寸程度のもの) 卷靴其他小型の手提鞆等を携帯する方が便利である。

歐亞聯絡運輸で手荷物として託送し得るのは普通の旅行用品で、旅行鞆、トラシク等に入れたものは勿論、伊太利發着の場合を除き、病人用移動椅子、小兒車商品見本、携帯樂器、興業用品、測量用品、自轉車(自動自轉車を含む)スキー、スケート用具等であつて、重量や容積に就ては具體的の制限は無い。唯容易に手荷物車に積込み得るものでなくてはならぬ。本聯絡運輸では無貨運送を全然認めて居ない。その代りに日本側では手荷物運賃の五割引をしてゐる。

西伯利鐵道に於ける急行列車には、優良軟床車、通常軟床車、硬床及食堂車が連結されてゐる。優良軟床車は元の萬國寢臺會社の車輛でコンパーメント式であつて他國の一等車に相當し照明保温装置其他の設備も完備してゐる。本車輛は更に

四、列車の運轉概況

莫斯科で寢換をする必要はなす。一週一回(西行浦鹽發火、莫斯科著木、東行莫斯科發土、浦鹽發火)急行列車の運轉がある。所要時間約九晝夜。本列車にも滿洲里發著列車同様リガ及ストルプツエ發著の直通車を連結してゐる。

五、食堂車

各主要線共急行列車には食堂車が連結されてゐる食料金は大略左の如くである。西伯利鐵道の食堂車では豫定は低廉であるが、一品料理は比較的高い尙ソヴエート内旅行には各種食料品、(菓子、パン、茶、砂糖、バター、果物)等を新京或は哈爾濱で豫め購入し携帯するのが好しい。

朝食 晝食 夕食  
鐵道省線(洋食) 四・七五 一・〇〇 一・〇〇  
(和食) 四・〇〇 一・〇〇 一・〇〇  
鮮滿各鐵道 一・〇〇 一・五〇 一・五〇  
北滿鐵道 一・三〇 一・三五 一・三五  
ソヴエート鐵道 一・八三 一・六四 一・〇〇

第一カテゴリー(一室二人詰)及第二カテゴリー(二室四人詰)に分れ、第一カテゴリーの方が設備も良く、料金も高い軟床車はコンパーメント式四人室で二等車に相當し、硬床車は座席が板張りで三等車に相當する。

寢臺は各種車輛に設備され、食堂車は約三十人も收容し得る大型のものである尙西伯利鐵道では發車合圖に鐘を鳴らす即ち一點鐘と二點鐘とがあつて、一點鐘は發車の約三分前、二點鐘と同時に發車となつてゐる。

聯絡列車の運轉概況は次の如くである  
一、東京—滿洲里  
(1)東京—新京間  
朝鮮經由に於ては毎日急行列車が運轉してゐる。所要時間三晝夜、大連經由に於ては門司、大連間汽船一週二回又は三回(約二晝夜)、大連、新京間には毎日急行列車の運轉があり、其所要時間十一時間半。

(2)新京—哈爾濱—滿洲里間  
毎日急行列車を運轉しワシントン、西歐諸國 一・五〇 一・〇〇 一・〇〇  
六、旅券檢査及手荷物稅關  
檢査  
旅券の檢査は各國々境驛で出入の都度行ふ例としてゐるが、單に列車内にて一應の檢査に止むるもの、或は係員に於て旅券を取纏め檢査登記に相當の時間を要するものあるなど國々とも多少其檢査振り異にしてゐる。

旅客自身の携帯せる手荷物は各國境驛(驛内檢査場又は列車内)で稅關檢査を受けなければならぬ。歐亞聯絡に依る託送手荷物にして日本發のものは通過國では禁制品收納の疑ある場合の外檢査をせず發著國だけで檢査をする事に近くなる筈であるが、目下のところは各國驛で旅客自身稅關檢査に立會はねばならぬ。唯だソヴエートだけは既に通過旅客の手荷物保稅運送の手續をしたものは檢査なしでも通る、豫め英露文等にて携帯品目錄を製作携行すれば檢査は比較的簡單に済むソヴエート入國の場合には無關稅にて携帯し得る物件數量に就て種々制限がある



が通過の場合はあまり制限されて居らぬ  
 寫眞機、タイプライター、ラヂオ機等も  
 一個だけなら差支ないが、撮影にはソヴ  
 エートでは官憲の許可を要する。又書籍  
 文書印刷物等に就ては、出露の場合一九  
 一七年以降ソヴェートに於て出版せられ  
 たるものに對し檢閲されることがある。

- 一、帽子 二個(毛皮帽子一個を含む)
- 一、靴 一足

- 一、衣服 二著(男女共)
- 一、下衣類六枚(男女共)
- 一、刻煙草五百瓦(或は卷煙草二百五十  
本又は葉卷五十本)

- 一、旅行に必要な限度の食料品
- 一、旅行者の需要量を超過せざる被服類  
頭飾、手拭、ハンケチ、枕、化粧品
- 一、成年者一人に付一フロント(約一〇九  
瓦)を超えざる金製白金製並に三フン  
ト以下の銀製品、専門家(醫師、美術家  
等)の職業用の手用器具及用品

七、貨 幣  
 東支鐵道線内では銀幣、ソヴェート圓

内では金本位チエルウォーネツ紙幣並補  
 助貨幣が使用されてゐる。銀幣は新京出  
 發前に少し兩替して置く方が好都合だ。

一チエルウォーネツは邦貨約十圓に相  
 當する。チエルウォーネツの十分の一の  
 一留紙幣の外、三留、五留、十留、三十  
 留、五十留、百留紙幣があり、其他一、  
 三、五哥の銅貨、一〇、一五、五〇哥の銀  
 貨も用ひられてゐる旅行中現金を携帯す  
 る種々不便なるを以て必要な旅費以外  
 は信用状或はトラベリスチエツク(旅  
 行小切手)等にて携帯するが便利である

殊にソヴェートに於てはソ貨の携入、  
 携出を許されぬから同國への入國又は通  
 過の旅行者は入國後又は國境に於て國立  
 銀行の公定によりソ貨を買入れなければ  
 ならぬ。(此場合は兩替證明書を呉れる  
 から出國迄紛失せぬ様にして置かねばな  
 らぬ)従てソ貨はソ國內の旅行に必要な  
 限度(單に通過の場合五、六十留莫斯  
 科一日滞在の場合七、八十留)を買入  
 れて置くのが便利である。若し出國の場  
 合ソ貨に殘額ある場合は、入國の場合の

兩替證明書に依り他國の貨幣に兩替して  
 呉れる

ソ國以外の外國貨幣は金額に制限なく  
 携入を許してゐるが、携出は國外より携  
 入したる事の證明あるものに限られてゐ  
 るから、國境通過の際税關に之を提出し  
 自己の旅券に登録證明を求め置く必要が  
 ある。

トラベリスチエツク(旅行小切手)は  
 圓貨磅貨弗貨共ツリスト・ビユーロー  
 で發行してゐる。又ソヴェート以外の國  
 に於ても小額の兩替には國境驛に兩替店  
 あり、容易に其國の貨幣に兩替すること  
 が出来る。尤も信用状小切手だと之を現  
 金にするのに餘裕のない場合があるから  
 英磅貨又は米弗貨を相當に準備して行け  
 ば、ホテル、食堂内等どこでも適當な率  
 で地方貨に換算して呉れる。

八、外國人の入露携帶品

通關規則  
 (左表以上は税關せらる)

品 名	男一人に付	女一人に付	二一、ネクタイ	二二、寝臺用敷布	二三、枕	二四、毛織カタ掛若しくは毛布	二五、暖下着及男子用スウェーター	二六、編みたる婦人用ジャケット及ズボン	二七、手袋	二八、男子婦人用防寒靴	二九、傘	三〇、ツエ	三一、婦人用革製手提袋	三二、手紙入	三三、刻煙草	三四、開かれたるオデコロン重量	三五、開かれたる香水重量一五〇瓦以上	三六、開かれたる化粧石鹼	三七、固形白粉五〇瓦以下若しくは粉白粉一五〇瓦以下	三八、開かれたる有様に	三九、ティ髪用具	
一、外用被服其中に防寒外套一着以上たらざること	四點	四點	二個	六個	三個	三個	六個	一個	三組	二足	二本	二本	一個	一個	一個	五〇本	一瓶	一瓶	一箱	一箱	一組	
二、頭飾物其中に毛皮帽子一個以上たらざること	四點	四點	二個	六個	三個	三個	六個	一個	三組	二足	二本	二本	一個	一個	一個	五〇本	一瓶	一瓶	一箱	一箱	一組	
三、手 暖	一	二個	二個	六個	三個	三個	六個	一個	三組	二足	二本	二本	一個	一個	一個	五〇本	一瓶	一瓶	一箱	一箱	一組	
四、毛皮肩掛	一	二個	二個	六個	三個	三個	六個	一個	三組	二足	二本	二本	一個	一個	一個	五〇本	一瓶	一瓶	一箱	一箱	一組	
五、履物及新底三組	六足	六足	二八、男子婦人用防寒靴	二九、傘	三〇、ツエ	三一、婦人用革製手提袋	三二、手紙入	三三、刻煙草	三四、開かれたるオデコロン重量	三五、開かれたる香水重量一五〇瓦以上	三六、開かれたる化粧石鹼	三七、固形白粉五〇瓦以下若しくは粉白粉一五〇瓦以下	三八、開かれたる有様に	三九、ティ髪用具								
六、家庭用スリッパ	二個	二個	三〇、ツエ	三一、婦人用革製手提袋	三二、手紙入	三三、刻煙草	三四、開かれたるオデコロン重量	三五、開かれたる香水重量一五〇瓦以上	三六、開かれたる化粧石鹼	三七、固形白粉五〇瓦以下若しくは粉白粉一五〇瓦以下	三八、開かれたる有様に	三九、ティ髪用具										
七、エリ巻若しくは肩掛	二個	二個	三四、開かれたるオデコロン重量	三五、開かれたる香水重量一五〇瓦以上	三六、開かれたる化粧石鹼	三七、固形白粉五〇瓦以下若しくは粉白粉一五〇瓦以下	三八、開かれたる有様に	三九、ティ髪用具														
八、男子用衣裳	四組	四組	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
九、婦人用衣裳	一	一	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
一〇、上用婦人ジャケット	一	一	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
一一、就寢用婦人ジャケット	一	一	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
一二、外用スカート	一	一	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
一三、下 着	一二組	一二組	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
一四、手 拭	一二組	一二組	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
一五、男子及婦人用靴下	一二足	一二足	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
一六、鼻カミ用ハンカチーフ	一八個	一八個	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
一七、瓦斯織等の頭部用ハンカチーフ	九個	九個	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
一八、男子用上シャツ	一八個	一八個	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
一九、カラー	一八個	一八個	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	
二〇、カフス	一二個	一二個	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	二五〇本	



九、時 差

- △支那沿岸時 (南滿洲、臺灣) 日本時より一時間 遅し (日本時の正午は支那沿岸時午前十一時)
- △哈爾濱時 (新京以北の北滿洲) 支那沿岸時より二 十六分早し (支那沿岸時の正午は哈爾濱時午後三時三十分)
- △東 歐 時 (ソヴェート、エストニア、芬蘭、土耳其、羅馬尼) 哈爾濱時より六 時三十四分遅し (哈爾濱の正午は東歐時 午前五時二十六分)
- △中 歐 時 (獨逸、丁抹、伊太利、ユーゴスラビヤ、リ トワニア、瑞典、挪威、波蘭、奧地利、チェ ツコ、スロバキヤ、匈牙利、瑞西、和蘭) 東歐時より一時間 (東歐時の正午は中歐時 の午前十一時)
- △西 歐 時 (白耳義、佛蘭西、英) 中歐時より一時間 (中歐時の正午は西歐時 の午前十一時)
- △夏期西歐時 (白耳義、佛蘭西、英吉利) 中歐時と同じ

川崎汽船・烏鐵直 通聯絡協定

日露國交恢復前栗林商船株式會社は正十三年六月、露國烏蘇里鐵道、栗林商船會社直通運送協定並に露國國營黑龍江汽船、栗林商船會社直通運送協定を締結し以て北滿及極東露國と日本及支那の間に於ける輸送貨物に對し、安全迅速と經費の低廉とを期し、併せて金融の圓滑を計

つて貿易發展上大に資する所があつたが大正十四年五月、川崎汽船株式會社之に代つて露國側と引續新協定を結び、今日に至つてゐる。その運輸系統及協定港左の如し

(1) 東支鐵道沿線(北滿)、烏蘇里鐵道沿線(沿海洲及黑龍州「ブラゴエンチエンスク」を含む「ウシユムン」に至る)より浦鹽斯德を經由して日本各港(太平洋洋岸、日本海、北海道)及支那各港に

栗林汽船會社の勸 察加航路

栗林汽船株式會社が大正十一年受命せしより以來引續き經營する航路にして、函館を起點として小樽經由ベトロバウロ

旅客定員

- |     |      |
|-----|------|
| 特別室 | 一二人  |
| 一等  | 一二人  |
| 二等  | 四四人  |
| 三等  | 二二二人 |
- 但し本船は客室設備其他をモダーンに大改装するので就航は五月末又は六月初となる。それまでは代船として嘉義丸を使用する。

D、運航時間

- 敦賀清津間往航四十一時間、復航四十時間
- 敦賀浦鹽線は昭和八年度より毎月三運航とし復航は浦鹽より雄基及清津に寄港せしむることとなつた。同航路就航船天草丸は四月より
- A、(往航)毎月六の日即ち六日、十六日、二十六日午後二時敦賀發翌々日正午浦鹽着
- B、(復航)毎月十の日即ち十日、二十日、三十日浦鹽發毎月一の日即ち十一日、二十一日、一日又は三十一日雄基及清津發(雄基發午前九時清津發午後七時)翌々日午後二時敦賀歸着

北日本汽船會社の敦 浦聯絡航路

北日本汽船が昭和三年より苦心經營を續けた敦賀北鮮直航線は昭和八年度より愈々遞信省の命令航路に指定される事になり昭和八年四月一日附指令が出た。近吉會線の全通する曉には滿洲國への新し

交通郵電聯絡關係

き近路を形成する本航路は日ならずして活動を促さるゝことになるだらう。同社の八年度の施設は差當り總噸數三千噸型貨客船一隻を充當左記の通り運航する。

A、航海回数及び寄港地  
(往航)雄基發(復航は羅津不寄港)清津敦賀行

B、出帆期日  
(往航)敦賀を毎月一の日即ち一日、十一日、二十一日、午後二時發、翌々日午前七時清津、午後二時三十分羅津、午後六時雄基着  
(復航)雄基及び清津を毎月六の日即ち六日、十六日、二十六日發、雄基發午前九時、清津發午後七時、翌々日午前十一時敦賀歸着

C、使用船  
高麗丸  
總噸 三〇二八噸  
最快速力 十六海里十七  
通常速力 十二海里



の事に變更された。從て復航北鮮よりは月六回一、六の日に船便がある譯である。

- 一、敦賀—浦鹽航路船客運賃
- 敦賀浦鹽相互間（一、二等は安くなた）

- 一等—四八圓、二等—三二圓、三等—一六圓

右の結果鐵道省は敦賀—浦鹽間歐亞聯絡國際列車は毎月五日運行時刻を左の通り改正した。

- 往 東京發—後九時二五分
- 敦賀着—前九時〇三分
- 復 敦賀發—後七時三〇分
- 東京着—前七時一五分

### 日ソ郵便關係

#### 一、對ソ通常郵便物關係

##### イ、規定關係

現今日露兩國間に交換する通常郵便物には一九二四年八月瑞典ストックホルム於て締結し、一九二五年十月一日より實

は同國が小包交換に關する約定を締結せる國に宛て又は之より發するものに限る。

- 一、重量、寸尺の制限—兩國間に交換する小包の重量制限は五キログラム、長さは一メートル二五、容積二百十六立方デシメートルとす。
- 一、價格表記金額の制限—小包は一千「フラン」（約四百圓）迄、之を價格表記と爲すことを得。
- 一、料金—小包の料金は本邦は萬國郵便聯合約定の規定に依る額「ソ」國はその約倍額とす、而して本邦の三郵政廳（日本、朝鮮、其他の日本屬地全體）は聯合其他の約定の例により各別の料金を徴收することを得。

- 一、航空小包—小包の原包装毀損し再包装を爲すに非ざれば爾後の發送不能なるときは再包装を爲したる郵政廳は五十「サンチム」（二十錢）迄の特別料金を名宛人又は差出人より徴收することを得。
- 一、閉囊に依る小包の繼越—海路に限り

交通郵便聯絡關係

施せる萬國郵便條約及同價格表記書狀箱物に關する約定に依り取扱はる。

#### ロ、郵便線路

郵便物の送達線路は左記三線路による尤も露國側は滿鮮經由線を利用せず、殆ど浦汐、敦賀線による。

（A）鮮滿經由線—此の線路は下關、釜山、哈爾濱、滿洲里經由に依る鐵道便にてチタ以遠の露國宛通常郵便物の全部を送達し一週三回の差立をなす。

（B）浦汐線—此の線路は敦賀浦汐間月三回の差立をなし極東露西亞たる沿海州黒龍州宛の郵便物を送達す。

（C）サガレン及カムチャツカ線—夏期中函館又は小樽發の船便による。又冬期中サガレン發着の郵便物は我權太廳郵便局と、サガレン露國郵便局との間に開設せる陸送便による。

#### 二、小包郵便關係

日露間の小包交換は大正十二年八月停止せられたのであるが、其後ソヴェート聯邦は萬國郵便聯合の小包約定に加盟し

繼越を引受く、右繼越小包の料金其他の條件は兩國郵政長官の協議を以て定む。

- 一、禁制—締約國は小包の包有品に關し制限を設けることを得。
- 一、業務の停止—締約國は非常の場合は一時業務の全部又は一部を停止し又は輸送の狀況に従ひ繼越小包の數量を制限することを得。
- 一、聯合の小包郵便約定の規定の適用—其他は大體聯合の小包約定の規定に従ふ。

一、約定の施行規則—小包の遞送方法其他約定の施行に必要な細目手續は兩國郵政長官間に協議の上施行規則に於て之を定む。

#### ロ、施行規則

昭和七年八月條約第六號日本帝國及「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する約定の施行規則に付き遞信省告示第千四百七十六號を以て左の如く發表した。

昭和七年八月四日

ないので、我遞信省では兩國間小包の直接交換及西伯利鐵道に依る歐洲方面行小包の送達を再開するため、同國と特別に小包郵便約定を締結すべく、大正十四年兩國の國交恢復と共にソヴェート側に對し交渉を開始した。然るにソヴェート側に於ては容易に之に應ずる色なく、爾來屢々交渉を重ねたるところ、昭和三年に至り漸く莫斯科に於て協議したき旨を申來つた。依りて我方よりも委員出席して同年十月第一回會議を開催し、其後引き続き折衝を重ね昭和六年十一月廿三日莫斯科で調印を了つた。而して同條約は昭和七年八月廿三日から効力を發生することになつた。その要領左の如し。

#### イ、條約の要項

一、約定の適用範圍—本條約は兩國間に直接交換する小包及閉囊にて繼越小包に適用す。

一、閉囊繼越小包の範圍—前項の閉囊にて繼越す小包の範圍は本邦は直接と間接とを問はず交換關係ある國に宛て又は之より發するものなるに反し「ソ」國

遞信大臣

南 弘

日本帝國及「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する約定の施行規則

#### 則

下に署名する者は昭和六年十一月二十三日即ち千九百三十一年十一月二十三日日本帝國及「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦間に締結したる小包郵便物交換に關する約定第九條に依り左の如く協定したり

一、當分の内小包郵便物の交換局は日本帝國に在りては敦賀、小樽、函館、豊原、又「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦に在りては「ウラジオオストツク」、「オハ」、「アレクサンドロフスク」、「サガレン」、「ペトロパウロフスク」、「カムチャツカ」とす。

#### 二、

當分の内小包郵便物の遞送は直接交換に於ても繼越に於ても露出の儘（行囊に納めず小包に）之を行ふべし繼越小包郵



便物に關する各類書の遞送も露出の儘にて之を行ふべし。

三、

小包郵便物には同一に作成したる送付書二通を添附す其一通は小包郵便物を受領したる吏員之を保存し他の一通は小包郵便物を送附したる吏員之を保存す。

右送付書には露出の儘にて遞送する小包郵便物を一括記入し之に關係小包目録の番號を附記す。

交換局に於て作成したる小包目録は送付書と共に之を受領吏員に交付すること

を要す。小包郵便物受領の爲出頭せる吏員は交付すべき小包郵便物なきときは正當に日附印を押し且署名したる無記入の送付書を交付することを要す。

四、

包有品に接觸し得る程度に包裝破損したる爲小包郵便物を受領すること能はざるときは吏員は送付書二通に小包郵便物を受領せざることに關し必要の註記を爲すことを要す該註記には受領せざること

日本帝國郵政廳の爲に

大使館參事官 天羽英二

三、日ソ間小包郵便交換局設定

兩國間に於ける小包の交換は交換局を経て行ひ差向き左の各四局である。

△日本側—敦賀、小樽、函館、豊原。

△ソ國側—浦鹽、オハ、アレキサンド

ロフスク、ペトロパウロフスク。

而してその連結系統は大體左の如し。

△北樺太方面—夏期は小樽、オハ間に

毎月約二回就航する北樺太石油會社

船により(小樽オハ間四日乃至七日)

冬期は樺太國境上に於て毎年豊原局

とアレキサンドロフスク局間に交換

せらるゝ通常郵便物の交通機關によ

る(豊原、ア港間約十三日)

△勘察加方面—結氷期を除き一年約七

回航行する栗林商船會社便により小

樽、ペトロパウロフスク局間に交換

す(約七日)

△其他ソ國各地方方面—毎週一回敦賀、

交通郵電聯絡關係

の事由を記載し受領吏員及小包郵便物を交付する吏員に於て署名することを要す

五、

通則として小包郵便物に對する料金は送狀に貼附する郵便切手に依り之を徴收す但し各締約郵政廳は事情已むを得ざるときは通貨に依る支拂を定むる權利を留保す

六、

締約國郵政廳は送狀の通知券に通信文を記載することを許さざる權能を有す

七、

一、直接交換又は繼越の小包郵便物に關する計算書は萬國郵便聯合の小包郵便物に關する約定の施行規則の規定に従ひ毎月之を作成す。

二、計算書には關係書類を添附し其の關係する月の經過後成るべく一月中に且遅くとも六週中に之を他方の締約國の郵政廳に送付することを要す該計算書は其の受領の日より起算し一月の期間内に之を審査の上返送することを要す。

三、締約國の作成し且承認したる月次計

浦鹽間を航行する北日本汽船會社便により敦賀、浦鹽兩局間に交換す。

ソ國發着の小包制限

ソヴェートは小包郵便により外國より輸入し得る物品の品目を限定し、許容品目に該當する物品と雖も輸入許可なくして外國より輸入し得るものは名宛人自身の需要に充つる物品に限り商業を目的とせざることを條件とし、其數量は一品目に付き一年包装の重量を込め五キログラムを限度とする。尙發受人共個人なることを要し、個人の場合と雖も屢々小包を輸入するときは組織的即ち商用の目的を以てするものと認められ通關を許さざる等の規定がある。更に外國へ發送する小包については原則として輸出許可を要せず、又數量の制限を受けざるも發受人共個人たることを要する。従つて商業の目的を以てする商品を小包郵便によりソ國へ發送することは不可能にして利用範圍は著しく局限せらるゝの感があるが、ソ國經由小包に就ては目下斯かる制限がないから繼越小包の利用價值は相當大なる

算は三月毎に作成する總計算書に貸越郵政廳に於て之を記入することを要す其の差額は總計算書受領の日より起算し一月の期間内に之を支拂ふべきものとす

差額の支拂が右期間内に爲されざるときは支拂はるべき金額は該期間満了の日より起算し年七分の割合にて利子を生ず

四、右計算書の差額は貸越國の首府に在る銀行の媒介に依り同國の貨幣にて又貸越郵政廳の請求あるときは貸越郵政廳及借越郵政廳間に協議の上他國の貨幣にて貸越郵政廳に之を支拂ふ

五、支拂に附隨する費用は借越郵政廳に於て之を負擔す

八、

本規則は小包郵便物交換に關する約定實施の日より之を施行すべし

本規則は締約國郵政廳間の協定に依り之を改訂するに非ざれば右約定と同一の存續期間を有すべし

昭和六年十一月二十三日即ち千九百三十一年十一月二十三日「モスコ」に於て本書二通を作成し之に署名す

ものあるべく本邦發送數は一年二萬個内外に達するであらうと豫想されてゐる。

料金の概算

一 一匁迄 五匁迄

日本陸路……………〇・五五法 〇・七五法

日ソ間海路……………〇・五〇 〇・五〇

ソ聯邦陸路

直接(亞ソ發着) 二・〇〇 二・〇〇

交換(歐ソ發着) 四・〇〇 四・〇〇

繼越(亞ソ遞送) 四・〇〇 四・〇〇

繼越(歐亞ソ遞送) 八・〇〇 八・〇〇

四、日本内地と北樺

大小包交換開始

さきに締結された日ソ小包郵便條約の規定に基き我遞信省は北樺太各地との冬季間小包郵便交換に關しソヴェート郵電人民委員部との間に之が實施方につき打合せ中のところ、昭年七年冬より實施することになり、十二月二十九日第一回の交換が行はれ、昭和八年春解氷期に入り函館、小樽より同地方への受命船航行するまで左の通り豊原經由で小包郵便並に普通郵便物が交換されることになつた。



交換地—半田澤。オノール間國境  
交換日—毎週二回（火曜、木曜）  
聯絡先—アレキサンドロフスク、オ

ハ方面

北樺太、オハ、アレキサンドロフスク、  
ドウエ地方には我石油、石炭利權事業に  
従事する邦人が多數在住してゐるので日  
本内地との聯絡は非常に便利になる。  
前述せる條約の締結により、從來英國  
等を経由して大迂迴送達せられたる露國  
宛小包特に沿海州及北樺太方面宛小包が  
速達せらるべきは言ふを俟たず。又料金は  
歐露宛小包に於て二割五分、亞露宛小  
包に於て約六割方低減せらるべし。西伯  
利鐵道を経由して小包を送達し得る其他  
の國は差當り獨逸、エストニア、ラトヴィ  
ア、波斯、土耳其の諸國にして、加奈  
太、英國經由に比し、料金低廉、送達迅  
速となつた。

尙ソ聯邦宛小包料金は戦前に比較して  
約三割乃至四割方高くなるが、西伯利亞  
鐵道の運賃高率なため、ソ聯邦が聯合  
の小包約定に加入せぬ理由の一つである

文化關係

昭和八年の日ソ文化關係

關係

一、山田耕作氏の渡露

昭和六年渡歐の途中で露都モスクワ其  
他の大都市の各大劇場に於て日本音樂の  
紹介に努め絶大の讚辭と歡迎を受けた山  
田耕作氏は再びゴメツの招聘を受け再び  
入露各都市を音樂行脚に出かけることに  
なり、今度は夫人同伴で二月十八日敦賀  
出帆の天草丸で彼地に向つた。而して五  
月十日東京に歸着された。

二、メクシン・クラフ  
チエンコ兩氏の來朝

上野の萬國婦人子供博覽會にソ聯邦代  
表として参加を兼ねて日本の教育文化視  
察のため、モスクワよりメクシン氏とク

文化關係

更に小包の重量を五キログラム迄に制限  
して十キログラム小包を取扱はないこと  
は、ソ聯邦が外國貿易を公認せず、且個  
人用として輸入し得る物品の數量を一種  
類五キログラム迄に制限せるため、西  
比利鐵道に依り小包を送達し得る範圍を  
獨逸外數ヶ國に限れるは、ソヴェート聯  
邦が條約關係を有せざる國に對しては媒  
介送達を許さざるためである。

日ソ電信關係

一、日ソ電信連絡の沿革

我國と露國との電信連絡は、明治三年  
丁抹大北電信會社が日本政府の特許を得  
長崎浦鹽間に海底電線一條を敷設せし  
始まる。其後明治十五年更に一條を増加  
したが、大正三年朝鮮浦鹽間の陸線連絡  
及南北樺太間の陸線連絡が設けられ、日  
露間の電信交通に一新紀元を劃した。露  
國革命によつて陸線連絡は久しく停止さ  
れてゐたが、大正十四年三月一日より再

開され、更に大正四年には落石無線電信  
局と勘察加ペトロパロフスク間に無線  
電信連絡が開設され、本邦の對外國定局  
無線電信連絡の嚆矢となつた。

二、日ソ間電信連絡  
の現況

現在の兩國間電報經路は大體左の如く  
である。

- 一、朝鮮京城、浦鹽線
- 二、南樺太豊原、北樺太亞港線
- 三、長崎、浦鹽線
- 四、長崎、上海線
- 五、落石、ペトロパロフスク間無線  
電信連絡
- 六、大泊、亞港間無線電信連絡

ラフチエンコ女史の來朝を見た。メクシ  
ン氏はロシア社會主義聯邦ソヴェート共  
和國教育人民委員部の兒童教育部長兼モ  
スクワ兒童博物館長、クラフチエンコ女  
史は教育學の大家である。

三、ソ聯邦教育家歡迎會

日ソ親善を文化方面から相互に接觸さ  
すべく努めてゐる日ソ文化協會主催で四  
月二十日赤坂山王ホテルに於てソ聯邦文  
部人民委員部兒童課長メクシン氏及びモ  
スクワ對外文化連絡協會教育課長クラフ  
チエンコ女史の來朝歡迎會が春の宵に相  
應しい和やかな氣分で催された。例によ

つて田中館愛橋老博士、秋田雨雀、安田  
醫學博士、米川文字女史、モスクワに招  
待された松竹の舞臺監督園池公功氏等の  
顔も見え、ソヴェート側からはガルコウ  
イツチ一等書記官、大使館武官等約百名

出席、協會主事小野俊一氏の開會の言葉  
に次いで主客兩氏の挨拶があり、來客を  
代表して田中館博士の諧謔混りのドイツ  
語の演説があつたが、メクシン氏は

「自分の日本來朝の目的は第一、ソヴ  
エートの文化教育事情を日本に紹介す  
ること、第二は日本の文化教育状態を  
視察することであつたが、どうやら第  
一の目的より第二の目的の方により多  
くの收穫があつたやうだ」

と笑はせた。前日の晝間は兩名共多摩川  
の勤勞學校を視察したが、學校の出版物  
が總て生徒の手によつて編輯され、印刷  
されることに大分興味をもつたこと、ソ  
ヴェート聯邦で既に計畫されながら大事  
業であるために未着手になつてゐる兒童  
大百科全書が同學園で既に出版されてゐ  
ることに感心してゐた。

四、ロシヤ出版物の翻譯  
は凋落

共產主義運動がもぐらの如く地下で行  
はれ、漸くプロレタリア文化聯盟、産業



労働調査所の如き外廓團體によつてソ聯邦の政治、外交經濟、文化の紹介が爲されてゐたが、此等の團體も彈壓に遇つて表面から姿を消したかの如き觀を呈したので、現在では日ソ間の思想、文化接觸が非常に稀薄となつて了つた。昭和六年三月十五日の最初の全國的共產黨檢舉前後はロシア思想が大河の決した如く雪崩れこみ、白楊社、叢文閣、希望閣、共生閣、マルクス書房の出版社は主としてマルクス主義思想ものを出版し、それらは大部分ソ聯邦で出版された著書の翻譯であつて、その賣行も他の書籍に比して遙かに群を抜いてゐた。マルクス主義思想専門の出版社のみならず、改造社、春秋社、日本評論社岩波書店の如き大規模出版社もマルクス主義思想に關する出版を競うて行ひ、日本はマルクス主義思想の洪水に襲はれた。曰くマルクス・エンゲルス全集曰くレーニン全集、曰くスターリン・ブハーリン全集、更にマルクス主義哲學、經濟學、文學、農業問題等の解説書も雨後のたけのこの如く出版され

たそして之等の出版物に對するその筋の彈壓も今日の如く嚴重でなく、發禁になる方が賣行がよいといふ位で、よし發禁になつても沒收される以前に損をせぬ程賣れるのだから、發禁を恐れず、ドンドン出版されてゐた。此等共產主義出版物は非常時日本の時局を反映して、全く凋落して了つた現狀について當局の所見は左の如くである。

成程マルクス主義専門の出版社の中でも倒れたり、轉向したりするものも多く、大出版社は危險で、賣行きの抄々しくないこの出版物に手控をしてゐるのでその數も激減し、従つて發禁になつた書物の數も以前に比し少くなつたが、非合法的に出版されてゐる秘密出版物は跡を絶たずに續々出てゐる。

### 五、スバルウイン博士追悼會

日ソ文化提携と日本語研究とに生涯を捧げた故スパルイン博士の追悼會が十二月五日午後六時から麻布狸穴町のソヴェ

ート大使館で舉行されたが、故博士は日本人に多くの知友を有してゐた事とて當日は田中館博士、八杉東京外語教授、山田耕作、松方幸次郎、秋田雨雀氏等百五十餘名出席、ユレーネフ大使の挨拶に次ぎアンドレーエフ、ワルドール兩氏の日本語の追想談があつたが特に恩師スバルウイン博士を語る切々たるワルドール氏の追想談は列席者の心を打つものがあつた次に日本人側から田中館博士、八杉外語教授、小野俊一、森孝三氏等の追悼談があつたが八杉氏は、

表面的に日本を見て日本を賞讃する事は容易であるが、それは日本にとつて眞實のよき友でなく、日本の長所、短所を忌だんなく指摘して我々を啓發してくれる人こそ眞のよき友である。私はかゝる外人をスバルウイン博士に見出した。之と同様にソヴェート側にもソ聯邦の長所、短所を遠慮なくいふ日本人こそ眞實のソヴェートの友であらう。

た故博士の徳を稱へ、小野俊一氏は、日ソの文化交流は従来主として文學、演劇、音樂等藝術方面に力を入れられてゐたが今後は學術交換にも努力されたく、これにも相互の言語の理解が基礎である。

と述べ故博士の追悼會をして意義あらしめ、九時過ぎ散會した。

### 六、松田教授和露字典祝賀會

松田外語教授和露大辭典出版記念會は昭和八年十二月廿一日午後五時半から大阪ビルのレーンボー・グリルで開催、氏の友人知己五十餘名參集殊にソ聯大使館ジエズニヤコフ一等書記官、アンドレーフ日本語書記官、通商代表部ベークマン氏其他の顔も揃ひ、一方トドロウイツチ外語教授、外舊ロシアの人々も數名參加し學界に國境なしの觀を呈した。出版記念會は同時に日ソ文化交流の夕ともなり先づ黒田乙吉氏の開會の挨拶に初まり八杉外語教授の祝辭に對し松田氏の答辭

に次ぎゼレズニヤコフ氏が巧みな日本語の辭辭は最も好評を博した。それから各有志が立つてテールブルスピチを初め歳末のあはたゞしさも忘れて主客共歡をつくし近來になき盛況裡に午後九時半散會した。

### 昭和九年の日ソ文化關係

#### 關係

#### 一、ソヴェート映畫の輸入

「人生案内」上映以來、ソヴェート映畫は主題の積極性とソヴェート映畫獨特の手法とを以て本邦映畫界に一地位を占めその後、袋一平氏の日蘇商會は、「イワン」「黒い砂」「狙撃兵」「呼應計畫」「國境の町」等を輸入、檢閲をパスして上映したが、最近輸入契約された新映畫はチモンエンコの「生きる」、オストロフスキーの「雷雨」、ドストエーフスキーの「白夜」、最後の「アタマン」で生きるは既に九月に上映

された。尙ソヴェートに於いて多大のセンセーションを捲き起し「北海の英雄と讚えられたチエルスキン號の北極魔海探險隊の記録映畫も近く檢閲をパスし上映される筈である。

#### 二、「河向ふの青春」ソ聯から思還つたもの

昨年度の日本映畫界に一つの波紋を描出した傾向映畫（木村莊十二監督音樂藝術研究所製作所第一回作品）『河向ふの青春』は昨年ソ聯對外文化聯絡協會（VOKS）の指令に依り東京駐在ウオクス代表者ガルコウキツチ氏が日蘇商會袋一平氏に依頼し、ガ氏其他大使館員立會の上試寫、買取契約を了しモスクワに向け發送したが一年半を経過した今日、同映畫はゴストルグ輸入部により「無價値」との理由の下に通商部を通じて返送されて來た。これはソ聯へ發送する爲め特に一本焼付けたものである、當時の關係者であるトロヤノフスキー大使及ガルコウキツチ書記官は現在各々轉任と成つて居



り其責任の歸する處なく、仲介の任に立つた袋氏は兩者の間に在つて非常な迷惑を感じて居る。同映畫は浦鹽よりモスクワまでの輸送に六ヶ月も要したことも今日になつて判明して居り、これはウオクスとソ聯の對外貿易機關であるゴストルグとの事務上の不統制を曝露したもので日本側關係者の間に非難の聲が高い。

### 三、八杉教授勤続三十年祝賀會

六月二十二日午後五時上野精養軒二階廣間に於て、東京外語露語部主幹教授八杉貞利教授の勤続三十年祝賀會が催された。集るもの第一回卒古澤幸吉氏、丁度當時滯京中の第四回卒川角忠雄氏、同期の鮎貝冬雄氏以下、在京濱ロシア會員並に會員外露語部關係者九十餘名に達したロシア會の催しでかゝる多數の出席者を見たのはまさに空前のことであつた。祝賀式場に於ける壇の横には美術學校小林萬吾教授の揮毫になる八杉教授の大禮版の肖像畫が飾られ、先づ松田幹事の開

會の辭で式が開かれ、關根幹事會員を代表して贈呈品目録を贈呈、次いで八杉教授の挨拶があつた。

式後不忍池を見下す庭前で記念撮影の後、別室で祝宴に移り、デザートコースに入るや、穂積幹事の指名により戸澤校長、トドロヴィチ氏、古澤幸吉氏、山内恭治氏宮川船夫氏のテーブルスピーチは公人としての、また私人としての八杉教授の過去三十年の生活を躍如として眼前に髣髴させ、次いで八杉教授は特有のユーモアを交へた口調にて謝辭を述べ充分歡を盡して、和氣霽々裡に散會した。

### 四、露國代表提出戰爭防立案

東京に開催された第十五回赤十字國際會議第二日目の總會でラコフスキー氏は戰爭防止に關する決議案を提出、

赤十字國際會議においては一九二二年のジュネーヴ第七回總會及び一九三〇年のブラツセル第十四回總會の決議に基き各國赤十字社は戰爭の参加に際し

その國民を保護するため各種の施設を講じてゐるが近代の化學的兵器の發達およびバクテリア戰においては一般國民の犠牲者が激増することは必然である、一八四九年のソルフエリノ戰爭では死者六千名、負傷者を合せて四萬人に過ぎなかつたが歐洲大戰では佛獨兩國の死傷者だけで實に百萬人に達した聯盟は消極的な保護事業より一步前進して戰爭を防止するため國際紛争を平和のうちに解決する方法に各國政府ならびにその國民が協力一致して努力せんことを決議したい。

と流暢な佛語で演説、聯盟顧問ルネサン氏が詳細にこれを英譯すれば徳川議長はこの決議案は極めて重大な問題であり、直ちに採決することは困難であるから第一委員會に付託したい。

旨述べラコフスキー氏も異議なく同委員會に付託、同案、は二十四日夜の第二委員會で果然議論沸騰、イギリス代表フォークス氏は議席を蹴つて退場といふ混亂まで引起したがこれが小委員會の設立とな

つて「國際法律の設立進言」を「各國相互間に善意の協調をなさしむべし」と字句の修正あり、結局非常に弱められた案として二十五日の委員會を通過した。尙、ソ聯赤十字代表ラコフスキー氏は十五日日本赤十字社長徳川家達公を訪問來朝の挨拶旁々關西地方の風水害に對しソ聯赤十字を代表して深甚なる同情の意を表したる上、豫て通告の同情金十萬圓寄附を正式に申出でるところがあつたが、右同情金は駐日ソ聯大使館に於て日本赤十字代表者との間に現金を以て授與された。

### 五、日露協會の露赤十字代表歡迎會

第十五回赤十字國際會議に列席のソヴェート聯邦赤十字社及び赤新月社代表一行歡迎晚餐會が日露協會主催により昨廿五日午後六時半より丸の内東京會館に於て開催された。主賓ラコフスキー、モイロフ夫人、ユレネフ大使夫人、サバニンナイダ、ウエリカノフ代表諸氏、陪賓と

してユレネフ大使、ジエレズニヤコフ一等書記官、アスコフ情報部長、リンク陸軍武官其他大使館員、コチエトフ通商代表。プロトキン副通商代表、コズロフスキー及びグズネツオフ北鐵兩代表、外務省側より東郷歐亞局長、天羽情報部長、西歐亞第一課長、宮川調査課長、日露協會側より會頭前首相齋藤實子爵、倉知鐵吉、田中清四郎、宮尾舜治、松方幸次郎、八杉貞利氏等五十餘名出席晚餐を共にしたる後別項の如き齋藤會頭の歡迎の辭に對し首席代表ラコフスキー氏の謝辭あり盛會裡に九時散會した。

#### 齋藤會頭の挨拶

我邦とソヴェート聯邦とは古くより接壤緊密の關係にありまして、兩國親善の鞏固は實に東亞の平和を確信する所以の道なるのみならず世界の平和を維持する上に於て最も重要な楔子であると信じます。此の意味に於て我日露協會は兩國交誼の増進、經濟關係の繁密、文化の交換等に向つて常に努力致して居るのであります。此の度東京に於て國際間の平和

と人類の博愛とを目的とする赤十字國際會議が開かれ、我隣邦たるソヴェート邦からも其の代表各位の御参加を見聯を得ましたことは兩國關係上誠に欣ばしきことと存じまして吾々は衷心より御歡迎申上ぐる次第であります。願はくは代表各位に於かれては此の御來朝の機會に於て廣く我邦を御視察相成り、無事御歸國の後には我邦の實狀を貴國の方々に御紹介下さると共に日ソ親善の爲充分の御助力あらんことを切望する次第であります。尙此の度ソヴェート赤十字並赤新月社より我關西風水害地慰問として多額の義捐金を寄せられましたことは誠に人類愛と友情の眞美を示されたものでありまして、同時に日ソ兩國の親善益々敦厚なる證左であると信するのであります。

#### ラコフスキー首席代表答辭

今日東京に開催されました第十五回萬國赤十字社大會の成果の一つは、本大會が私共外國の代表に對して日本を知り、日本朝野の名士方と個人的接觸を持つ可能性を與へることでありませう。



員に關し協議された結果妥協成立したので、翌昭和五年一月當時の外相幣原大臣と駐日トロンノフスキー大使間に文書交換を以て正式に認可されたので、鐵道省は加藤技師以下十二名をソ聯邦交通人民委員部へ推薦派遣せしめたのである。尙雇傭契約に關しては昭和五年二月二十八日在日ソ聯邦通商代表部に於て個人的に爲され、同年三月十五日出發したのである。かくて一行はソヴェート鐵道運轉材料の修理方法改善に絶大なる功績を收め日本技術のため萬丈の氣を吐いて昭和六年夏歸國したが、之は日ソ技術關係の上に大きな意義を持つてゐると思ふので、「エコノミチエスカヤジーズ」紙昭和六年七月十二日所載「日本式修理法の二箇年」に題する一文を左に掲げることとする。

### 三、ソヴェート側の評價

「運轉材料の日本式修理法は、修理とその遂行の正確なる計畫化、並びに作業の精密なる圖式を基礎としてゐる。日本に

於ける運轉材料の修理法は、全世界の龜鑑である。黨中央統制委員會がこの方法を採用するに至つた所以は、即ちこれが爲である。經過せる二箇年は、日本化の勝敗史である。ムロムに於ける機關車修理工場と、ペロフに於ける車輛修理工場とは新しい修理法を鍛錬すべき研究所となつた。故に此の二工場の達成と缺陷は有らゆる運輸修理工場に取つて最も良き教訓である。この觀點から二工場の結果を分析して見やう。

ムロム工場は、その建物、機械設備、及び規模の大きさに於て、凡ゆる運輸工場中最優秀な工場である。同工場は、一九二九年九月一日から日本式を採用したが、翌年五月までに既に大なる結果を得た。即ち、機關車修理在場日數は、一九二八—一九二九年度の四十五日から一九三〇年四月の十一—六日に短縮され、一箇月の修理機關車數は十四臺から廿五臺に増加し、一臺の修理費は一萬七千七百八十七留から一萬四千六百七十二留に減額した。この結果に鑑み、交通人民委員部

は運輸關係のあらゆる修理工場に日本式を実施すべき指令を發した。

日本式は作業分野の集注化を要求する即ち多くの對象物に力を分散することなく、力を集注せねばならぬ。然るにムロム工場に於ける作業は散漫で、四臺乃至七臺の機關車を修理すべきに、十臺乃至十四臺の修理を行つてゐる。又三個乃至四個の汽罐の代りに五個乃至七個の修理を行つてゐる。精密な圖式は度外視され一日の作業量は決定されず、機械能力は計算されることなく、生産行程に於ける勞動力割當は杜撰であり、修理圖式は中斷されてゐる。

日本の専門家の推薦した各種の器具は利用されずにある。工場の指導者等は徒に機械類を増したり、勞働力を増加したりしてゐるが、これが利用は極めて不充分である。それから日本専門家が充分利用されてゐない。之に關し同工場を調査した勞農監督人民委員部の代表者に日本専門家が語つたことは次の如くである。「行政及び技術の擔當者は非常に職務で

あつて、積極的でない。上司の指令なしに仕事をする場合には一々書付を要求する。作業の精密な計畫は紙上に於ては立派なものだが、實施が拙い。過去の經驗から見れば、この工場には我々の組織を取入るべきあらゆる可能性はある。然し一度取扱つた經驗のある機關車の場合はいゝが、經驗のない機關車の修理になると作業圖式は中斷され、修理計畫は非現實的となる。これは指導者の責任である」

此の日本専門家の言の正しいことは疑ふ餘地がない、併し彼等の提言は暗に葬られることが多い。器具、修理、機械等の職場に於ては、絶えず熟練勞働力の不足を訴へてゐる。實際日本修理法の實現の進捗しない根本原因の一つは勞働力の流動である。今年度上半期の如きは五〇%も流動してゐる。これは工場の管理者のみならず中央機關にも責任がある。

次にペロム車輛修理工場の事情を述べやう。日本式實施當時の在場修理日數は二十

日であつた、最初の七箇月は日本専門家の援助をからずに作業してゐた。(日本専門家の到着は一九三〇年四月である)一九三〇年五月に於ける在場修理日數は、一九二九—三〇年度上半期に比すれば千二百一勞働延時間から六百八十時間に、修理費は二千八十留から一千八百留に、材料費は六百六十留から四百留に執れも低減してゐる。更に一九三〇年九月には在場日數は六・三日に、勞働延時間は五百七十時間に修理費は一千四百十六留に、材料費は三百四十留に夫々低減した。一九三一年上半期には此等の達成が深化して行つた。在場日數は六・二日に四月及び五月には更に六日に短縮された。然し工場はこれに満足することなく、日本と同じ在場日數の五日を今年の目標としてゐる。

### 四、第二回招聘契約中止

かくてソ聯邦の鐵道修理技術の日本化に努力して大成功を收め歸國した我が鐵

道技師に對しロシヤ側では車臺修繕作業の指導のため再度招聘方を熱心に希望し外務省の援助斜旋により駐日ソヴェート大使館と鐵道省と交渉昭和六年十二月契約草案が内定調印するまでに涉び、加藤仲二技師以下技師二名、技手三名、通譯一名、合計七名が約一年間の任期で出發の筈であつたが、昭和七年三月突如ソヴェート側より招聘を見合せる旨鐵道省に通告して來たので一行のロシヤ行は遂に中止となつた。右契約が中止されるに至つた理由としては、別に公表されてはゐないが、ソ側は最近對外支拂勘定を大いに緊縮してゐるので、鐵道部の豫算が比較的高給の外國技術家の招聘を許さなかつたためであると見られてゐる。

### 五、日本製罐技師援助契約

次に昭和五年三月ソ聯邦極東漁業品株式會社(ダリ・ルイブ・ブロードウクト)は在ソ聯邦通商代表部函館支部を通じて在函館製罐技師小和田金吉氏を自社所屬カム



チャツカ蟹罐詰工場に於ける製罐技師長として招聘雇傭に關し會談したが兩者間に合意成立し勞働契約が結ばれた。

### 六、本邦水力電氣技師 招聘問題

昭和五年八月ソ聯邦最高經濟會議所屬動力經濟協會は、一九三〇—三一年度に於けるソ聯邦政府計畫の水力發電所建設として可成的速度を以て竣工を期さうとの企圖の下に、同工事の責任監督者として設計並に建設専門の水力電氣に付經驗のある技師及び技手數名を日本より招聘し度き旨在日ソ聯邦大使を通じて我外務大臣に公文書を以て便宜の提供方を依頼して來た。斯かるソ聯邦の要望に對し我國主務大臣は逓信省と協議の結果古河電氣工業株式會社をしてソ聯邦の要望に對し詳細に亘る諸條件に付き交渉せしめたがソ聯邦側の都合により中止となつた。

### 七、アスベストの技術 的指導

すが、思はぬ反對に逢つて止める事になりました。私としては自分の發明した自動線糸器械を使つてみたいが日本の製糸業は工業として五十年以上も遅れてゐて、製糸家の頭も目先の金利や相場のことしか考へず、又資金の窮迫せる行きがかりもあつて、どうしても進んだ器械を採用する事ができない。ところが丁度ロシヤから頼まれたので思ふまゝにやつてみたいと技術家としての理想を描いたままでなで思想の何のといふ事は無論ないのです。因みに、その後日本の對ソ技術援助について特筆すべき交渉がなかつたのは兩國のために遺憾に堪へない。

## 日本の對ソ文化關係團體

### 一、日露協會

#### イ、協會の沿革

本會は明治三十九年四月露國の學術及文化關係

駐日ソヴェート通商代表部では、對日輸出有望品としてのウラル産アスベスト(石棉)を日本市場向に製造するため、之が技術的指導を日本アスベスト株式會社取締役兼技師稻吉兼作氏に依頼したが昭和六年夏愈々兩者間の協定成つたので稻吉氏は、大倉商事の吉田薫氏同道昭和六年七月八日東京發、先づモスクワに赴いてソ聯邦鑛業トラストとの間に種々打合せの上、世界的アスベスト産地として知らるウラル・アスベスト地方に赴き種々日本市場向きに製造方法を傳授し一方原産地視察の目的も遂げ、同年八月二十四日歸國した。

### 八、蠶業技師の渡露 問題

ソヴェート聯邦では輸出有望品としての生糸製造方面においても五箇年計畫的テンポによる増産と製造方法の社會主義化を計畫し、昭和五年中央アデア蠶業機關から技師二名を日本に派遣して立川の東京府立蠶業試驗所始め信州岡谷方面の

製絲工場等視察見學して得るところ大であつた。ソ聯邦では更に進んで日本一流蠶業技師の招聘による養蠶技術の大革新を企て、駐日ソヴェート通商代表部を通して本邦養蠶技術家と交渉中であつたが昭和六年十二月に至り、諸條件の妥協が原則的に成立し、

東京府立立川蠶業試驗所長技師

鈴木 穆

農林省蠶業試驗所囑託

原田 新一

兩氏を始め六名の優秀技術家等が愈々披露することに内定した旨傳へられたが、其後に至り、日本農林當局はソ聯邦への養蠶技術援助が競争者に武器を與へそれを強大にするものであるとの見地から強硬な反對を唱へ遂に假契約は破棄された。右について昭和六年一月六日の東京朝日新聞は交渉を受けた技師の一人原田新一氏の談として次の如く傳へてゐる。

「私は單に技術者の頭から、今までも鐵道技師の先例もあり、學問に國境なしと思つてロシヤ行きを承諾したので

發展に努力しつゝある。

大正八年十一月寺内會頭薨去せられたので、翌月後藤副會頭會頭に、目賀田男爵副會頭に就任せられた。(目賀田副會頭は大正十五年九月十日薨去した)大正九年九月哈爾濱に日露協會學校を設立し露國並に支那に於て公私の業務に従事する青年に露西亞語及商事經營に關する學術を教授しつゝある。而して本年迄に三百名以上の卒業生を世に出した。

然るに長い間會頭として兩國親善に偉勳を立てた後藤新平伯は昭和四年四月十三日京都にて逝去せられたので、伯に代る後繼會頭を物色の結果、六月六日開會の臨時總會に於て齋藤實子を推薦し、子の就任を見る事となつた。尤も同年七月濱口内閣成立後齋藤氏は再び朝鮮總督に起用せられ、日露協會々頭兼任のまゝ九月二日朝鮮に出發した。子は便宜上九月十八日付日露協會々頭事務取扱を協會幹事倉知鐵吉氏に委任し來つたので、現在は倉知氏が之を代行しつゝある。

#### ロ、協會の會則



第一條 本會は日露協會と稱し本部を東京に置き必要に應じ各地に支部を置く

第二條 本會は露國の學術及事情の研究を奨励し且つ日露兩國國民の交誼を増進するを目的とす

第三條 本會の會員は日本又は露國に國籍を有する者として之を左の三種とす

- 一 通常會員
- 一 特別會員
- 一 名譽會員

通常會員は本會の目的に同意し會員二名以上の紹介を以て入會金十圓を添へ入會を申込み會頭の承諾を経たるものとす

特別會員は本會の事業を翼賛し一時に金五百圓以上を齎出し會頭の承諾を経入會したるものとす

名譽會員は本會の特に推薦し總裁の許可を経たるものとす

本會々員には本會の徽章を交付するものとす

第四條 通常會員にして一時に金二百圓を齎する者にしては、終身會費を徴収す

第十五條 會計に關する規定及其他の細則は別に之を定む

日露協會支部に關する細則

本會支部の設置は會頭之を指定す

支部の規約並に細則は各支部に於て之を定め會頭の承諾を受くべし

支部の會計は獨立として支部會員の會費は支部に於て適宜に之を定む

支部長は會頭の推薦に依り總裁之を囑託し事他の役員は支部規定に依り之を選定し會頭の承諾を受くべし

支部は毎年一回以上支部に關する報告を本部に提出すべし

本規約及細則規定前既に設立せられたる支部は追て本規約細則に準し規約を改訂する迄現在の儘存続するものとす

ハ、役員及會員

- 總裁 載仁親王殿下
- 會頭 子爵齋藤實
- 名譽會頭 コ・コ・ユレネーフ

文化關係

せす

第五條 本會は皇族を奉戴して總裁とす

第六條 本會に左の役員を置く

- 一 會頭 一名
- 一 副會頭 二名
- 一 名譽會頭 一名
- 一 評議員 若干名
- 一 幹事長 一名
- 一 幹事 若干名
- 一 主事 一名
- 一 事務員 若干名

第七條 會頭は本會を統理し及本會を代表す會頭事故あるときは副會頭之を代理す

評議員は會務の諮問に應ず

幹事長及幹事は會頭の指揮を受け會務を處理す幹事の中一名を常務監督として一名を會計監督とす

主事は幹事長及幹事の指示に従ひ事務員を指揮し會務を整理す

第八條 會頭及副會頭は總會に於て之を推薦し名譽會頭には露國大使を推薦す評議員幹事長及幹事は會頭の推薦に依り

評議員 (イロハ順)

- |         |    |       |
|---------|----|-------|
| 伊東米治郎   | 子爵 | 右井菊次郎 |
| 石塚英藏    |    | 服部金太郎 |
| 伯爵 林博太郎 |    | 堀啓次郎  |
| 大橋忠一    |    | 渡邊勝三郎 |
| 加藤敬三郎   |    | 川村竹治  |
| 河村金五郎   |    | 片岡直温  |
| 高橋是清    |    | 高山長幸  |
| 高松豊吉    |    | 中田敬義  |
| 伯爵 内田康哉 |    | 野中清   |
| 山本条太郎   |    | 安廣伴一郎 |
| 松岡洋右    |    | 松方幸次郎 |
| 益田孝     | 男爵 | 古河虎之助 |
| 藤田平太郎   |    | 藤山雷太  |
| 郷誠之助    | 男爵 | 江口定條  |
| 防谷芳郎    |    | 美濃部俊吉 |
| 宮尾舜治    |    | 森島守人  |
| 菅原通敏    |    | 鈴木島吉  |

幹事

- 加藤寛治
- 川上俊彦
- 田中清次郎
- 大橋新太郎
- 橋本虎之助
- 倉知鐵吉

り總會之を囑託し其他の役員は會頭之を指名す

第九條 會議は總會及臨時會の二種とす

第十條 總會は毎年一回之を開き會務一切を報告し及必要の事項を議定す

臨時會は臨時必要の場合に之を開く

第十一條 通常會員の會費は年額金六圓とし毎年三月九月の二期に之を分納するものとす

本邦に常住せざる露國人にして通常會員たるものは一時に金三十圓以上を納めたるときは前項の會費を徴收せず

第十二條 會員の退會は會頭の承諾を要す

第十三條 二ヶ年引續き會費の納付なき通常會員は之を除名することあるべし

第十四條 本規約は會頭の發議に依り又は會員十五名以上の發議に依り總會の議に付し出席會員三分の二以上の賛成を得るにあらざれば之を改正することを得ず

八杉貞利

主事 關根齊一  
名譽會員 ア・エヌ・ウエンツエリ

特別會員

- |       |    |       |
|-------|----|-------|
| 岩崎小彌太 |    | 石井健吾  |
| 原富太郎  |    | 橋本圭三郎 |
| 星野錫   |    | 大橋新太郎 |
| 神田鍾藏  |    | 高橋是清  |
| 高松豊吉  |    | 田中平八  |
| 内藤久寛  |    | 國澤新兵衛 |
| 山下龜三郎 |    | 山本条太郎 |
| 松方幸次郎 | 男爵 | 古河虎之助 |
| 藤原銀次郎 | 男爵 | 藤田平太郎 |
| 藤田謙一  | 男爵 | 郷誠之助  |
| 赤星鐵馬  |    | 美濃部俊吉 |
- 地方支部
- |       |  |       |
|-------|--|-------|
| 池田鐵太郎 |  | 井田亦吉  |
| 堀啓次郎  |  | 落合牛太郎 |
| 川西清兵衛 |  | 金子直吉  |
| 會根正命  |  | 中居豊三郎 |
| 武藤山治  |  | 増田斜   |
| 湯淺竹之助 |  | 森衆郎   |



鈴木岩次郎 鈴木 ヨネ

通常會員

岩田 壽 伊藤忠三郎  
 岩永 裕吉 岩崎 直砥  
 入野 寅藏 磯村豊太郎  
 稻石 正雄 稻吉 兼作  
 井上匡四郎 井上辰九郎  
 今井 五介 今井 政吉  
 今井 信之 今岡純一郎  
 石田 常麿 馬場 秀夫  
 花岡 止郎 男爵 原口 徠  
 濱野佐一郎 長谷川作次  
 半野 憲二 堀越善重郎  
 堀井新治郎ア・エム・ベツクマン  
 ペ・エル・ペイリン 戸村 理順  
 富樫 潤 豊島美王麿  
 イ・ア・リレンク 友田 貞吉  
 大井 包高 男爵 小畑大太郎  
 小野 俊一 渡部 任  
 加藤五十造 加藤徳三郎  
 河東田経清 門野重九郎  
 林 圭三 川上 俊彦

子爵

子爵

川村 竹治 片岡 良寅  
 片山三四造 片山 繁雄  
 片山秀太郎 片岸清太郎  
 笠原 幸雄 龜山 一二  
 金田常三郎 柏木孤矢郎  
 東條 義雄 米井 信夫  
 吉田 薫 吉武源五郎  
 高橋 利雄 依 謹五郎  
 高久甚之助 高本 百行  
 龍居 頼三 田中 梅吉  
 田中 都吉 田中丸祐厚  
 田中耕太郎 田中清次郎  
 玉木 懿夫 竹村 浩吉  
 瀧口寅之助 檀野 禮助  
 鍋島 直和 坪井 郁致  
 中川 彦治 成富 道正  
 中村祥太郎 中村圓一郎  
 長尾 博 中里 重次  
 カ・ペ・ラウロフ ア・ナギ  
 内田 良平 伯爵 室田 義文  
 上田 森治 上田半治郎  
 上田 龍 上田仙太郎

男爵

植村澄三郎 梅田 潔  
 梅浦 健吉 野村 明  
 野々村金五郎 野口榮三郎  
 野澤源次郎 野守 廣  
 久保 久治ア・エル・クレトヌイ  
 桑原 一郎 倉知 鐵吉  
 黒田 乙吉 山地土佐太郎  
 山田 文慈 山中 忠雄  
 山内 恭治 山口爲太郎  
 山内 封介 山崎 龜吉  
 中村莊太郎 山本悌二郎  
 エヌ・ライヴイド 八坂 雅二  
 八杉 貞利 八木龜三郎  
 松田 衛 松永 祐三  
 松崎伊三郎 松崎 登  
 松本 福松 増田 正雄  
 古澤 覺本 古澤 幸吉  
 深尾隆太郎 福田 房男  
 福井菊三郎 富士 辰馬  
 藤田好三郎 藤田 秀雄  
 松田 義雄  
 ウエ・エヌ・コチエトワ 小泉 武三  
 兒玉俊二郎

小柳 朱一 五味 貞吉  
 河野通久郎 幸村 忠一  
 エム・エヌ・アンドレーエフ 新井 三郎  
 阿部秀太郎 朝比奈知泉 秋元 義親  
 荒木 貞夫 蘆田 均  
 佐藤 健一 佐野 滋  
 木下 茂 菊池忠三郎  
 三瓶 勇佐 三橋三郎次  
 箕妻 準二 宮尾 舜治  
 宮川 船夫 宮田 光雄  
 水梨岩太郎 鹽原 又策  
 鹽田 泰介 天羽 英二  
 茂森 唯士 島田元太郎  
 島田 正靖 島村孝三郎  
 上甲 信弘 ゲ・ア・シャドリ  
 イ・イ・ジェルバ  
 デ・エフ・ジュイコフ  
 ウエ・ウエ・ジエレズニヤコフ  
 清水 正次 下村 宏  
 下田 滋 廣田 弘毅  
 眞藤慎太郎 樋口 大吉  
 淺見 又藏 諸星千代吉

地方之部

森 龜親 森 謙  
 森 孝三 除村吉太郎  
 砂田 重政 末永 一三  
 杉原榮三郎 鈴木源之助  
 杉野鋒太郎 杉野 重治  
 泉 彌市 葉加瀬宇三郎  
 濱岡 光哲 西村總左衛門  
 西口 孝郎 穂下 榮松  
 大庭 義祐 大野作左衛門  
 大和田莊七 岡本康太郎  
 太田 覺眠 岡本 光三  
 近江岸辨之助 渡邊 俊郎  
 風間八左衛門 高林 義一  
 米澤吉次郎 大幸喜三九  
 田島竹之助 曾根忠兵衛  
 津田榮太郎 中谷庄兵衛  
 中村 七平 中瀬捨大英  
 内山善十郎 山野邊寅雄  
 山口 武 山本重治郎  
 牧村 監二 松井 勳

海外之部

緒方 整肅 渡邊 理惠  
 中瀬 浜 川谷幸左衛門  
 川角 忠雄 長井亞歴山  
 宗蓮 一 山成 興政  
 山崎 次郎 八木 元八  
 酒匂 秀一 水上多喜雄  
 三島愛之助 島田 滋  
 杉下納次郎 鈴木 尙三  
 島田 正靖 エヌ・ア・ポロゴフ  
 ア・ア・トロヤノフスキー  
 ペ・ア・パノフ  
 エヌ・ゲ・ガルコウイチ  
 エヌ・ア・ヅブラハイン



三島愛之助 島田 滋  
森 御蔭 鈴木 尙三

ヴエ・エム・プロツキ  
エス・エス・コロリヨフ  
ア・エヌ・アサートキン  
ウエ・エム・コンスタンチノフ  
ア・エム・シュミロフ  
エヌ・エム・シユイモフ

二、日露通信社

東京市麹町區丸ノ内  
三菱二十一號館

◇露西亞事情調査會

大運市滿鐵本社内  
月刊「ソヴェート聯邦事情」及「ソヴェ  
ート聯邦年鑑」發行

◇日蘇通信社

東京市麹町區丸ノ内丸ビル三階  
月刊「日蘇通信」及パンフレット「露  
西亞事情」「ソヴェート現勢資料」

◇日露經濟通信社

東京市芝區櫻田久保町十  
月刊「露文日露經濟通信」發行

◇日露通報社

東京市日本橋區通二丁目日本橋ビル  
月刊「日露通報」發行

◇ナウカ社

東京市神田區南神保町二

◇橘書店

東京市日本橋區通二丁目日本橋ビル

文化關係

日ソ文化關係について看過すべからざる通信社は日露通信社である。同社は大正四年の創立(當時月刊日露兩文「日露實業新報」を發行)に係り、其存在の十九年間に於て終始一貫、變る處なく日本帝國の國益の見地に立つて、日露滿蒙關係並に滿洲建國以後は日滿露三角關係及露國事情の調査研究とこれが報道に努力精進してゐる。即ち

- 一、日刊邦文「日露通信」大正七年十一月創刊
- 二、同露文「日露通信」大正十四年四月創刊
- 三、月刊雜誌「ソヴェート及滿蒙」昭和六年七月創刊(休刊中)
- 四、日露兩文「日露年鑑」昭和四年以來毎年刊行
- 五、不定期雜誌日露兩文「ゴロロス・ヤポニーニイ」(日露の輿論)大正九年創刊

の五大出版物を中心に世界萬邦民から謎の國とまで極言されてゐるほどに真相把握困難なソヴェート事情を其の政治、

月刊雜誌「ロシア語」「最新露西亞語講座」

◇日蘇商會

東京市京橋區銀座西七ノ五  
タイムズビル

ソユーズイントルグキノ日本總代理店  
ソヴェート映畫全日本獨占配給

日本の露語關係學校

哈爾濱學院

本學院は日露協會が哈爾濱に經營してゐた日露協會學校を改稱したものであつて、同學院は露語専門學校として、大正十二年四月第一回卒業生四十六名を出して以來昭和八年三月第十四回卒業生迄總數四百一名の露語修得者を世に出したが滿洲國の新興に伴ひ校則を一部改變して對露關係以外に滿蒙の方面にも活動し得

外交、財政、經濟、産業、貿易、交通、軍事、文化の全部門に亘り、正確、敏速に調査報道し、上下各方面に認識資料を齎して其日常直接裨益し來れるは勿論、又間接には内外大新聞を始め全國主要新聞への記事材料供給を通じて日本國民大衆の誤まらざる對ソ認識擴充に努め、我對露政策に貢献し、尙又特に露文「日露通信」と露文雜誌「ゴロロス・ヤポニーニイ」及「日露年鑑」の露文欄によつて我國狀(滿洲國創建後は同國の現勢)の認識と對ソ政策に於ける公正なる我主張とを露國關係諸機關に徹底せしめ、其蒙を啓くに努めてゐる。

特に日刊露文「日露通信」は本邦唯一の露文日刊通信にして、その通信は滿洲國初めソヴェート本國の諸新聞紙に轉載され、かくて日滿露の相互理解に貢献するところ尠くない點は特筆するに値する又「日露年鑑」は過去現在に於ける日滿露關係を闡明し、將來に對する見透しを明らかにするため日滿露關係者にとつて益々不可欠の寶典となつてゐることは、特筆に値する。

る人材を養成する事にし、外務省の認可を得て昭和八年四月一日から實施する事になつた。即ち校名を前記の如く改め學科目に於ては従来の露語以外に滿洲語及蒙古語を正科中に加へ、尙滿蒙の地理及歴史、經濟事情、商業習慣等も新に課する事にした。此他新規則に於て特筆すべきは滿洲國人も入學する事が出来るやうな途が開かれた事である。同校總理は日露協會々頭齋藤實子、現學院長は高田富藏氏である。

東京外國語學校 (東京市)

本校は明治三十年の創立にして十語部に分れ、その中露語部は文科、貿易科、法科、殖産科に分れ、多數の卒業生を出してゐる。其他同校には夜學者の爲に露語専修科の設けがある。同校露語主任教授は八杉貞利氏

大阪外國語學校 (大阪市)

早稲田大學 (東京市)  
早稲田高等學院 (東京市)



- 拓殖大 學 (東京市)
- 神戸高等商業學校 (神戸市)
- 長崎高等商業學校 (長崎市)
- 山口高等商業學校 (山口市)
- 小樽高等商業學校 (小樽市)
- 高岡高等商業學校 (高岡市)
- 大分高等商業學校 (大分市)
- 福島高等商業學校 (福島市)
- 彦根高等商業學校 (彦根市)
- 和歌山高等商業學校 (和歌山市)
- 東京商科大學 (東京市)
- 宇都宮高等農林學校 (宇都宮市)
- 陸軍大 學 (東京市)
- 陸軍士官學校 (東京市)
- 中央陸軍幼年學校 (東京市)
- 陸軍經理學校 (東京市)
- 水産講習會 (東京市)
- 第一外國語學校 (東京市)
- 天理外國語學校 (奈良縣丹波市)
- 名古屋貿易語學校 (名古屋市)
- 大阪貿易語學校 (大阪市)
- 愛知縣立商業學校 (名古屋市)
- 愛知縣立東海商業學校 (愛知縣)

- 福井敦賀商業學校 (敦賀町)
- 石川縣金澤商業學校 (金澤市)
- 同 七尾商業學校 (石川縣)
- 同 小松商業學校 (石川縣)
- 青森縣青森商業學校 (青森市)
- 長崎縣長崎商業學校 (長崎市)
- 同 佐世保商業學校 (佐世保市)
- 北海道函館商業學校 (函館市)
- 同 小樽商業學校 (小樽市)
- 同 札幌商業學校 (札幌市)
- 同 旭川商業學校 (旭川市)
- 東京府立第一商業學校 (東京市)

### ソ聯の對日文化關係團體

#### 全聯邦對外文化聯絡協會(ヴォクス)

#### 一、ヴォクスの對日文化聯絡

全聯邦對外文化聯絡協會は、「ヴォクス」(ВОКС)の名によつて我國にも可ルクツプ」(農業經濟の集團化)、「オリンピアツド」等々に關する論說、記事等から成りたつてゐる。

此の雜誌は英語、獨逸語、フランス語で出版されて居り、全世界で出版の材料として利用されてゐる。

#### 三、出版界への寄與

各種の問題に就て更に詳細な報告を獲る爲に、外國の編輯所、科學及び文化團體並びに個人から色々な論說をヴォクスに要求して來る。其等の要求に應じて前述の三〇ヶ月間に五〇の挿繪入りの論文が外國に送付された。

此等の論說は廣汎にあらゆる題目を網羅してゐる。即ち

經濟及技術九九、科學及國民教育九六、演劇五三、美術工藝五〇、文學及び出版四七、國家政策四六、赤軍二七、勞働と衛生二六、法律二五、音樂一九、體育及びスポーツ一四、キネマー三、舞踊五、ヴォクスの論文は四十二ヶ國で利用されてゐる。それらは全く原文のまま掲載されたり、若しくはその拔萃がのせられ

なり有名であるが、これはソヴェト聯邦と諸外國との間に文化的連絡關係を設定し親善を増進するために一九二八年八月八日創立を見たものである。同會々長はトロツキー氏の令妹として知られる「オデ・カーメネワ夫人であつたが、一九二九年六月辭任し、之に代つて、前露國文化部人民委員部中央學術局長エフ・エヌ・ペトロフ氏が同一一九二九年七月四日のヴォクス總會で會長に就任した。我國にもヴォクスの支部があり、代表は昭和六年夏まではスバルウキン氏であつたが、氏がハルビン北滿鐵道廳へ轉任後は駐日大使館一等書記官ガルコウイチ氏が之に代つた。

ヴォクスが今日まで日本との文化連絡上跡づけてきた仕事の中で大きく評價されてゐるのは、昭和二年六月、七月に東京及大阪で開催した新ロシア美術展覽會であり、又昭和三年八月モスクワ及レーニングラードに於て開演した日本歌舞伎劇團の招待である。此外東京に於けるソヴェト國情紹介展、モスクワ及露國各地に於ける日本兒童書籍展、昭和四年モスクワに於ける日本映畫展、東京帝大其他への夥しい圖書寄贈、並に交換、日本文學者の自國への招待、或はモスクワ訪問の日本人の斡旋と、兩國文化上の聯絡は大部分此ヴォクスの手を通して行はれ、否ヴォクスのイニチアティブによつて實現されてゐるといふも過言ではない。

#### 四、展覽會

ソヴェト同盟の建設事業の發展を最もよく反映し、そして事實によつて敵のデマゴギーを叩きつぶす最もよい方法は展覽會である。外國に於けるヴォクスの展覽會の仕事にはその國の参加によつて開かれるものと、單獨にソヴェト同盟自身によつて開かれてゐるものとの二種類がある。

展覽會の目的で外國に出品物を送るに際しては、ヴォクスは出來得る限り多くの場所等其等の出品物を展覽するように企て、一つの展覽會が各都市を巡回するように努力してゐる。それで展覽會の統計を取る場合には、展覽會の數のみではなく開催された場所の數をも計算すべきであらう。

一九二六年 展覽會數 展覽會場所數  
八 一三

ソヴェト同盟を知識的に報通するたために、ヴォクスは定期機關紙を刊行してゐる。創刊當時は單に謄寫版刷のリーフレットであつたものが、間もなく定期的刊行される「通報」となり、現在では「ヴォクス」(ВОКС)と稱する大部の雜誌となつてゐる。形式の變化に伴ひその内容も著しい變遷を示した。最初の中は一寸したニュースに過ぎなかつたものが現在では論說及種々な問題、例へば「ト



一九二七年	一一	二六
一九二八年	三二	三五
一九二九年	二八	四三
一九三〇年(七月一日迄一七)	二五	

ソヴェート國內に於ては八つの外國の展覽會が三〇都市に於て開催された。

總計一〇四の展覽會が、ソヴェート國內及び外國で準備され、一七二ヶ所で開催されたことになる。其の觀覽者數は五四二四、九八〇といふ數に達した。一般に最も興味のもたれるものはソヴェート藝術の展覽會である。しかも此種の展覽會で外國人が特に興味を感じるの形式にはまつた繪畫や寫眞の展覽よりも、寧ろソヴェートの新しい題材を反映したものである。

五、書籍交換

書籍はソヴェート同盟と外國との間の文化交流機關として最も重要なものである。

ウオクス創立直後しばらくは、外國から本を受け取るよりも遙かに多くの本を外國へ送つて居た。併し漸時發送と受領

々のウオクス訪問は二三二七二回に上つてゐる。この數の中には合計一三四〇人上る八一の旅行團が含まれてゐる。

八、親善の夕べ

ゾオクスの主催の會合の數が、増加して行くことは各國の代表者達の直接のきづなをますますつよめ、個人的親交關係をより發展させ深めてゐることを示してゐる。

一九二五—六會合	一九二六—二一會合
一九二七—二二會合	一九二八—三三會合
一九二九—三〇會合	一九三〇—三六會合

九、藝術聯絡

ソヴェート藝術は今、輝ける成功に到達し、外國人はその研究に特殊な興味を感じてゐる。

斯様な狀勢が、ゾオクスをば藝術對外進出の基礎的組織となる様に運命づけたゾオクスはソヴェート同盟の民族藝術の達成の發表又革命によつて育まれた藝術的若人の勞作の發表を必要欲く可からざる使命としてゐる。ゾオクスは此等の原

の數は平衡を取るやうになつた。今日に於ては、多くの有名な團體は率先してソヴェート同盟と交換の方法を立てゝゐる

本協會の國內及び國外に於ける書籍交換に關係する通信網は年々に増大しつつある。即ち一九二五年から三〇年へかけて七〇ヶ國との間に八五四、二六四部の書籍が交換された。

六、寫眞交換

ソヴェートに於ける文化、經濟の一般的发展は寫眞によつて明瞭に表示される寫眞は極めてよい効果を收めるので、ゾオクスは絶えず寫眞を用ひる。一九二四年外國との寫眞交換の目的のためにゾオクスはソヴェート同盟に於ける最初の寫眞代理部「ルス・フォト」を設立した。事業の發展と共に、この専門部は特別の株式會社「ウニオン・フォト」に再組織された一九二五—三〇年に互つて、撮影された寫眞の數は四九、六一九に上り、それらる原版はソヴェート同盟の研究、又は外國への展覽會の材料として價値ある贈り物を成してゐる。最近五ヶ年間の寫眞

則によつて俳優、監督、音楽家その他の外國行を組織的に指導してゐる。

ゾオクスは同時に外國の藝術文化、特に重要な成果をソヴェート同盟内に紹介してゐる。この目的の爲めに外國の演劇が二つ上演され、ソヴェートの觀客へ贈られた一つは數世紀の傳統を持つ極東の藝術、日本の國民的「歌舞伎」(一九二八)であり、もう一つは西歐のプロレタリア觀客に對して社會的テーマの近接に努力してゐる獨逸の革命的劇場「若き俳優座」(一九三〇)である。

ゾオクスは又同様に外國の先驅的藝術家、特に映畫労働者のソヴェート訪問を組織的に取計つてゐる。

十、科學聯絡

科學、技術聯絡はゾオクスの事業中最も重要な仕事である。その根本的目的は外國の科學上及び技術上の實驗を社會主義建設に利用するに在る。

ゾオクスは外國から有用な科學及び技術の最近の報告を得、又外國の科學的技

生産高は八〇四二六五枚に上る。(譯註)「ウニオン・フォト」は最近再び組織されて「ソユズ・フォト」となつた。

七、外國人に對する文化奉仕

ソヴェートの實生活を實際に見聞するために、ソヴェート同盟を多くの外國人が訪れる。ウオクスはそれらの人々への文化奉仕のために種々な問題や研究題目に關する案内書を作成する。どの訪問客に對しても、彼の要求や興味の範圍に應じて絶えず仕事がなされてゐる。

ソヴェートの訪問客は、世界各地六〇ヶ國に互つて居り、様々な職業や社會的地位にある人々から成つてゐる。

科學者二一%	企業家一八%	作家
家デヤリナリスト一七%	公共事業	
に活動しつゝある人々一〇%	藝術家	
家八%	學生八%	外國代表六%
一定の職業を有たぬ人五%	労働者	
其他他被雇傭人六%	軍人一%	

最近の統計によれば、ウオクスは六三七三人の外國人を接待した。これらの人

術的文獻をロシア語に翻譯、出版してソヴェート科學の建設に協力してゐる。同時にゾオクスはソヴェート同盟に於ける科學的及び技術的活動の狀態を努めて外國に紹介し、種々の協會、研究所等の活動、個々の學者の勞作、技術的進歩及び發明等の報告に盡力してゐる。ゾオクスは科學の共同研究の理想に共鳴するソヴェートの最も優秀な學者の糾合に成功した。そしてゾオクスの各部、各委員會には三百人の専門家學者が働いてゐる。現在、ソヴェート同盟はゾオクスを通じて國際科學會議に参加してゐる。

十一、翻譯其他

科學的、文化的知識の普及に役立つものは翻譯である。ウオクスには翻譯の熟練家がゐて、全歐洲の言葉東洋諸國の言葉をロシア語に翻譯してゐる翻譯は極めて種々なる専門や分科に互つてゐるが、特に扱はれるのは科學及技術に關するものである。外國語の大衆的普及にも努めてゐる。其他ソヴェート民族文化の開發に關するゾオクスの活動ソヴェート領土



内における文化的連絡活動についてもヴ  
オクスは大なる役割を演じてゐる。

十二、諸外國の文化親善

諸團體

ソヴェートの研究は外國に於ても亦集  
團的協力の形態で行れる。

外國に於て此の仕事を指導してゐる一  
般的な組織はソヴェート同盟親善協會の  
形式をとつてゐる。これらの親善協會は  
多くの國々に於て科學、藝術、文學及び  
社會に於ける活動家の發起の下に成立し  
た。

これら協會の数は毎年増大してゐる。

- 一九二三年——一九二四年——
- 七 一九二五年——一九二七年——一八
- 一九二八年——一九二九年——
- 二九 一九三〇年——一九三一年——

此の數字の中には、一般的な事業の開  
發に關聯して各都市に設立された協會支  
部も算入されてゐる。斯る協會は十六ヶ  
國に存在してゐる。その中の或るものは特に經濟問題に、

またあるものは科學問題、若しくは藝術  
問題に興味を有してゐる。故に此等の協  
會の活動の組織及特質等はその協會の目  
的によつてそれぞれ決定されてゐる。

此等の協會名を擧ぐれば左の如し

アメリカ

設立年次

對ソヴェート文化聯絡米露  
協會、ニューヨーク支部

一九二六

ファイラデルフィヤ

一九二六

シカゴ

一九二九

アルゼンチン

一九二九

ロシア友の會、マルデルブ  
ラタ

一九二四

イギリス

一九二四

大ブリテン對ソヴェート兩  
國民文化聯絡協會、ロンドン

一九二四

オーストリア

一九二四

オーストリア文化經濟善隣  
協會、ウィーン

一九二五

オランダ

一九二五

「ネーデルラント・新ロシア」  
協會、アムステルダム

一九二八

支部、ワッテルダム

一九三〇

ユトレヒト

一九三〇

ハーグ

一九三〇

新ロシア研究スイス協會、  
ローザンヌ

一九二五

スイス文化親善協會、ゼネ  
ヴァ

一九二五

スエーデン

一九三〇

スエーデン・ロシア協會

一九二四

ストックホルム

一九二四

支部、ヘテボルグ

一九二六

ウプサラ

一九二六

スペイン

一九二六

ロシアの友の會、マドリッド

一九三〇

チエツコスロワキヤ

一九三〇

對新ロシア經濟文化善隣協  
會、プラハ

一九二四

支部、ブルノー

一九二八

ブラチスラヴ

一九三〇

デンマーク

一九二四

デンマーク・ロシア親善協會  
コペンハーゲン

一九二四

新ロシアの友の會、ベルリ  
ン

一九二二

支部、ドレスデン

一九二七

ハンブルグ

一九二八

ミュンヘン

一九二九

フランクフルト

一九二九

イエナ

一九三〇

ケーニヒスベルヒ

一九三〇

日本

一九三〇

日露協會、東京（一九〇六  
年創立の露國協會の刷新さ  
れたるもの）

一九二六

日ソ文化協會

一九三一

ソヴェートの友の會

一九三二

フランス

一九三二

フランス科學親善委員會、  
パリ

一九二五

「新ロシア」協會、パリ

一九二八

文化親善協會、ストラス  
ブルグ

一九三〇

ベルギー

一九三〇

ベルギー・ロシア學藝親善  
協會

一九二六

文化關係

文化關係

- ブラッセル
- 支部、リエージュ
- 一九二六
- アントワープ
- 一九二八
- ラトヴィヤ
- 對ソヴェート同盟國民文化  
聯絡協會、リガ
- 一九二九
- リトワニヤ
- 對ソヴェート同盟文化聯絡  
協會、コウノ
- 一九二九
- 協會及び支部を合して三八。その中九  
即ち二五％は一九三〇年の創立である。

ソ聯邦の日本語研  
究状態

一、舊ロシアの日本語  
研究

ソヴェート聯邦では日本語の研究は非  
常に難しいと云ふ事實に基いて、その研  
究に對しては特殊の意義が與へられてゐ  
る。例へば昔ロシアは日本語を満足に研  
究出来るほどの學校は事實上一つもなかつたが、ソヴェート政權はこの問題に特

に重大な意義を與へたのである。日本は  
ソヴェート聯邦によつては隣國であるば  
かりでなく、ソヴェート聯邦は鐵道技術  
や電化事業やその他多くの學ぶべく取る  
べきものを日本に持つてゐるのである。  
日本はソヴェート聯邦との間に政治的に  
も、經濟的にも、最も密接な關係を持つ  
てゐる。それ故に、日本語の研究はすぐ  
様必要となるのである。日本はこの點で  
ははるかにソヴェート聯邦を凌いでゐる  
日本にはとくに角ロシア語を語り、ロシア  
語を讀む人々が幾百人もある。昔のロシ  
ヤには日本語學者は文學通りに十指に満  
ぬ有様であつた。このことは昔の政府が  
極東諸民族を自分よりもすつと劣つたも  
のだとして蔑視してゐたことによるとこ  
ろが多い。それ故昔のロシアでは日本語  
の研究には少數の特志家だけが従事して  
ゐたのである。ペテルブルグ大學には僅  
かに極東部といふのがあつて、相當に日  
本語研究が行はれてゐた。だが、その他に  
は帝政ロシアの何處を捜しても、日本語  
はおろか、極東語全體の研究さへなすべ



き學府が事實上一つもなかつたのである例へば、キーエフには商業學校に日本語部まがひのものがあつたが、其處では前後を通じて僅か一ヶ年しか日本語の研究は續かなかつたのである。ソヴェート大使館の通譯官クレットヌイ氏はその當時キーエフの商業學校に通つてゐた。

この學校數の不足は、その教授團の不足で一層ひどい状態となつてゐた。その代りにヨーロッパ語に對してはすばらしい意義を與へてゐたのである。何故かと言ふにヨーロッパ語を知つてゐると自慢になるからである。例へばフランス語はこの貴族の家庭に入つても必要かくべからざるものとなつてゐた。フランス語は流行語であり「外交的」だと考へられてゐたからである。

### 二、ソヴェートの日

#### 本語學校と學者

ソヴェート政權は創立後直ちに東洋諸國語の研究に非常な意義を附與した。ソヴェート政權はその最も困難な一九一九年にモスクワ極東語學校を設立した。こ

の學校はレーニンの提議によつて、マキシム・ゴリキーの熱心な参加を得て創立された。レーニンは一九一九年當時のあの荒廢と内亂にもかかわらず東洋語の研究に非常な意義を認めて、ゴリキーにモスクワ東洋語學校の創立をやる様に提議したのである。

この學校の初代の校長には有名な東洋通たるバヴロヴィチ氏が任命された。然しながら悲しい哉教授數が不充分であつた。モスクワ東洋語學校は少時立つてやつと日本でも有名な日本語の教授オー・プレトネル氏を迎へることが出来た。然し氏以外には誰一人教授たるべき人物がなかつたので、如何なる才人も一人で何もかもやることは出来なかつた。然しながら約十年ばかり立つた今日では同校は相當に強大な教授團と日本語通を作り上げる様になつた。ゴルブシテイン、マルチノフ、コンスタンチノフ、ムイシキンその他の諸氏がそれである。

その後少時して一九二〇年にレニングラード東洋語學校が創立された。この學

校も亦日本語科を備へて既に多數の若い日本語學者を作り出してゐる。アンドレーフ、カールジスキー、ロジンスキー、エーヂューコフ等の諸氏はその若い日本語學者に屬する人々である。

このモスクワとレニングラードの極東語學校の他にウラジオストクにある極東國立大學にも日本語部が設けられてゐる。(レイフェルト氏は嘗つて此處の日本語部にゐた)又ハリコフでは極東研究協會に、モスクワでは國立大學に、夫々日本語部がある。これを見ても判る様にソヴェート聯邦には日本語研究の相當に多數の教育機關が備はつてゐる。だが現在迄のところまだ充分に練達した教授團が出来てゐるとは云へない。現在の練達した教授團は十指を以つて數へる位しかないのである。日本語は現在數人にすぎない。そのうち學ぶべき人々はネーフスキー、コンラツド、スバルウキン、ユルケヴィツチ、ロマン・キム、ボズドネーフ、レドニコフの諸氏で、若い日本語通のうちではアンドレーフ、クレットヌイ、コ

ンスタンチノフ、レイフェルト、ジェレズニャコフ等の諸氏がある。これ等の諸氏のうちの大部分はずつと前に學校を卒業し、永年日本に居てしつかりした著書を作つてゐる。コンラツド教授については特に書き加へておかねばならぬ。氏はレニングラードに生きた東洋語の學校を作るために多大の努力を拂つた人である。

然しながらソヴェート聯邦は日本語通を求めることが非常に大きく上に擧げた人々ではまだ不充分で、多數の日本語通を養成する必要がある、特に日本に比べるとソヴェートの日本語學者は非常に不足してゐる。ソヴェート聯邦では日本語に通曉してゐる人物は二、三十人にすぎないのに、日本にはロシア語に通じた人物は少くとも數百人の多きに達してゐるのである。

### 三、ソヴェートの日本語

#### 研究法

讀者の興味を喚ぶべき第二の問題は、ソヴェート聯邦ではどう云ふ具合に日本

文化關係

語を研究してゐるか即ちどんな教授法をとつてゐるか云ふ問題であらう。この點では研究した教授法即ち標準型の教授法と云ふべきものはない。だが、基礎的教授法となつてゐるのは研究室のそれである。この方法は次の様である。學生は課題を受け取つて教授の直接の指導を受けて、しかも全く獨立にその問題を解決して行く。學校には比較的大きな圖書館と閱覽室があるので學生はあらゆる必要な参考書類を手元に備へて獨立に研究することが出来る。先生の援助を必要とする場合には何時でも相談に應ずる爲に、先生がついてゐるのである。作業時間には何時でもこの相談相手の先生に質問することが出来るし、先生は判らないところを解いて聞かせる。作業が終つてから先生の審査を受けるのである。この教授法は第一に學生に獨立に仕事をすることを見たいと思つてゐる點をより深く習得させると云ふ特長を持つてゐる。この方法は文法について行はれる。口語の方は教授

方法が充分に備はつてゐないで、文法ほど行きとどいてゐない。斯う云ふ譯で學校を卒業した日本語學生が文法ならば相當に知つてゐながら、口語の方は貧弱な知識しか持たぬと云つた様な現象をよく見受けるのである。然しこの缺陷は外國に居住する事によつてとりのけられる。多くの場合學校を卒へると、學生(正しく云へば卒業生)は實習のために外國に出かける。この實習は大體一、二年續くことになつてゐる。その後卒業生はそれぞれ獨立の仕事について、自分の専門としてゐる方面で得た進歩に應じてそれぞれの地位に置かれるのである。このことはそれぞれの地位にある人物に對して、自分の仕事をよりよく學ばせるはげみとなるのである。

學生達はこれ等の學校で語學の他に、將來の仕事に必要な各種の科目を修める其科目と云ふのは、その國の歴史、國際法、國際通商政策、商業實務、その國の文學、生活、各國の特殊性及その他の科目である。學校を卒業するまでに學生は自分



の將來の意識的活動に必要なものはすべてこれを受け取ると云ふことが出来る。

ソヴェート聯邦では學生は全部國費で生活してゐる。各極東語學校ではその他の最高専門學校と同様に、中等學校卒業者又はそれに準ずる學力のあるものだけが入學を許される。

これがソヴェート聯邦における日本語研究についての概要である。(駐日ソヴェート大使館員アイゼンシュタット氏による。)

### ソ聯邦の日本語關係學校

#### 一、極東大學

(浦 鹽 市)

東洋科日本學部主任教授はマツオキケン氏にして、一九三〇年春迄伯林留學中、其他日本語教授にはアヌフエーフ氏、ユルケーウイチ氏、オヴィゼフ氏等

#### 二、レーニングラード大學

(レーニングラード市)

日本語學部の設備あり、ニコライ・アレキサンドロウイチ・ネフスキイ氏、ニコライ・イオシフオウイチ・コンラツド氏等

#### 三、レーニングラード東洋學院

日本語主任教授はレ市大學同様、ニコライ・アレキサンドロウイチ・ネフスキイ氏で其他コンラツド、コルパクチ、ジョセン氏等がある。同學院は全聯邦ソヴェート中央執行委員會に所屬してゐるので委員會書記エヌキーゼ氏の名を學院に冠してゐる。同學院は一九三〇年度からモスクワ東洋學院と合併することゝなつてゐるが、未だその運びになつてゐない。

#### 四、モスクワ東洋學院

(モスクワ市)

日本語主任教授はミハイル・ニコラエウイチ・アンドレーフ氏、ガルブシテン氏である。又ナリマノフ氏の名を學院に

冠してゐる。平均毎年八人—十人の卒業生を出すも、一九二九年度は少く七人であつた。

#### 五、モスクワ陸軍大學

(モスクワ市)

日本語教授の設備あり、主任教授はミハイル・ニコラエウイチ・アンドレーフ氏其他ゲオロギーウイチ氏がある。

# 日・滿・露關係の部



日・滿・露關係

帝制滿洲國展望

轉禍發祥の建國推移

一九三一年（昭和六年）九月十八日、奉天柳條溝に於ける支那正規兵（東北軍第一旅、王以哲麾下）の滿鐵爆破事件をきつかけに、近年に於ける支那の排外的革命外交工作在滿本營たる張學良政府の侮日抗日によつて、十萬の生靈と二十億の財を犠牲にした滿蒙のわが重大權益が危殆に瀕せる其の事實に對し、ちつと齒を喰ひしばつて抑へに抑へ來つた勘忍袋の緒を切つて日本軍が自衛權行使の爲め蹶起した其の當然の結果、遂に學良政權の没落を見るに至ると共に在滿各地方の權が成立し、其の間に新國家建設の工程が着々進み、翌る一九三二年（昭和七年）一月十五日には東三省首腦部會議が奉天に開かれ、次いで二月十六日奉天で滿洲國建國會議が開催され、同十八日新國家

日・滿・露關係

の獨立宣言書が發表されたが、超えて三月一日には滿洲國政府の名に於て

建國宣言

想フニ我ガ滿蒙各地ハ邊陲ニ屬在シ開國綿遠ナリ。諸レヲ往籍ニ徵シテ分併稽フベシ。地質膏腴、民風樸茂、解放ヲ經ルニ迨ンデ生業日ニ繁ク、物産豐饒、實ニ奧府トナル。乃チ辛亥革命ヨリ共和國成立以來、東省ノ軍閥ハ中原變亂ノ機ニ乘ジテ政權ヲ攫取シ、三省ニ據リテ己ガ有トナシ、牴牾相繼ギ、竟ニ將ニ二十年ナラントス。狼厲貪婪、驕奢淫佚、民生ノ休戚ヲ顧ミルコトナク一ニ惟レ私利ノミヲ是レ圖ル。内ハ則チ暴斂橫征、恣意揮霍以テ幣制紊亂百業凋零ヲ致セリ。且復時ニ野心ヲ逞ウシテ兵ヲ關内ニ進メ、地方ヲ擾害シ、民命ヲ傷殘ス、一再收歛スルモ尙ホ悛悔セズ。外ハ即チ信義ヲ蟻棄シ、釁ヲ隣邦ニ開キ、夙ニ親仁ノ規ヲ昧マシ、專ラ取ツテ排外ヲ事ト爲ス。

一

加フルニ警政修マラザルヲ以テ、盜匪ノ横行四境ニ遍ク、致ル處、擄掠焚殺シテ村里一空、老若溝壑、餓殍途ニ載ス。我ガ滿蒙三千萬民衆、命ヲ此ノ殘暴無法ノ區域内ニ托スルハ死ヲ待ツノミ、何ゾ能ク脱センヤ。何ヤ何ノ幸ゾ、手ヲ隣師ニ借リテ茲ニ醜類ヲ驅リ、積年軍閥蟠踞シ秕政萃聚セル地ヲ擧ゲ一旦ニシテ之ヲ廓清ス。此レ天我ガ滿蒙ノ民ニ蘇息ノ良機ヲ與ヘシナリ。吾人ノ當ニ奮然トシテ興起シ、邁往無前、以テ更始ヲ圖ルベキノミ。

是ヲ惟フニ内、中原ヲ顧ミレバ改革自リ以還、初メハ則チ群雄角逐シテ爭戰頻年、近クハ則チ一黨專橫ニシテ國政ヲ把持ス。何ヲカ民生ト云フ、實ニ之ヲ死ニ置クナリ。何ヲカ民權ト云フ、唯利ヲ是レ專ラニスルナリ。何ヲカ民族ト云フ、但ダ黨アルヲ知ルノミ。既ニ曰ク天下ヲ公ト爲スト。又曰ク黨ヲ以テ國ヲ治ムト。矛盾乖謬、自ラ欺キ人ヲ欺ク。種々ノ詐欺ハ窮詰ニ勝ヘス。比來内鬩迭々起リ、疆土分崩シ、黨且



自ラ存スル能ハズ。國何ゾ能ク顧ミラ  
レン。是ニ於テ赤匪横行シ、災禍薦リ  
ニ告グ。毒、海内ヲ痛マシメ、民怨沸  
騰シ、政體ノ不良ヲ痛心疾首セザルハ  
無シ、而シテ曩昔ノ政治清明ノ會ヲ追  
思ス。直ニ唐虞三代ノ遠キ如キハ幾及  
スベカラズ。此レ我ガ各友邦ノ共ニ目  
睹シ、而シテ同ジク感慨ヲ深フスル所  
ナリ。夫レ二十年試験ノ得ル處ヲ以テ  
スレバ、其ノ結果一ニ此ニ至ル、亦廢  
然トシテ返ルベシ矣。乃チ猶疾ヲ諱シ、  
醫ヲ忌ミ、其ノ舊惡ヲ怙ミ、詞ヲ民意  
ノ從違未ダ遏抑スベカラザルニ籍ラン  
カ。然ラバ、則チ其ノ之ク所ヲ縱ニセバ、  
浸ク共産ニ至リ、自ラ亡國滅種ノ地ニ  
陥ルニアラザレバ已マザラン。

今、我ガ滿蒙民衆ハ天賦ノ機緣ヲ以  
テ、力メテ振拔ヲ求メ、自ラ政治ヲ萬惡  
國家ノ範圍外ニ脱セザレバ、勢必ズ胥  
ヒ載セテ溺ニ及ビ、同盡ニ歸サンノミ。  
數月來幾度カ奉天、吉林、黑龍江、熱  
河、東省特別區、蒙古各盟旗ノ官紳士  
民ノ集合ヲ經テ、詳ニ研討ヲ加ヘ、意

以テ、三千萬民衆ノ前ニ向ヒ實行ヲ宣  
誓ス。  
天地昭鑑、此ノ言ヲ渝フルコトナシ。  
を公布シ、これに依つて新國家「滿洲國」  
が生れた。すなはち政治は民主主義に依  
り、元首を執政と呼び、國旗は五色旗と  
定め、年號を「大同」と稱へ、首都を長  
春に移して憲法制定に至る迄執政に依る  
政治が行はれることとなり、同九日建國  
式ならびに溥儀氏の執政就任式が舉行さ  
れた。

續いて政府組織法、各部組織法等が制  
定され、國務總理鄭孝胥以下各職員の任  
命、地方官制の施行により漸次國家の體  
制を整へ、財政の確立、治安の回復によ  
り國基も安定した。更に九月十五日。

日滿議定書

日本國ハ滿洲國ガ、其ノ住民ノ意思  
ニ基キテ、自由ニ成立シ、獨立ノ一國  
家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタル  
ニ因リ、  
滿洲國ハ中華民國ノ有スル、國際約

日・滿・露關係

思既ニ一致ニ趨ク。以ヘラク爲政ハ多  
言ヲ取ラズ、只實行如何ヲ見ルノミ。政  
體ハ何等ヲ分タズ、只安集ヲ以テ主ト  
爲ス。滿蒙ハ舊時本ト別ニ一國ヲ爲ス、  
今ヤ時局ノ必要ヲ以テ自ラ樹立ヲ謀ラ  
ザル能ハズト。應ニ即チ三千萬民衆ノ  
意向ヲ以テ即日宣言シテ中華民國ト關  
係ヲ脫離シ、滿洲國ヲ創立ス。茲ニ特  
ニ建設綱要ヲ得テ中外ニ昭布シ、咸ク  
聞知セシム。竊ニ惟フニ政ハ道ニ本ツ  
キ、道ハ天ニ本ツク。新國家建設ノ旨  
ハ一ニ以テ順天安民ヲ主ト爲ス。施政  
ハ必ズ真正ノ民意ニ徇ヒ、私見ヲ存ス  
ルヲ容サズ。凡ソ新國家領土内ニ在リ  
テ居住スル者ハ皆種族ノ岐視尊卑ノ分  
別ナシ。原有ノ漢族、滿族、蒙族及日  
本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、即チ其他  
ノ國人ニシテ、長久ニ居留ヲ願フ者亦  
平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得。其ノ應  
ニ得ベキ權利ヲ保障シ、其ヲシテ絲毫  
モ侵損アラシメズ。茲ニカヲ竭シテ往  
日黑暗ノ政治ヲ鏟除シ、法律ノ改良ヲ  
求メ、地方自治ヲ勵行シ。廣ク人材ヲ

定ハ滿洲國ニ適用シ得ベキ限リ、之ヲ  
尊重スベキコトヲ宣言セルニ因リ。  
日本國政府及滿洲國政府ハ、日滿兩  
國間ノ善隣ノ關係ヲ、永遠ニ鞏固ニシ、  
五ニ其ノ領土權ヲ尊重シ、東洋ノ平和  
ヲ確保センガ爲、左ノ如ク協定セリ。  
一、滿洲國ハ、將來日滿兩國間ニ、別段  
ノ約定ヲ締結セザル限リ、滿洲國領  
域内ニ於テ、日本國又ハ日本國臣民  
ガ從來ノ日支間ノ條約、協定、其ノ他  
ノ取極及公私ノ契約ニ依リ、有スル  
一切ノ權利利益ヲ、確認尊重スベシ。  
二、日本國及滿洲國ハ、締約國ノ一方  
ノ領土、及治安ニ對スル、一切ノ脅  
威ハ、同時ニ締約國ノ、他方ノ安寧  
及存立ニ對スル脅威タルノ、事實ヲ  
確認シ、兩國共同シテ、國家ノ防衛  
ニ當ルベキコトヲ約ス、之ガ爲、所要  
ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモ  
ノトス。  
本議定書ハ署名ノ日ヨリ効力ヲ生ズ  
ベシ。  
本議定書ハ、日本文及漢文ヲ以テ、

收メテ賢俊ヲ登用シ、實業ヲ獎勵シ、  
金融ヲ統一シ、富源ヲ開闢シ、生計ヲ  
維持シ、警兵ヲ訓練シ、匪禍ヲ肅清セ  
シム。更ニ進ンデ教育ノ普及ヲ言ヘバ、  
當ニ禮教ヲ是レ崇ブベシ。王道主義ヲ  
實行シ、必ズ境内一切ノ民族ヲシテ熙  
熙皞皞トシテ春臺ニ登ルガ如クナラシ  
メ、東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治  
ノ模型ト爲サム。其ノ對外政策ハ即チ  
信義ヲ尊重シテ、カメテ親睦ヲ求メ、  
凡ソ國際的ノ舊有ノ通例ハ遵守ヲ敬謹  
セザルコトナシ、其ノ中華民國以前各  
國ト定ムル所ノ條約債務ノ滿蒙新國領  
土以内ニ屬スルモノハ、皆國際慣例ニ  
照シ繼續承認シ、其ノ自ラ我ガ新國境  
内ニ投資シテ商業ヲ創興シ、利源ヲ開  
拓スルコトヲ願フモノ有ラバ、何國ニ  
論ナク一律ニ歡迎シ、以テ門戶開放機  
會均等ノ實際ヲ達セム。

以上宣布セル各節ハ新國家立國主要  
ノ大綱ナリ。新國家成立ノ日ヨリ起リ、  
即チ常ニ新組織ノ政府ニ由リテ其ノ責  
任ヲ負フベシ。極メテ誠懇ナル表示ヲ  
各ニ通テ作成ス。日本文本文ト、漢  
文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキ  
ハ、日本文ニ據ルモノトス。  
右證據トシテ、下名ハ各本國政府ヨ  
リ正當ノ委任ヲ受ケ、本議定書ニ署  
名調印セリ。  
昭和七年九月十五日、即チ大同元  
年九月十五日、新京ニ於テ之ヲ作  
成ス。

日本帝國特命全權大使 武藤信義  
滿洲國國務總理 鄭孝胥

の調印によつて日本は正式承認をなし、  
名實共に獨立國家滿洲國としての體格を  
整へた。

帝制樹立

而して其の後日本の援助と政府の施政  
宜しを得たるとにより國礎益々固く、治  
績各般に舉りて文物制度の總てが近代國  
家としての形體を整ふるに至るや、國民  
は王道不變を確保する爲め帝制の促進を  
熱望し、大同三年(一九三四年)一月二十  
日、帝制確立の建白書を溥儀執政に捧呈



し、執政これを嘉納せられて茲に帝制採用となり、建國第三年の記念日たる同三月一日溥儀執政の皇帝即位式を擧ぐると同時に國號を『滿洲帝國』と改め、年號を康徳と改元した。

これより先き大同三年(康徳元年)一月二十日、國務總理鄭孝胥氏は帝政實施の聲明を發し清朝の復辟にあらざることを明にした。

かくて三月一日新帝登極の御儀が嚴かに首都新京に行はれ、即位の詔書が煥發せられ、茲に大滿洲帝國の創建が完成し、新たに帝國政府組織法並に新政府機關も一括發表された。又鄭國務總理大臣は布告第一號を以て新帝國の施政要綱をも併せ公表した。

帝政實施と共に皇帝は、我が聖上陛下に對し、國書捧呈並に日本朝野に對する感謝の意を傳達する重大使命を帯びた國務總理大臣鄭孝胥、財政部大臣熙洽兩修聘特使を三月二十六日日本に遣はされた。又我が聖上陛下には、秩父宮殿下を昭和九年五月御名代として滿洲帝國に御差眼を蔽ひて不承認の態度を固持して居る國際聯盟の一員たるに拘はらず、自己から進んで滿洲帝國承認の擧に出で、世界に衝動を與へ、殊に聯盟をして狼狽驚惑せしめた。

對露關係

然して此の間、一方隣接するソヴェト聯邦とは建國後間もなく局地的に領事の交換をなして居る外、日本の斡旋によつて昨年(一九三三年)以來北滿鐵道の讓渡交渉が東京に於てソ滿兩國代表の間に開かれ、價格の折合附かざる爲め途中停頓のまゝ本年に持越し、今夏更に廣田外相の肝入りで再開、双方の歩寄りで大分接近は見たるも尙値開きのため又一時停頓したが、其の後ソ側の熱慮により再讓歩案が提議され、急に話が進んで略ぼ交渉は、成立し最早調印確實となつた。そしてその間北鐵ソ聯職員の逮捕事件(同年九月)、黑龍江に於けるソ聯側の滿洲國汽船不法砲擊事件(本年五月)等の不祥事が發生したが、兩國の國境たる黒

遣遊ばされ、尙又滿洲國皇帝も明年陽春の候日本を御訪問あらせらるゝ由にて、日滿兩國の修好親善は日と共に深きを加へて居る。

對外通電

新興滿洲國の對外關係は、曩に一九三二年建國直後の三月十二日外交部總長謝介石の名を以て日、英、米、蘇、獨、佛、奧、伊等十七箇國の外務大臣へ宛て新國家成立及對外方針を通電發表し、特に右通電中には列國との交際に就き左記の原則

- 一、信義ヲ旨トシ、睦誼親善ノ精神ヲ以テ事ニ處シ、以テ國際平和ノ維持増進ヲ期スルコト。
- 二、國際法規慣例ニ從ヒ、國際正義ヲ尊重スルコト。
- 三、中華民國ノ諸外國ニ對シテ存スル條約上ノ義務ニシテ、國際法及國際慣例ニ照シテ相續スベキモノハ之ヲ繼承シ、誠實ニ履行スルコト。
- 四、外國人ノ滿洲國領域内ニ於テ有ス

龍江其他に關する水路會議も本年六月黒河に於て開催され、兩來回を重ねること三十二回、幾多の迂餘曲折を経て九月四日協定成立圓滿に調印を終り、ソ聯は事實上滿洲國承認の形に在り、追つて懸案の北鐵讓渡問題が解決の曉には兩國間の隔は除かれ隣國としての親善を増すに至るべきこと疑ひなき處である。

又一方中華民國との間にも建國以來の懸案たる奉山、北寧兩鐵道の直通聯絡と、滿支國境への設關問題も同じく本年七月一日に解決し、更に通郵問題も近く解決して目鼻がつく模様であり、こゝに滿洲國の儼然たる存在と確實なる發展は列國の深く認識し、經濟的には殆ど正式承認も早晚實現せざるを得ざるものとされ、新滿洲國の前途は實に洋々たるものである。

以上概説せる如く滿洲事變勃發を契機に、東亞に於ける過去一切の禍根を一掃し、凡ゆる不安と困難を除去して輝く將來への光明に向つて邁進しつゝある滿洲國は、其の建國以來未だ僅かに二年半を

ル既得ノ權利ヲ侵害スルコトナキハ勿論、其生命財産ヲ完全ニ保護スルコト。

- 五、外國人ノ滿洲國ニ來往スルヲ歡迎シ、各民族ニハ平等公正ナル待遇ヲ與フルコト。
- 六、列國トノ通商貿易ヲ容易ナラシメ、以テ世界經濟ノ發展ニ貢獻スルコト。
- 七、諸外國人ノ滿洲國ニ於ケル經濟活動ニ關シテハ、廣ク門戸ヲ開放スルノ主義ヲ遵守スルコト。

に從ふことを聲明して正式外交關係の設定を要望する處あり、これに對して日本は世界列國の認識不足による反對を押し切り、正々堂々敢然として承認の魁をなし、爾來提携誘掖以て其の發展向上を助け獨立新國家としての健全なる成育に絶大の寄與を爲せることは今更多言を要せざる處であるが、此の輝かしき建國二週年の佳辰を卜し從來の國體組織を改めて帝制實施となるや、其の改元初年度たる康徳元年五月南米のサルパドール國は今尙自ら

經過せるに過ぎないが、百戦の諸敵は清々として進み、堅實且つ急速に王道樂土建設の理想を顯現しつゝある。以て滿洲國が事變以來辿つて來た各方面の建設過程に就きこれを略記して見やう。

新滿洲國成育過程

○事變當年(昭和六年)

- ▼九月十八日 支那兵柳條溝の滿鐵線路爆破、我軍敢然北大營攻撃、事變の口火切らる。
- ▼同二十日 奉天に臨時市政公署成立。
- ▼同廿二日 聯盟理事會日支代表論戰。
- ▼同廿四日 袁金鎧を首班とする奉天治安維持委員會成立時局收拾に乗出す。これ實に全滿大同獨立の酵母たり。
- ▼同廿六日 吉林に熙洽を長官とする臨時政府成立。
- ▼同廿七日 張景惠を首班とする哈爾濱治安維持會成立。
- ▼十月一日 學良等錦州政府事務開始。
- ▼同 八日 錦州爆擊。



- ▼同廿四日 聯盟理事會日本の對案を葬り理事會決議を十三對一を以て可決
- ▼十一月七日 馬占山對日宣戰を布告す
- ▼同 十九日 日本軍齊々哈爾入城。
- ▼十二月六日 斌式毅奉天省主席に就任

○建國第一年 (昭和七年)

- ▼一月二日 日本軍錦州入城。
- ▼同十八日 上海事件の端開く。
- ▼二月二日 上海總攻撃。
- ▼同十四日 滿蒙新國家建設第一回首腦會議開催。
- ▼同廿五日 東北行政委員會新國家建設の大綱決定。
- ▼三月一日 滿洲國建國宣言發布。
- ▼同 九日 滿洲國建國式溥儀執政就任
- ▼同十二日 滿洲國政府世界十七ヶ國に建國通牒を發す。
- ▼四月十一日 聯盟調査團のリットン卿一行奉天着。
- ▼五月 五日 上海日支停戰協定調印
- ▼九月十五日 日本政府滿洲國承認、新京に於て日滿議定書調印。

- ▼同 廿六日 ホロンバイル事件起る。
- ▼同 三十日 リットン報告書日支兩國政府に手交。
- ▼十二月一日 在滿日本大使館開設。
- ▼同 六日 日本軍滿洲里入城。

○同第二年 (昭和八年)

- ▼一月 一日 山海關日支衝突起る。
- ▼二月廿五日 熱河征戰開始。
- ▼三月 四日 日本軍承德入城。
- ▼廿七日 國際聯盟の詔書換發
- ▼四月 十日 關東軍長城全線總攻撃令
- ▼五月 二日 ソ國北滿鐵道賣込を大田大使に提議。
- ▼同 卅一日 塘沽に於て日支停戰協定成立。
- ▼六月廿六日 北鐵讓渡滿ソ交渉東京に於て開始。
- ▼七月 三日 大連に戰區接收會議開催
- ▼十二月廿九日 滿洲國帝制三月一日を以て宣布すべく決定。

○同第三年 (昭和九年)

- ▼一月 廿日 滿洲國帝制實施を聲明す
- ▼三月 一日 滿洲國帝制實施、執政溥儀氏登極、康德元年と改元。
- ▼同 三日 中米サルヴァドル國滿洲帝國承認。
- ▼同 廿六日 滿洲帝國修聘使鄭孝胥東京に到着す。
- ▼六月 二日 滿洲國帝制實施並皇帝即位慶賀の爲め我皇上陛下の御名代として秩父宮殿下東京發御渡滿。
- ▼七月 一日 滿支通車協定成立。
- ▼八月十三日 ソ滿兩國間の北鐵讓渡に關する交渉一時打切り。
- ▼九月 四日 滿ソ水路會議成立調印す

地勢

滿洲國は北緯三八度四五分乃至五三度三〇分、東經一一五度二〇分乃至一三五度二〇分に亘り、我岩手縣乃至樺太と同緯度にある。東北はソヴェート領シベリヤ、東南は朝鮮と境し、西北は蒙古、南は渤海と支那河北省に接する。東に長白山系、北に小興安嶺、西に興安嶺、南に

陰山山系の一端を有し、南の一部渤海に臨む外三方山に圍まれ、其の中央公主嶺一帯を分水嶺とし、遼河は南流して南滿に、松花江は北に蟠居して北滿の二大沃野を形成して居る。

氣象

滿洲の氣象は謂ゆる大陸的、平原的であつて(一)寒暑の差劇しきこと、(二)乾期雨期の差著しきこと、(三)一般によく乾燥することの三點が其の特徴で、氣溫は年により氣層の配置に多少の遲速があるが、大體十月から翌年四月に亘り、十一月の二ヶ月は其の初期に屬し、三、四月の二ヶ月は終期に近く、而して最酷寒期は一月中旬より二月中旬である。

寒候が漸く終れば氣溫は急速に上昇し、大陸部内に於て殊に著しく、同時に漸次降水を増加し、七、八兩月に於て年量の半ばに達する。氣溫は七月より八月中旬に至つて最高に達し、それ以後は氣溫漸く低落に傾き、九月中旬より急速に下降する。而して十一月に入り萬象概ね

冬季の景観を呈する。

これを要するに春秋兩季は氣候の變化比較的複雑にして寒温たがひに至り、爲めに春秋兩季の頗る短きを感じしむる。

今之を地理的關係より同緯度の他地方と比較するに、冬季の氣溫著しく下降する爲め年平均は低くなるが、四月下旬より五月に入り急に氣溫高まり、六、七、八月は日本内地よりも高くなる。かく滿洲が夏季に於て氣溫の高いこと、而して九月に入つて氣溫が下降し、無霜期間の比較的長いことは農耕上の一大天恵であつて、特別の作物を除き多くの作物が滿蒙に豊饒に出来る所以である。

一日中の氣溫變化は晝夜の差廿度に達することがあるが、此の變化は週期的に生ずる謂ゆる三寒四温で、毎日多少づつ西から東に移り、通常の状態では僅少の高氣壓と低氣壓とが交互に凡そ三、四日間で交替するからである。因みに滿洲の氣候の變化は内地よりも一ヶ月早い。

人口と面積

滿洲國は奉天、吉林、熱河、黑龍江、興安の五省からなつてゐる。其の總面積は七萬七千餘方里、人口は康德元年六月國務院統計處の發表によると、大同二年末現住戸口概數は、戸數五百十八萬六千戸、人口三千〇八十八萬人にして、前年末に比し戸數三十五萬六千戸、人口百二十七萬四千人を増加した。これを性別に見れば男千七百萬人、女千三百八十七萬九千人で、國籍別にすると滿洲國人三千九萬一千人、日本人五十九萬一千人、其の他の外國人九萬一千人となつて居る。尙ほ關東州及び滿鐵附屬地の人口は百四十萬九千人、前年末に比し八萬五千人の増加である。これを省別にすれば次の如くである。(大同元年十二月現在)

(省別)	(面積)	(人口)
奉天省	七、七五三平方里	一五、四三〇、四〇〇人
吉林省	一七、三三〇	七、二三五、五四三
黑龍江省	三三、〇七〇	三、六七二、七七七
熱河省	一〇、二八八	一、〇五四、三三三
北滿特別區		一四八、五七九
哈爾濱市		四〇四、七九七



興安省三、〇三〇  
計 一、五二、五〇六  
（備考）日本の總面積は四三、六〇六、一一七方里。

在滿外國人數 (大同二年十月)

滿洲國行政管内		日本人	外國人
奉天省	三三、七〇七	一、元一	
吉林省	四二、五五四	二、二七二	
黑龍江省	八六、六六六	五、六六六	
熱河省	八、四〇〇	三、三三三	
北滿特別區	五、八六五	二、九九九	
新京特別區	四、六六六	四、四四四	
哈爾濱特別市	一四、三〇三	六、四四四	
興安東分省	一、七七一	二、二二二	
興安南分省	二、五五五		
興安西分省	四、六六六		
興安北分省	五、五五五		
計	五九〇、七〇〇	九八、四三三	
前年	五六、四七一	一七、五五五	
増減數	増二、二二九	減三、六三三	

政治

關東州 一四、二七五  
滿鐵附屬地 一六七、七五四  
計 三〇九、〇三九  
八五  
一、三三八  
二、一五九

滿洲國の行政制度に就ては、滿洲の現存機構を踏襲し、急激な變革を避くることを原則とし、これまで考究の結果に基いて近代的中央、集權的國家の根幹を形づくり、中央地方行政的の改造を斷行することになった。即ち本年一月九日民政部より正式に臨時地方制度調査委員會設立の件を參議府會議に提議し、その結果該委員會は設立され、目下具體的審議を進めて居り、近く地方行政の一大刷新を斷行、獨立國家として、舊弊をこゝに一新する筈である。又地方行政の刷新と地方自治の確立のため、全國各縣又は旗に參事官副參事官並に警察指導官を配置し、更に公私社會事業の連絡統制のため社會事業聯合會を組織し、又は地方衛生機關の補充、阿片專賣制度實施に伴ふ衛生方面の取締等實に見るべきものが多

いが、この地方制度並びに中央、地方の關係の改善の一方に於て又中央政府は帝制による新局面の展開に適應し、皇帝は昨年三月一日建國周年記念教書に於て、憲法制定は刻下の急務にして之が制定は民衆の總意に基くべきものなる事を明かにし、同日更に「憲法制度調査に關する教書」を以て憲法制度調査委員會を特命し、さきにこれが調査使節として日本に派遣された立法院長趙欣伯博士、並びに同制度調査の爲め歐米に特派された松木法政局參事官の嚴重なる調査報告を待つて、其の起草になる草案を基礎に憲法委員會に於て檢討を加へ政府に提出し、更に法政局の審議を経て國務院會議、參議府會議の審議、諮詢を要する爲め、其の發令は康德二年三月以後になる模様である。従つて憲法發布迄の過渡期に於て臨時憲法ともいふべき法令は、滿洲帝國政府組織法として全部六章、附則を合して四十二條より成るものを發布された。

し、皇帝は宣戰、媾和、條約締結の大權を有し、陸海空軍を統率し、大赦、特赦、減刑及び復權の命令權を有する。  
▼參議府 は我國の樞密院に相當する機關であつて、參議をもつてこれを組織し、法律、教令、豫算、條約、協約並に皇帝の名に於て行ふ對外宣言、重要な官吏の任命、其の他の重要な國務に付き皇帝の諮詢を俟つて其の意見を提出し、又重要な國務に關しては皇帝に意見を提出することが出来る。

▼中央行政 中央政府には四權分立の原則に基づいて立法院、國務院、法院、監察院の四院が設けられて居る。

立法院 の任務は我帝國議會のそれに相當するもので、其の主要權限は法律及び豫算の翼賛であるが、國務に關し國務院に建議することが出来る。立法院は皇帝の召集により毎年常會を開く。

國務院 は行政權を行使する内閣である。其の下に民政、外交、軍政、財政、實業、交通、司法及び文教の八

部を置き、更に直屬機關として總務廳、法制局、興安總署がある。これ等各部總長（大臣）及び直屬機關の上長官を以て國務院會議を組織し、（イ）法律、教令、軍令及び豫算、（ロ）外國との條約及び重要涉外案件（ハ）各部門の主管權限の爭議（ニ）豫算外の支出（ホ）其の他の重要國務は本會議を経ることになつて居る。

監察院 國務院に對し獨立の地位を有し、監察及び審計のことに當る。  
法院 司法權行使の府にして、法律により民事、刑事の訴訟を審判す。而して審判は地方、高等、最高各法院の三審制である。

▼地方行政 地方行政機關は省、縣、旗、特別市、村、區である。舊政權時代には省は一國の觀があつたが、滿洲國政府は中央集權の確立を期し、省政府の權限を縮小したが、更に地方行政改革委員會の成案を得て康德元年十二月を期し現在の五省を興安省を除き、全滿を十省に分ち中央集權の強化徹底を期することになつ

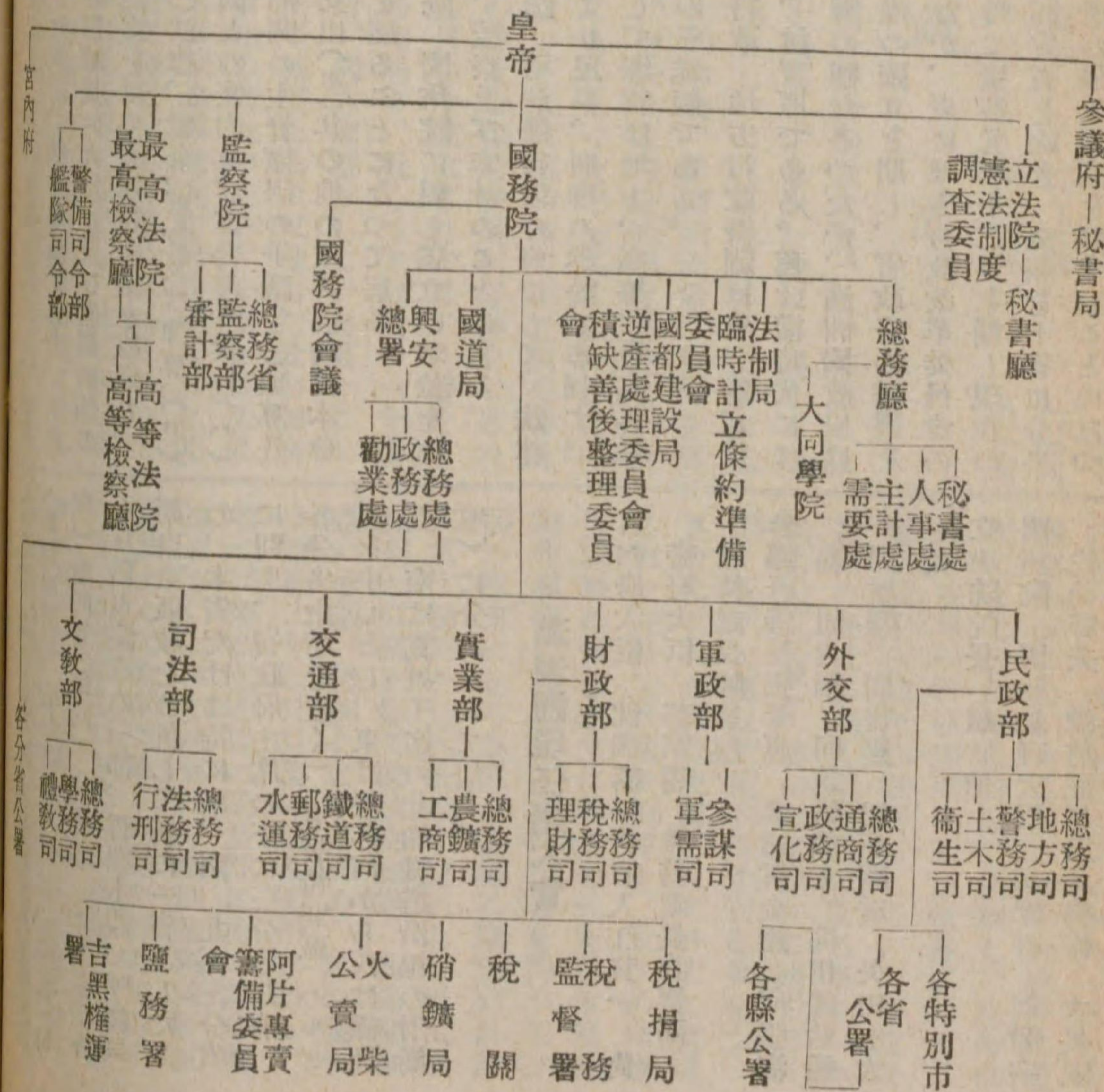
滿洲國現任諸大官

- 宮内府大臣 沈瑞麟 次官入江貫一 尙書府大臣 郭宗熙 總務處長許寶衡
- 近侍處長陳會聯
- 參議府議長張景惠 參議袁金鎧 同張海鵬 同貴福 同筑紫熊七 同田邊治通
- 同増韞 同寶熙 同胡嗣瑗 矢田七太郎
- 立法院院長 趙欣伯
- 國務院 國務總理大臣 鄭孝胥 顧問宇佐美勝夫 總務廳長遠藤柳作 次長阪



- 谷希一
- 興安總署 總長齊默特色木丕勒 次長依田四郎
- 民政部 大臣臧式毅 次長葆康 首都警察廳長修長餘
- 外交部 大臣謝介石 次長大橋忠一 駐日公使丁士源
- 軍政部 大臣張景惠 次長王靜修 奉天省警備司令于芷山 吉林省同吉興 黑龍江省同張文鑄 熱河省同張海鵬 興安南省同巴特瑪拉布坦
- 財政部 大臣熙洽 次長洪維國
- 實業部 大臣張燕卿
- 交通部 大臣丁鑑修
- 文教部 大臣(兼)鄭孝胥 次長許汝霖
- 監察院 院長羅振玉
- 最高法院 院長林榮 最高檢察廳長李榮 奉天省長(兼)臧式毅 吉林省長(兼)熙洽 黑龍江省長孫其昌 熱河省長(兼)張海鵬 新京市長金壁東 奉天市長閻傳綏

滿洲國政治機關一覽表



外交

國家諸般の機構の整備に伴ひ、日本の滿洲國承認以來歐米各國の滿洲國に對する經濟的進出の機運は著るしく促進され、本國政府の態度如何に拘らず、滿洲國の建設に参加せんとする傾向極めて濃厚となつて來た。

即ち各國別について見るに、ドイツは同國のハルビン駐在領事バルスサー氏をして森島總領事を訪はしめ「ドイツ政府は日滿經濟ブロックとの接近を圖るため滿洲國との間に新たに經濟提携を爲さんとしてゐる」旨を述べた。又ベルギー最大の銀行たるバンク・ソシエテゼネラルの重役バロン・バイエン氏は滿洲國を訪ひ、親しく同國資本投下を考究する處あり、又アメリカについては同國資本による商會社設立計畫が進められてゐると謂はれ、その本國政府が最近滿洲國產業特に農業方面に多大の關心を有してゐる。さうした滿洲國に對する各國の關心から最近滿洲國外交顧問ワシントン特派

日・滿・露關係

員ブロンソン・リー氏及び同ロンドン特派員エドワード氏を通じ、又關係日本商人を通じて投資並に建設事業参加を申込む者が漸次多くなつた模様で、歐米各國の滿洲國に對する活動は驚くべきものがある。

特に佛國に於ては投資が具體化し、既に日佛合辦を以て日佛對滿事業公司を設立したところであり、それが更に爾餘の各國の對滿投資に對する活動に拍車をかけた形である。

かゝる情勢の中にサルバドル共和国は、列國に率先して本年春滿洲國を正式に承認した。又英國に於ても滿洲國承認の機運が擡頭し、その第一着手として英國産業視察團は目下來滿の途にある。これは素より滿洲國政府が建國當初の聲明の如く各國に對する門戸開放、機會均等の外交方針を以て臨んだ結果である。

一方外交政策としては其重點を極東に置き、日露支三國との國交整調に全力を注ぎ、日本に對しては共同利害關係よりして特殊な親善關係を持して來たが、刻

下の現状に鑑み更に日滿議定書の精神を一層強化することになつた。又對露外交においては、接壤國であるだけに相互に主權の尊重と領事交換地の増加によつて兩國民の通商居住を便にするため、全般的友好親善握手に向はんとしつゝあり、本年九月四日懸案の水陸協定の調印を見、北鐵讓渡赤色宣傳等の諸問題に關しては反省を求め誠意に立脚して一切の清算を斷行せんとしつゝある。(尙ほ滿露關係の推移及び現況に付ては別に後記する處あるべし)

更に支那に對しては、滿洲國の獨立を脅かし、其主權領土を侵害するが如きことあれば、斷乎たる處置を執るは勿論であるが、滿支相反すべきでなく、新東洋建設、極東諸國間の平和の楔たるべき將來性を持つ國として大なる親善方針を持ち、これが目的のために妨害となるものゝ不正は斷然排撃することゝし、先づ停戰協定の確保を爲し、更に通商問題も解決し、近く又通商問題の折衝を行ふ筈である。對歐米政策に於ては、承認問題な



どは自然解決に委ね、廣く滿洲國の實體を徹底せしめ、經濟關係を求めらるるものは滿洲國外交の大原則たる機會均等門戸開放主義で對應し、漸次國交關係開始を誘致することになつてゐる。又滿洲國は國內法制及びこれが運用機關の着々整備せられつゝある實情に徴し、治外法權撤廢に向つて司法制度の改革を進めつゝある。

### 軍事

一、治安 日滿兩國は昭和七年九月十五日日滿議定書を締結し、兩國共同して國家の防衛に當るべきことを約し、この取決めに基き、日滿軍は前年春熱河を肅清し、國內攪亂の根源を斷ち、更に日本軍の分散配置と共に治安工作は完璧を期され、建國當初三十數萬を數へた匪賊は昨年末に於て僅かに四萬餘に激減し、今や全國匪害を脱し、今後は民間散在兵器の回收、職業的自衛團の整理及び流民消化の末期工作に入る事となつた。

二、軍政 軍閥の手兵的殘滓を清算し、その改善向上に努めつゝある軍政部では、銳意軍隊を統一し、軍權の私經濟より脱却せざりし經理を中央に統轄する外、人事と兵器との行政を中央に掌握し、逐次統一ある國軍建設にその歩を進めつゝある。即ち中央訓練處を開設して幹部教育機關となし、既成軍官の大量改造教育を行ふ外、日滿新軍官を養成し、又軍内教化運動を逐次浸徹せしめ、舊軍の惡弊除去に努むると共に制度、給與、裝備の改善も行はれるに至つた。邊境防備としては蒙古人より成る興安各省警備軍が編成され、江防艦隊は國境河川に進出し國威を僻陬の境域に及ぼしてゐる。

更に帝制の實施に伴ひ、全軍の指導精神を確立し、皇帝を首長とする名實具備の國軍たらしめ、日本軍と國防費の分擔を計り、協力して共同防衛に當りつゝあり。

現在の滿洲國陸軍は直轄部隊たる禁衛軍を除き、全國を六軍區に分ち、兵

力總計步兵十二旅七團十八營三隊、騎兵十七旅十二團三營二隊一連にして、人員約十二萬を有す。

海軍は江防艦隊の下に利綏、江清、江平、利濟、通江の各砲艦あり、其の排水總噸數は千四十五噸である。

### 財政

滿洲國の財政は、建國第三年度たる本年に於て全くその基礎を確立した。元來滿洲國は其の建國當初より増稅せず、且つ借入金なしの豫算を編成することを財政の根本方針とし、大同元年度に於ては約一億一千萬圓を以て運用することゝしたが、同年北滿に未曾有の大洪水があり、更に翌二年春には熱河肅清が行はれ、之がため臨時の支出を要し、大同二年一月所謂建國公債として三千萬圓を日本より募債し、追加豫算並に特別會計豫算を編成するの已むなきに至つたが、實施の結果は約二千萬圓の歲計剩餘を出した。大同二年においては、前年度借入金金の剩餘を合し歳出入共約一億五千萬圓の豫

算を編成したが、この年において亦約一千五百萬圓の歲計剩餘を見るといふ好成绩を示した。康徳元年度たる本年度においては借入を爲さざる豫算を編成し、而も一般會計においては歳出歳入共約一億八千萬圓（別に特別會計として歳入約一億三千六百萬圓、歳出約一億二千六百萬圓）を計上して居る。即ち本年度において、赤字なしの豫算を組み得たことは、建國年度以來、年數千萬圓の増加を見つゝあることは、滿洲國財政の前途頗る洋々たるものあるを示すものである。

尙本年度軍政部豫算に、共同國防費として九百萬圓を計上されてゐることは注目し値すべき事柄である。尙ほ滿洲國は關稅、鹽稅等を擔保とした中華民國の外債に對しても之が支出準備金として毎年概ね一千萬圓を積み立てゝゐるし、舊政權時代の債務に於ても其の確實なものに對しては支拂を實行してゐる點など、滿洲國が如何に國際信義の履行に關し留意してゐるかが判る。

日・滿・露關係

五、〇五八圓で、要求總額二七三、五〇六、〇二七圓に比すれば、差引き八四、七八〇、九六九圓即ち要求總額の三分の一強の削減を加へられた譯であるが、これを前年度（大同二年）豫算總計一四九、一六九、二七八圓と對比すれば三九、五五五、八八〇圓即ち四割弱の膨脹となり、滿洲國の躍進的發展を有力に物語つて居る。今新年度豫算額を所管別に示せば左の通りである。

#### 一般會計

歲入	一四〇、四七五、五七圓
經常部	七二、〇四一、一〇七
關稅	四、八八、四八〇
內國稅	二、六六、〇〇〇
鹽稅	八、三三、二一〇
印紙收入	八、一〇八、〇〇〇
專賣利益金	四、〇〇〇、〇〇〇
專賣公署利益金	三、五〇〇、〇〇〇
吉黑權運署利益金	七〇八、〇〇〇
其他	

官產收入其他諸收入	六、五〇六、三六七
經常部合計	一六三、三三一、〇七四
臨時部	三、〇四〇、一三〇圓
特別會計	七九、〇〇〇
公債金	五、〇〇〇、〇〇〇
剩餘金	一六、六三、八五四
建國年度	一、六三、八五四
元年度	一五、〇〇〇、〇〇〇
二年度	三五、四三、九八四
臨時部合計	一八、七五、〇五六
總計	

歲出	二、〇〇〇、〇〇〇圓
經常部	一〇、四七三、一九一
帝室費	二、四三、一四八
總務廳	二、六三、六六七
興安總署	一、四二、三九三
民政	四九、三三〇、三九三
外交	一三、六四五、〇六七
軍政	二、三七四、七三三
財政	三、二八、三三四
實業	
交通部	



司 法 部	七、八二、四〇〇
文 教 部	五、〇〇、五八五
合 計	三三、一六、〇四〇
帝 室 費	三、五二、〇〇七
總 務 廳	四八、三五
興 安 總 署	八、四八、八九
民 政 部	一五、〇二
外 交 部	九、四一、六六
軍 政 部	一〇、七七、六六
財 政 部	二、八五、三三
實 業 部	三九、九七
交 通 部	一四、六〇
司 法 部	一、三三、六三
文 教 部	七、四三、〇六
合 計	一八、七五、〇六

特別會計豫算は歳入一三六、四三四、一三三圓、歳出一二六、九五六、七〇五圓にして其の内譯は左の如し。

〔總務廳所管〕 關稅及び鹽稅擔保舊外債整理基金歳入三二、三三三、九〇〇圓、歳出三二、三三三、九〇〇圓、

都建設局歳入九、六六一、〇一五圓、歳出八、七五〇、一三七圓、需品歳入一一、三一六、六三五圓、歳出一一、三五四、九六七圓、減債基金歳入五、五四二、三五四圓、歳出同額

〔軍政部所管〕 被服廠歳入七、二九六、七七一圓、歳出七、三九七、一八九圓、軍機廠歳入七、〇〇〇、〇〇〇圓、歳出同額

〔財政部所管〕 專賣公署歳入二五、七二四、〇〇〇圓、歳出一一、一五八、八七二圓、吉黑權運署歳入一七、三二〇、二七七圓、歳出一三、三三三、二三四圓、國有財産整理資金歳入四、六四五、〇五〇圓、歳出四、四九一、九二二圓、投資歳入一一、二二〇、六八〇圓、歳出同額

〔交通部所管〕 郵政歳入三、五〇三、四五一圓、歳出同額

右豫算の内新規事業は一千五百萬圓を示し、滿洲國の躍進を語つて居るが、こゝに特別大書すべきは前に記せるが如く滿洲國政府が日滿議定書に基き共同防衛費

と回收しつくされ、(後記滿洲中央銀行の業績参照)内外に對する新紙幣の信用を増大し、永年の懸案であつた幣制の統一を如實に實現して金融狀態革新の基礎を確定した。

金融改善

此の外政府は金融につき特に留意し、中央銀行をして地方農村に耕作資金の低利貸出を行つて居るが、大同二年十一月には銀行法を施行し、銀行並に錢莊業者に對し銀行法に準據して業務の改善方を指導しつゝある。本年(康德元年)六月迄に營業を許可したものは、奉天省にて内國銀行五七、外國銀行三〇、吉林省内銀五八、外銀一三、黑龍江省内銀無、外銀五、興安省内銀六、合計百六十九銀行に及んで居る。

經濟產業

滿洲國は經濟建設に當り、無統制の弊害に鑑み、之に所要の國家統制を加へ、資本を活用し、而して國民經濟全體の健

を分擔することに決し、軍政部豫算の内九百萬圓を計上し、これに付き鄭總理大臣は六月二十八日聲明を發し、日本政府も欣然右を受諾するに決したことである。

幣制の統一

建設途上の滿洲國において注目し値するものは、幣制の統一である。事變前における滿洲國の金融狀態は全く無統制、亂脈状態であつて、各省官銀號は軍閥の私利私慾を充たす機關として利用せられ、不換紙幣を濫發し、各地に通用する通貨は千態萬様、而かも騰落常なく實に紊亂の極みであつた。

茲に於て滿洲國は建國と共に幣制の統一、金融狀態の革新に多大の努力を拂ひ、舊政權時代の主要銀行四行を合併して資本三千萬圓を以て大同元年七月一日中央銀行を設立するに至つた。爾來舊銀行の發行紙幣を回收すると共に新紙幣の流通並に安定を圖つた結果、本年六月頃には一億四千萬圓に達してゐた舊紙幣は殆

全且つ廢刺たる發展を圖らんことを期し、昨年三月一日「滿洲國經濟建設に關する聲明書」を發表し

- 一、國民全體の利益を基礎とし、利源開拓實業振興の利益が一部階級に壟斷されるの弊を除き
- 二、國內賦存の凡ゆる資源を有効に開發し、經濟各部門の綜合的發達を圖る爲め、重要經濟部門には國家的統制を加へ、合理化方策を講じ
- 三、利源の開拓、實業の獎勵に當つては、門戶開放機會均等の精神に則り、廣く世界に資本を求め、特に先進諸國の技術經驗、其他凡有る文明の粹を蒐めて之を適切有効に利用し
- 四、東亞經濟の融合々理化を目途とし、先づ善隣日本國との相互扶助の關係を益々緊密ならしめる事を四大根本方針とした。

右根本方針の主旨に基き、政府は現下の情勢上、實現可能にして最善なる手段として國防的若しくは公共公益的性質を有する重要事業は國營、公營又は特殊會社

をして經營せしむることを原則とし、その他の産業及び資源等各般の經營事項は民間の自由經營に委ね、特に國民の福利を重んじ、その生計を維持するために生産、消費の兩方面に互り必要なる調節を行ふことにより國民經濟の統制を行ふことになつた。而して經濟建設の順序としては滿洲國建設後の四圍の情勢に鑑み、國防生産開發を第一に着手し、拙速主義により速成を期し、その他の一般産業の開發は第二段とする事になつた。

そこで先づ第一に着手されたものは交通事業で、滿洲國の鐵道全部は昨年三月一日その經營建設を滿鐵に依託し、海克線、敦圖線は既に開通し、拉濱線は本年九月一日日本營業を開始するに至つた。右新線開通の結果、國有鐵道の總營業軒數は大同二年十二月末において三、六八一軒に及ぶに至つた。

又滿洲電信電話會社を以て電氣的通信の統一を圖り、又新京百キロ無電臺の建設と共に電氣通信事業の勃發著しく、或は一千五百萬圓を投じて道路網を建設す



る等々産業開發の歩は進められてゐる  
農産業、畜産業、林業、水産業、工業  
等も近く産業調査局の設立と共に益々振  
興するであらう。

▼農産業 滿洲國の農業資源は其の廣大  
なる未墾の土地(全土地の五四%)にあ  
り。熱河、興安兩省は氣候風土の關係上  
農耕地に乏しきも、奉天、吉林、黑龍江  
三省は地味豊沃且つ農産物に氣候順適で  
ある。而も農業は國民經濟の根幹をなし  
て居り、滿洲國々民所得十五億五千萬圓  
中農業所得は十一億九千七百萬圓を占め  
て居る。而して常に農産品は全輸出の七  
〇%より八〇%であるが、全滿省別農耕  
地面積と其の收穫高を示せば左の通りで  
ある。

農耕地面積

地方別 可耕地 既耕地 未墾地  
奉天省 千陌 千陌 千陌  
吉林省 六、三九 四、六四 一、七五  
黑龍江省 一〇、八九 五、二八 五、六一  
熱河省 二、八七 四、〇七 一、二〇

に手放したもので農村疲弊を如實に物語  
つて居る。此の特産の大恐慌は農村から  
都市へ窮乏の波を及ぼす處甚大である。  
ハルビンでは大同二年末から舊年末たる  
同三年二月迄の倒産三百軒を出して居  
る。従つて日本商品の輸入不振となり、  
大同三年一、二、三月の綿糸布商談は僅か  
に三千四百俵で前年同期の一萬一千二百  
俵に比し六千八百俵の激減である。

▼畜産業 興安省に屬する蒙古民族の居  
住區域は農耕に適せざるも、水草に富み  
且つ廣漠たる平原にして天與無盡の牧場  
なるは世界周知の處である。従つて古來  
蒙古人は牧畜を其の生活の中心とし、常  
に畜群と共に水草を逐ふて移動するを以  
て世に遊牧民と稱せらるゝことほど同省  
内の牧畜業は實に盛んなものであるが、  
これに反し奉天、吉林、黑龍江三省に於  
ては牧場適地が甚だ少い爲め專業として  
營む者亦極めて少く、概ね農家の兼業と  
して營まれて居るに過ぎない。だが兼業  
とは云へこれを一括した成績は侮り難  
く、前者の牧畜を加へた全滿洲の畜産業

滿鐵附屬地 二〇五 二〇五  
及關東州 三、六四 一五、八三 一七、七〇  
合計 三、八四 一六、〇八 一七、七〇

農作物收穫高 (大同二年度)

奉天省 吉林省 黑龍江省 合計  
大豆 一、七五二、四六一、六三七、五、三三七  
其他豆類 一、五二 二、九 三五 三三  
高粱 二、五四一、四〇〇 五、二四四、九七  
粟 八四一、二六〇 八、五二二、九六〇  
玉蜀黍 八九七 五、元 三、三三一、七〇二  
小麥 一〇三 五、七 九、八二、五〇  
水稻 八三 六、八 一、五  
陸稻 六 六、三 一、三  
其他雜穀 七三 五、九 五、九一、八三  
▼特産物 滿洲國の農村を支配する重大  
なる産物は所謂ゆる特産物大豆其の他で  
あつて、本年の此の特産物は世界經濟不  
況、北滿大水害等の影響を受けて慘狀を  
呈し、大豆の値段は大正三年以來の安値  
となつた。殊に大豆の需要國たる獨逸の  
關稅引上げ、輸出制限、ジャバの輸入禁  
止、南支への輸出減少等も主たる原因と  
なつて居る。昭和九年三月に於ける大豆

の値段は

三月下旬 同中旬 同下旬  
安達 四八〇圓 四二五圓 三八〇圓  
拜泉 三六〇 二六九 二六六  
泰安 五五三 五二九 五一〇

で、一ブード當りにすると北滿では一兩  
年前は一圓八十錢、昨年九十錢、昨秋出  
廻期六十五錢、本年四月三十九錢の大慘  
落である。又北滿農家の採算は一响當り  
自作農生産費二十七圓、大豆賣上高十六  
圓、差引十一圓の不足で、小作農は此の  
上五圓乃至六圓の小作料を納めて居るの  
で其の苦痛は名狀し難いものであつた。  
昭和八年度の收穫豫想高は七年度に比し  
二割増と傳へられたが、實業部及び滿鐵  
の共同調査では平年作柄の九〇・四%、  
大豆は八七・六%と云はれ、作付面積も  
前年に比し八二・〇%で二割近き減退と  
なつて居る。而かも昭和八年十月—九  
年二月間の大豆出廻りは一、六四一、〇四  
八噸にして、前年同期一、四〇九、八六二  
噸に比し二〇%の増加であるが、これは  
農作豫想と一般小作農家が舊正の決断定

は極めて盛大だといふ結言を得られるの  
である。然らば牧畜の方法は皆原始的で  
家畜の素質も劣等なるばかりか、その家  
畜より生ずる物質の利用加工法等も未だ  
研究充分でなく、進歩せる世界畜産界よ  
り取残されて居る現況であるので、政府  
は此の點に深く留意し、家畜頭數の増加  
を圖ると共に、品種を改良して資源的價  
値を高め、以て世界市場に進出せしむる  
計畫を樹立し、實現の歩を進めつゝあり。

畜産推計 (滿鐵調査に依る)

一九二九年 一九三二年  
牛 二六四萬頭 二七〇萬頭  
馬 三三三 三六〇  
騾 七三 一  
驢 五七 一  
羊 四五五 四九〇  
豚 八五四 九八〇

▼金屬鑛業 滿洲に於ける金屬鑛物は地  
質的關係に因り其の種類多きを特色とす  
るが、建國當時迄に許可せられたる金屬  
鑛區を省別に示せば次の如し。(熱河省を

金屬鑛區數及面積

省別 鑛區數 面積(單位阿)  
奉天 五三 三、四七、六九〇  
吉林 一三 五、九、四七六  
黑龍江 三三 一、二、四、九七九  
興安 三 一、二、一、四〇六  
計 一〇〇 三、二、七、〇九五

▼金屬鑛業 過去に於ける金屬鑛業は採掘技  
術の低劣、政府當局の開發に對する無關  
心、匪賊の迫害等によつて何等開發の跡  
を見ず、稼行するもの僅に五指を出でず、  
其の豊富なる埋藏量も徒らに死蔵せらる  
ゝに止まる状態で、金鑛は砂金及び山金  
の二種あるも、山金としては見るべきも  
のなく、主として砂金の採取を行ふもの  
であつた。滿洲に於ける産金地は全國に  
わたり、就中奉天、吉林省の東部地域、  
黑龍江省の黑龍江右岸、松花江左岸流域、  
熱河省東半部地域は其の主要産金地であ  
る。而して此の内主要山金鑛區として擧  
げ得るものに吉林省延吉縣の八道溝、奉



天省清源縣の大金廠、景家溝、通化縣の大廟溝、輯安縣の寶馬川等がある。

次に主要砂金産地としては吉林省牡丹江流域にある依蘭縣の黑背山、駝腰子、小青背、大治溝、琿春縣の東溝、圖們江支流海蘭河流域にある和龍縣の三道溝、蜂蜜溝、夾皮溝、黑龍江省蘿北縣の太平溝、梧桐河、呼瑪縣の庫瑪、余慶、漠河縣の小北溝、小溝、室蓋縣の一間房、吉林拉林等が特に著はれて居る。

斯くて滿洲國の金鑛業は長年月の歴史を有すと雖も、新國家創成以前に於ては營業化せられたことなく、今漸く新設會社に依り開發着手を見つゝある現状にあるを以て、其の産額に關する數字を得難きも過去に於ける徵稅關係等より推測して年産二千萬圓内外と推定せられる。

▼鐵鑛業 鐵鑛の分布地域は主として奉天省に局限せられるが、其の埋藏量豊富にして、滿洲國鑛産資源の大宗をなし、石炭と共に多大の將來を有するものと見られて居る。

撫順、札查諾爾等が有名である。

石炭埋藏量 (單位百萬噸)

奉天	無煙炭	有煙炭	合計
吉林	—	—	—
黑龍江	—	—	—
熱河	—	—	—
合計	—	—	—

右埋藏量を炭田別に見ると撫順九億五千萬噸、煙臺四千萬噸、本溪湖二億二千萬噸、新邱十一億噸で、現在出炭量は撫順年額九百餘萬噸である。

▼工業 滿洲に於ける工業中其の第一位を占むるは油房業で、工場數四百以上、年産額は豆油二億五十萬斤、豆粕六千萬枚、次に製粉、醸造業であるが、左に示すは大同二年二月末調査に係る一般工業の成績概況である。

業種	工場數	生産額
油脂工業	一五	六、三三、七〇〇圓
纖維工業	八四	七、七、七〇〇
化學工業	三	六三、三〇〇

日・滿・露關係

び磁鐵鑛で、其の他局部的に接觸變質鑛床の磁鐵鑛或は小規模の赤鐵鑛があるが、經濟的價値を有しない。

從來鐵鑛の開發は多く日本の投資により今日の發展を見たもので、鞍山、本溪湖兩鐵山が即ちこれであるが、其の他に鑛山地として擧げ得るは、奉天省鞍山地方、弓張嶺、廟兒溝、歪頭山、八盤嶺、通遠堡等で、特に鞍山地方、弓張嶺、廟兒溝は著名である。尙此の外吉林省盤石縣地方、熱河省朝陽縣地方等からも産出するが未だ言ふに足らないのである。

奉天省鐵鑛埋藏量

(産地名)	(推定鑛量)	(平均鐵分)
遼陽縣(富鑛)	一、三〇〇千噸	五〇—六〇%
鞍山(貧鑛)	四七、七五	三五
本溪縣(富鑛)	二、一〇〇	六〇—六
廟兒溝(富鑛)	二〇〇,〇〇〇	三三
遼陽縣(富鑛)	一、二六	六〇—六
弓張嶺(貧鑛)	三三、五〇〇	四〇
本溪縣(富鑛)	一四九、三〇〇	三〇以上
歪頭山(貧鑛)	一四九、三〇〇	三〇以上
總計	一、〇七、九七五	三五—五五

機械工業	鑛	噸
窯業工業	一〇	九〇六、一〇〇
食品工業	一五	一四、八三三、三〇〇
醸造工業	三	七六、八八〇
木材工業	二	九、一〇〇
皮革工業	四	一四三、一〇〇
印刷工業	二	九一、三〇〇
電氣工業	一	二四七、四〇〇
雜工工業	一五	—
合計	—	三三、三三、七〇〇圓

右資本金は概計二千六百餘萬圓で、工人一萬一千六百餘名である。

▼林業 滿洲に於ける森林は、河流山脈等の自然的境界、又は鐵道沿線の如き人為的境界により左の十六區に分つ。

鴨綠江流域、圖們江流域、松花江流域、牡丹江流域、拉林河流域、三姓地方一帯地域、北滿鐵道東部地域、大興安嶺地域、北滿鐵道西部沿線地域、小興安嶺地域。

森林面積及立木蓄積量	面積(千町)	立木蓄積量(千石)
鴨綠江流域右岸、渾江流域(奉天省)	九〇、八三町	三、三三、三三石
松花江流域(吉林省、奉天省)	一、四三六、八三町	八、七四、〇三六石
豆滿江流域(同右)	八三、五三町	四、四〇、四〇石
牡丹江流域(吉林省)	六四、九六町	四〇、九五〇石
拉林河流域(吉林省)	六三、七五町	三〇〇、九九千石
北鐵東部沿線(吉林省)	三、四三、三三町	八、九、二六千石
三姓地方一帯地域(吉林省)	五、三〇、九三町	二、六八、六〇二千石
大興安嶺地域(黑龍江省)	一四、〇〇、〇〇町	五、六〇、〇〇千石
小興安嶺地域(同右)	一〇、〇〇、〇〇町	三、五〇、〇〇千石
合計	三、一七、五八町	一四、九一、八八千石



▼水産業 南に黄海、渤海灣を控へ古くより漁業行はるゝも、現在一ケ年の漁獲約三百萬圓内外で、近時關東州に於ける漁業の著しき進展に比し頗る不振の状態にあり。けれども今後一般漁獲知識の普及と漁船、船具、漁獲法等の改善とに相俟ち發展すべき餘地を相當に有し居るが、特に沖合漁業に於て然りとすもので、同時に漁港及び販賣機構の整備は最も其の必要を痛感せらるゝのである。一方國內幾多の湖沼河川に於ける淡水漁業の漁獲高一ケ年約五百萬圓に上り、水産業上重要な地位を占むるものであるが、其の漁獲方法が未だ原始的な幼稚時代を脱せず、僅かに北部呼倫池に於て稍や經濟的企業化せる漁業方法が行はれつゝあるに過ぎぬので、今後天然繁殖、人工養殖の道を講じ、資源の培養に努むると共に漁撈方法、漁業團體等の施設上其の指導宜しきを得るならば亦將來は甚だ有望である。

商業

旗の内務科等をして商業に關する事務を掌らしめ、民間公私の協力と相俟ち以て全國商業の繁榮と對外貿易の振興を企圖しつゝある。

尙ほ中央銀行は曩に其の創立に際し、滿洲各地に於て舊官銀號の經營し來れる附帶事業十九種、其の店舗百三十三軒をも繼承し、之を附設の實業局をして整理經營の衝に當らしめたが、これ等附帶事業は滿洲中央銀行法第四十四條の定むる處に基き、漸次分離獨立する豫定にて各種店舗の廢合を行ひ諸般の整理を行ふ處あり、特に大同元年九月實業部は新京に全國商會長、工會長を新京に召集し、全國工商會議を開催して實業振興方針樹立の資に供する處があつたが、其の後大同二年三月一日政府は滿洲國經濟建設に關する聲明を中外に發表し、經濟建設の根本方針並經濟統制の方策を明示した。即ちこれに従へば商業の助長に關し特に一項を設け、次の如く一般民商の利益を將來に約束する處があつた。

日・滿・露關係

由來滿洲國は農業國で、商業としては營口が開港せらるゝ迄は微々として振はず、特記すべき何ものをも持たなかつたのである。

然るに一八六四年の營口開港は、實に滿洲の商業史上に一劃期をもたらしたもので、茲に國際市場との交渉の端を發し、爾來農産物、特に大豆及同製品の海外輸出増大するに伴ひ、出入船舶また逐年其の數を加へ、營口を中心とする南滿は漸く近代の形態をそなふる商業の發達を見たるも、其の多くは鐵道沿線主要都市に限られた。而して日露戰爭後日本が南滿洲鐵道の經營及び關東州の租借を繼承して以來は、大連を中心に交通、貿易共に著るしく發展の歩を進め、人口また増加するに伴ひ其沿線主要都市は益々近代化し、茲に滿洲をして一躍世界的農業國の名を得せしむると共に商業發達の上にも亦一轉期を劃せしむるに至つた。

けれども之を國內全般より見る時は漸く發達の段階に上り得たに過ぎなかつたのである。即ち國內各地の商業組織の形

態は新舊相混淆し、鐵道沿線の主要都市に於ては進歩的商業行はるゝも、未開放地帯にありては今尙隊商に依る物々交換の行はるゝが如き状態で、かくの如く滿洲國の商業が未だに組織化せられざる事實は、交通機關の發達遲々たりしと、諸産業が未だ原始の域を出でなかつたことに淵由するとは云へ、又一方舊軍閥政權が恣に紙幣を濫發して強制通用せしめ、或は特産物の買占を敢行して官商を擁護した結果、極度に民衆生活に壓迫を加へ、又商民の利益を無視し、延いては其の經濟的發展を人為的に阻止せることを以て最大の原因と見ることが出来る。

然し、今や建國第三年となり治安既に大半を恢復し、政道自ら更めらるゝに伴ひ、商業亦漸次回復進展の歩を進め、殊に主要都市に於ては著しく活況を呈するに至つた。政府は又こゝに意を用ひ、中央に於ては實業部工商司及び興安總署勸業處をして商業及び貿易に關する統制機關たらしめ、地方にありては各省の實業廳、各分省の民政廳、各縣の實業局、各

して大なる進歩發達を遂げしむるであらうことを確信する。

▼商業機關 商會は商業の保護増進を計り、以て同業者の圓滑なる聯絡を圖ると共に、商業知識の啓發並びに公益の維持を期するを其の主たる目的となす。けれど共滿洲國には未だ商會法の制定が無いから従前(民國十八年)の法令を暫行商會法としてこれに適用して居る。即ちこれに據れば其の設立に關しては省政府の許可を得るを要し、原則として各特別市、各縣及各市に設けられるが、地方の經濟事情によりて區、鎮にもこれが設立を許可せられる。各省所在の商會は更に各商會聯合會を組織してこれが統制を司り、現在奉天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱の四ヶ所に此の聯合會がある。

▼工商同業公會 は工商業者共通の福利増進を圖るを目的とする一種の同業組合である。これ亦従前(民國十八年)工商同業組合法)の法規に據りて設立せられたもので、即ち同業者七家以上を以て組織し、同一區内に一會を以て限度とし、省



政府の設立許可を要する。而して同業公會は營業上の弊害を矯正し、商工業の完全なる發展を期するを趣旨とせるを以て、商會法に據る商會とは緊密なる關係に在り。概して大都市の同業公會は各代表が集まつて商會を構成するを通常とし、各所に其の例を見るも、地方に在つては營業區々として統一を期し難き現狀を呈して居る。従つて同業公會の組織を見るもの極めて稀である。

▼交易所の取引は物産取引と、錢鈔取引の二者に分れ、前者は主として滿洲特産物たる大豆、高粱、豆粕等を扱ひ、後者は各種貨幣の取引を目的となす。物産取引については調査資料未蒐集に付き之を掲げ得ないが、以下錢鈔取引に就いて其の概況を記すことにする。

錢鈔取引は滿洲の特殊の事情により發達したものであるが、それは從來舊政權時代に發行せられたる多種多様の紙幣が各地に交錯して流通し、其の品位と相場を異にした爲めである。然し新國家が成立し大同元年七月一日滿洲中央銀行が開

ので、本都を大連に置き、滿鐵沿線各地に支部並分配所を設け、組合員總數約二萬三千、出資金額三百萬圓、一ヶ年の賣上高は一千万圓を超える。

▼取引所 滿洲國側の交易所に相當するもので、官營六(大連、奉天、開原、四平街、公主嶺、新京)、民營二(大連、安東)である。官營取引所には清算事務を行ふ爲め各々取引所信託會社を附設す。現在官營取引所は大豆、豆粕、豆油、高粱其他の重要物産並錢鈔の取引を行ひ、民營取引所の中で大連株式商品取引所は有價證券、綿糸布、麻袋、麥粉及び砂糖の賣買取引を爲すを目的とし、安東取引所は有價證券、商品及び錢鈔の取引を行つて居る。

其他外國側

▼商業機關 としては、大連に英國商業會議所、營口に英、米、獨三國合同の牛莊商業會議所、哈爾濱に露、米、英、獨、佛、波蘭の各商業會議所があるが、各國の經濟的勢力は主として哈爾濱を中心

日・滿・露關係

行せられ、新國幣と舊紙幣との換算率を規定して以來相場は總て國幣建となれる爲め、錢鈔取引も亦自分從來と趣を異にするに至つた。

交易所の主なるものとしては濱江貨幣交易所、吉林省城内の銀錢貨幣有價證券交易所、及び新京錢鈔交易所がある。

▼市場 商業の發達せる大都市には殆ど市場の常設を見るを例とするも、近代的經營内容を有する市場の如きは未だこれを見るのが出来ない。其の多くは唯諸物品を雜然と配置して單純なる商取引を行ふに過ぎないのである。然し滿鐵附屬地主要都市には稍近代的市場の設備を有し市民の需要に尠からぬ利便を與へて居る。

▼外國商業機關 滿洲國の商業機關が未だ充分の發達を見ないに反し、關東州、滿鐵附屬地及び北滿鐵道沿線主要都市には外國人に依る商業機關がよく整備し、特に日本側商業機關は名實共に充實して滿洲國商業の發達に多大の寄與をなして居る。

集中せられ、近年日本商人の飛躍的進出と共に其の活動著しきものあり、就中蘇聯邦は北滿鐵道による特殊關係を利用して漸次諸外國の進展に對抗すべく種々の方策をとつて居る。

▼蘇聯邦商業機關 としては哈爾濱に蘇聯通商代表部、穀物輸出部、石油シンヂケート、國營保險代表部、國營商船隊等がある。就中通商代表部は最も有力な機關で、極東林業トラスト、極東炭坑トラスト、蘇聯邦紡績シンヂケートの各代理店を兼ね、北滿に於ける蘇聯邦經濟活動の全般的統制に任じつゝある外、尙北滿に於ては滿洲里、海拉爾、齊々哈爾、綏芬河に、南滿に於ては新京、奉天、大連の各地に各々出張所を設け、組織的に其の勢力の擴張を圖つて居る。

在滿外商の凋落

邦商の優越地位

滿洲國の成立が同國と列強との經濟關係に如何なる影響を及ぼすかといふこと

日本側商業機關

▼商業會議所 の既設さるゝものは現在大連、奉天、新京、安東、營口、鐵嶺、及び哈爾濱の七都市である。

▼各種組合 關東州及び滿鐵附屬地に於る昭和六年末現在數は組合一九三、組合員五九〇五、日滿合同組合一〇七、組合員八五、三三六で、尙其の他組合としては關東州及び滿鐵附屬地に於ける都市金融組合、關東州内に於ける村落金融組合等があるが、就中内容を充實して其の活動に見るべきものあるものは輸入組合及び滿鐵社員消費組員である。

▼輸入組合 は大連に全滿聯合會を置き、大連其の他十六主要都市に設立せらるゝもので、昭和七年(大同元年)四月末現在組合員總數一、三〇六人、加入口數四八、九八九口、加入商團數三五七、出資拂込金二百四十一萬五千餘圓、貸附金三百十四萬四千八百餘圓に達した。

は、事變以來世人一般が興味を以て注目して來たところである。事變前張學良全盛時代の極端な排日政策の行はれた頃は、滿洲經濟開發の指導的地位にある日本の經濟的勢力は極度の不安に脅かされ、殊に我が滿洲經營の國策會社たる滿鐵は舊政權の葫蘆島築港、所謂滿鐵包圍鐵道の建設、諸種不當課税の施行等によりその經營を壓迫されてゐたのに對し、外國商人の經濟的活躍は時の排日政策に乗じ頗る股賑を極める有様であつたのが事變の結果張學良の没落に次で我が國と兄弟的關係に立つ新國家の出現となつたので、我が國の對滿經濟進出は躍進的發達を示すに至つた。

今滿洲における列強の經濟的活動狀況を最近滿洲國財政部より發表された本年度上半期國別貿易統計について見るに(後掲貿易の項参照)輸出入とも日本は絶對的優位を占めてゐるが、特に輸出においては支那の報仇的關稅設置による對支輸出、浦鹽經由中繼杜絶による對蘇聯及び對和蘭輸出の激減が目立ち、輸入は日



本品が六割四分を占めて日滿經濟提携強  
化の跡を物語つてゐる。斯くの如き變動  
の影響下に在滿外商の狀況はどうかと思  
ふに、例へば事變前張政權の首都たりし  
奉天には慎商洋行(米)、百祿洋行(英)  
福康公司(諾)、美孚洋行(米)、西門子洋  
行(獨)、スゴダ商會(チエツコ)等を主  
流とする外商が舊政權の兵工廠その他諸  
工廠に對する機械金物の納入に活躍殷盛  
を極め(一般外商の九割強が機械金物商  
であつた)、兵工廠全納入額の五割は彼等  
外商の手に押さへられ、約二割は支那、  
その餘りの三割を日本よりといふ状態で  
あつたのが、滿洲國出現によつてその取  
引先を喪失し、剩つさへ多額の賣掛金回  
收不能となり、一時は殆ど休業の外途が  
ないといふ慘澹たる状態に立至つた。尤  
も滿洲國政府は舊政權の債務を審議の上  
これら外商に對しても公平に積欠公債を  
交附してこれを解決したが、なほ外商の  
大多數は銳意整理に没頭してゐる者が多  
い。南滿の奉天と並び北滿で外商が活動  
の根據地としたのはハルビンで、各業務

に従事する外商を見るが、昭和四年の蘇  
支紛争による政情不安、蒙古貿易の杜絶、  
世界的銀價慘落、昭和六年の滿洲事變並  
にハルビン事變、北滿水災、世界不況に  
基く北滿特産物價慘落による北滿農民の  
購買力激減等折重なれる原因より北滿財  
界の深刻なる不況となり、これに加へて  
圓爲替低落、生産技術向上に乗ずる各種  
日本商品の進出著しく、特殊精巧品、自  
動車等を除いては日本商品に對抗し得る  
ものなしといふ有様に、外商の活動は昭  
和元年以降三年までの間を最好況期とし  
て、それ以後漸次不振となり、近來ハル  
ピンを引揚げるとか、營業を一時中止す  
るとか、破産するとかする者がめつきり  
多くなつた。次に以上の如き傾向を事變  
前後に亘る在滿外國人總數の變化につい  
て見れば(單位人)  
昭和元年末 一三三、三六〇  
二年末 一四三、七一二  
三年末 一四三、二八三  
四年末 一四八、一一九  
五年末 一〇二、一九八

六年末 九四、八四六  
七年末 七六、五九〇

と七年末の數は事變前外商華やかなりし  
昭和二、三年頃の殆ど半數に減少してゐ  
る。  
斯くの如く事變による政情激變、滿洲  
國關稅自主化により外商の支那本土に  
於る活動の中心地たる上海、天津方面よ  
りの輸入商品が二重課稅の負擔を受くる  
結果としての滿洲市場における競争力の  
減殺、政治的壓迫解消と圓爲替低落に乗  
ずる日本商品の大進出、不況による滿人  
購買力低下等の原因により、滿洲建國の  
國是たる機會均等、門戶開放は公平に實  
行されてゐるにも拘らず、在滿外商の勢  
力は著しき衰退を辿りつゝあり、今後の  
動向は一般の注目を惹いてゐるが、一面  
滿洲國の發達に伴ひ日本側との提携によ  
り外商が再び活躍するに至るだらう時機  
も亦漸次到來するものと觀測されるので  
ある。

貿易

對外貿易の發展もまた人をしてまさに  
瞳を瞭らしめるものがある。大同二年度  
における貿易總額は九億三千七百八十六  
萬六千八百四十四圓(内輸出が四億二千三百  
三十二萬六千二百二十九圓、輸入五億千  
四百五十四萬四千五百五十五圓)日本内地と  
の四億八千五百萬圓(外に朝鮮が五千六  
百萬圓)を第一位とし、中華民國の一億  
三千五百萬圓が第二位、ドイツの七千七  
百萬圓が第三位を占め、以下米國、露國、  
英國、英領インド、香港、蘭領インド、  
オランダ、イタリ、フランス、ベルギ  
一等最高三千六百餘萬圓、最低千六百餘  
萬圓の取引を行つてゐるが、いづれにせ  
よ總額としては前年度の五億八千八百萬  
海關兩とは比較にならない。しかも本年  
度上半期にあつては更に躍進を遂げ現  
に六月末現在總貿易額九千五百四十  
六萬四千四百二十四圓を示し、昨年度に比  
べて三千萬圓に近い増額を示してゐる。

左に新國家創建前後數ヶ年に於ける各  
年別輸移出入計數を掲げ、此の驚くべき  
躍進振りを一瞥することにする。

全滿洲國輸移出入額

累年表(千海關兩)

年	輸入	輸出	合計
一九二九年	三三、六三三	四五、六五二	七九、二八五
一九三〇年	三六、九九九	三六、七四三	七三、七四二
一九三一年	三三、四三三	四八、五三三	八一九、九六六
一九三二年	三〇、〇七六	六六、一五九	九六、二三五
一九三三年	四八、〇四四	四四、六八五	九二、七二九

昨年度の全貿易額は前年より約五分の  
増加で、更に一九三〇年に比すると一割  
の減少、此の間滿洲事變、滿洲建國があ  
り、經濟界の世界的不況も深刻なるに拘  
はらず僅かの減少に止まつたことは、日  
本の援助による諸建設工作の進展に原因  
したこれが歸結に外ならぬ。昨年度の貿  
易が六千六百六十七萬一千餘圓の入超を  
示せる如きは滿洲としては未曾有のこと  
である。即ち最近數年間に就て見れば、

一九三〇年一億四千五百六十一萬圓、一  
九三一年三億九千八百七萬圓、一九三二  
年三億一千五百八萬圓の各出超に終つて  
ゐるのに、昨年度は一轉入超となつたの  
である。此の原因は滿洲特産物の市價の  
低落、諸建設の進展による輸入の増加等  
を原因とするものであるから、入超の増  
加は又以て滿洲國の生産増加、將來の生  
産への準備工作の進展を物語るとも云  
はねばならぬ。

主要輸出品(大同二年度)

(品名)	數量(千圓)	(價格)國幣圓
大豆	一、五三〇	一六九、〇九五
其他豆	二、八〇三	九、一八〇
高粱	二、四三三	一四、七四五
其他	一、一八〇	六、九四六
玉蜀黍	六、四〇〇	三、三三九
其他穀	九、七〇〇	三、五九六
花生	三、四三三	四、六六四
其他	五、四二二	三、〇五三
蘇子	四、九〇〇	三、〇五二
鹽	三、九〇〇	三、五八三
卷草	二、九〇〇	二、二八八
豚毛	一、一〇〇	二、二九五
皮革	一、一〇〇	一、一八九
毛皮	一、一〇〇	一、九六七



豆	一、三四一	一八、四七一
オイルセー	五〇千担	一、二九五
バラフィン蠟	三、八千担	九六一
人蔘	四〇一	一、三六〇
硫安	五五七	一、七五八
柞蠶糸	二、六四七	九、五五五
綿羊毛	三、四三八	一、一七〇
石炭	四、五三七	四、七二二
セメント	二、四〇〇	三、七六
鉄材	八、二四	一〇、四四六
木材	—	二、八五〇
豆粕	—	七、六二四

これ等主要輸出品の増減を見る時、従来の最大特産物たる大豆、豆油及び豆粕は減少したが、植物性油原料たる各種子を始め皮革、獸毛、鑛産物は概して増加を示して、此の減少せる中にも、鹽、セメント、木材の如きは滿洲國工業の發展、諸建築の増加を物語るものである。

主要輸入品

米	五、三三〇千擔	國幣千圓
及	—	四、〇七九
小麥	八、三九九	五、八、六七八
粉	—	三、三二一

砂糖	二、〇〇一	一六、〇三八
葉煙草	二、五四	九、五〇二
棉花	二、三〇	二、〇四六
綿織糸	二、七	二〇、九二
綿織物	—	九、一六七
絹織物	—	八、〇四三
毛織物	—	七、七六
麻袋	—	一六、九二
鐵及鋼	—	三、九六
機械工具	—	九、五五
車輛	—	三、六五
紙	—	一〇、〇二

前年に比して殆んど全部増加して居るが、増加率高きものは經濟建設の進展を物語る鐵及び鋼、機械工具、車輛類に著しい。

對外貿易國別表

一九三三年		一九三二年	
日	千圓幣圓	千圓幣圓	千圓幣圓
朝鮮	四、四、七	三、五、七	三、五、七
支那	五、六、七	三、五、四	三、五、四
露西亞	一、五、〇	一、四、八	一、四、八
香港	一、〇、四	一、〇、四	一、〇、四
英領印度	一、〇、四	一、〇、四	一、〇、四
佛蘭西	一、〇、四	一、〇、四	一、〇、四

英領印度	一五、七三	一三、一五
蘭領印度	七、三六	二、六九
英國	一五、九四	二、六四
佛蘭西	三、三四	二、七五
獨逸	五、八三	五、〇九九
白耳義	一、五四	一、四〇
和蘭	六、三五	四、二四七
伊太利	三、五四	一、四七四
米國	五、四九	一四、五八
其他	五、九七	三、六〇二
計	九七、八六	五七、四四

(備考) 再輸出及び再輸入を含まず、又一九三二年の數字は海關兩(一海關兩は一・五六國幣圓)とす。

輸出入別表(一九三三年)

(輸出)		(輸入)	
日	國幣圓	國幣圓	國幣圓
朝鮮	一七、七〇、五五	三三、〇六、七	
支那	三〇、一、〇一	二五、九、二七	
露西亞	五、二〇、六	七、九、一、五三	
香港	六、二、三、三六	七、五、九、四〇〇	
英領印度	一、〇、八、四六	八、〇、四、一八九	
佛蘭西	一、〇、八、四六	一、〇、八、四六	

右表に於ては日本が朝鮮を合して昨年度の數字に於て全貿易額の五割七分を示し、斷然他國を壓して居り、餘の四割三分は英、米、佛、獨、露其の他各國の占むる處である。又昨年度と一昨年度との比較に於て、日本、香港、蘭領印度、伊太利及び米國は各々増加し、支那、露西亞、英領印度、英國、佛蘭西、獨逸、白耳義、和蘭の諸國は減少して居るが、支那と露西亞とを除けば餘の諸國の減少率は大ならず、むしろ世界財界不況に比し好勢を示して居る。

至る上半期の輸出入は次の通りである。	
輸出	(國幣圓)
輸出品(内國品)	二、三、八、三〇、五
再輸出品(外國品)	二、三、五、六、八
計	二、七、三、九、三
輸入	(國幣圓)
輸入品(外國品)	二、六、八、〇、九
再輸入品(内國品)	三、一、一、六
計	二、九、九、二、五
輸出入合計	四、九、五、四、四
輸入超過	四〇、七、六、八

滿洲國の經濟が短時日の間に異例の急速度を以て健實なる發達を爲し來つたので、世界各國は何れも驚きの眼を睜つてこれを見守るのみならず認識缺如の聯盟が尙未だ非承認の頑迷態度を固持して居る其の裡に在つて、それとこれとは別の問題として早くも列國は對滿投資の食指を動かし、寄り／＼密かに其の目標事業の物色とこれが調査及び進出の機會を窺ひつゝあるは寔にさもあるべく又當然の歸趨であると云ひ得るが、然し何れも政治關係に妨げられて尙未だ資本家の活潑なる活動までに至つて居ないことは相互間の爲めに遺憾千萬と云はねばならぬ。



乍然此の間佛蘭西資本の活動は稍見るべきものあり、昨年二月佛蘭西のドリス氏と滿洲企業組合との間に日佛對滿事業組合設立を取極め、又同年七月モパン會社と土木事業請負に關し日佛シンデケート組織に付き滿鐵との間に假調印をなせるが如き好結果を示した。此の外滿洲國特産物たる大豆の購入國である獨逸との間にも投資機關成立の氣構へあり、米國でも漸次對滿投資の空氣が動いて居る。又支那でも農村の疲弊其の他の爲め恰好の投資對象がない處から對滿投資の傾向があり、天津實業銀行は本年三月奉天に支店を設置し、更に民間資本團より關係方面へ斡旋を求めつゝある現狀にもあり、殊に過半の通車問題はこれに拍車を加へるものと觀られて居るが、尙又極く最近英國産業聯盟の滿洲産業經濟視察團バンビー卿一行が米國經由で日本に立寄り入滿せるが如きは、日を逐ふて益々眞摯熱烈ならんとする世界列國の對滿關心を反映せるものにあらずして何ぞやと旁々友邦滿洲國の爲め慶賀に堪へない。

別々で、相互間の連絡統一を缺き、運輸上の支障不圓滑と營業成績の不振甚だしきものがあつたが、滿洲國政府はこれを統一して其の經濟的並に技術的能率を擧ぐる爲め、事變後着工の各新線建設を滿鐵に委ぬる外、大同二年(昭和八年)三月其の國有鐵道の經營及び附帶事業一切の經營を同社に委任したので、これを受諾せる滿鐵に於ては其の專任機關として新設せる鐵路總局をしてこれに當らしむることとなり、こゝに滿洲國有鐵道經營の一元化を達成し、爾來各線の連絡相互依存の關係は忽ちにしてその密度を加へ、凡百の交通網が百パーセント機能を發揮するに至つたことは勿論のこと、保線改良等の工事も又優秀なる滿鐵技術により今や全滿鐵路のスピードアップを始めとし、その他續々と輸送上の新機軸を出しつつあるが、一方支那當局と折衝を重ねて奉山線(奉天、山海關)と北寧線(北平、山海關)との連絡運輸の協定を結んだ結果、暫く途絶えた滿支兩國間の交通も再び開かれた。しかも此のほか、大黒河線

列國對滿投資額(一九三四年)

國名	金額(單位千圓)
日本	二、〇三六、八六六
露國	四六五、〇一五
英吉利	三九、五九〇
米國	二六、四〇〇
佛蘭西	二一、〇八六
瑞典	八五〇
丁抹	一五七

交通

▼鐵道網 國防上、産業上、一國の大動脈たるべき鐵道網計畫は二萬五千軒に亘る大且つ詳密を極むるもので、其の第一次計畫としては十ヶ年間に一萬軒を完成することとなつて居るが、今日迄既に開通せる鐵道は、事變前の開業線四千餘軒(滿鐵の一千軒を含む)に其の後匪賊の襲撃に曝されつゝ夜を日に次いで新設された左記約二割を加へた譯である。

佳木斯 等の新線も相ついでその工事を急いでゐる。

▼水路交通 としては羅津港の築造、營口、安東等の諸港改修を行ふ一面、黒龍江、烏蘇里、額爾克訥等の各河川についてソヴィエト聯邦との間に水路協定を結んでこれ等の河川における滿洲國の航運權を確立し、一方松花江上の諸施設を充實して同江水運の發展を計り、右の松花江、黒龍江に復活開拓せし航路今や三千八百キロに及び、北滿の大都ハルビンを基點に二千トン乃至三千トン級の汽船就航、ジャンク三千の集散を見つゝあり、一方これら交通機關と相並び自動車營業路線一萬二千キロ(約二百臺)及び航空路三千キロがそれゝ補足的効果を擧げてゐる。

▼道路網 なほ鐵道と共に自動車網を張り、且つ道路網のごときは十ヶ年六萬キロの新設計畫をたて主要都邑間すでに千數百キロを完成し、從來、自然のままに放置された泥濘膝を埋める滿洲の曠野も今は近代的新施工によつて縦横に陸上交

海克線(克山、倫間) 一六八昭八・一二  
天圖線(朝陽川、開山屯間) 六〇昭九・四  
拉賓線(拉法、賓間) 二六昭九・六  
内、敦圖線は北鮮の羅津、雄基、清津等の諸港と國都新京を繋ぐ京圖線の一部を成すもので、この完成により始めて滿洲と裏日本諸港とを直結せしむるに至つた處の交通革命的路線である。

次に拉賓線は京圖線の一驛拉法より哈爾濱に通ずるもので、東滿洲を縦斷し北は呼海線と相應じて北滿の穀倉に手を差伸べるものであり、更に海克線は北滿の奥地に於て呼海線とを握手せしむるものであるが、これ等各線は管に滿洲國鐵道網に量的附加を齎らしたのみならず、分立散在の各路線を接續結合することによつて著しき質的發展をなさしむるに至つた。滿洲國有鐵道の質的發展は尙これのみに止まらず、十一におよぶ既設鐵道の個々各自體は何れも殆んど建設の背景を異にし、從つて其の經營上の組織方法が

通の新分野を開いてゐる。

▼航空 由來滿洲は航空文化の恩恵に浴せず、僅に時々外國航空機の飛翔通過途中着陸地としての用を爲せるに止まり、全く航空文化圏外に取殘され來つたので、新國家成立するや特に此の點に考慮を置き、其の地理的關係上將來國際航空路の幹線を把握すべき使命を有する自國の立場を顧みると共に、現在國內交通機關の不整備に因る一大不便の緩和策として、これが用途の廣汎多利緊要なるを痛感し、こゝに逸早く航空事業の確立を企圖し、交通部總務司に航空科を置き、日滿合辦を以て創立せられた滿洲航空株式會社を保護助長して其の開設せる航空事業を經營する處あらしめ、日本航空輸送會社と提携して開設せる日滿聯絡旅客輸送に當らしめて居るが、其の尨大なる國土は大部分が平原で氣流及び氣象が好條件に恵まれて居るそれと相俟つて、其の發展は順調且つ迅速なることを期待されるのである。

▼滿洲航空株式會社 は大同元年十月國



幣三百八十五萬圓を以て創立され、同十一月より事業を開始し、前述の如く滿洲國政府の保護獎勵の下に現在左記十線の旅客貨物郵便物航空輸送に當つて居る。

- ▲一、新義州—奉天間二〇キロ
- ▲二、奉天—新京—ハルビン間七八五キロ
- ▲三、新京—吉林—敦化—龍井村間三七五キロ
- ▲四、奉天—大連間三五五キロ
- ▲五、ハルビン—寧安間一七八キロ
- ▲六、ハルビン—佳木斯—富錦間四六五キロ
- ▲七、ハルビン—海倫—克山—チチハル間四八〇キロ
- ▲八、チチハル—ハイル間四〇〇キロ
- ▲九、ハルビン—北安鎮—黑河間一〇〇、チチハル—北安鎮—黑河間の十線

▼郵政(通信事業) は建國と共に支那の郵政を接收し、一切を交通部總長(現在は大臣)の管理下に置き、郵便及び電信、電話に關する事項を交通部郵務司に於て掌らしめて居る。但し關東州及び滿鐵附屬地に於ける通信事業に關しては従前通り日本側在滿當該機關に於て取扱ふこと

に變りが無い。而して交通部大臣は郵務司に庶務、郵務、電務、貯金、工務、經理の六科を置き、以て郵便、電信、電話等通信に關する事務を分掌せしめて居る。

更に通信事業中、郵便、小包郵便、郵便貯金、郵便爲替等、郵政管理に關しては、従来の機關を利用して奉天に奉天郵政管理局、哈爾濱に吉黑郵政管理局を置き、各々其の地方現業機關たる郵局及同支局を管理せしめ、其の管理區域も亦舊政權の區域を踏襲して、奉天省及び嘗て天津郵政管理局の管轄たりし熱河省を奉天郵政管理局の管轄下に、又吉林省及び舊黑龍江省の區域を吉黑郵政管理局の管轄下に置くことになつたが、其の後郵政管理局の官制決定と共に奉天郵政管理局の管轄區域を奉天省、熱河省、興安南分省及び西分省に改め、哈爾濱郵政管理局の所屬は従来の吉、黑兩省の外に興安東分省及び北分省を含ませることになつた。

▼滿洲電信電話株式會社 電信電話に關しては日滿兩國政府の協定に基き、昭和八年九月一日滿洲電信電話株式會社(資務、學務、禮教の三司及び教科書編纂委員會)を置き、又督學官を配置して學事の實際を視察監督せしめて居る。

▼地方機關 としては各省公署に教育廳(興安總署には文教科)、縣公署に教育局、特別市に教育科があつて各々教育事務を管掌せしめてあり。

▼教育方針 滿洲國教育の根本方針は王道主義に即して四書孝經の講義を行ひ、以て禮教を崇び、初等教育は孝悌、敬老、憐貧を、中等教育は儉、勤、信、恕を、高等教育は智、仁、勇を以て各々其の要諦として居たが、文教部調査による一九三二年(大同元年)五月一日現在開校中の中等學校及び小學校教員、生徒數は左の如し。

學校數	教員數	生徒數
小學校	七、六三五	一四、三四六
中等學校	二五	二、五四
師範學校	六	七〇
實業學校	五	四三
計	七、七五	一七、七七

尙此の外に新開校中のものに小學校

本五千萬圓、内日本政府一千六百五十萬圓(關東州及滿鐵附屬地に於る日本側公衆用既設現物價格)、滿洲政府六百萬圓(現物出資、殘額は日滿官民引受)に全滿洲の有線無線の電氣通信事業を統一經營せしめて現在に及んで居るが、日本對滿洲の無線電話も最近開通して異常なる好成績を挙げ、日ごとに日滿兩民族をより緊密ならしめる上に多大の貢獻をなしつつあり。

### 教 育

舊東北政權時代の教育は、常に政治の影響を受け、其の本來の使命を完ふするを得ず、驚くべき不振の状態にあつた。即ち國費の大部分が軍事費に充當せられた結果、教育機關の充實は到底これを期しがたく他方苛斂誅求により疲弊せる民衆は其の子弟を職に就かしむるに急にして就學率極めて低く、教育の發展はこれを望むべくもなかつたのである。これが實例としては、奉天省の如き比較的文化の進んだ地域なるに拘らず其の初等小學

### 駐滿日本帝國

#### 外交機關

在滿日本帝國大使館(在新京)

特命全權大使	陸軍大將	菱刈 隆
參事 官		谷 正之
同 新 京 總 領 事 館	總 領 事	吉澤清次郎
同 吉 林 總 領 事 館	同	森岡正平
同 敦 化 分 館	副 領 事	草野松雄
同 哈 爾 濱 總 領 事 館	總 領 事	森島守人
同 奉 天 總 領 事 館	同	蜂谷輝雄
同 撫 遠 分 館	事 務 取 扱	今井警部
同 海 龍 分 館	副 領 事	松浦 興
同 通 化 分 館	主 任	毛利此吉
同 新 民 府 分 館	同	土屋波平
同 開 通 總 領 事 館	總 領 事	永井 清
同 琿 春 分 館	主 任	片桐 卓
同 同 草 溝 分 館	副 領 事	杉浦 齊
同 延 吉 分 館	同	田中 作
同 頭 道 溝 分 館	事 務 取 扱	淺羽 警部
同 圖 們 分 館	主 任	松原久義



在滿各國外交機關

大連

英國領事館、米國領事館、瑞典名譽領事館、和蘭名譽領事館、ソ聯領事館、ソ聯通商代表支部、獨逸領事館、フィンランド名譽領事館、佛國名譽領事館、カナダ貿易事務官

營口

英國領事館、米國領事館、那威名譽領事館

奉天

英國總領事館、米國總領事館、米國商務官、ソ聯總領事館、ソ聯通商代表支部、獨逸領事館、佛國領事館、埃太利領事館

哈爾濱

英國總領事館、米國總領事館、佛國領事館、ソ聯總領事館、ソ聯通商代表支部、チエツコ・スロバキア領事館、和蘭領事館、獨逸總領事館、伊國領事館、リツワニヤ領事館、葡國領事館、白國領事館、丁林領事館、エストニア領事館、ラトビア領事館

るが、舊軍閥時代における官憲の暴政搾取と極度に紊亂せる幣制及び通貨の暴落とは、國民を疲弊困憊の極に陥らしめたのであるが、同行開業と同時に舊銀號の紙幣を引継ぎ、財政部布告の公定率によつて十五種類の舊紙幣整理に著手したのである。舊紙幣の國幣に換算せる引継高は一億四千二百萬圓であつたが、同行は貨幣法の定むるところにより、國幣（新紙幣）の發行をなし、本年六月末までには一億三千二百萬圓即ち九割二分強を回收するの好成績ををさめ、一方從來雜然たる各種小額通貨整理のため新補助貨の鑄造を急ぎ、これまた本年六月末には一千七十四萬圓を鑄造供給し、國內において銀と紙幣の價値の開きを見ることな

日・滿・露關係

此の外 海拉爾、齊々哈爾、滿洲里、綏芬河各地

在滿洲日本人商工會議所一覽

名	稱	設立年月	會頭名	書記長
大連	商工會議所	大正四、七	高田友吉	長永義正
奉天	商工會議所	明治四〇、一	庵谷忱	野添孝生
安東	商工會議所	明治四、七	瀨口藤太郎	新田忠平
新京	商工會議所	大正九、六	永原岩雄	大垣鶴藏
營口	商業會議所	大正九、四	今井榮量	日下清癡
哈爾濱	日本商工會議所	大正三、二〇	加藤明	尾藤正義
鐵嶺	商工會議所	大正三、四	紀藤義也	松崎義造

滿洲中央銀行の業績

幣制統一大成

三千萬民衆の王道樂土、新興滿洲國の金融中樞機關滿洲中央銀行は創立以來僅か滿二ヶ年の日子を経過したに過ぎないに、其の成育極めて順調にして此の間すでに基礎的施設の一段落を畫し、愈々中央銀行本來の使命たる産業の發展、經濟力の伸長充實に一歩を進めんとして居

充實せる準備

滿洲國中央銀行はその發行せる紙幣に對し銀、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する預金をもつて三割の正貨準備を、又準備額を控除せる殘餘の發行高に對しては公債、政府の發行又は保證せる手形證券、若くは商業手形の保有を必要とする規定であるが、理事者の不斷の注意と順調なる業況は常に五割以上の正貨準備を保有してゐる。試みに開業以來の紙幣發行高及び正貨準備のこれに對する比率を見るに次の如くである。（單位金額千圓比率）

紙幣發行高	準備額	比率
大同元年七月末	一三、〇五七、一五	五、六
十二月末	一五、八五七、四九	五、三
二年一月末	一五、八五七、四九	五、六
六月末	二二、三三三、〇五	六、七
十二月末	二九、三三三、五七	五、三
三年一月末	二九、八〇六、五九	五、六
康德元年六月末	一〇〇、五〇〇	—

預金の増加

同行開業以來の期末預金高は（單位千圓）	政府預金	民間預金	計
大同元年十二月末	一六、七五一	三三、五〇〇	五〇、二五一
二年六月末	四、六二〇	五、〇九四	九、七一四
十二月末	三、八五三	三、六七四	七、五二七
康德元年六月末	五、八七	三、三〇九	九、一七六

政府貸上金	諸貸出	計	
大同元年七月末	二、五〇〇	九五、五五	一〇七、〇五
十二月末	三、五〇〇	一〇〇、四七	一〇三、九七
二年六月末	一九、一〇〇	八九、七七	一〇八、八七

三三

三二



同 十二月末 1,210,000 八四、七九 一〇三、八九  
康徳元年 六月末 1,210,000 九〇、九〇 一一、〇〇〇

また舊政權時代においては金利は著しく高率なるのみならず、各省独自の立場にあり、地方によりだしき差異のあつたものが同行により全滿の金利が統一され、かつ年を逐うて貸出利率の低下を見つゝあることは、事業の發達、商取引の振興に寄與するところまた少なからざるものがある。

順調なる業況

在滿内外銀行總覽 (大同二年三月末現在)

Table with columns: 銀行名, 設立年月, 本店所在地, 支店、出張所、分行所在地, 公本稱, 資本金. Includes entries for 滿洲中央銀行, 遼寧商華銀行, etc.

Table with columns: 銀行名, 設立年月, 本店所在地, 支店、出張所、分行所在地, 公本稱, 資本金. Includes entries for 益通銀行, 益發銀行, etc.

滿洲中央銀行は總行を新京に置き、奉天、吉林、哈爾濱、齊々哈爾に分行を、その他主要地に分行及支行辦事處を置き、地方のその數合計百廿六ヶ所を數へ、これらは實情に應じ便宜必要なる業務を辦理してゐるが、中央銀行本來の職能として前述業務の外、廣汎に亘る國庫金の取扱、産金の買上、國內外の爲替業務を營みつゝあるが、國內爲替は殆んど無手数料にて取組に應じつゝある結果、取組は飛躍的增加を見てをり、外國爲替も横濱正金、朝鮮、臺灣、第一、川崎第百、名古屋、三和、住友、チエーズ・ナシヨ

ナルの各銀行をコルレス先として日本各地は勿論、支那、英、米、佛、獨諸國向の取組に應じ、この取扱高も増加の一途をたどつてゐる。従つて業況は創業以來、極めて順調をたどり、初期以來六分の株主配當をなし、業礎益々固きを加へつゝある。因みに現在の同行役員は左の如く何れも鍊達の士である。  
總裁榮厚氏、副總裁山成喬六氏、理事鷲尾磯一氏、同吳恩培氏、同武安福男氏、同劉錫榮氏、同五十嵐保司氏、同劉世忠氏、監事關潮洗氏

Table with columns: 支那側, 銀行名, 設立年月, 本店所在地, 支店、出張所、分行所在地, 公本稱, 資本金. Includes entries for 正隆銀行, 新東京銀行, etc.

Table with columns: 銀行名, 設立年月, 本店所在地, 支店、出張所、分行所在地, 公本稱, 資本金. Includes entries for 金城銀行, 東萊銀行, etc.



滿洲國官署休日表

元旦 陽曆一月一日、二日、三日  
 春節 陰曆正月一日、二日、三日、四日、五日に相當する陽曆の日  
 萬壽節 陰曆正月十三日に相當する陽曆の日  
 元宵 陰曆正月十五日に相當する陽曆の日  
 建國日 陽曆三月一日  
 祀孔 (春祭) 陰曆二月第一丁目に相當する陽曆の日  
 祀關岳 (春祭) 二月春分後の第一戊日に相當する陽曆の日  
 端午節 陰曆五月五日に相當する陽曆の日  
 祀孔 秋祭陰曆八月第一丁目に相當する陽曆の日  
 祀關岳 (祭) 秋祭陰曆八月秋分後の第一戊日に相當する陽曆の日  
 中秋節 陰曆八月十五日に相當する陽曆の日  
 孔誕 陰曆八月二十七日に相當する陽曆の日

の日

年末 陽曆十二月二十九日、三十日、三十一日  
 除夜 陰曆十二月末日に相當する陽曆の日  
 毎日曜日  
 (備考) 本表は大同元年四月十六日公布の院令第五號及同年十一月二十九日公布の院令第十八號による。

滿蒙主要地名讀方

一、奉天省

洮南 (タオナン)  
 洮安 (タオアン) 鎮東 (チエントン) 公合勒 (コンホトロー) 蘇鄂公爺府 (ウオーコンエブ) 突泉 (トーマン) 札薩克圖王府 (ツアチアクトワンブ) 開通 (カイトン) 大賚 (ターライ) 索倫 (ソロン) 四洮鐵道 (スウタオ) 鄭家屯 (テヨンチアトン) 通遼 (トンリョウ) 又は白音大來 (パイシタラ) 八面城 (パインチオン) 奉化 (フオンホウ) 昌圖 (チヤントウ)

奉天 (フエンテン)

開原 (カイヨアン) 鐵嶺 (テリリン) 新民 (シンミン) 白旗堡 (バイチーブ) 法庫門 (ファークーメン) 遼陽 (リョウヤン) 海城 (ハイチオン) 公主嶺 (コンチエリン) 四平街 (スーピンガイ) 拘鹿 (タオルウ) 錦州 (テンチョウ) 溝帮子 (コーパンツ) 義州 (イーチョウ) 北鎮 (ペイチン) 大凌河 (ターリンホーテン) 台安 (アイアン) 遼中 (リョウウツン) 八角台 (バーラアオタイ) 雙台子 (ソワンタイツ) 營口 (インカオ) 牛莊城 (ニウチョアンチオン) 田莊台 (テンチヨンマンタイ) 蓋平 (カイピン) 熊岳城 (シウコエチオン) 大遼河 (ターリョーホー) 瓦房店 (クワフアンテン) 大孤山 (ターウーサン) 岫巖 (チエーシユアン) 青推子 (テンタイツ) 安東 (アントン) 鳳凰城 (フワンチオン) 連山關 (レンサンコアン) 本溪湖 (ベンチーホン)

寬甸 (コウテン)

二、吉林省

三姓 (サンシン) 牡丹江 (ウータンチアン) 依蘭 (イラン) 富錦 (フウチン) 依力嘎 (イリカ) 勃利 (ボーリー) 樺川 (ホワチョアン) 額圖 (ウオウトウ) 哈爾濱 (ハルビン) 松花江 (ソラホワチヤン) 同賓 (トンビン) 烏吉密 (ウーチーミー) 阿什河 (アラホー) 雙城 (ソワンチラン) 一面坡 (イーミエンパオ) 寧古塔 (ニンクータ) 海林 (ハイリン) 横道河子 (ホフンタオホーツ) 葦沙河 (ウイシアホー) 穆稜 (ムウリン) 東京城 (トンキンチオン) 綏芬河 (フンホー) 敦化 (トンホワ) 額穆 (ゴオムウ) 局子街 (チュイヅガイ) 琿春 (クンチュン) 老頭溝 (ラオトウコ) 和龍 (ホワロン)

吉林 (チーリン)

三、黑龍江省

烏拉街 (ウーラーガイ) 樺甸 (ホアテン) 蛟河 (ヤーホー) 黑石鎮 (ヘイシイチュン) 盤石 (バンシイ) 長春 (チヤンチウ) 農安 (ノンマン) 伯都 (ボトチ) 伊通 (イートン) 朝陽鎮 (チアオヤンチエン) 海龍通化 (ハイロントンホワ) 滿洲里 (マンチウウリー) 達賴諾爾 (ダライノール) 赫勒皇德 (ホローホントウ) 訥爾 (ツァーカン) 海拉爾 (ハイラール) 完工 (ワンゴン) 吳古諾爾 (ウクノール) 伊敏果勒河 (イゼンコルホー) 雅克石 (ヤクライ) 甘珠兒庫 (カンテユールミアオ) 博克圖 (ブクトウ) 又は布哈圖 (ブハト) 烏諾爾 (ウノール) 哈國 (ハラコー) 綽兒河 (チョールボ) 札蘭屯 (ツァラントン) 碾子山 (テンヅサン) 齊々哈爾 (チ、ハル)

四、熱河省

熱河 (ローホー) 樂平 (ランピン) 八溝 (バーコー) 朝



陽(チヤオヤン) 赤峰(チーホン) 新邱(シンチウ) 建昌(チュンシヤン) 烏丹城(ウーターチョン) 林西(リンシイ) 開魯綏東(カイルウスイトン)

### 第二次經濟建設企案

滿洲經濟建設第一次計畫は治安不完全の折にも拘らず、豫定の昭和七年度一ケ年中に經濟調査會の立案計畫を完成し、同八、九兩年度中に重要産業の抽速具體化を圖り、この兩方針とも大體順調に進捗して、本年度中には計畫に掲げられた交通、農業、工業、鑛業その他重要産業が一巡活動の緒に就くことになつたので、之を機として早くも第二次經濟建設計畫が議に上つてゐる。滿洲國政府でも間斷なき國運の進展を期するため、第一期計畫と第二期計畫の間に中斷期間を置くことなく、引續き本年度から新設した企劃局、大陸化學研究所、産業調査局等の滿洲國側調査立案機關を従來の經濟調査會及び關東軍特務部と聯繫せしめ、こ

れによつて既設經濟建設計畫の擴大強化並に新規大計畫等の立案に着手する決意を示し、日本側在滿機構改革(別項記載)と相俟つて協議決定の上、第二次計畫の發表を爲すものと期待せられてゐる。第二次計畫の内容については未だ公表されぬが、滿洲國の原始的にして廣大なる地域の全般に文化の恩恵を普及せしめるやうな大且つ基礎的なる大建設工作と既設産業の擴大改良を目標とし従つて第二次の完成は長期に亘るものと見られてゐる。各關係方面で第二次計畫に繰入れるべく論議せられてゐる諸事業は大體次の如くである。

一、水力發電所の建設 第一次計畫で實現される輕金屬、諸化學工業に有利なる根本條件として安價なる電力を供給せんとするもの。

二、縱斷運河の開闢 ハルビンから第二松花江を経て奉天を通り遼河を経て營口から渤海灣に至る二百餘里の大運河及び牡丹江を瀾り豆滿河口に出る運河、即ち北滿と渤海灣日本海を連絡する大

運河を建設せんとするもの。

三、耕地擴大のための防砂林建設 蒙古方面からの風砂を防ぎ廣大なる不可耕地を可耕地とするため四洮、洮昂鐵路に沿つて百里に亘る防砂林及貯水池を建設せんとするもの。

四、農産物の病蟲害驅除設備の建設 滿洲農業は原始的方法によるので病蟲害に因る損失は平均二割即ち評價して年二億圓の巨額となつてゐる。之を驅除する方法を樹てその機關を新設せんとするもの。

五、特産物加工、販賣、新規作物の研究 獎勵機關の建設 特産物を殆んど唯一の主要産業としてゐる滿洲國としては當分之が最大利用を考慮し基礎産業として確立すべくこの間の研究實行に當る機關を建設せんとするもの。

六、既設産業の擴大改良 内外需要の増進に伴ひ、特に日滿經濟ブロックの原則に従つて既設産業並に資源利用を益々旺盛ならしめるため、アルミ、パグ、ニッケル、鐵鋼、金、石炭、パルプ、

ステイプルファイバー、自動車等の諸工業及びオイルシエール、精酒、石炭液化、化學合成等の代用燃料工業の確立擴大を圖らんとするもの。

七、産業軍組織 産業開發を促進するため一種の屯田兵制度を確立し、失業者、不正規軍を之に編入し十萬人の團體を組織し労働の統制と適當なる分配を期す。

### 我が在滿機關の改革

關東軍司令官、駐滿全權大使、關東長官の一人三役、即ち三位一體を以てする我が在滿機構現制度の實施さるゝ既に二年、此の間初代長官武藤元帥は在任一年にして不幸長逝し、其の後を承けて菱刈大將が昨年七月二十八日任官以て今日に及んで居るが、其の後滿洲國は豫想外の順調裡に健全なる發育道程を辿り、而も本春帝制實施以來の躍進振りは益々目覺しきものあり、其の政治的にも財政經濟的にも又其の他の凡ゆる觀點よりするも、近代的獨立國家としての基礎は愈々

強固を加へ、こゝに建國當初とはすべての趣を一變するに至つたので、自然これに對する右の我が在滿機關は最早現在の實狀に適せずとて、未だ前齋藤内閣の總辭職を見るに至らぬ本年初夏陸軍當局によつて其の改革意見が發言され、其の後岡田内閣となるや爾來此の陸軍案に基き外務、拓務の二省に於てもこれが具體的立案に慎重熟慮する處あつたが、提言者たる陸軍側の改革案を基礎として逐條的に審議の結果遂に九月十四日の閣議に於て左の如き改革案の大綱が決定し近く實施されるゝことになつた。

一、内閣に特別なる組織を有する對滿事務局を新設し、之に拓務省所管の對滿關係事項の大部を移管すること。  
對滿事務局には特に總裁を置く事。

二、現在の在滿機關の三位一體制を關東軍司令官と駐滿特命全權大使との二位一體制に革むること。

三、關東州には知事を置くこと。  
四、駐滿特命全權大使に對し、南滿洲鐵道株式會社及び日滿電信電話株式會社

の業務の監督、關東州知事其他の監督並びに鐵道附屬地行政を行ふの權限を付せしめ、之が爲大使館に一事務局を設置し、此の權限に付ては内閣總理大臣の監督に屬せしむる事。

而して右大綱に對する官制は左の如き要綱に基づき制定さるゝ事となつた。

第一、内閣に對滿事務局を新設し拓務省所管の對滿關係事項の大部分を移管し以て對滿國策の統一を圖ると共に中央と現地兩機關の密接な連絡を期す。

第二、事務局には總裁のほか次長以下の職員を置き總裁の組織はその地位の重要なに鑑み權威あるものたらしむるやう殊に考慮す(親任官の意味)專任文官の外關係官廳高等官より參與を命じ事務官を補する等事務連絡上必要の措置を執るものとす。

第三、駐滿全權大使及びその下の外交官は現行制に基いてこれを存置すること  
第四、駐滿全權大使に對し南滿洲鐵道株式會社及び日滿電信電話株式會社の監督並に關東州知事その他の監督並に滿



鐵付屬地行政の權限を付屬せしむ(單行勅令による)右に係る權限に付ては駐滿全權大使は内閣總理大臣の監督に屬す。駐滿全權大使は關東軍司令官をして之を兼ねしむ。駐滿全權大使の行政事務の掌理に當らしめるため駐滿全權大使館に行政事務局を設置し事務局長及びこれに屬する職員を置く、右事務局長及び付屬職員の身分は内閣總理大臣の系統に屬し、その行ふ事務(涉外事項を除く)に付ては内閣總理大臣の監督を受ける資格における大使の指揮監督を受く行政事務局と外交官との間の事務連絡を圓滑ならしむるため專任の大使館參事官の外に事務局長を兼任大使館參事官となし得ることを勅令に定むること、事務局長の下に必要の部下を置くこと、たとへば官房總務部、警務部、監理部なほ行政事務局の組織は出來得る限り簡素ならしむ。

監督に屬せしむ。行政事務局の警務部長には關東憲兵司令官、監理部長には關東軍交通監督部長を以て之れに充つることを得。行政事務局には軍部より補職する事務官及外交官及領事官より兼任する事務官を置くこと。滿洲における日本側警察諸機關は關東軍憲兵司令官において之れを統一指揮する途を拓くこと。以上

### 關東州に於ける 我租借權益全貌

#### 總設

一口に特殊權益と云ひ、又我が生命線と呼ぶこれが對象である滿蒙それ自體から云へば、彼の遼東半島の一角關東州は正しく其版圖内に屬する事勿論であるが然し日本に取つてはより以上に密接不離の深い繋がりである租借關係の下に今日に及んで居る處である。租借期間中その領有國の主權を侵害せざる範圍内に於て

#### 南滿洲及東蒙に 關する條約

大正四年五月二十五日北京に於て調印せられた南滿洲及東部內蒙古に關する條約は旅順、大連の租借期限並びに南滿洲鐵道に關する期限を延長し、滿洲一般に於ける帝國臣民の土地商租並びに居住往來及び營業の自由を認めたることなど其の主なるものである。

九、南滿洲に於ける政治財政軍事等顧問  
傭聘の件(附屬公文)

#### 華府會議と滿蒙關係

- 一、日本國臣民は南滿洲に於て各種商業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要な土地を商租することを得(第一條)
- 二、日本國臣民は南滿洲に於て自由に住往來し各種商業工業其の他の業務に従事することを得(第二條)
- 三、日本國臣民は東部內蒙古に於て支那國國民と合辦に依り農業及附隨事業の經營を爲さむとするときは支那國政府之を承認すべし(第四條)
- 四、支那國政府は成るべく速に外國人の居住貿易の爲自から進みて東部內蒙古に於ける適當なる諸都市を開放すべきことを約す(第五條)
- 五、吉長鐵道に關する諸協約並に契約改訂の件(第六條)
- 六、南滿洲に於ける鑛山の試掘又は採掘允可に關する件(附屬公文)
- 七、滿蒙に於ける鐵道に關する件(附屬公文)

大正十年(一九二一年)十一月より翌十一年二月迄米國華盛頓に於て開催せられた列國會議(日米白英支佛伊和葡)は國際史上極めて重要な意義を有し、支那に於ける列國關係に至大なる變革を來たしたものと謂ふべく同會議に於て採擇せられた諸條約、決議及宣言は支那の領土及行政の保全、支那に於ける門戶開放及機會均等主義の原則を樹立し、之に違背する條約取極等を爲さざる事、勢力範圍を創設せざる事、支那は全滿鐵道を通じて各國に對し不公平の取扱を爲さざる事關稅改訂治外法權撤廢、租借地還附、所謂二十一箇條問題在支外國郵便局並無線電信局撤廢、在支外國軍隊の撤退、極東問題諮議院設置、各國對支條約の公表等關東州租借地、滿洲及蒙古に直接又は間接に影響するものは尠くないが滿蒙に關し既定の關係を變更したのは下の諸項に過

#### 租借地及對外關係

關東州租借地に關する日本の權利關係は由來明治三十八年九月日露講話條約並に同年十二月滿洲に關する日清條約によるものであつて、該兩條約の規定に依り



日本は露國が清國との條約に依り獲得せる權利をそのままに露國より繼承し清國の承諾を得たものである。即ち一八九八年三月露國政府と清國政府との間に締結せられた遼東半島租借條約に依れば露國は清國より遼東半島一帯の地域を租借し租借期間之を自由に處分するを得べく即ち租借地域の全範圍及接續領海に對し權利を享有する。但し該租借は該地域に對する清國の主權を何等侵害せざる旨を規定してゐる。(第一條及第二條參照)

要之我が政府は露國が關東州に關し清國より獲得せる一切の權利、特權、讓與を其儘繼承し清國政府に於て之を承諾せる以上、我が國の關東州租借地に對する關係は單に條約の明文のみならず露國が其領有以來實際に慣行し又清國を初め列國政府の容認したる成例を考察し之を決定しなければならぬのである。

露清條約(第二條一八九八年三月二十七日北京に於て調印)に依れば關東州租借期間は條約調印の日より二十五年とし其期限は條約調印の日より二十五年とし其期限は條約調印の日より二十五年とし

て警察行政の統轄を計つてゐる状態であつた。滿洲國は昭和七年(大同元年)三月一日世界注視の下に生誕した。そこで従前から種々論議的であつた滿洲の三頭政治に依る行政は一轉機を來し、同年八月八日武藤信義大將に關東軍司令官、特派全權大使、關東長官の三役を一つに背負つた三位一體の任命があつた。陸軍部内に重望を負ふ同大將の起用は一身に關東長官を兼ね、更に特派全權として外交機能をもかね有することになつたので、日本側の在滿諸機構は一段の強みを有するに至つた。

關東廳の組織 其後武藤長官は在任一年にして翌八年七月病魔の爲め急逝の不幸を見るに至り、其後を承けて菱刈大將が就任(三官兼任)したが、關東廳に於ける内部の組織は長官官房、内務局、財務局及警務局(昭和七年十一月十二日樞府定例本會議に於て財務部を財務局と改正するの件可決された)に分れ、而して關東廳に所屬する諸官署は民政署、其他警

を延長することを得る旨を規定し、而して大正四年五月帝國政府及支那共和國政府は南滿洲及東部内蒙古に關する條約第一條に依り該租借期限を九十九箇年に延長した。

次に關東州租借地及中立地帯の區域及範圍に就ては遼東半島租借條約第二條並遼東半島租借及中立地帯境界確定に關する追加協定第一條及第二條に規定され、右規定により一八九八年八月露清兩國政府の間に境界劃定聯合委員會が組織され同委員會に於て實地調査の結果一八九九年九月二十五日旅順に於て遼東半島租借地境界議定書を作成した。

尙ほ遼東半島租借及中立地帯確定に關する追加協定(第三條)によれば中立地帯に於ける行政は清國官憲の專管に屬するが清國陸軍は露國官憲の同意を得て該地帯に入り得ることを規定した。

日本側の行政

沿革 滿洲に於ける日本側行政は明治三十八年五月八日勅令第一五六號及び

占領地民政署に關する規定を公布し滿洲軍總司令官隷下に民政を施行するに至つたのを最初とする其後三十九年九月關東都督府が設けらるゝに及んで爰に初めて軍政に代る民政の端を開いたのである。爾來數回の改正を經大正八年四月勅令第九十四號を以て關東廳官制公布され同時に關東都督官制を廢止し尙ほ駐滿軍隊統卒の爲に別に關東軍司令部を新設した尤も陸軍武官が關東長官に任ぜられたときは關東軍司令官を兼ねることを得せしめ、又南滿洲鐵道株式會社に關しては都督が同會社を總裁する制を改め長官をして同會社を監督せしむることとなつた。そこで従來の日本側行政の大系は三つに分れる。即ち(一)關東廳は州内全般の行政を統へ滿鐵會社を監督すると共に鐵道附屬地の司法警察事務を掌り(二)滿鐵會社は鐵道附屬地及附帶事業用地内に於ける教育、衛生等の行政の任に當つて居り(三)領事は開放地及鐵道附屬地に對し領事裁判權を行ひ且前者に於ける警察權を行使し(四)關東廳は地旅順市大連町)院の外、農事、蠶業、水産各試驗所、其他である。(關東廳所在地旅順市大連町)

歴代關東都督及長官一覽

都督	陸軍大將 大島 義 昌	(明治三二年二月二日任官)	在官六年六月
同	陸軍中將 福 島 安 正	(明治三四年四月六日任官)	同 二年五月
同	陸軍大將 中 村 覺	(大正三年九月五日任官)	同 二年十月
同	陸軍中將 中村雄次郎	(大正三年七月三日任官)	同 一年九月
長官	林 權 助	(大正八年四月三日任官)	同 一年一月
同	山縣伊三郎	(大正九年五月四日任官)	同 二年四月
同	伊集院彦吉	(大正二年九月八日任官)	同 一年
同	兒 玉 秀 雄	(大正三年九月六日任官)	同 四年三月
同	木下謙次郎	(昭和二年三月七日任官)	同 一年八月
同	太田 政 弘	(昭和四年八月七日任官)	同 一年五月
同	塚 本 清 治	(昭和六年一月五日任官)	同 八ヶ月
同	山岡萬之助	(昭和七年一月二日任官)	同 一年
同	武 藤 信 義	(昭和七年八月八日任官)	同 一年
同	陸軍大將 菱 刈 隆	(昭和八年七月六日任官)	現 職

(イ)地方行政 關東州に於ける地方自治制度は市制及會制の二種であつて州内行政区劃を二市六十九會に分つてゐる。即ち大連及旅順の市街地に市制を、其他の村落には會制を施行してゐる。

市及會とは日本内地の市町村に該當する行政区劃であつて、會の下に街があり又は屯がある。市制 大正四年都督府は大連及旅順市規則を制定し新に市を置き同年十一月一



日より之を實施した。尙ほ大正十三年八月一日より略ぼ内地の市制に則つた新市制を旅大兩市に施行し今日に及んでゐる市の執行機關は市長であつて市長は市の選舉せる候補者三人中より關東長官之を選任し、市の議決機關たる市會は民選及官選に依る市會議員を以て組織し、其定数は民選によるもの旅順市十四名、(外に二名官選)大連市三十三名(外に七名官選)である。市參事會は市長助役及名譽職參事會員を以て組織してゐる而して名譽職參事會員の定員は六名であつて市會に於て市會議員中より之を選擧する。

市の事業 大連及旅順兩市に於て現に施行してゐる事業を擧ぐれば(一)衛生、(二)教育(三)社會事業(四)市場(五)公園(六)公會堂(七)屠場(八)火葬場(九)墓地(十)街燈施設等である。市の財政 市には收益を生ずる財産少く使用料及手数料等其他の收入亦僅少なるとして市經費の大部分は之を賦課に仰ぎ市税として賦課し得るものは戸別割關東

州地方税附加税及特別税の三種で此内戸別割は市歳入中其主位を占めてゐる。

(口)會制度 會制度は下級行政機關として從來から存置されてゐたが、何等法規の據るべきものなく、自治以後に於ても専ら地方の慣習を參照し警察官吏の監督の下に自治的に之を訓練して來たものに過ぎない。何等積極的施設の見るべきものがなかつた。大正八年二月大要内地其他植民地に於ける行政に準據し、會行政準則及其附屬諸規則を制定施行し、會行政の刷新を計り他面地方の實情と慣習とを考慮し大正十四年六月勅令を以て關東州會制度を公布し同年九月一日から之を施行し今日に及んでゐる。

會の執行機關は會長であつて關東長官之を任免し、會長の補助機關として會計書記等があり民政署長が之を任免してゐる。尙ほ會の行政区劃たる各街屯に街屯長及副街屯長を置いてゐる。會の諮問機關として會に協議會を置き其協議會員の定員は其會の現在人口を標準として之を定め人口五千未満の會は八

人、五千以上一萬未満の會は十二人、一萬以上二萬未満の會は十六人、二萬以上の會は二十人となつてゐる。

會の事業 會に於て現に施設してゐる主なる事業は初等教育(普通學堂經營)であつて其他勸業、警備、土木、衛生、地方改良、救護、屠獸、市場等である。而して會事業中最も多額の經費を支辨するものは教育で次は勸業方面で他面農會又は畜産組合等に補助を與へ農村の振興を圖つてゐる。

會の財政 會には未だ收益を生ずる財産少く使用料及手数料其他の收入も亦僅少である爲、會經費の大部分は之を會税の賦課によつてゐる。會税は戸別割、反別割及特別税の三種である。

(ハ)附屬地行政 南滿洲鐵道會社は其創立に當り鐵道沿線附屬地に於ける土木、教育、衛生等に關し必要なる施設を爲す責任を有すると同時に附屬地内の居住者に對し手数料を徴收し、其他必要なる費用の分賦を爲すことを得る權能を賦與された。即ち滿鐵附屬地々域内に於て

多少の改變はあつたが、昭和五年六月職制を改正して今日に及んでゐる。(昭和六年七月現在)

地方事務所 地方事務所々在在は瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、新京、本溪湖、安東の十三箇所、地方事務所派出所々在在は十二箇所である。此外撫順に於ては炭礦部、哈爾濱、吉林及鄭家屯に於ける教育及び之に關する事項は、哈爾濱事務所、吉林及鄭家屯各公所に於て取扱つて居る。

土地、人口

總面積 は三千七百四十料の廣きに及び、これを地方別に示せば左の如し。

Table with columns for location (地方別), area (面積), and population (人口). Rows include 旅順, 大連, 金州, 普蘭店, 貔子窩, 小計, 滿鐵附屬地, 合計.

人口 滿鐵附屬地を含む

Table showing population statistics for various locations (昭和五年, 昭和六年, 昭和七年) categorized by Japanese (日本人), Manchurian (滿洲人), and Foreigners (外國人).







逐年製鹽高

年次	鹽田面積 千坪	數量 千石	價額 千圓
昭和五	二〇、九六	六九二	一、〇六一、三〇五
六	二〇、九七五	五七	一、二二三、二二三
七	二二、一九一	六五	一、三九九、八六二

工業 は豆油、豆粕、製粉、綿糸、鉄、製材、煙草等の製造が主で、最近三年の工産總額を示せば左の如し。

工業製産額

年次	州内	州外	計
昭和五	六、六〇〇	四、三三三	一、〇三、九四四
六	五、六〇七	三、〇七三	八、九八〇
七	八、〇四五	四、九七二	一三、三三七

主要工産物

種別	州内	州外	計
豆油	一、八五一	四七、〇七六	一七、一四九
豆粕	一、六〇四	一、一〇三	二、七〇七
製粉	—	—	二、〇八六

昭和七年に於て産額二百圓以上上つたものを次に挙げる。

商業

會社 昭和七年末現在の會社數(本店)は千三百で、拂込資本及出資額六億千五百七十一萬一千圓、これを資本額より見れば、五萬圓未満七百七十一、十萬圓未満百二十九、五十萬圓未満二百十七、百萬圓未満七十三萬圓以上百十である。

年次	株式	合名、合資
昭和五	三五四	八三六
六	三三六	五三、三
七	三三七	五、六六

社數 拂込資本 社數 拂込資本  
千圓 千圓

尙ほこれを營業別に分類すれば、  
業種 社數 拂込資本 業種 社數 拂込資本  
千圓 千圓

農業 三〇、五五六 商業 七六、一〇〇、七七  
水産 六、四四四 自由 一、一〇〇、七七  
鑛業 二二四、〇六 運輸 八五、四八、八二  
工業 四〇、八二、〇九 計 一、三〇〇、六五、七八

取引所 大正二年九月大連に官營取引所を設立したのが創まりで、今日では州外を併せ八取引所(内大連、奉天、開原、四平街、公主嶺、新京の六取引所は官營

日・滿・露關係

地 區	數量 千噸	價額 千圓
綿糸	六、二九一	三、三三四
製材	一、〇四七	六、〇六四
煙草	三、三	三、九七一
織物	三、七七	一、九八
鑛業	—	—

主要鑛産物は鐵及び石炭で、撫順炭礦、本溪湖炭礦、鞍山鐵鑛等(これは

主として州外)著名なものがある。此の外金、銀、鉛及び錫等を産するも其の量は少ない。昭和七年末現在の稼業鑛區は三十一、坪數四千九百八十七萬坪、同年中の總産額三千六百萬餘圓、次に其の内容を掲げる。

地 區	鐵		石 炭		其 他	
	數量 千噸	價額 千圓	數量 千噸	價額 千圓	數量 千噸	價額 千圓
旅順	—	—	—	—	—	—
大連	—	—	—	—	—	—
鞍山	—	—	—	—	—	—
遼陽	—	—	—	—	—	—
本溪湖	—	—	—	—	—	—
撫順	—	—	—	—	—	—
計	八四	九、五	—	—	—	—
昭和五	八三	一、〇三三	—	—	—	—
同 六	八三	一、五九九	—	—	—	—
同 七	九四	一、五二	—	—	—	—

〔備考〕 ▼印には表示鑛區以外の管内鑛産額が含まれてゐる。

で、糧豆及び錢鈔の賣買を掌り、民營取引所は大連、安東の二ヶ所にあり、而して大連では株式及び麻袋、綿糸、綿布、麥粉を、安東は株式、錢鈔を取扱つて居る)がある。官營取引所では取引擔保會社(信託會社と稱す)がこれに隸屬して取引の擔保及び精算の事務を取扱つて居る。

租借地内に於て外國貿易に開放されて居る港は旅順、大連、金州及び貔子窩の四港で、昭和七年の右四港通計國別貿易額は左の通りである。

國 別	輸 出		輸 入	
	數量 千圓	價額 千圓	數量 千圓	價額 千圓
日本	—	—	—	—
臺灣	—	—	—	—
朝鮮	—	—	—	—
滿洲	—	—	—	—
支那	—	—	—	—
香港	—	—	—	—
英國	—	—	—	—
獨逸	—	—	—	—
米 國	—	—	—	—
其 他	—	—	—	—
計	—	—	—	—

この内で百萬圓以上上つた重要輸出入品目と其の金額は次表の如し。

(輸 出)		(輸 入)	
黃大豆	二〇、四三	新麻袋	八、七〇四
豆 粕	五、六六	綿織糸	八、四六二
豆 油	一、三三四	白砂糖	七、三六六
石 炭	一、四六	生金巾	五、五〇〇



高粱	八、四七	古麻袋	三、九四
綿織糸	七、三九	發電機及部分品	三、〇三
鐵塊及錠	六、三五	軌條	二、九〇
落花生	五、七二	綿織子	二、九五
撒豆粕	五、六〇	履物	二、九〇
小豆	五、〇六	絹織物	二、八七
製鹽	二、八〇	卷煙草	二、八五
(輸入)		葉煙草	二、五九
小麥粉	一、六〇	石	二、〇四
生棉	一、三三	油	二、〇四

### 南滿洲鐵道株式會社

#### 總說

日本が滿蒙に於て享有する特殊權益——過ぎし日清、日露の兩戰役に於て我が忠勇なる將卒二十萬人が流した生々しい血しほと、其の貴き犠牲的精神の結晶であるところの——何ものにも代へがたい皇國日本の至寶特殊權益の經濟的象徴化された之が王座の地位を占むると共に又實際に其の特殊權益中に包含さるゝ大小各種利權の事業化總元縮として、多年來改々營々これが開發に努力精進し、以

て偉大なる功績を樹てつゝある、殊に滿洲事變以來引續き其の建國前後に於ける目覺ましき奮闘努力、及び日滿經濟プロジェクトの建設達成上活躍援助至らざるなき殊勳者として益々其の將來を囑望されつゝある南滿洲鐵道株式會社（以下滿鐵と稱す）の存在せることを銘記せねばならぬ。

#### 創立

明治三十八年九月五日ポーツマスに於て調印された日露講話條約第六條により我國が東清鐵道に屬した「長春（寬城子）旅順口間の鐵道及び其の支線、並にこれに附屬する一切の權利及び財産、其の他の經營物件」を露國から譲り受けたので、これが經營機關として同三十九年六月七

日勅令第四百四十二號を以て此の滿鐵會社設立の件が公布され、其の後四ヶ月の準備期間を経て、明治四十年四月一日創立、初代總裁として後藤新平伯が就任した。

#### 組織

會社業務の監督は總て拓務大臣の所管で、特に業務中外交に關する事項は外務大臣の監督下に置かれて居る。會社の會計及び營業に關する規定は豫め政府の認可を要し、每營業年度の事業計畫及び營業收支の豫算、決算、利益配當等も亦た政府の認可を経ることになつて居る。正副總裁は勅裁を経て政府が任命し、理事も百株以上の株主中より政府がこれを任命、監事は株主總會で選任する。

#### 歴代總裁

總裁	自明治三十九年一月一三日
同	至同四一年二月四日
同	自同四二年二月八日
同	至同四三年七月九日

男爵	後藤新平
同	中村是公
工學博士	野村龍太郎

同	自同六年七月一五日
理事長	自同六年七月三一日
同	至同八年四月二二日
社長	自同八年五月三〇日
同	至同〇年一月四日
同	自同〇年一月二四日
同	至同一年六月二二日
同	自同一年六月二二日
同	至同二年七月一九日
總裁	自同二年七月一九日
同	至同四年八月一三日
同	自同四年八月一三日
同	至同六年六月一三日
同	自同六年六月一三日
同	至同七年七月二六日
同	自同七年七月二六日

#### 滿鐵現在組織一覽

總裁	林博太郎
副總裁	八田嘉明
理事	山西恒郎、竹中政一、河本大作、大淵三樹、山崎元幹、郡山智、佐々木謙一郎、宇佐美寬爾
監事	大橋新太郎、原富太郎、小倉

日・滿・露關係

正恒	工學博士	仙石貢	石本憲治
伯爵	內田康哉	根橋禎二	市川健吉
文學博士	林博太郎	羽田公司	中西敏憲
商務部長		武部治右衛門	

#### 資本

滿鐵の資本は創立當時二億圓で、大正九年四月二億四千萬圓の増資を行ひ四億四千萬圓となり、更に昭和八年三月三億六千萬圓を増資して八億萬圓となつたが、これに對する日本政府並びに民間出資額及び拂込金、未拂込金額の内譯は左の如し。

資本金總額	八、〇〇〇千圓
株式	一、六、〇〇〇千株（一株五十圓）
內	
日本政府持株	八、〇〇〇千株
一般募集株	四、〇〇〇千圓
	八、〇〇〇千株



此の内譯

舊株式	4,500千株
新株式	210,000千圓
	3,600千株
	180,000千圓

拂込済株金

日本引受株式	100,000千圓
引受株式	15,000千圓
計	115,000千圓

一般募集株

舊株式四百萬株	200,000千圓
新株式三百萬株	150,000千圓
計	350,000千圓

拂込未済株金

日本政府引受株式	139,930千圓
一般募集新株式	14,000千圓
計	153,930千圓

尚ほ此の外に満鐵は昭和九年六月末に於て社債總額四億二千二百八十五萬圓を擔して居る。

の完備整頓振りはまさに驚嘆すべきものがある。

鑛山

政府から引續いだ炭坑は撫順、煙臺及び瓦房店附近炸子密の三坑であつたが、其の後日露鐵道接續協約の結果露西亞政府から新京附近石碑嶺及び陶家屯の引渡しを受けた。現在滿鐵で探掘する炭坑は撫順、煙臺の二坑の外搭連炭坑を買収經營し、炸子密は鞍山鐵礦株式會社に、石碑嶺、陶家屯は南滿鐵業株式會社に委任經營せしめて居る。撫順の炭田は面積約

昭和八年度販賣實績 (單位噸)

撫順正炭	撫順雜炭	煙臺炭	他炭
306,233	8,156	110,326	44,948
2,578,982	184,550	108,544	182,333
101,707	—	30	7,766
2,297,291	—	—	—
79,460	—	—	1,066
88,488	—	—	—
7,641,153	19,555	318,480	336,077

日・滿・露關係

滿鐵の事業

鐵道

明治四十年の創立當時政府から引續いだ鐵道は大連、長春(新京)間の本線、旅順、柳樹屯、營口、煙臺、撫順、安東の各支線計七線で、當時安奉線は軌間二呎六吋の輕便鐵道、其の他は三呎六吋の狹軌式鐵道であつたが逐次現在の四呎八吋半廣軌式線路に改築を終り、且つ着々複線工事を漸成し、大連經由又は鮮鐵連絡で歐亞交通路の一部を形成し、併せて滿蒙開發の一大動脈を成し、其の營業料數は千二百二十九軒に及んで居る。

幹線	704.3
支線	50.8
旅順線(周水子—旅順)	50.8
營口線(大石橋—營口)	23.4
煙臺炭礦線	15.6
撫順線	5.9
渾榆線(渾河—榆樹臺)	4.1
入船線(沙河—入船)	4.0
吾妻線(大連—吾妻)	2.9

甘井子線(南關嶺—甘井子埠頭) 五八  
柳樹屯線(大房身—柳樹屯) 未開業  
而して昭和八年度の營業成績は乘車人員一三、六三三、八七五人、客車收入一八、七五七、三六三圓、貨物噸數一八、八五〇、八四〇米噸、貨車收入九四、二六三、〇一九圓、總收入一一九、六七六、七四一圓、支出四三、九一〇、三八七圓である。

港灣

引續ぎ當時の大連築港は大體露西亞の殘したダルニー港の建設計畫を踏襲して其の工事を進め、遂に今日の大連港を現出せしめたのであるが、其の事業費總額約八千五百萬圓、東西及び北防波堤(延長三千九百八十米)を以て抱擁する内水面積約三百三十一萬平方米、水深七米乃至十二米、岸壁の延長五千十一米、三千噸級の船舶を同時に三十九隻、二萬噸級の巨船も自由に繫留し得る大規模のもの、現在大連港の貨物吞吐能力は年額千五百萬噸で、これが埠頭設備と各附帯施設

業績

滿鐵の業績は會社創立以來順調なる進展を續け、昭和五、六年度には悲觀さるべき状態に陥つたが、七年度よりは又元の如く其の業績も復活し多大の收益をあげるを得るに至つた。昭和八年度の營業收支並びに利益金處分は次の如し。

八年度業成績

鐵道	29,676,742圓
旅館	2,566,152圓
港灣	117,031,566圓
製油	70,977,031圓
製鐵	5,277,106圓
地方	3,036,215圓
總務	6,184,566圓
利息	10,865,944圓
合計	16,421,896圓
支出	24,001,777圓
鐵道	43,910,387圓

五三



旅 館	二,五九、九八七圓
港 灣	九、八六、五九五〃
鑛 業	六五、九五九、六八〇〃
製 油	四、四五、六〇九〃
製 鐵	三、五八三、九四九〃
地 方	一六、八五、七〇〇〃
總 務	二九、三九六、二五〃
利 息	一八、五七、九七〃
合 計	一〇五、〇八一、一六三〃
利益金處分	
本年度利益金	四三、九三〇、五五〇圓
前年度繰越金	七、〇八、七三二〃
合 計	五〇、二九六、二七五〃
右の處分	
法定積立金	八、〇〇〇、〇〇〃
政府配當金	一〇、七五、六九〃
政府以外株主配當金	(四分四厘三毛)
同 第二配當金	一四、四六、二三〃
特別積立金	(年六分の割)
役員賞與並びに交際費	四七五、三〇四〃
翌年度繰越金	三、〇〇〇、〇〇〃
	四〇〇、〇〇〃
	九、八二、一五九〃

地方經營

明治三十九年八月會社設立事務に關する政府命令書により滿鐵は鐵道沿線附屬地に於ける土木、教育、衛生に關し必要なる施設をなすべきことを命ぜられると同時に、これが費用を支辨する爲め附屬地内の居住者に對し手数料を徴收し、其の他必要なる費用の賦課をなし得る權能を附與された。地方機關は當初鐵道沿線の居留民會であつたが其の後幾多の變遷を経て大正十四年四月地方區事務所を地方事務所に改め、現在は十四ヶ所の地方事務所で各管轄區域の行政を司つて居る。地方經營に關する費用は附屬地内公共事業の施設に關するものは總て滿鐵の負擔となし、經營費は居住者の納付する公費を以てこれに充て、其の不足分は滿鐵より補給することゝなつて居るが、其の收支は人口の増加と施設の進歩に伴ひ漸増し殊に支出は激増しつゝある。昭和八年度公費歳出入は次の如し。

土 木 費	五〇、三六圓
教 育 費	一、七四六、九八〃
衛 生 費	六五、九四九〃
警 備 費	二〇六、七六六〃
其 他 費	六〇四、九三三〃
計	三、七〇、八七四〃
臨時費	五七、四〇〃
合 計	三、八六、二七四〃
課 金	一、二六、八〇圓
手 數 料	三三三、六七〃
補 給 金	二、二〇、六三三〃
諸 口 收 入	一七、一七〃
合 計	三、八六、二七四〃

滿洲國有鐵道  
委任經營機關  
鐵路總局 (在奉天)

昭和八年二月九日滿洲國政府は交通部の手に於て經營中であつた同國有既成鐵道の委任經營を滿鐵に通告し來つた。其の契約は

滿洲國政府は吉長、吉敦、吉海、四洮、洮索、洮昂、齊克、呼海(松花江の水運事業の一部を含む)、瀋海、奉山(大通線及び附屬港灣を含む)の既成鐵道に關し滿鐵に對し負擔する債務合計約一億三千萬圓をこれ等諸鐵道に屬する一切の財産及び収入を以て本借款の擔保とし、これ等諸鐵道の經營を滿鐵に委託す。滿洲國政府と滿鐵以外の第三者との間に有する鐵道の債權債務に關しては、政府と滿鐵間に於て協議の上滿鐵に於てこれを處理し、此の支拂を要するもの及び奉山線の中央公司に對する借款の償還資金は、鐵道の委託經營による収入金より支出す、又奉山線の内中央公司借款に關係あるものは同借款問題解決する迄本借款の擔保より除外す。

といふにある。これに對し滿鐵は三月一日欣然これを受諾の旨發表すると共に奉天に鐵路總局を設置し、右受諾鐵道の經營に當らしむることになつた。

而して總局の統轄する鐵路局及び各鐵

日・滿・露關係

路局所管の線名は左の如し。

奉天鐵路局	(單位料)
奉天線(奉天—山海關)	一、四九六
大鄭線の内(大虎山—木里圖—通遼)	二四、六〇
營口線(溝帮子—營口)	九、一
北票線(錦縣—北票)	一三、一
葫蘆島線(連山—葫蘆島)	二、九
奉吉線の内(奉天—朝陽鎮—靠山屯)	二六、〇
西安線(沙河—西安)	六、七三
新京鐵路局	
京圖線(新京—圖們)	五三、八〇
奶子山線(蛟河—奶子山)	一〇、〇
拉賓線の内(六家子新站—站拉法)	三、五
朝開線(朝陽川—開山屯)	五、四
奉吉線の内(朝陽鎮—靠山屯—吉林)	一八、四
哈爾濱鐵路局	
濱北線(濱江—北安)	二二、三
馬船口線(馬船口—新松浦)	二、六
齊北線の内(克東—北安)	一五、〇

假營業中のもの

坂凌線(口北營子—朝陽)	四〇、三
--------------	------

尙ほ鐵路總局は附帶事業として松花江の水運、葫蘆島、河北埠頭の經營及び各地に自動車營業を行つて居るが、此の外に滿鐵に於ては朝鮮總督府より輸城、會寧間、清津線、公寧炭礦線及び圖們線の委託經營を受け、昭和八年十月北鮮鐵道管理局を清津に設置した。延長三百三十軒、昭和十年七月には日滿最捷路にあたる重要幹線の新設連絡港たるべき雄基、羅津間を結ぶ鐵道も完成される筈である。



滿鐵關係事業會社一覽

昭和九年二月滿鐵の傍系會社の同社持ち株解放の聲明は、其の頃一時喧しかつた滿鐵改組の一前程をなすものとして一般の注目を引いた處であるが、滿鐵設立當時政府命令書以外の事業にして將來有望の事業も尙獨立の企業家に委ね難き事

Table with columns: 會社名, 公稱資本, 持込資本, 最近配當, 拂株歩合. Lists various companies like 昭和製鋼所, 滿洲化學工業, etc.

情にありし爲め、爾來滿鐵は幾多の事業をも直接經營して來たものである。然し其の後滿洲に於ける産業組織の發達と共に四圍の狀態も著しく進展を見たので、漸次獨立經營に移すことを得策とするに至り、大正四年先づ大連汽船を分離したのを初めとし、採算的經營をなし得べき

諸事業に此の方針を以て臨み、同時に又他面に於て滿鐵事業と關係ある企業に出資し、事變後にも其の新情勢に應じて出現せる諸會社にも資金を投じて發達助成に力めつゝあるが、關係會社は左の如く其の數六十四社でこれによつて謂ゆる滿鐵經濟ブロックが形成されて居る。

Table with columns: 會社名, 公稱資本, 持込資本, 最近配當, 拂株歩合. Lists companies like 大連工業, 南滿洲硝子, etc.

Table with columns: 會社名, 公稱資本, 持込資本, 最近配當, 拂株歩合. Lists companies like 朝鮮鐵道, 滿洲電信電話, etc.

日・滿・露關係

Table with columns: 會社名, 公稱資本, 持込資本, 最近配當, 拂株歩合. Lists companies like 奉天取引所信託, 公主嶺取引所信託, etc.

(備考) 印は事變後設立したる株式會社。印は滿洲或は中華民國法人たる株式會社。印は日滿國法人たる株式會社。印は清算中の株式會社。其他は全部日本法人たる株式會社。印は滿洲國幣を示す。